

平成22年第3回(9月)坂城町議会定例会会期日程

平成22年9月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 1日	水	午前10時	本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告
2	9月 2日	木		休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	9月 3日	金		休 会
4	9月 4日	土		休 会
5	9月 5日	日		休 会
6	9月 6日	月		休 会
7	9月 7日	火		休 会
8	9月 8日	水		休 会
9	9月 9日	木	午前10時	本会議 ・一般質問
10	9月10日	金	午前10時	本会議 ・一般質問
11	9月11日	土		休 会
12	9月12日	日		休 会
13	9月13日	月	午前10時	本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案説明 総括質疑 委員会付託
14	9月14日	火	午前9時30分	委員会(総務産業、社会文教)
15	9月15日	水	午前9時30分	委員会(総務産業、社会文教)
16	9月16日	木		休 会
17	9月17日	金		休 会
18	9月18日	土		休 会
19	9月19日	日		休 会
20	9月20日	月		休 会
21	9月21日	火	午前10時	本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月1日上程

議案第32号	平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第33号	平成21年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第34号	平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第35号	平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第36号	平成21年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第37号	平成21年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第38号	平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第39号	平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月21日	認定
議案第40号	坂城町さかき地場産直売所条例の制定について	9月21日	可決
議案第41号	坂城町下水道条例の一部を改正する条例について	9月21日	可決
議案第42号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	9月21日	可決
議案第43号	長野県地方税滞納整理機構の設置について	9月21日	可決
議案第44号	平成22年度坂城町一般会計補正予算(第2号)について	9月21日	可決
議案第45号	平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について	9月21日	可決
議案第46号	平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補		

	正予算(第1号)について	9月21日	可決
議案第47号	平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等 貸付事業特別会計補正予算(第1号)につい て	9月21日	可決
議案第48号	平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)について	9月21日	可決
議案第49号	平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予 算(第1号)について	9月21日	可決
議案第50号	平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)について	9月21日	可決
9月21日上程			
議案第51号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月21日	同意
議案第52号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて	9月21日	同意
議案第53号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任につ いて	9月21日	同意

平成22年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日	9月1日(水)	
議事日程	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長招集あいさつ	3
議案第32号～議案第50号の上程、提案理由の説明、詳細説明	8
監査報告	38
第2日	9月9日(木)	
議事日程	44
一般質問	塚田 忠 議員	44
	田中 邦義 議員	56
	山城 賢一 議員	70
	林 春江 議員	81
第3日	9月10日(金)	
議事日程	94
一般質問	宮島 祐夫 議員	94
	大森 茂彦 議員	107
	入日 時子 議員	118
	円尾美津子 議員	131

第4日 9月13日(月)

議事日程	148
一般質問 安島ふみ子 議員	148
柳澤 澄 議員	160
一般会計決算案総括質疑、委員会付託	172
特別会計決算案総括質疑、委員会付託	211

第5日 9月21日(火)

議事日程	220
請願、陳情採決	221
議案第32号～議案第50号の質疑、討論、採決	221
追加議案上程、提案理由の説明	271
議案第51号～議案第53号の質疑、採決	272
町長閉会あいさつ	274

平成22年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
- | | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 9 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 " | 塚 田 忠 君 | 10 " | 池 田 博 武 君 |
| 4 " | 大 森 茂 彦 君 | 11 " | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 " | 山 城 賢 一 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 入 日 時 子 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君 |
| 7 " | 安 島 ふみ子 君 | 14 " | 春 日 武 君 |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠比古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 代 表 監 査 委 員 | 三 井 幸 雄 君 |
9. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 3 9 号 平成 2 1 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 4 0 号 坂城町さかき地場産直売所条例の制定について
- 第 1 4 議案第 4 1 号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 4 2 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 長野県地方税滞納整理機構の設置について
- 第 1 7 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 8 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 3 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に

ついて

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第120条の規定により、5番 山城賢一君、6番 入日時子さん、7番 安島ふみ子さんを会議録署名議員に指名いたします。

日程第2「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの21日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月21日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） 本日ここに平成22年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員ご出席をいただき、開催できますことを心から御礼申し上げます。

す。

さて、国政におきましては、7月11日執行された参議院議員通常選挙において民主党を初め与党が振るわず、いわゆる「ねじれ国会」となり、今後の国会運営が注目される場所ありますが、急激な円高、ドル安、ユーロ安に対する政府の対応などが見えにくく、国会議員が民主党の代表選挙に奔走する姿しか国民に映らず、この間の政治の空白は国民生活の根本にかかる由々しき問題ではないかと懸念しているところでもあります。

また、8月8日に執行されました長野県知事選挙において阿部守一氏が初当選され、本日就任されることになっています。阿部新知事に対しては、信州で暮らし、働く人々が誇りをもち、力強く未来を切り開く長野県づくりに向けて若さと実行力を期待するとともに、市町村を支え、応援する県政運営をお願いする次第でございます。

東京都足立区で発覚した男性最高齢者の死亡隠蔽事件に端を発しまして全国で高齢者の所在不明に係る事象が次々とテレビ、新聞で報道されております。

坂城町では、今月5日で104歳になる女性が最高年齢で、今年も敬老のお祝いにお伺いします。今年喜寿の方が175名、米寿を迎える方79名を初め今年の敬老慶祝事業の対象者は全町で560人です。町理事者と民生委員がお伺いし、直接またはご家族に近況をお聞きすることになっています。

なお、当町には住民登録上の不明者はおりませんが、戸籍上何らかの理由により除籍されていない方は謄本上存在し、生きておられれば120歳以上となる方が16人おられます。現在その処理につきましては法務局に確認しており、適切に対応してまいります。

さて、9月定例議会は決算議会として位置づけられています。一般会計の決算状況ですが、歳入につきましては、経済不況により企業収益や個人所得に大きな影響を及ぼし、法人町民税は62.5%、個人町民税も11.2%それぞれ減となりました。また固定資産税は評価替えが行われたことにより3.9%の減となり、町税全体では前年度比マイナス15.2%、約4億5,500万円の減少であります。

地方交付税は基準財政収入額が税収の法人割について減額算定がなされたことなどを主な要因として、普通交付税、特別交付税合わせて前年比84.4%、約4億4,400万円の増となりました。

財政力指数は3カ年の平均が0.808となり、県下77市町村の中で4番目に位置づけられております。

繰入金は前年比約4億6千万円の減となり、歳入全体としては4.8%減の67億6,657万円となりました。

歳出でございますが、持続的に行財政改革を進め、経常経費の削減に努めてまいりました。性質別では人件費、公債費等は減少しておりますが、定額給付金事業を実施したことや税の

還付が伸びたことから補助費が増額、国の経済対策等により下水道事業の繰出金も増加したところです。

また普通建設事業費は、まちづくり交付金事業が最終年度となり、食育・学校給食センターの建設や前田川バイパス水路の整備、開畝地区の道路、公園の整備などを実施いたしました。投資的経費全体といたしましては、災害復旧事業がありませんでしたので、前年比21.2%の減となりました。歳出全体では1.0%減の66億9,185万円、実質収支7,052万円という決算となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政健全化の指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、いずれも黒字でありました。実質公債費比率は18.5%、将来負担比率117.7%、下水道事業に係る資金不足比率については資金が充足されておりますので、数値としては0となりました。

実質公債費比率等いずれも早期健全化基準を下回っておりますが、引き続き将来の負担軽減や健全なる財政運営に努めてまいります。

町の最高計画である第5次長期総合計画につきましては、現在、素案づくりの段階です。今後取りまとめました素案を審議会にお諮りし、いろいろご意見を伺い、地区別懇談会を開催するなど町民の皆様の意見を反映してまいります。

また上田広域においては、上田市を中心市として定住自立圏の取り組みが進められており、本町も産業・医療・交通などの分野で検討してまいりたいと考えております。

男女共同参画計画、健康づくり計画、障害者計画につきましても見直しを行い、新たな計画を策定いたします。策定懇話会の委員を初め町民の皆さんのご意見をお聞きしながら作業を進めてまいります。

さて、長野県経済の動向は、民間調査機関によると「持ち直しているが、雇用面を中心に厳しい状況が続いている」とし、今後も「穏やかな持ち直しの動きが続くと見られるが、雇用・所得環境の改善の遅れに加え、欧米など海外の景気下押しリスクにも留意する必要がある」と指摘しています。また個人消費につきましては、乗用車販売が6月まで9カ月連続で前年水準を上回っているということですが、エコカー減税などが終わりますので、その影響も懸念されるところです。

円高、ドル・ユーロ安は中小輸出企業の多い当町にとって厳しい経済環境で、国の適切な対応を期待しております。

またテクノセンターでは「坂城WAZAパワーアップ事業」に加え、新たな企業立地促進に係る人材養成事業として「新規新産業創出スタートアップ事業」や「新産業技術セミナー」などを進めています。

さて、7月末からは連日30度を超す暑い日が続いております。農作物への影響が出てい

ます。また7月17日には北日名を中心に大豆大の雹が降り、りんごやぶどうに1千万円を超える被害を及ぼし、農協等とも連携し、今後の対策を進めてまいります。

懸案の農産物直売所運営につきましては、8月4日に昨年来の販売実績のある「お～い原木会」を中心とした町内の農業4団体の代表者等を役員とした「さかき地場産直売所運営組合」が設立されました。

出荷会員募集説明会も開催され、その体制が図られつつあります。現在、中之条国道沿いの町有地で工事を進めておりますが、県の元気づくり支援金を活用し、その趣旨を踏まえ、会員自らの取り組みも工程に入れており、10月中旬のオープンを目指しております。

より多くの皆さんに出荷会員として参加いただき、農業の振興に、また安心・安全の農産物が購入できる直売所になるよう取り組んでまいります。

昨年実施した「全国辛味大根フォーラム」を一過性のものとしなない取り組みとして「ねずみ大根祭り」をJAちくまと連携し、11月13日開催に向け、準備を進めております。地域の伝統野菜として発信し、町全体でもり上げていただけることをお願いする次第でございます。

やっと鼠橋まで上田坂城バイパスが開通したところですが、鼠橋通り右折レーンの設置工事並びに県道取り付けの線形改良工事が国と県の事業として来年1月までに整備されます。鼠橋以北については、いまだ事業化の時期も示されておりませんが、引き続き関係機関に対して要望活動を進めてまいります。

また公共下水道事業につきましては、繰越事業と22年度事業により、中之条、南条、網掛の3地区を10工区に分けて来年3月までに工事を進めてまいります。

小網地区の上水道整備につきましては、8月25日、地元の代表者ととも県企業局長に早急な対策を要請したところです。

新規事業として取り組んでおります住宅用太陽光発電システム設置事業補助金は、8月末には13件、補助金額72万9千円の交付申請があり、今後も10件程度の申請が見込まれますので、補正をお願いし、環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

4月から、ごみ処理手数料の有料化がスタートいたしました。7月末までの家庭系可燃ごみの排出量は、前年同期8.2%減となっており、皆様のごみ減量化・資源化に対するご理解とご協力の賜物と感謝申し上げますが、近隣市町の減少率に達しておりませんので、さらなるご協力をお願いする次第です。

7月31日の町民まつり「坂城どんどん」では、賑わい広場、イベント広場で多彩な催しが展開されました。坂城高校の皆さんが扮する村上義清の武者行列でもり上がりました。夜の踊り流しには46連1,300人を超える踊り手が参加され、暑い中の夜を楽しんでいただきました。

8月15日に開催された第55回の成人式には、新成人133名が出席し、来賓の方々から祝福を受けました。「成人としての自覚と責任を持って行動したい」との決意の発表もありました。地域に担い手に育っていただけることを願っております。

8月29日、文化センターグラウンドで実施いたしました町総合防災訓練には、中之条、四ツ屋、戌久保の自主防災会の皆さんを初め関係団体、議会の皆さんにご参加をいただきました。今年は県の消防防災ヘリによる高所救助訓練も実施され、最近のゲリラ豪雨被害等の状況が目につかび、身の引き締まる思いでした。これから台風シーズンを迎えるにあたり、家庭と地域、そして関係機関との連携のもと、防災意識の高揚と防災対策に万全を期してまいります。

次に、教育文化関係ですが、21年度の繰越事業として取り組んでまいりました坂城小学校の耐震化に伴う大規模改修工事は予定どおり完成し、8月末に引き渡しとなり、坂城小学校はすべて完成いたしました。引き続き、南条小学校体育館の耐震化に伴う実施設計をしてまいります。

中国上海市嘉定区との教育・文化交流は、7月31日から8月4日まで町内3小学校11名の小学生が実験小学校などを訪問し、児童との交流、ホームステイを通して中国の歴史や文化に触れ、国際感覚を培ってきたことと思います。

また8月19日から22日までは上海市実験小学校から12名の児童が坂城町を訪れ、各小学校での交流、お茶会、葛尾登山、飯ごう炊さんやホームステイを通じて友好の輪を広げることができました。日中の子どもたちにとってすばらしい体験であり、今後も継続していきたいと思っております。

さらに9月25日の上海市復旦大学日本研究センター創立20周年記念式典には国際産業研究推進協議会や議会代表の皆さんとともに訪中し、交流を深めてまいります。

9月19日、長野オリンピックスタジアムで開催される長野県のプロ野球、ベースボール・チャレンジリーグの信濃グランセローズのホームゲームを「坂城の日」として設定します。小・中学生の皆さん、父兄の皆さんに観戦に行ってください、青少年の健全育成や町農産物等のPRにつなげればと考えております。

9月11日から11月25日まで鉄の展示館において特別展「信濃村上氏と村上水軍、戦国の勇将たち～義清・国清と武吉・影親～」が開催されます。10月23日には「信濃村上氏シンポジウム」、翌24日は狼煙リレーが計画され、まさに歴史のまちづくりへの取り組みと期待しているところであります。

以上、町政の一端を申し述べましたが、本議会にご審議をいただきます案件は、一般会計・特別会計の平成21年度決算の認定8件、条例の制定、一部改正3件、広域連合の設置について1件、一般会計・特別会計の補正予算7件でございます。よろしくご審議を賜り、

ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

日程第4「諸報告について」

議長（春日君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社坂城町振興公社にかかわる平成22年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

議長（春日君） 日程第5「議案第32号 平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第23「議案第50号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの19件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案の説明を申し上げます。

議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入の総額が67億6,657万円、歳出が66億9,185万3千円でありまして、差引金額は7,471万7千円でございます。A01号線道路改修事業や小学校耐震化事業などに係る繰越事業の充当財源として419万円を除いた7,052万7千円が実質収支でございます。この実質収支から5千万円を財政調整基金に繰り入れ、残額の2,052万7千円が平成22年度への繰り越してございます。

歳入の内容でございますが、一昨年秋以降の世界的な経済不況が個人所得や企業業績に影響を与えたことにより、個人町民税が11.2%の減、法人町民税は62.5%の大幅な減、固定資産税については評価替えに伴い、3.9%の減、町税全体では前年対比マイナス15.2%、約4億5,500万円の減収となったところであります。

地方交付税につきましては、算定の基礎となる基準財政収入額が税収の法人割について減額査定がなされ、大幅に減少、基準財政需要額は地域雇用創出費が算定に加わりましたが、総体的に微減となりました。普通交付税、特別交付税合わせて前年対比84.4%、約4億4,400万円の増額となった次第です。このほか国庫支出金につきましては、まちづくり交付金事業、安全・安心な学校づくり交付金、地域活性化経済危機対策臨時交付金などが交付され、約6億9,200万円の歳入となりましたが、前年度対比では中之条地区の町営住宅

建設事業の終了や定額給付が繰越財源となったことなどから、国庫支出金は約1億7,600万円の減少となりました。

また繰入金ですが、財源不足を補う財政調整基金や食育・給食センターの建設に係る文教施設整備基金から必要な繰り入れを行いました。平成20年度のような工業地域開発事業特別会計からの大幅な繰り入れがございませんでしたので、前年対比約4億6千万円の大幅な減となっております。

歳入全体では前年対比マイナス4.8%、金額で3億4,300万円の減となった次第です。

次に歳出でございますが、性質的に見ますと、投資的経費については継続事業のA01号線及び坂都1号線事業、まちづくり交付金事業が最終年度を迎え、食育・給食センターの建設、前田川バイパスの水路、中之条開畝地区の道路や公園整備、小学校の耐震化事業などを実施し、普通建設事業全体で9億9,900万円の歳出となりました。

なお、中之条住宅団地建設事業の終了と災害復旧事業がなかったことが主な原因で、前年対比14.1%の減となった次第です。

義務的経費につきましては、人件費が行財政改革の推進により5.4%の減額、その他経費については、定額給付金事業の実施や税還付が伸びたことにより補助金等が37.3%の増、下水道事業の推進や国民健康保険、介護保険など特別会計への繰り出しが増え、繰出金が46.2%の増加となりました。

歳出全体ではマイナス1.0%、金額で6,670万円の減額となりました。

詳細につきましては、決算書の事業別明細書がお手元にお配りしてございますし、また主要施策成果及び実施報告書が備えてありますが、そのとおりでございます。

また、その内容については後ほど担当課長から説明させます。

次に議案第33号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、歳入総額は5,940万3千円、歳出金額は5,797万3千円で、差引残高は143万円でございます。このうち80万円を設備基金に積み立て、残る63万円を平成22年度に繰り越しをいたしました。

歳入の面では有線放送電話使用料、工事請負負担金収入、各種事務事業手数料及び広告放送料等でございます。

歳出の主なものは、有線設備の保守管理を初め通常の運営経費でございます。

次に、議案第34号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

歳入総額は15億5,803万2千円、歳出総額は15億4,162万6千円、差引残高は1,640万6千円で、このうち350万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの

1,290万6千円を平成22年度に繰り越したところでございます。

歳入の主なものですが、国民健康保険税が4億600万円、国庫支出金が3億6,200万円、療養給付費交付金が1億円、前期高齢者交付金が4億1,700万円、県支出金が6千万円、共同事業交付金が1億5,500万円、繰入金が4,500万円であり、また歳出でございますが、保険給付金が10億8千万円、老人保健拠出金が2,500万円、介護納付金が6,900万円、後期高齢者支援金が1億9,300万円、共同事業拠出金が1億4,300万円でございます。

次に、議案第35号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明いたします。

平成21年度の本事業の決算は、歳入が848万円、歳出が819万6千円でございます。

歳入の内容ですが、一般会計繰入が140万円、それと貸付金元利収入が680万円。歳出は元利償還金が818万円でございます。

次に、議案第36号「平成21年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、歳入総額は1,434万2千円、歳出総額が1,434万円同額でございます。

主な歳入でございますが、繰入金が1,332万円、医療費返還金等が101万円。

歳出の面では、医療給付金が97万円、償還金が1,337万円でございます。

次に、議案第37号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、公共下水道につきましては、供用地域拡大により平成21年度末の時点におきましては供給面積が346haに達し、下水道普及率は61.3%となりました。これに対する接続率は64.4%で、6,371人、111事業所が下水道を使用しております。21年度の決算で歳入総額は9億8,316万8千円、歳出総額が8億4,485万9千円、差し引きが1億3,830万9千円でございます。

歳入の主な内容ですが、受益者負担金が4,100万円、下水道使用料及び手数料が9千万円、国庫補助金が1億1,200万円、一般会計からの繰り入れが6億円、町債が1億2千万円でございます。

歳出の主なものでございますが、上流処理区維持管理費負担金が5,500万円、実施設計測量等委託が6,900万円、下水道工事の請負費が2億6,100万円、千曲川流域下水道事業負担金が1,700万円、長期債元利償還金が3億5千万円でございます。

次に、議案第38号「平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、介護が必要な高齢者にできる限り自立して暮らしていただけるよう、社会全体で支え合う仕組みでもございます。歳入総額が10億3,953万5千円、歳出が10億2,991万3千円で、差し引きの残額は962万2千円でございます。このうち

25万円を介護保険支払準備基金に積み立て、残りの937万2千円を繰り越すものでございます。

歳入の主なものですが、介護保険料が2億円、国庫支出金が2億3,900万円、支払基金交付金が2億9,700万円、県支出金が1億4,600万円、繰り入れが1億4,300万円。

歳出でございますが、保険給付金が9億8,500万円、地域支援事業費が1,300万円、要介護認定事務等の総務費が1,400万円等でございます。

次に、議案第39号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、歳入総額が1億4,352万3千円、歳出総額が1億4,342万円でありまして、差引残高10万3千円であります。全額を22年度に繰り越しております。

歳入の主なものですが、後期高齢者医療保険金が1億900万円、一般会計繰入金3,200万円。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,200万円等でございます。

議長（春日君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時11分～再開 午前11時25分）

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第40号「坂城町さかき地場産直売所条例の制定について」でございます。

本案は、坂城町大字中之条56番地7に設置いたします坂城町さかき地場産直売所の設置及び管理についての条例で定めるものであります。

直売所の施設概要ですが、全体の建設面積は109.31㎡で特色ある直売所を考慮し、おしぼりうどんなどを提供する飲食コーナーを直売部門に併設し、また敷地内にきのこの収穫体験エリアを設置、県産材を活用したトイレの整備も行うものであります。

施設の管理につきましては、さかき地場産直売所運営組合に委託する中で、地域農業の振興及び産業の活性化を図るべく、より多くの地域の皆さんに出荷会員となっていただき、新鮮で安全・安心の農産物などが提供でき、そして多くの消費者が賑わう魅力ある直売所にしようというもので、町も支援してまいりたいと考えております。

次に、議案第41号「坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」でございますが、本案は、これまで市町村ごとに行われた下水道排水設備工事責任技術者の登録について、平成21年12月1日以降、責任技術者登録県内統一制度が導入され、責任技術者の資格の取得と登録が財団法人長野県下水道公社で一括行われることになりました。町としての登録が不要となるために関係規定の改正を行うもので、これによりまして市町村と公社の類似の重

複事務が解消され、窓口の一本化が図られ、指定工事店による責任技術者の管理により一層の適正化が期待されるところであります。

次に、議案第42号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」でございますが、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が交付施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

その内容ですが、母子家庭に支給されている児童扶養手当が新たに父子家庭にも支給されるということに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償額と児童扶養手当との併給調整について父子家庭においても併給調整を行うものであります。

次に、議案第43号「長野県地方税滞納整備機構の設置について」でございます。

本案は、地方税に係る滞納処分等の事務に関し、広域計画を策定し、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、当該事業の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために長野県地方税滞納整理機構を設置するものであります。

長野県と県内77の全市町村とで設立する広域連合長野県地方税滞納整理機構の規約を定め、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第44号「平成22年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,255万2千円を追加し、予算の総額を56億7,452万2千円といたすものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税で3億6,076万4千円、森林林業木材産業づくりの交付金など国庫支出金で527万6千円、緊急雇用創出事業等の県支出金で378万1千円、臨時財政対策債に係る町債で2億2,292万3千円、前年度繰越金で1,052万6千円の増額でございます。また、これに関連いたしまして財政調整基金、減債基金などからの繰入金については、4億2,162万4千円を減額するものであります。

一方、歳出でございますが、直売所のトイレ整備などで1,218万円、下水道事業特別会計繰出金で2,709万6千円、豪雨による被害の復旧のための道路維持費で530万円、農道等整備で210万円、基金の積み立てとして財政調整基金に5,148万3千円、減債基金に4千万円、文教施設整備基金に5千万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第45号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、本案は予算の総額に歳入歳出それぞれ62万円を追加し、予算の総額をそれぞれ4,303万4千円とするものであります。

歳入については、前年度繰越金を62万円増額し、歳出につきましては、総務管理費の臨時職員賃金22万7千円、設備基金積立金39万円を増額するものであります。

次に、議案第46号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,240万5千円を追加し、歳入歳出をそれぞれ15億9,151万4千円とするものであります。

歳入でございますが、21年度決算による前年度繰越金1,240万5千円の増額。

歳出では、国庫支出金返還金604万4千円、療養給付費交付金返還金が340万1千円、予備費296万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第47号「平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ですが、本案は、歳入歳出それぞれに28万4千円を追加し、予算の総額を527万9千円とするものでございます。

歳入は繰越金の28万4千円の増額、歳出は一般会計繰出金28万4千円の増額ということでございます。

次に、議案第48号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、本案は予算の総額にそれぞれ323万8千円を追加し、予算の総額を8億335万円といたすものであります。

歳入でございますが、一般会計繰入金2,709万6千円等を増額し、また下水道事業債2,400万円を減額する。

歳出では、公共下水道事業費の委託料が2,400万円、人件費が309万6千円を増額し、工事請負費2,400万円を減額いたすものであります。

次に、議案第49号「平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、本案は、予算の総額にそれぞれ1,170万4千円を追加し、予算の総額をそれぞれ11億2,417万円とするものであります。

その内容でございますが、歳入では診療報酬支払基金交付金233万4千円、繰越金937万円を増額。

歳出では国庫返還金760万円、診療報酬支払基金返還金154万5千円、支払準備基金積立金255万9千円を増額いたすものであります。

次に、議案第50号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、予算の総額にそれぞれ10万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億4,828万4千円とするものでございます。

歳入でございますが、繰越金が10万1千円の増額、そして歳出では後期高齢者医療費広域連合納付金8万5千円、予備費1万6千円をそれぞれ増額するものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適正なご決定をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（春日君） 続いて、各課長等に議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算

の認定について」詳細説明を求めます。

まず歳入について。

財政係長（柳澤君） 平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして逐次ご説明申し上げます。

私からは歳入全般について、決算書、事項別明細書の13ページ、町税からご説明申し上げます。

款1町税につきましては、収入総額が25億4,977万4千円で、前年度と比較しまして金額で4億5,546万8千円、率でマイナス15.2%の大きな減収となりました。

内訳でございますが、一昨年秋以降の世界的な経済不況は個人所得と企業業績に深刻な影響を与え、平成16年度以降伸びておりました個人町民税については9,716万4千円の減、マイナス11.2%、法人町民税は2億9,039万1千円の減、マイナス62.5%という大幅な減少で、町民税全体では29.1%の減となりました。固定資産税につきましては、3年に1度行われる評価替えの実施に伴い、6,050万円の減、マイナス3.9%、また軽自動車税については、率でプラス1.0%、町たばこ税についてはマイナス8.9%、入湯税についてもマイナス3.1%の決算内容となっております。

続いて、款2地方譲与税につきましては、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方揮発油譲与税が交付されることとなりましたが、全体では7,495万2千円で、前年度対比490万3千円の減、マイナス6.1%となっております。

14ページに入りまして、交付金関係でございます。

款3利子割交付金が決算額998万1千円で、前年度対比51万7千円の減額、款4配当割交付金は決算額241万円で、前年度対比60万9千円の減額、また款5株式等譲渡所得割交付金については、決算額123万4千円、前年度対比11万5千円の増額となりました。

次に款6地方消費税交付金につきましては、決算額1億8,053万円で、前年度対比3.8%、668万6千円の増といった状況となっております。

続きまして、15ページの款7自動車取得税交付金については、決算額1,797万7千円で、自動車税制における軽減措置に伴い、前年度対比マイナス39.7%、1,183万9千円の減となっております。

款8地方特例交付金につきましては、減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置としての特別交付金、児童手当の拡充に係る特例交付金、地方公共団体の減収を補うため、減収補てん特例交付金が交付され、特例交付金全体では4,016万8千円、前年度対比1.7%、68万8千円の増となっております。

次に、款9地方交付税についてでございます。普通交付税は基準財政収入額が税収の法人税割について減額算定されたことなどから17.4%の減少、一方の基準財政需要額は地域

雇用創出推進費が算定に加わりましたが、退院費用の改正等により総体的には減少で、マイナス1.1%となり、普通交付税額は8億5,432万8千円で、前年度対比4億4,983万7千円の大幅な増額となったところであります。また特別交付税については、1億1,640万5千円でした。頑張る地方応援プログラムによる割増算定などもありましたが、前年度対比ではマイナス4.5%、554万1千円の減額となりました。

なお財政力指数につきましては、平成19年度から21年度までの3カ年平均が0.808でありまして、前年度と比較して0.041ポイント下降しており、これは県下77市町村の中では4番目に位置しております。

款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額220万6千円で、前年度対比13万3千円の減といった状況であります。

次に16ページの款11分担金及び負担金につきましては、1億2,267万8千円で、前年度対比マイナス2.9%、361万7千円の減となっております。

款12使用料及び手数料については、決算額7,031万2千円で、中之条町営住宅団地が年間を通じての入居となったことなどから、前年度対比28.9%、1,576万7千円の増であります。

続きまして、18ページから22ページまでの款13国庫支出金につきましては、当該年度の導入施策等により差異の出るところであります。食育・学校給食センターに係る安全・安心な学校づくり交付金やまちづくり交付金、あるいは地域活性化経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金などを活用して事業を進めたところです。決算額は6億9,193万1千円で、前年度との比較では、中之条町営住宅団地の建設事業の終了、定額給付金の国庫補助金が繰越財源となったこと、あるいは災害復旧事業がなかったことなどからマイナス20.3%、1億7,612万9千円の減となりました。

次に22ページから26ページにかけての款14県支出金につきましては、決算額2億7,826万3千円で、前年度対比2,232万9千円の増でした。雇用創出を図る労働費関係の補助金や安心こども基金事業補助が増加したことなどから前年度対比8.7%の増となったところです。

款15財産収入の内容につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売払収入としての土地の売り払い、また基金積立金利子が主なもので、決算額は1,423万2千円で、前年度対比では6,950万1千円の減となっております。これは20年度において面積の大きい町有地の売り払いなどがあったことによるものです。

続いて27ページの款16寄附金についてでございます。21年度につきましては、小・中学校の図書充実として多額の寄贈をいただきました。また、ふるさと寄付金としてご寄附をいただいたものがございます。決算額は1,417万1千円となっております。

次に款17繰入金につきましては、財源不足を補うため財政調整基金から5,183万7千円、公債費に充てるため減債基金から600万円の繰り入れを行い、また主として食育・給食センター建設のために文教施設整備基金から1億2,665万円、その他それぞれ事業目的に応じた特定目的基金からも所要額の繰り入れを行っておりますが、決算額は1億9,722万8千円となりました。前年度との比較では、平成20年度のような工業用地の売却に伴う工業地域開発事業特別会計からの繰り入れという特殊な状況がございましたので、4億5,989万9千円の減少となっております。

次に28ページの款18繰越金につきましては、3億1,142万2千円で、これにつきましては、前年度の純繰越額2,258万円に繰越明許費に係る繰越充当一般財源の3,634万8千円と定額給付金、子育て応援特別手当の既収入の特定財源2億5,249万4千円を加えたものであります。

款19諸収入につきましては、決算額5億3,565万5千円で、前年度対比816万1千円の減となっております。主なものは、町税延滞金、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金、土地開発公社からの工事負担分等であります。

歳入の最後になります。

31ページとなりますが、款20町債でございます。決算額は6億8,071万3千円で、前年度対比9,578万3千円の増額となっております。主なものは、坂都1号線、まちづくり交付金坂城駅周辺道路整備事業などに係る前年度からの繰越事業分に加え、食育・給食センター建設に係る一般補助施設整備等事業債、学校教育施設等整備事業債、そして臨時財政対策債等でございます。

以上歳入の総額であります。67億6,657万290円で、前年度と比較してマイナス4.8%、金額で3億4,344万9千円の減額となりました。

なお、調定に対する収納率は全体で96.21%でございます。

これにて歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 次に歳出について。議会費は省略いたします。

総務課長（宮下君） 歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成21年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

それではページ36、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は特別職及び職員26名分の給料、手当、共済費等経常的経費でございます。報償費は町功労者表彰記念品として功労賞、退職職員への記念品でございます。

なお、対象となりました退職職員は11名でございます。

健康スクリーニング検診委託は人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員を

含めまして42名が受診をしております。委託先は厚生連佐久総合病院でございます。人間ドックを含め、職員のほとんどが年に1回は何らかの健診を受け、健康管理に努めるところでございます。職員研修事業といたしまして、接遇研修を実施し、66名が参加いたしました。また県市町村職員研修センターの研修として、若手職員2名が海外研修をいたしました。研修先は中国でございます。中国の経済、文化、そして長野県内からの中国進出企業の状況について研修をまいりました。

なお、町職員等の給与、定員管理につきましては、町広報紙、ホームページでも公開しております。

39ページ、目2文書費は町全体の文書発送の切手代、文書配達委託料、例規集の加除に係る印刷、6台分のコピー賃借料が主なものでございます。

40ページにかけまして、目3財政管理費の印刷製本費は当初予算書の印刷代、有料道路通行料は町全体の有料道路の使用につきましてETCカードで管理をしております。積立金は財政調整基金、減債基金、加えて昨年度新設いたしました地域活性化公共投資臨時基金への積み立てでございます。決算状況につきましては10月の広報紙に、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開をしております。

会計管理者（中村君） 40ページ、目4会計管理費でございますが、主なものは需用費中消耗品費で色上質紙ですとか、ファイル類など庁内共通で使用するものの購入、それから印刷製本費では封筒、決算書の印刷などが主なものであります。また役務費では口座振替の手数料、公金収納の手数料、派出業務の手数料でございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、目5財産管理費でございます。主に普通財産の維持管理等にかかわる消耗品、燃料等でありまして、節11需用費での支出であります。

次に、42ページにわたります目6企画費でございます。企画政策推進費につきましては、節19負担金補助及び交付金につきましては、共同事務等を行う長野及び上田両広域連合への運営経費に係る負担金でございます。温泉管理事業につきましては、節15工事請負費につきまして、温泉の源泉水中ポンプ交換工事等の改修工事費、節25積立金につきましては、坂城町振興公社からの納付金等をびんぐし湯さん館施設整備基金等へ積み立てをいたしましたものでございます。総合計画策定事業では、節1報酬は総合計画審議会委員さんへの報酬、節13委託料は長野大学への策定業務委託料でございます。まちづくり推進事業につきまして、節1報酬では27区の区長さん方の行政協力員としての報酬、節13委託料は広報紙の配付等行政事務の委託経費でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、地域づくり活動支援事業として14区4団体への補助を行ったものであります。国際交流事業につきましては、節19負担金補助及び交付金は、町国際交流協会への補助金、緊急雇用製造業調査事業につきましては、緊急雇用創出事業補助金を活用して行いました統計調査事業の臨

時職員の社会保険料、賃金等でございます。

43ページにわたります目7広報広聴費であります。広報広聴一般経費では、節13委託料はインターネット系サーバー機器の保守管理経費、節14使用料及び賃借料はインターネット系サーバーの機器リース料及び専用回線使用料、節18備品購入費につきましては、パソコン端末8台の購入でございます。

次に広報発行事業では、節11需用費のうち印刷製本費、「広報さかき」の印刷費であります。有線放送電話特別会計繰出金事業につきましては、同会計への繰出金であります。電子自治体事業では、節13委託料は機器の保守料、節14使用料及び賃借料は機器の使用料、節19負担金補助及び交付金は高速情報ネットワークに係る負担金でございます。

44ページにわたります目8電算費では、電算一般経費につきましては基幹系業務に係るソフトウェア及びハードウェアの保守料、使用料が主なものでありまして、節18備品購入費はパソコン端末7台の購入費でございます。

総務課長（宮下君） 44ページ、目10業務管理費は役場庁舎管理全般に係る光熱水費、エレベーター等設備の保守点検料、修繕料、電話料金、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。また昨年は地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、テレビのデジタル化に対応し、5台の更新をいたしました。さらに普通車と軽トラックの更新に際しましては、低公害車を購入いたしました。また来庁者の利便性を図るため、1階の税務窓口ローカウンターを設置いたしました。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして、45ページ、目11防犯対策費でございますが、節11需用費の主なものは、防犯灯にかかわる光熱水費、修繕料でございます。修繕については、34カ所を実施いたしました。節15工事請負費は各区から要望のありました防犯灯新設工事で、22カ所に設置をいたしました。節19負担金補助及び交付金は、更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。続きまして目12交通安全対策費では、交通安全対策一般経費といたしまして、交通指導員の報酬のほか毎年新入児童にお配りしております交通安全ヘルメット等の消耗品費、交通安全協会坂城支部に対する補助金でございます。平成21年中の町内の人身事故は66件で、前年対比16件の減、負傷者数も7人の減で98人となっております。交通事故につきましては、死亡事故ゼロ1000日を目指すとともに、町民一人一人の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関との連携により期別運動を年4回展開をいたしております。また万一の事故に備えて東信地区交通災害共済の加入促進を図っております。加入率は49.8%となっております。続いて目13消費生活費の主なものは、消費生活指導員の報酬と町文化祭にあわせて開催しております消費生活展に係る需用費でございます。リフォーム作品の展示、廃天ぷら油を活用した手づくり石鹸の利用促進など環境問題に取り組むとともに振り込め詐欺や悪質商法防止等の啓発活動に努めました。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、47ページ、目14男女共同参画推進費であります。節8報償費につきましては、11月に開催をいたしました女と男ふれあいさかきの講師の謝礼であります。節11需用費中印刷製本費につきましては、女性団体連絡会の機関紙の印刷代等であります。節19負担金補助及び交付金につきましては、女性団体連絡会及び坂城男女共同みんなの会の活動の補助金であります。

総務課長（宮下君） 47ページ、目16定額給付金給付事業は、20年度事業として21年3月末から支給をいたしましたが、中心的な事務は繰越事業といたしまして21年度事業となりました。外国籍の方を含めまして給付済総額は2億5,742万4千円、99.31%でございました。残となりました事務費分の国庫補助金につきましては返還をしております。

48ページ、項2町税費、目1税務総務費は固定資産税評価審査委員3名の報酬、職員10名分の人件費等経常的経費でございます。

なお、備品といたしまして税務の窓口で使用いたしますレジスターを更新いたしました。

49ページ、目2賦課徴収費は固定資産税に係る前納報奨金で、納期前に完納いただきました件数は3,314件、前納率は42.69%、1.37ポイントの増となりました。印刷製本費は納付書等、通信運搬費は納付書、督促状の送付に係るもの、委託料は課税収納にかかわる電算委託、平成24年度の評価替えに向けましての基礎調査整備委託等でございます。償還金、還付加算金につきましては、経済不況の影響をもろに受けまして、総額1億1,317万円となりました。前年に比べ、3.8倍でございます。特に法人町民税では加算金を含め、55社に1億1,027万円を還付いたしました。件数で1.5倍、額は9.4倍でございました。

議長（春日君） 説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時05分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

午前に引き続き、詳細説明を求めます。

住民環境課長（塩澤君） 49ページから50ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。節11需用費は、住民票等の用紙、申請書の印刷、節13委託料は、人口統計処理、住基ネット、セキュリティ対策、全国町・字ファイルの処理等の委託費でございます。節14使用料及び賃借料は、戸籍システム、外国人登録システムのソフトウェア、ハードウェアに係るものでございます。また顔写真付の証明書として利用できます住民基本台帳カードについては、65枚を交付いたしております。平成15年8月からこれまでの発行総数は254枚でございます。

総務課長（宮下君） 50ページから52ページの項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費は選挙管理委員4名の報酬が主なものでございます。目5農業委員会選挙費、任期満了

に伴います町農業委員会の選挙を実施いたしました。定員 11 名に対しまして 11 名の立候補があり、無投票となりましたが、これに係る電算委託費等でございます。

52 ページにかかまして、目 8 衆議院議員選挙費です。衆議院議員総選挙費及び最高裁判所裁判官の国民審査を実施いたしました。投開票事務に係る職員手当、立会人さん等の費用弁償、ポスター掲示場の設置に係る委託費、開票場で使用いたします机、照明器具、プリンター等を備品として購入いたしました。

企画政策課長（片桐君） 52 ページから 53 ページにわたります項 5 統計調査費につきまして、目 1 統計調査総務費につきましては、県民手帳、県政要覧などの購入費が主なものでございます。目 2 委託統計調査費につきましては、工業統計調査、学校基本調査、輸出生産実態調査、国勢調査区設定業務、農林業センサス、経済センサス、消費実態調査の 7 つの指定統計調査にかかわる経費であります。

総務課長（宮下君） 53 ページ、項 6 監査委員費、目 1 監査委員費は監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（中村さん） 54 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費から説明いたします。社会福祉一般経費は福祉委員 38 名の報酬、職員 13 名の人件費のほか、55 ページ、節 19 負担金補助及び交付金は福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金など福祉関係団体への補助金等でございます。社会福祉協議会補助事業では、結婚相談等のヤングヒューマンネットワーク事業のほか、戦没者追悼式など社会福祉協議会への補助金でございます。国保特別会計繰出金事業は国保特別会計への繰出金でございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく 55 ページ、目 2 国民年金事務費でございますが、国民年金業務については町では 1 号被保険者の資格取得・喪失、保険料の免除申請に係る届出処理などの窓口業務を受け持っております。消耗品費では成人者への年金手帳ケースの配布を行いました。また年金システムに係る電算委託が主な経費となっております。

福祉健康課長（中村さん） 56 ページ、目 3 老人福祉費の老人福祉一般経費では、節 19 負担金補助及び交付金で更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブ補助金、美山園デイサービスセンター建設償還補助などがございます。老人福祉町単事業、節 13 委託料は社協への委託事業として合同金婚式の開催、節 20 扶助費は敬老祝事業で、対象者は 561 名でございました。

57 ページ、老人医療費給付事業では、扶助費として 68 歳、69 歳の住民税非課税の方に対する医療費の助成でございます。高齢者生活支援事業につきましては、医療機関等への送迎などの外出支援サービスに係る経費でございます。老人保健特別会計繰出金事業、介護保険特別会計繰出金事業は、老人保健特別会計、介護保険特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保健事業でございますが、後期高齢者医療システムの委託料、広域連合への

事務費負担金、医療給付費負担金、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

58ページ、介護予防施設運営事業は、ふれあいセンター運営費などの支出でございます。

58ページから59ページの目4心身障害者福祉費の心身障害者福祉一般経費では、負担金補助及び交付金で、長野広域連合負担金として障害者程度区分認定審査会負担金、障害者スポーツ大会への負担金、補助金、聴覚障害者支援としての補助が主なものでございます。重度障害者介護慰労金支援事業では、在宅介護者への介護慰労金で、該当された方は13名でございました。

福祉委託事業では利用券交付者数142名、利用回数が1,895回でございました。心身障害者町単事業では腎臓機能障害者通院費補助、希望の旅事業への補助金が主なものであり、扶助費では重度の障害者に対する年金の支給、難病の特定患者見舞金が主なものでございます。

59ページから60ページの福祉医療給付事業では、国保連等への給付事業に関する電算委託、扶助費では重度障害者に対する福祉医療費の給付でございます。自立支援給付一般事業費は主治医意見書等の障害者自立支援給付に係る事務的経費でございます。介護訓練等給付事業費につきましては、扶助費で介護給付事業としての居宅介護支援や生活介護支援事業、また訓練給付事業としての就労移行・就労継続支援事業などへの支出でございます。自立支援医療事業費では、自立支援法に基づき手術等により障害の除去、病状等が改善されるための医療について自己負担に係る医療費の給付で、対象者は7名でございました。補装具支給等支援事業費についても同じく自立支援法に基づき、身体機能を補う用具の支援について給付を行ったもので、対象者は25名でございました。

60ページから61ページの地域生活支援事業費でございますが、障害のある人の能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援として手話通訳等の派遣事業、千曲市と共同による相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具支援事業等のほか、地域活動支援センターの委託事業を行ったものでございます。自立支援特別対策事業につきましては、自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置で新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過措置として円滑な移行促進を図るため、県による障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成された基金を活用して行った事業で、扶助費として事業運営費支援、通所サービス利用促進、進行性筋萎縮症緩和事業等を実施したものでございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、62ページにわたります目5人権同和推進費につきましては、節8報償費につきましては、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会の講師への謝金等でございます。節11需用費のうち修繕料につきましては、同和対策の機具の大型トラクターの修理代であります。節13委託料につきましては、4カ所あります集会所等の管理及び事業の委託費でございます。節17公有財産購入費につきましては、小集落改善事

業に関する土地の購入費であります。節 1 9 負担金補助及び交付金につきましては、現在 6 名お願いしております人権擁護委員さんに係る負担金及び解放運動団体への補助金が主なものであります。

6 3 ページにわたります目 6 隣保館運営費につきましては、地域住民の福祉の向上と人権啓発の拠点として相談事業や各種講座、ふれあいフェスティバルの交流事業を実施をいたしました。年間 8 , 2 1 2 人の皆さんに隣保館をご利用いただいております。

経費の主なものを申し上げますと、節 1 報酬につきましては、隣保館運営委員の報酬、節 8 報償費につきましては、隣保館ふれあいフェスティバル及びふれあい講座の講師の謝金であります。そのほか職員 1 名の人件費及び隣保館運営に係る経常経費であります。

福祉健康課長（中村さん） 続きますと、6 3 ページから 6 4 ページの目 7 高齢者対策費では、節 2 0 扶助費で養護老人ホームへの入所措置を行い、高齢者の福祉の増進を図る事業で、年度末の入所状況は、はにしな寮 7 名でございました。目 8 地域包括支援センター費の地域包括支援センター一般経費では、要支援・要介護高齢者及びその家族の地域ケアを支援する中核機関として運営を行ったところでございます。臨時職員の賃金のほか委託料、使用料及び賃借料で介護予防ケアマネジメントの業務委託、介護給付システム保守委託、介護給付システムリースが主なものでございます。老人福祉センター委託事業は、社会福祉協議会へ老人福祉センター夢の湯の管理委託したものでございます。

6 5 ページ、住宅整備事業は、要介護認定 3、4、5 の高齢者及び重度障害者が日常生活で使用している居宅、浴室、トイレ等を改修することに要した経費の一部を補助するもので、利用者は 1 名でございました。このほか高齢者の寝たきり予防としての生きがい活動支援事業、在宅介護支援としての家族介護支援事業などを実施し、介護ニーズの総合的な対応と地域の高齢者のその家族の福祉の向上に努めたところでございます。緊急通信体制整備事業では、報酬として独り暮らし老人訪問員 1 0 7 名分、委託料では安心電話の保守管理料、備品購入費で安心電話 5 台を購入いたしました。

次に、6 6 ページ、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費では、扶助費の児童手当が主なものであり、小学校卒業までの児童に対して支給を行ったものでございます。乳幼児医療給付事業では、小学校入学前までの乳幼児に対して医療の自己負担分を助成したものでございます。少子化対策事業につきましては、出産祝金が主なもので、対象者は 7 4 人でございました。また次世代育成支援対策推進法に基づき、坂城町次世代育成支援後期行動計画を策定いたしました。

6 6 ページから 6 7 ページの子育て応援特別手当、繰り越し子育て応援特別手当は、国の生活対策の一環として住民への生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資することを目的に小学校就学前 3 年間に該当する第 2 子以降の子どもを対象に 1 人当たり 3 万 6 千円を支

給したもので、支給対象児童数は205名でございました。目2母子等福祉事業費では、小・中学校入学と中学校、高校卒業者に母子家庭等児童激励祝金を支給いたしました。母子・父子医療給付事業は母子家庭・父子家庭の福祉医療費でございました。

67ページから68ページの目3保育園総務費保育園一般経費は、主なものは人件費関係でございます。修繕料では各保育園の遊具等の修繕をいたしました。負担金補助及び交付金は、他市町村への広域入所負担金として対応したものでございます。

子育て推進室長（中沢君） 68ページから72ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ各保育園の運営費で経常的なものでございます。主なものとしましては、臨時職員の賃金、あるいは給食の賄材料が大きなものでございます。クラス数及び入所児童数につきましては、南条保育園では15クラス、年間延べ2,139名、坂城保育園10クラス延べ1,373名、村上保育園では6クラス延べ957名でございます。特別保育事業といたしましては、早朝並びに夕方の延長保育を初め障害児保育並びに南条、坂城での一時預かり保育の実施、また地域活動事業といたしましては、未就園児に遊びの広場を提供するなかよし広場の開設、世代間交流事業などを実施いたしました。

教育次長（塚田君） 72ページ、目8児童館運営費、73ページの目9放課後児童健全育成費については、町内3児童館の運営に係る経費であります。館長の報酬及び構成員の賃金、その他経常的経費が主なものです。3児童館とも年間250日の開館で、延べ3万7,700人余の利用がございました。放課後の過ごし方、夏休みの過ごし方などを工夫し、運営をしたところでございます。

子育て推進室長（中沢君） 73ページから74ページの目10子育て支援センター事業費は、新センターの運営費でございます。年間利用者は延べ親子合わせまして1万1,608名、育児相談等の相談件数は291件でございます。赤ちゃんに絵本を贈るブックスタート事業では99名の乳児に絵本を贈呈いたしました。

福祉健康課長（中村さん） 75ページの款3災害救助費、目1災害救助費では、火災の見舞金として5件の支出がございました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち保健衛生一般経費は職員8名の人件費などの経常的な経費でございます。

76ページ、精神保健福祉等事業では、精神保健福祉法に基づき、精神障害者及びその家族等の相談に応じるとともに、デイケアを行い、あわせて長野精神保健協議会、長野県家族会連合会等と連携し、活動を支援したものでございます。

77ページ、目2予防費の予防費一般経費は、需用費で新型インフルエンザ対策としてマスク、消毒薬等を購入したものでございます。委託料は休日等の緊急救急医療を確保するた

め、在宅当番医療体制を千曲医師会、埴科歯科医師会に委託したものでございます。負担金補助及び交付金は2次救急医療体制づくりのため、病院群輪番制を実施し、夜間における小児初期救急に対応するための上田市小児初期救急センター負担金でございます。

77ページから78ページの結核関係一般事業では、結核レントゲン検診を実施し、感染予防に努めたところでございます。1,387名の方が検診を受けられました。乳幼児健診事業では、母子保健法により乳幼児の健康診査及び健康相談を実施いたしました。役務費として乳幼児の身体・精神の発達及び歯科検診における医師への健診手数料、委託料では妊婦健診を実施したものでございます。

78ページから79ページの予防接種事業では、乳幼児、小・中学生、一般を対象とした各種予防接種にかかる費用で、需用費の医薬材料費はワクチン等の購入、委託料ではインフルエンザ、麻疹、風疹等の予防接種の医療機関への委託料でございます。新型インフルエンザの集団接種を受けられた方は、延べでございますが、871名でございました。高齢者のインフルエンザ予防接種を受けられた方は3,131名、接種率は67%でございました。目4健康増進事業費の健康増進事業でございますが、健康診査及び胃がんなどのがん検診等の受診促進を図り、早期発見に努めたところでございます。国の女性特有のがん検診推進事業により節目年齢の女性にがん検診無料クーポン券を配布し、受診促進を図りました。

80ページ、いきいきヘルスアップ事業は、特定健康診査・一般健康診査受診者の判定結果から要経過観察者、要生活改善、要指導者に対し、集団学習、健康相談、家庭訪問、運動教室などを実施し、治療の必要性や生活習慣の改善に理解を深めていただきました。後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の方の健康増進を図るため、人間ドック、一般健康診査の助成をいたしたものでございます。健康づくりサポート事業でございますが、町と長野県地域包括医療協議会、埴科地区協議会との共催で健康講演会を開催したものでございます。

80ページから81ページが目5保健センター管理費でございますが、保健センター管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく81ページ、目6環境衛生費でございますが、主なものは、環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託、不法投棄ごみの撤去や獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料でございます。また毎年6月の環境月間にあわせて実施をいただいております各区の環境浄化整備事業に対する補助金でございます。

なお、雑排水浄化槽汚泥の処理量は前年対比4.4%減の531tとなっております。

目7公害対策費は、町内河川及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。3月に実施しております定期調査結果につきましては、「広報さかき」でお知らせをいたしております。

続いて82ページ、目8環境保全対策費では、主に不法投棄防止対策用の啓発看板の作成

をいたしました。

建設課長（荒川君） 目9上水道費でございますけれども、上水道一般経費といたしまして、公衆衛生の向上と安全・安心な飲料水確保のため、坂城町県営水道普及促進補助金交付要綱に基づいて給水装置の新設を行った方への補助金の支出でございます。目10合併処理浄化槽設置費につきましては、補助対象となる32基分の合併処理浄化槽設置に係る補助金と小網地区活性化委員会への補助金が主な内容となっております。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして、82ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、毎年全戸配布をしておりますごみ・資源物分別収集計画カレンダーの印刷費、また区が実施いたしました収集所の整備に対する補助金、こういったものが主な内容でございます。

なお、カレンダーにつきましては、英語、ポルトガル語、中国語版も作成をいたしております。

目2塵芥処理費でございますが、節11の消耗品費としまして、指定ごみ袋を53万8,500枚購入をいたしております。すべての指定袋には、ごみの出し方について日本語と同じ内容を英語、ポルトガル語、中国語で記載しました。また印刷製本費につきましては、ごみ処理手数料の有料化導入を踏まえまして、手数料納付済シールを37万枚作成いたしました。

節13委託料については、可燃・不燃・資源ごみ等の収集運搬処理、また容器包装等の収集運搬、粗大ごみ不法投棄処理に係る委託費用でございます。さらなるごみの減量化に向け、分別収集の徹底、啓発を図ってきたところです。そのほか節19の長野広域連合及び葛尾組合の負担金、生ごみの堆肥化容器等に対する補助金、PTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金などが主な内容でございます。

なお、生ごみ堆肥化容器の補助件数については、17件ございました。

続きまして、目3し尿処理費については、千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。し尿処理量については、前年対比4.5%減の8千㎥となっております。

産業振興課長（宮崎君） 84ページから85ページにかけて款5労働費、項1労働諸費、目1労政費でございますが、主なものといたしまして、労政一般経費では職員の人件費の支出、次の勤労者福祉対策事業では、節19で国の補助と千曲市からもご負担いただいている更埴地域勤労者共済会への補助金が主なものとなっております。また節21貸付金につきましては、勤労者生活資金貸付預託金でございますが、3月末現在で5件、172万円が累計となっております。

85ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料を支出してございます。

続きまして、目2 労務対策費では、労務対策一般経費で節19のテクノハート坂城協同組合への運営補助と同組合が実施した国の補助事業であります中小企業人材確保推進事業への自己負担分について一部補助をしております。

次に、款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費でございますが、これは農業委員会にかかわる経費でございます。

86ページにかけて農業委員会一般経費で主なものといたしますと、農業委員16名分の報酬と職員の人件費、次の87ページにかけた農業者年金業務につきましては、加入推進に向けた経費となっております。緊急雇用土地データベース整理事業につきましては、国の緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、臨時職員を雇用する中で電算化されている現在の農地台帳と旧台帳、さらには土地台帳との整合を図ったもので、その賃金が主なものとなっております。次に、目2 農業総務費の農業総務一般経費では、職員の人件費等の経常経費でございます。

88ページ、目3 農業振興費では、農業振興一般経費として節13 委託料で有害鳥獣の駆除を猟友会へ委託し、節18 備品購入費で有害鳥獣用の罟として檻をイノシシ、ニホンジカ用1基、ハクビシン用3基を購入いたしました。節19の農産物災害対策事業補助金は、昨年の6月16日の雹害により品質低下したりんごの出荷ケースへの補助金でございます。また有害鳥獣から農産物を守る電気柵等への設置補助25件分となりましたが、これを補助しております。また入横尾、北日名、南日名、島、小野沢の5集落を対象とした中山間地直接支払事業の補助も行っております。

次に、89ページにかけました地域営農推進事業では、当町にふさわしい長期的な農業・農村の振興を図るための事業であります。節19で農業支援センターへの補助、特産品振興補助事業として味ロジワクワクサカキへの補助金、ヤマブシダケの品質確保技術、生産性の向上技術等でお～い原木会へ新商品開発補助金を交付しております。生産調整推進対策事業につきましては、坂城町水田農業推進協議会を通じ、単独の転作推進補助金を交付し、事業推進に努めたところでございます。農振地域整備促進事業につきましては、農業振興地域の一部除外にかかわる経費でございます。次の農地銀行活動促進事業は、町内5カ所のファミリー農園の借上料で70件の貸し付けが行われております。

農産物加工施設管理費では、90ページの農産物加工センターの光熱水費が主な内容でございます。次の辛味大根フォーラム開催事業につきましては、辛味大根の産地が一堂に会して特徴ある大根と伝統かつ固有の食文化を全国に発信した事業に係る支出でございます。一部県の元気づくり支援金をいただいたほか、事業の趣旨をご理解いただく中で商工会を通じ、全国商工会連合会、地域資源（無限大）全国展開プロジェクトの助成をいただく中で全国でも初めてというイベントを開催することができたわけでございます。次のふるさと雇用特

産品振興事業につきましては、国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用いたしまして、坂城町振興公社や味ロジックわくわくさかき等の特産品の販路を拡大するため、コーディネーターの雇用を坂城町振興公社へ委託し、推進を図ったところでございます。

91ページにかけた目4畜産費でございますが、家畜防疫の推進と家畜衛生技術の普及・研鑽を図るため、北信地域の市町村、JAによって北信家畜畜産物衛生指導協会を組織して行っているところですが、そこにかかわる負担金ということでございます。目5農地費では、農地一般経費として節19の負担金について、これまで実施いたしました土地改良事業にかかわる農林漁業資金の償還負担金、88件という件数になりますが、また六ヶ郷用水組合やそれぞれの土地改良団体への負担金を交付してございます。

次の92ページにかけて農道等基盤整備町単事業は、町が実施いたしました農道整備、水路改修工事等8カ所のほか県の元気づくり支援金によりまして自ら工事に取り組んでいただいた込山、上平地区等の重機借り上げや原材料購入費を支出しております。町単補助事業は自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行いまして、17カ所の整備を進めることができました。次の農地水環境保全向上対策事業につきましては、19年度から始まった事業で農業者と集落、地域住民が共同で農業・農村資源を管理し、環境を保全していく活動に対して国、県、町が支援をする事業で、補助対象環境が整っている上平緑の里への補助に対し、19節において地域協議会へ負担をしているものであります。農山漁村活性化支援交付金事業につきましては、同じく19年度から始まった土地改良事業で越水や漏水被害を起こしている中之条用水のバイパス路約200mの整備を行ったところでございます。

93ページ、農業用水源地域保全対策事業につきましては、前年に続き、農業用水の水源地域となる森林整備を行う調査の一環として全額県の委託金で頭首工台帳の整備を行うことになっておりまして、今年は町内4カ所の調査及び台帳整備を実施いたしました。県営灌がい排水事業につきましては、おおむね7年計画で事業化をする六ヶ郷用水の改修工事に係る概要書の作成委託の町の負担金ということでございます。農地有効利用支援整備事業につきましては、国の経済対策事業の一環として小規模農道、用水路等の改修を10分の10の補助で実施できる補助事業に加え、土地改良区が事業主体で実施したのものにも経済危機対策交付金が補助残に充てられることから町の町単工事で要望箇所7カ所と上沖土地改良区の貯水槽漏水工事、バルブ交換、また埴科郡土地改良区の頭首工操作室の修繕工事を実施したものです。次に、項2林業費、目1林業総務費は職員の人件費でございます。

94ページ、目2林業振興費、林業振興一般経費につきましては、19節の干ばつ対策事業補助金を森林税を活用した森林づくり推進支援金を得て、所有者負担をなくすために1ha当たり3万円の補助を業者に交付したものです。中之条区有林、南条生産森林組合林の間伐が対象となっております。松くい虫防除対策事業につきましては、ヘリコプターによる空

中散布を中止し、伐倒駆除により駆除を行ったところであります。

95ページの13節委託料で国、県の補助事業を導入し、約1,300m³の伐倒駆除を実施いたしました。町有林管理事業につきましても、林業委員を委嘱し、町有林の管理・整備を行っているところですが、主に節7で下草刈りや除間伐作業にかかわる賃金を支出しております。

次の96ページにかけた特用林産振興事業につきましては、五里ヶ峯トンネル横坑前に建設した特用林産生産施設にかかわります光熱水費等経費を支出いたしました。緊急雇用森林環境整備事業につきましては、国の緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、長野森林組合に委託し、育樹祭で残っていた小網山の枝打ちを実施したところでございます。次に、目3林道事業費、林道事業一般経費につきましては、林道の維持管理に伴う経費ですが、主なものといたしまして、節15の工事請負費で平沢線の横断水路設置のほか、2カ所の整備を行ったほか、元気づくり支援金を活用し、節14の使用料、賃借料や節16の原材料費を用い、大久保線舗装工事を実施したところでございます。緊急雇用林道作業等環境整備事業につきましては、国の、これも緊急雇用基金事業を活用いたしまして、長野森林組合に委託して林道更埴坂城線、北山線の側溝清掃、五里ヶ峯作業道、葛尾遊歩道の草刈り等を実施いたしました。

次に、97ページにかけまして、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、その主なものは職員の人件費となっております。また19節において中小企業能力開発学院への補助、坂城テクノセンターへの職員派遣団体補助を行っております。項2商工振興費ですが、98ページにかけて商工振興一般経費として19節において主なものとして商工業振興補助金、25社へ交付いたしました。商工会経営改善普及事業、商工会のまちづくり事業への補助金も交付しております。中小企業対策事業といたしまして、19節で保証料補給金、これは129件になってございます。あと東京ビッグサイトで開催された機械要素技術展等への出展補助、節21貸付金で中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出し、21年度では58件、3億1,993万円の融資を行いました。中心市街地活性化事業につきましては、節11で中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターにかかわる光熱水費と節13で株式会社まちづくり坂城へ同コミュニティセンターの管理委託を行いました。

99ページ、まちづくり交付金坂城駅周辺地域交流推進事業につきましては、まちづくり交付金を活用して実施したハード事業に対し、ソフト事業を展開することにより所期の目的を効果的に達成しようということで、制度上義務づけられた事業でございます。実施は20年と21年の2カ年ではありますが、商工会のお客様感謝祭とあわせて中心市街地コミュニティセンターで、21年はキャラクターショーとマジックショーを行い、約2,500人の皆

さんにお越しいただきました。続きまして、目3観光費でございますが、観光一般経費として報償費、委託料で葛尾城、狐落城遊歩道、南条記念公園の草刈り等手入れ作業を地元区へお願いしております。需用費の印刷製本費では観光パンフ1万7千部を印刷いたしました。また19節において各種観光団体等へ負担金を支出しております。

100ページの町民祭り事業につきましては、実行委員会への補助となっておりますが、参加連は45連、1,200人ということでございます。ちなみに22年度は46連、1,300人ということでございます。目4商工企画費でございますが、商工企画一般経費といたしまして、信州大学繊維学部と町で連携共同に関する協定を結ぶ中で産学官連携コーディネート事業を委託しております。13節において支出しております。また19節において工業関係各種団体への負担金・補助金を支出しています。工業団地整備事業につきましては、節11光熱水費でテクノさかき工業団地街灯の電気代を支出いたしました。

101ページの坂城テクノセンター支援事業につきましては、同センターの運営補助並びに建設費償還補助を行っております。鉄の展示館管理一般経費では、管理に係る経費の支出であります。昨年度は板倉氏ゆかりの至宝展とお守り刀展を企画展として開催いたしました。これにかかわる8節の報償費における謝礼、11節需用費のパンフレット等の印刷、節12役務費の通信運搬費や展示品の保険料、広告料を支出いたしました。節13の委託料では、館の管理等の業務について株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出いたしました。

建設課長(荒川君) 102ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、この中で土木総務一般経費につきましては、職員の人件費が主な内容となっております。

103ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費につきましては、節11需用費の光熱水費は道路照明灯の電気料、節13では町道の認定・廃止・改良等に伴う道路台帳の保守管理業務に係る経費、そして節19負担金補助及び交付金は、各区への土木事業の補助事業でありまして、24区へ補助を行ったものでございます。

104ページ、交通安全施設整備事業では、カーブミラー、ガードレール、転落防止柵、外側線の設置など23カ所を整備いたしました。目2道路維持費、道路維持一般経費では節13委託料でございますけれども、A01号線、文化センター通り、逆木通り、鼠橋通りといった改良済みの街路樹の剪定、除草、そして清掃作業の委託と冬期間の町内主要幹線の除雪・融雪剤散布の委託が主な内容となっております。節15工事請負費は、町内一円の道路の舗装、側溝等の維持補修工事ということで、20カ所を実施いたしました。節16原材料費につきましては、道路補修用のアスファルト舗装剤、側溝蓋の購入等でございます。

104ページから105ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業A01号線についてであります。節13委託料は建物補償に係る補償算定経費、節15工事請負費につきましては、南条小学校東側産業道路の山金井交差点の北側の道路改良に係るもので

ございます。

続きまして、105ページ中ほどの道路新設改良一般事業では、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金によるA02号線、水上線の一部拡幅改良に係る測量設計、用地補償経費、そして工事請負費となっております。まちづくり交付金開畝地区道路整備事業では、産業道路から中之条団地へ至る取付道路の改良工事を行ったものでございます。

105ページから106ページにかけての繰り越し道路改良事業A01号線では、やはり南条小学校東側産業道路の山金井交差点北側の道路改良で、この中で道路東側の拡幅に係る用地補償経費、そして法留の工事請負が主な内容となっております。繰り越しまちづくり交付金坂城駅周辺整備事業につきましては、駅南進入路の道路新設工事でございます。繰り越しまちづくり交付金開畝地区道路整備事業は、中之条団地の建設にあわせて団地周辺の取付道路整備を行ったものであります。

106ページから107ページにかけての項3河川費でございますが、目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護団体19団体への補助金が主な内容となっております。目2河川改良費では、節15工事請負費では例年行っております河川・水路のしゅんせつと地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用して湯之入沢の改修を行いました。

107ページ、まちづくり交付金前田川バイパス水路につきましては、前田川下流域の浸水防止を図るため、入田川へ流量分水を図るためのバイパス水路の整備を行ったもので、それに係る測量設計経費、水路新設工事、そして水路敷の用地費が主なものでございます。

108ページから109ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費につきましては、職員の人件費のほか町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費であります。また節15工事請負費では、上平団地の屋根塗装工事のほか、146戸の住宅へ火災報知機の設置工事を実施いたしました。

109ページ、目3住宅建築物耐震改修事業費でございますが、節13委託料では5件の耐震診断と節19負担金補助及び交付金で2戸の耐震補強工事に伴う補助金の交付を実施いたしました。

109ページから110ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費のうち都市計画総務一般経費では都市計画街路事業に係る職員の人件費並びに県道上室賀坂城停車場線、田町工区に係る県事業負担金が主な内容となっております。

110ページ、まちづくり交付金事業、事業分析調査は平成17年度から実施のまちづくり交付金事業の事業効果、達成状況について国の定める調査要綱に基づいて委託事業を実施したものであります。繰り越しまちづくり交付金事業、坂城駅前広場では駅前広場の整備を、また繰り越しまちづくり交付金事業、案内標識設置では、坂城地区と開畝地区の一体化と親しみのあるまちづくりに向けて案内標識17基を設置いたしました。

111ページ、目2街路事業費でございますけれども、これは坂城インター線から谷川に至る区間の街路整備で、主なものは節13委託料では用地測量、建物の補償算定、節15工事請負費では歩道の一部整備、節17公有財産購入費では用地取得2件と、そして節22補償補てん及び賠償金では用地取得に伴う補償経費の支出でございます。

111ページから112ページの繰り越し都市計画街路事業では、用地取得1件とそれに伴う建物補償、そして産業道路東側の歩道整備を行ったものでございます。目3下水道費、下水道事業特別会計繰出金事業でございますが、これは下水道事業特別会計への繰出金でございます。目4公園管理費のうち公園管理一般経費では、びんぐしの里公園、和平公園など町内公園緑地の管理事業費で、節13委託料では指定管理者制度による坂城町振興公社への委託と遊具等施設の保守点検業務、そして15では公園施設の維持補修工事が主な内容となっております。

113ページ、花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化が主なもので、バラ公園の維持管理のほか緑化木の頒布やプランター設置、ガーデニング教室の開催などを実施いたしました。まちづくり交付金公園整備事業では、中之条団地の北側隣接地に公園整備を行ったものでございます。ばらサミット事業では昨年6月に当町で開催をいたしました第18回ばら制定都市会議に係るもので、加盟12団体が集い、全国へばらのまちづくりを発信をいたしました。

114ページ、ふるさと雇用、ばらの里管理事業についてであります。これは国の雇用対策として雇用機会を創出して雇用の受け皿をつくり出す事業の一環ということで、ふるさと雇用では地域の創意工夫と継続的に働く場をつくり出すという一定期間の事業でございます。坂城町では、このばらの里管理事業で新規雇用2名、続くびんぐしの里環境整備事業で1名それぞれ雇用機会の創出に取り組みました。続きまして、同じく雇用対策を受けて一時的な雇用機会の創出ということで、緊急雇用、ばら祭り会場整備事業では、ばらサミット、ばら祭り開催期間中の交通誘導と駐車場の整理を行いました。また緊急雇用オリジナルローズ普及事業では、ばらサミットの開催を契機に開発をいたしました坂城町オリジナルローズ「さかきの輝(かがやき)」を接ぎ木により増殖し、普及拡大に努めたものであります。緊急雇用千曲川水辺公園整備事業では、さかき千曲川バラ公園に隣接する千曲川水辺公園の水辺環境整備を行ったものでございます。

114ページから115ページにかけての項6高速交通対策費についてであります。目1の高速交通総務費の主なものは節11需用費のうち光熱水費は坂城駅前トイレ、上下水道の電気代、高速バス停駐車場、テクノさかき駅街灯等の電気料等でございます。節13委託料は坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託費、また町内循環バスの運行事業委託でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、坂城町国道バイパス・県道整備促

進期成同盟会、また坂城町地域交通利用促進協議会への補助金となっております。

115ページから116ページにかけての目2高速交通対策整備事業費の主なものにつきましては、湧水対策事業といたしまして、町内8カ所の井戸の電気代でございます。

116ページ、項7地籍測量費、目1地籍調査事業費の主なものは、坂城3区の導水路図面の作成、地籍調査成果に基づく復元測量等の委託経費が主な内容となっております。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして、116ページから119ページにかけまして、款9消防費、項1消防費でございますが、目1常設消防費については、千曲坂城消防組合及び消防航空隊の負担金でございます。目2非常備消防費につきましては、町消防団の運営等に係る経費でございます。主なものは消防団員265名の報酬、退職報償金支給責任共済負担金、分団運営補助金、婦人消防隊の運営補助金、出勤交付金等が主なものでございます。平成21年中の火災件数は8件ございました。前年対比1件の減ということでございます。目3消防設備費につきましては、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽、消火栓等の維持管理に関する経費でございます。主なものとしましては、節15工事請負費の中では防火水槽の修理として有蓋化整備が1件、田町地区の県道拡幅工事に伴う火の見櫓の移転、ホース竿かけの設置を行いました。節18備品購入費では消防ホース及び非常用備蓄資機材の購入、第8分団の小型動力ポンプ、第10分団の軽積載車の更新をいたしております。節19の消火栓工事負担金については、新設1基、修繕1基の整備をいたしております。

建設課長（荒川君） 目4水防費、水防一般経費であります。これは水防用備蓄資材の購入が主な内容でございます。

なお、水防訓練につきましては、町の総合防災訓練にあわせて実施をいたしたところでございます。

議長（春日君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

教育次長（塚田君） 119ページから款10教育費について申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費の一般経費は教育委員の報酬を初め研修会への旅費、委員会を運営するための経常経費でございます。

124ページにわたります事務局費についての一般経費は、教育相談に係る相談員の報酬、特別職・一般職の人件費のほか節13委託料では教職員の健康診断、小・中学校のごみ収集運搬手数料、節19負担金補助及び交付金では、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金です。

なお、積立金といたしまして文教施設整備基金へ4,069万4千円を積み立てておりま

す。

教育振興事業では外国語や不登校などの支援のための指導者賃金、「算数大好き授業」に係る報償費のほか節19負担金補助及び交付金では、町奨学金、坂城小学校の学友林活動、坂城高校振興補助、クラブ活動への補助のほか特色のある学校づくりへの交付金が主なものです。

122ページの小・中学生国際交流事業ですが、坂城中学生27名の参加と外国人指導者5名によりまして外国の方との交流を図り、外国の文化や言葉を理解し合う中で国際感覚を身につける事業として実施したところであります。私立幼稚園補助事業につきましては、町内に住所を有する私立幼稚園に通園する園児の就園奨励や園の振興補助、運営費として国の基準による補助事業として実施したものです。教員住宅管理事業につきましては、町内4カ所、7校ありますが、教員住宅の維持管理に要する経費であります。学力向上事業では、小学校2年生以上中学校3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、問題解決型の学習による日々の授業実践を通じて学力の充実を目指したところです。また小学校4年生以上の体力テストもあわせて実施し、体力づくりの教育指導も実施をいたしました。問題をかかえる子ども等自立支援事業につきましては、児童生徒のさまざまな悩みに対応し、支援するため、相談支援推進協議会の活動として家庭児童相談員、稲荷山養護施設など各支援機関等において取り組みを行ったところであります。

123ページの学校支援地域本部事業につきましては、地域全体で学校支援する仕組みづくりをつくり、地域コーディネーターを中心にボランティアによる学級支援や校内ばら園の栽培支援、英語教育、ものづくり、実践教育などを支援したものであります。緊急雇用創出事業では、県の補助金の活用によりまして各小学校の状況に合わせ体験活動やフレンドリールーム支援事業などの支援のための賃金を計上し、雇用の創出を図ったところであります。学校情報通信技術環境整備事業は、国の補助金、交付金を活用しまして情報化社会に対応する情報教育を推進するため、学校ITC環境整備として小・中学校に電子黒板、大型デジタルテレビ、パソコン等の情報機器の導入と周辺機器の整備を行ったものであります。

124ページになりますが、項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費では、職員の人件費のほか節15工事請負費は坂城小学校のプールの濾過装置、村上小学校のプールサイドの改修、遊具の補修の工事を行ったものであります。小学校耐震化事業につきましては、坂城小学校の耐震化事業を実施し、設計管理委託を行う中で南校舎昇降口とプレイルーム棟など耐震化工事と大規模改修工事は22年度への繰り越しとして行ったところであります。また繰り越し小学校耐震化事業では、南条小学校と村上小学校の体育館を除く校舎につきまして2次診断を行いました。

124ページから125ページまでの目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の

維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては各小学校ともほぼ同様ですので、南条小学校について申し上げます。

節1報酬は学校医、薬剤師の報酬、節7賃金は町臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健等の消耗品、燃料費、光熱水費など校舎管理にかかわる経費でございます。節13委託料は警備保障、電気保安等の設備管理と児童の心電図、貧血検査の委託料、校用庁務の業務委託料となっております。18備品購入費では、職員用椅子等の学校備品を購入いたしましたところであります。

続いて126ページになりますが、目3南条小学校教育振興費でございますが、教育振興費についても各小学校とも同様でございますので、南条小学校について申し上げますが、教科学習に係る経費が主なものでございます。特に節8報償費は体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、11需用費は教科学習用の消耗品と教材用品などの購入をしたところであります。18備品購入費では教材用備品のほか鈴木敏文氏よりいただきました寄附金により図書の購入を行い、鈴木文庫コーナーを設置したところであります。

なお、鈴木文庫につきましては、各小学校の教育振興費の備品購入費により対応させていただきまして、南条小学校、村上小学校は150万円ずつ、坂城小学校は200万円で整備を行わせていただきました。節20扶助費の就学援助費、特別教育就学援助費は、小・中学校合わせて124名、総額791万5千円でございます。

126ページからの小学校管理費、坂城小学校管理費から129ページの村上小学校教育振興費については省略をさせていただき、129ページの項3中学校費、目1中学校総務費の一般経費でございますが、英語指導助手、情報機器等の保守に係る委託料が主なものでございます。目2学校管理費は小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費といたしまして、消耗品、光熱水費、修繕費などが主なものであります。委託料としては、設備管理委託等が主なものでございます。

131ページの備品購入費では、理科実験用備品、楽器など技術科、家庭科などの各教科で使用する備品が主なものです。中学校におきましては、鈴木文庫として500万円の図書の購入をさせていただきました。21年度の3小学校の学級数ですが、39学級で862名、中学校は14学級で450名という状況でございます。

131ページからの項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

社会教育総務一般経費は、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか133ページになりますが、節19負担金補助及び交付金では、文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。文化の館事業では、報償費としてお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費が主なものでございます。

目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は副館長、分館役員の報酬のほか134ペ

ージ、節19負担金補助及び交付金では分館活動費として27区への補助金が主なものでございます。また各種公民館事業では、8報償費として講座等の講師謝礼、文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、また体育事業として春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを行ったところです。また公民館報は年4回発行をいたしました。負担金補助及び交付金につきましては、シネマフェスタ実行委員会への補助を実施したところであります。

135ページの分館施設整備補助事業につきましては、分館活動の基盤となります地区公民館の整備を行い、5分館への補助を行ったものであります。目3図書館費でございますが、一般経費の節1館長費の報酬、節7臨時職員の賃金のほか節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるものが主なものであります。

136ページの節18備品購入費では、一般図書を購入いたしました。年度末の蔵書数は12万1,958冊という状況になっております。図書館ネットワークシステム事業としましては、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携を図り、図書の検索、予約、貸出等の充実を図りました。そのためのシステムの保守委託、賃借料、共通経費の負担金が主な支出であります。目4文化財保護費の文化財保護一般経費につきましては、節1報酬は文化財保護審議委員会及び文化財調査委員の報酬、節7は一般事務、発掘整理作業員等の賃金、その他文化財センターの管理運営に係るものでございます。

137ページ、節19の負担金補助及び交付金といたしましては、文化財の保護、伝統芸術の保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助が主なものでございます。坂木宿ふるさと歴史館管理一般事業は施設の管理運営にかかわるものでございます。村上義清を主体とした信濃村上氏の常設展や「北国街道 横吹の今昔」の展示、慣例になりました古糺祭りを実施、開催したものでございます。

138ページのさかきルネッサンス文化財展示事業では、文化財センターにおきまして青木下遺跡、保地遺跡等の出土品を中心に各町内遺跡から出土した旧石器時代から中世に至るまでの土器や資料の展示を行いまして、町内外の方に公開をしたものでございます。埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立会調査、試掘調査を行い、遺跡の保護に努めたところです。試掘調査6カ所、立会調査9カ所のほか出土品の保存処理を行ったところでございます。

139ページ、寺浦遺跡発掘調査事業 につきましては、中之条地籍の店舗建設に伴いまして遺跡保護のため緊急発掘調査として実施し、報告書までの作成を行ったものであります。目5資料館管理費につきましては、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用でございます。歴史の森教室、絵画展を開催し、県宝としての文化遺跡のPRに努めたところです。

140ページの文化センター管理費一般経費でございますが、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託、エレベーター、電気保安、浄化槽等設備の整備にかかわる委託で、利用しやすい施設運営に努めたところであります。目7青少年育成一般経費でございますが、子どもリーダー研修会、通学合宿などに支援をし、青少年の健全育成に努めたところです。節19負担金補助及び交付金では、青少年を育む町民会議への補助が主なものです。

141ページ、目9生涯学習推進事業費につきましては「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努めております。教養講座5回、専門講座31回を開催し、大勢の皆さんに参加をいただきました。そのほか出前講座、長野大学坂城町講座等を開催し、講師謝礼等に係る経費が主なものであります。また13委託料としましては、ライフ・ステージエコーの実施に係る経費でございます。

142ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費につきましては、町民の健康づくり、体力の向上、地域のコミュニティの振興を目的に事業を行ってまいりました。体育指導員への報酬、競技審判員、役員への謝礼、大会参加賞等の費用でございます。19負担金補助及び交付金では、体育協会、スポーツ少年団への補助を行ったところであります。また各種スポーツ教室開設事業では、よい子のスポーツ教室、スキー、スノーボード教室などを開催し、その指導者の謝金が主なものであります。また体育施設整備事業では、節13委託料としてグラウンド等体育施設の整備委託、14使用料は体育施設用地の借上料となっております。体育施設の維持管理、補修を行い、利用しやすい施設の整備を図ってきております。

143ページ、目2武道館管理費の一般経費ですが、指導員賃金のほか施設の管理費でございます。中学校の剣道部、体育協会やスポーツ少年団の剣道、なぎなた等心身の鍛練の場として活用されてきております。

144ページ、目3食育・給食センター運営費でございますが、学校給食事業につきましては、児童生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するために1日当たり1,428人の給食を実施してまいりました。1食当たりの給食費は、小学生265円、中学生310円で、主な支出は職員の給与、臨時職員の賃金、賄材料費、ボイラー管理や給食配送委託などとなっております。

145ページから146ページのみ4食育・学校給食センター建設事業につきましては、文教施設整備基金、まちづくり交付金事業と安全・安心な学校づくり交付金などによりまして、新しい施設の建設を進めてまいりました。食育・学校給食センターとして児童生徒及び子育て世代の食の大切さを広げて町民の健康づくりや地域食材の拡大につながる施設としての建設を行ってまいりました。建設工事につきましては、146ページになりますが、設計

管理委託料、工事請負費としての建設工事費、環境に配慮しました太陽光発電設備を配置したほか、施設の備品購入など20年、21年事業として総事業費6億2,648万6千円で完成をみたところでございます。

武道館管理費で賃金ほかと申し上げましたが、賃金はございませんので、訂正してご報告いたします。

建設課長（荒川君） 款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費でございますが、これは過年度の公共土木施設災害復旧事業に係る国の負担金が確定したことによりまして超過交付となった額について返還をいたしたものでございます。

財政係長（柳澤君） 同じく146ページから147ページ、款12公債費についてでございますが、これは長期債の償還元金とその利子分の支出でございます。20年度におきましては、一括償還が1,663万円あまりありましたが、21年度は元金、利子合わせまして7億5,764万4千円で、前年度対比マイナス4.6%、3,645万円の減となっております。平成18年度から地方債の発行につきましては国の許可制から協議制に移行され、従来の起債制限比率にかえて実質公債比率が導入されています。平成21年度は3カ年平均で18.5%になっており、前年度と比べ、0.8ポイント減少したところです。

また地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標についてですが、主要施策の成果及び実績報告書の2ページで報告してございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字につき、数値は0となっています。また将来負担比率については、一般会計等の地方債残高のほか下水道事業特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金や負担金、さらに土地開発公社等に対する債務負担も含めました自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標であり、平成21年度におきましては、117.7%で、前年度対比7.6ポイント減少いたしました。また下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、これも数値はゼロとなっております。

歳出の最後となりますけれども、款14予備費につきましては、南条小学校のクラブ活動補助に係るもので、教育費に19万円を充当いたしてございます。

以上歳出総額は66億9,185万3,274円で、前年度対比マイナス1.0%、6,674万4千円の減額となりました。

なお、予算に対する執行率は全体で97.59%でございます。

これをもちまして平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、日程第5、議案第32号から日程第12、議案第39号までの8件は平成21年度

一般会計及び各特別会計の決算認定（案）であります。これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（三井君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成21年度坂城町一般会計・特別会計財政援助団体への決算及び財政健全化判断比率に関する審査の概要を報告いたします。

去る平成22年7月22日から7月28日まで、及び8月19日の間、町長から審査に付された平成21年度坂城町一般会計・特別会計の歳入歳出決算は、坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上8件の決算と地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の決算については、坂城町社会福祉協議会の当該財政的援助にかかわるものの監査をいたしました。

また平成19年度決算から義務づけられました財政の健全化に関する法律の規定による財政健全化判断比率の審査をいたしました。

審査の方法といたしましては、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに、計数の正確性の審査を行い、関係各課等より主要施策の成果及び説明を聴取するなど審査を行った。また、社会福祉協議会についても同様の方法で審査を行いました。平成19年度決算から財政健全化判断比率が審査に付されましたが、同様に算定の基礎となる書類をもとに計数の正確性の審査を行い、関係課から説明を聴取し、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めた。

また地方自治法第199条第7項の規定により町が補助金を交付している団体のうち坂城町社会福祉協議会についても同様に審査した結果、いずれも正確に処理されており、適正であると認めた。

坂城町社会福祉協議会については、多くの福祉事業に取り組んでおられますが、町民に見えにくい面もあり、町と協力をして町民に事業の内容を周知させる方法等も検討してください。

財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定処理と符合して正確であることを認めた。

平成21年度決算において一般会計の歳入総額67億6,657万290円で、前年度と

比較して3億4,344万8,745円の減となり、前年度比4.8%の減となりました。歳出総額は66億9,185万3,274円で、前年度と比較して6,674万3,658円の減となり、前年度比1.0%の減でありました。歳入歳出差引残額は7,471万7,016円で、前年度と比較して2億7,670万5,087円減の決算状況でありました。

また特別会計では歳入総額38億648万5,191円で、前年度と比較して23.8%の減、歳出総額は36億4,033万1,502円で前年度と比較して26.5%の減、歳入歳出差引残額は1億6,615万3,689円で、前年度と比較して1億2,407万6,082円増の決算状況でありました。財政構造の良否を示す経常収支比率は88.6%となり、前年より0.5ポイントの増となった。依然として高い比率となっているので、抑制に十分留意してください。

なお、数値が1に近いほど財源に余裕があると言われる財政力指数は、単年度で0.146ポイント減となりました。引き続き財政の健全化に努めてください。

公債費比率は12.1%で、前年度比0.9ポイント減少しました。実質公債費比率については18.5%で、前年度比0.8ポイント減となり、単年度では0.5ポイントの減となった。財政運営上起債事業も重要ではありますが、借金であり、将来にわたり負担を負うものであります。世代間の公平負担を考慮され、運用には財政規模との均衡を図りながら十分留意してください。

平成21年度の一般会計決算の歳入総額は、67億6,657万290円、調定額に対する収入率は96.2%、歳出総額は66億9,185万3,274円、予算現額に対する執行率は97.6%、歳入歳出差引残額は7,471万7,016円で、その残額のうち5千万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の2,471万7,016円は翌年度へ繰り越しています。

歳入については予算現額に対する収入率は98.7%、調定額に対する収入率は96.2%であり、前年度と比較して3億4,344万8,745円減の決算でありました。町民税の収入状況については、前年度と比較して29.1%の減となりました。特に法人町民税は景気後退の影響を受け、62.5%の大幅な減少となりました。また軽自動車税を除く各税目も年々減少傾向にあります。収入率については前年度比1.4ポイント減となっている。今後も引き続き徴収率の向上に努めてください。

歳入未済額については、前年度と比較して1,316万9,564円の増となっており、年々増加傾向にあります。納税の公平原則の観点から納税状況の実態を把握して厳正な措置をとるなど、未納額の解消に努めてください。

不納欠損処分については、地方税法に基づくもので、やむを得ないものと認めました。

歳出については、予算現額68億5,681万740円に対し、支出済額66億9,185万3,274円、平成22年度繰越額は1億1,688万400円、不用額は4,807万7,066円で、予算現額に対する執行率は97.6%で、歳出額は前年度と比較して6,674万3,658円の減でありました。

各事務事業については、鋭意取り組まれておりました。第18回ばら制定都市会議、いわゆるばらサミットが開催され、全国にばらのまち坂城を宣伝するとともに、ばら祭りの来園者の増加にもつながった。「全国辛味大根フォーラム」を開催し、地元ねぎみ大根の知名度を高めるとともにブランド化に向けた取り組みが行われた。自治区等が創意工夫をし、実施する地域づくり活動支援事業は5年目を迎え、14地区4団体に助成され、住民参加のまちづくりの推進が図られた。児童生徒への安全・安心な給食の提供及び町民の健康づくりのための食育・学校給食センターが建設された。また坂城小学校の南校舎昇降口、プレイルームと体育館の耐震補強改修工事が行われ、南条小学校、村上小学校については耐震化工事に向け、耐震診断が実施された。情報化社会を担う子どもたちの教育を高めるため、小・中学校に電子黒板、大型デジタルテレビ、パソコン等の情報環境を整備、各教室へのLAN配線の工事が実施された。まちづくり交付金事業としては、中之条団地取付道路改良事業、ふれあい公園整備事業、前田川バイパス路整備等を実施された。生活基盤の面では、町道A02号線、これは水上線ですが、この改良工事の完成と町道A01号線道路改良工事や公共下水道事業が継続実施された。今後におかれましても、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりにさらに積極的に取り組み、適切かつ効率的な執行を望みます。

基金の運用状況については、それぞれの計数は正確であり、運用方法についても文教施設整備事業、びんぐし湯さん館整備事業、ふるさとまちづくり事業等々設置目的に合った活用がされ、その処理は適切であると認めた。また巡見した8カ所の工事については計画どおり執行されていた。新たな事業を計画する場合は、全体計画、いわゆる将来像、年次計画など詳細に説明をして地権者あるいは地域住民の協力が得やすいような対応に努めてください。

一般会計・特別会計の指摘事項につきましては、報告書に詳細に申し上げておりますので、省略させていただきます。

最後に、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の審査概要について報告をいたします。

財政健全化判断比率の指標として、1として実質赤字比率、2として連結実質赤字比率、3として実質公債費比率、4として将来負担比率、5として資金不足比率の5つの指標があるわけであります。

まず、このうち1の実質赤字比率は、普通会計における決算が黒字であったことから数値が0であります。

2の連結実質赤字比率は、すべての特別会計を含めた地方公共団体の決算額が黒字であっ

たことから数値が0となりました。

3の実質公債費比率については、昨年度比で0.8ポイント減の18.5%で、早期健全化基準値より低いですが、18%を超えると起債が許可制になるということから、今後の動向に十分注意をしてください。

4の将来負担比率については、昨年よりも7.6ポイント減となった。早期健全化基準値よりも低いですが、下水道事業の特別会計、一部事務組合、広域連合、都市開発公社などと連絡を図りながら将来にわたる負担軽減、健全な財政運営を図ってください。

5の資金不足比率については、下水道事業が該当しますが、下水道事業の資金が充足されていることから数値は0となりました。

平成21年度の財政健全化判断比率の数値はいずれも早期健全化基準値以下ではありますが、引き続き将来に向け、負担の軽減、健全な財政運営のために努力をしてください。

以上をもちまして平成21年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（春日君） 以上で提案理由の説明及び決算認定（案）に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から9月8日までの7日間は議案調査等のため休会といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月8日までの7日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月9日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時23分）

9月9日本会議再開（第2日目）

- 1.出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 荒川正朋君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
- 4.職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
- 5.開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 中山間地直接支払事業についてほか | 塚 田 忠 議員 |
| (2) 生活関連の課題対策の取り組みについてほか | 田 中 邦 義 議員 |
| (3) 超高齢社会のなかでほか | 山 城 賢 一 議員 |
| (4) 学校等の耐震化についてほか | 林 春 江 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者はお手元に配付しましたとおり、10名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に3番 塚田忠君の質問を許します。

3番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を執り行います。

早速質問に入らせていただきます。

1. 中山間地直接支払事業について

イ. 交付金の対象地域と用途内容は

中山間地等では平坦地に比べ、自然的条件が不利な地域が多い。中山間地域の耕作放棄地発生を防止し、水資源や涵養や洪水防止など多面的な機能を確保し、農業生産活動の維持を目的とした直接支払交付金を交付する事業と承知しております。

今年も5月に議会報告会で各地にお伺いし、地域住民の方たちのお話を聞いてまいりましたが、ほとんどの地域で出た話が鳥獣被害、鳥獣駆除の話であります。中には天然記念物であるニホンカモシカの個体数が確実に増えているから駆除できるようにしてもらいたいという意見も出ていました。中山間地直接支払事業は、ほとんどの集落で鳥獣被害等の経費に充

てていると思いますが、坂城町では、この制度をどこの地域でどのように利用されているか、お尋ねいたします。

ロ．獣害対策に町の助成を上乗せできないか

ある地域の方から相談がありました。立案時点で有害獣対策では効果が薄いということであります。思い切って拡大した方がいいと思うが、その拡大部分の経費を町で持ってもらうことはできないかということでお伺いいたします。

ハ．役員の負担が重い。委託できないか。

地区の役員が高齢のため、見回り、保守点検が大変な作業になっている。この作業を地区でシルバー人材センター等へ依頼を求めてよいものか、それとも自分たちでやるのが前提なのか、お聞きいたします。

以上1回目の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 私から、中山間地直接支払事業についてご質問いただいておりますが、順次ご答弁させていただきます。

最初に、交付金の対象地域と用途内容はというご質問についてでございますが、中山間地域等直接支払事業につきましては平成12年度から制度化されたもので、この町では13年度から実施をしております。対象地域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律において定める農用地区域内の農用地で、一般的に水田で20分の1、20m行って1m上がるという。畑で15度、これは3m行って1m上がると、そういう傾斜基準を満たす急傾斜農地と、それにつながる関係者農地を対象として集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取り組み活動が行われる一段の農用地の面積の合計が1ha以上あるという、そういう地域が対象となるわけでございます。この町でこの基準を満たしております入横尾、南日名、北日名、島、小野沢の5集落におきまして、この事業を実施しております。

交付金の用途につきましては、おおむね2分の1以上を集落の共同取り組み活動に充てることとされておりまして、残りの2分の1は協定に参加している農家に配分できるということになってございます。

この共同取り組み活動における交付金の用途につきましては、これは農用地を保全するためのもので、事前に協定で定めてあれば特に制限はなく、各集落におきまして農道や水路の維持管理、鳥獣害防止対策、周辺隣地の刈り払い等に充てることのできるということでございます。この中山間地直接支払事業は今年度から3期目に入り、これからそれぞれの集落協定も見直していただくということになっております。非常に忙しい話になりますが、事前に何をするか、それぞれの集落では十分ご検討いただいているわけですが、さらに検討をしていただければと思います。

なお、過去において獣害対策について大規模に実施しているという集落は聞いておりませ

ん。ということで、よろしく申し上げます。

次に、口番といたしまして、獣害対策に町の助成を上乗せできないかというご質問でございますけれども、獣害対策につきましては、地域でまとまって実施する場合は国の補助事業もあったわけでございます。今あるんですけれども、報道にもございましたように、国の事業仕分けの影響でハード事業については予算が大幅に削減されておりまして、非常に厳しい状況になっております。これにつきましては、町村会等を通じて拡充の要望をしておりますが、ただ、町単独で電気柵等の防護柵設置につきましては、その資材費の3分の1を補助する事業もございます。さらにJAの各部会でもJAでこういった資材を購入していただければ、さらに3分の1の補助もあると、そういう制度でございますので、ご利用いただければと思います。さきに申し上げましたけれども、これについて中山間地域の共同事業として取り組んでいただければ、それは当然生きてくることなものですから、地域の中でよくご検討をいただきたいと思っております。

それと最後のご質問、役員の負担が非常に多いけれども、委託できないかということでございます。

この中山間地の交付金の使途につきましては、先ほども申し上げましたように、農用地を保全していくものであれば、どんな使い方でもいいということになってございます。ただし、協定に事前に位置づけておくということが要件になってまいりますが、電気柵の見回り、保守作業、こういったところにも、例えば今、シルバー人材センターというお話もいただきましたが、こういったところで共同分については支出できるということなものですから、協定の中で十分ご検討いただければと思います。以上でございます。

3番（塚田君） ただいまお答えをいただきましたが、口の件であります、思い切って拡大ということですが、3分の1、それから町で3分の1ということで、あと地元で3分の1を出せばできるということですが、拡大したいというのは、例えばこっちの農地、こっちの農地と沢の間にはないか、そこをやっていないと。そのところへやってあれば効果的ではないかということで質問したんですが、地元の3分の1を出せばできるということなんですかね。ちょっとその辺もお答えいただきたいと思っております。

それから、この地域で半年間事業を中止してしまいまして、その結果、現在では水の取入口の確保もできない状況と聞いております。獣対応ももとのままになってしまったと言っておりますが、最近の景気のせいか全国的に農家へのUターンが増えているようにお聞きしております。こんな時期に農地環境整備に力を入れるべきと考えます。中山間地直接支払事業第3期対策は22年から26年ということになっておりますが、この次は26年まで待たなければならぬのか、お伺いいたします。以上2回目の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 順次ご答弁させていただきます。

最初に、今、町の有害鳥獣対策の施設に対して3分1補助でございますけれども、これについては個人の方に申し上げているところでございます。間のあいているところについては、集落協定の中で位置づけていただいて、中山間地域として実施していただく分には補助対象といたしますか、その交付金の中でやっていただく分には十分できることと思えますし、差し支えないわけでありますので、計画の中に入れていただきたいと思います。

それと今、第3期が22年からということで26年まででございますけれども、いまだちょっと遅れ気味になっておりまして、策定中でございますので、今、至急それぞれ入れていただければ、まだ間に合う、今月あるいは来月の初旬ぐらいであれば間に合うというふうに思いますので、至急ご検討していただいて計画の中へ入れていただければと考えております。以上であります。

3番（塚田君） よくわかりました。

2. 農産物直売所について

イ. 直売所の管理運営は

最近では、方々に農産物直売所ができ、日本全国では1万3,500店舗あると言われております。そのうち長野県内には600店以上と言われております。県内の農産物直売所は地域の特色を生かしたさまざまな販売方法があるようですが、中には農家の生産者が対面販売をし、料理方法などアドバイスする店などがあります。坂城町内にも農産物直売所は数カ所できておりますが、当町においても地域発元気づくり支援金を取り込んで、中之条地籍の国道18号線沿いに農産物の直売所設置の補正予算が6月の定例議会で議決されました。この直売所について質問いたします。

直売所は、お～い原木会など4団体の代表等を役員とした「さかき地場産直売所運営組合」を設立し、出荷者会員を募集し、実施していることであるが、県の支出金は町の歳入になっている。直売所は4団体などで建設することになっているが、この施設の所有者、管理者はどこなのか。また特売所の運営はどこか。生産者会員を募集しているが、応募状況はどうか、お聞きいたします。

ロ. 町内の同業の直売所への影響と連携は

坂城町内には、JAでは6年前から約170人の生産者会議を持つ大きな直売所があります。昨年、中之条でも数人の会議で開設しました。また18号線沿いには事業所の脇で2店舗ほど季節的に開業しており、町の支援で開設している武道館脇の野外音楽広場、びんぐし湯さん館、横町の鐵のほそ道等で季節的に開業しているが、これらの直売所への影響や連携はどのように取り組むか、民間業者を圧迫することはないか心配するところであります。お答えをいただきたいと思えます。

ハ. 経営の見込みと町の負担は

年間売上目標が3,800万円と耳にしておりますが、出荷者からの手数料は販売代金の15%~18%となっておりますが、販売員を雇い、建物等の維持管理をしていくには、あまりにも寂しい売上目標と感じます。万が一経営面で採算割れなどが生じた場合は誰が負担をするのか、町の負担にならないか心配するところであります。お答えをいただきたいと思えます。

二．集客に対する具体案は

直売所の建設予定地については18号線沿いで申し分のないところであります。しかしながら、新たに直売所を新設しても、すぐに地域の消費者人口が増えるわけでもありません。大型車の乗り入れも考えているようですが、観光バスの呼び込みには大変な営業力が必要と聞いております。直売所の求める顧客は観光客なのか、地域住民なのか、お聞きいたします。

ホ．端境期の運営は

坂城地域で生産される農産物は農作物は季節的に限られており、長い端境期の商品はどのように考えているか。農産物加工品だけを並べておいても客数は落ちることと思えます。直売所の名称も「さかき地場産直売所」と予定しているようですが、農産物は坂城地場産だけを扱うのではなく、端境期には県外産地と連携をとり、絶えず新鮮農産物を陳列できるシステムを取り入れ、客の呼び込みをしたいものです。現在このような方法で成功している直売所もあります。またネット通販を取り入れる店もあります。検討の余地はないか、お答えをいただきたいと思えます。

ヘ．千曲川さかきパーキングでの計画は

上信越自動車道開通当時、千曲川さかきパーキングエリアを借りてショッピング、スナックを計画し、現地調査を繰り返しておりましたが、上信越自動車道の運営が道路公団から東日本高速道路株式会社に移り、借りの条件が難しくなったということは聞いております。完全に断念したのでしょうか。経過と今後についてお伺いいたします。

私自身、時々自動車道を利用することがあるので、さかきパーキングエリアに立ち寄ってみました。いつも大分多くの車が止まっております。エリア内には高速バスの停留所と公衆トイレと自動販売機が置いてあるだけ。あれだけ多くの旅行者が出入りしているパーキングエリアが坂城町にあるのですから、これを利用しないというのはもったいない話であります。

上信越道の黒姫パーキングエリアと中央道の筑北パーキングは現在、季節的にパーキングの片隅で農産物の販売をしております。坂城町でも、せめて上り線だけでも借りることができないかと調べてみました。

東日本高速道路株式会社の中にネクセリア東日本株式会社という子会社があり、その子会社がパーキングエリアの運営をする仕組みになっているようであります。ネクセリア東日本の話では、千曲川さかきパーキングエリアも自治体でお使いいただいても結構ですとの

話です。ただし、多少の利用料が必要のようであります。今回の農産物の直売所開設とあわせてサービスエリアでの同時開設を町は支援することはできないか、お伺いいたします。

以上1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 塚田忠議員のご質問にお答えしてまいります。

まず最初に、坂城町中之条地区に整います、さかき地場産直売所の整備事業でございますが、県の元気づくり支援金を活用いたしまして、町が事業主体となり、補助金の趣旨を踏まえて、お～い原木会など農業4団体の共同作業を基本に整備しているところでございます。一昨日には大勢の会員の皆さんが参加し、無事建て前を行うこともできました。今後10月中旬を目途にオープンを目指しておりますが、国土交通省の長野工事事務所の協力によりまして、国道の出入り口を大幅に拡張するという、また下水道の工事も速やかに進めているところでございます。

直売所の所有者、管理者、また運営の面でございますが、当事業は町が事業主体でありますので、施設の所有者は町であり、直売所は町の行政財産という位置づけをしております。

直売所の管理運営でございますが、設立準備会の検討を経まして、先月、お～い原木会を中心に農業4団体の代表者を役員とし、さらに現在、会員募集を行っております皆さんともども、さかき地場産直売所運営組合に委託していく考えでございます。

ご承知のように、お～い原木会を初めとする農業4団体、ねずみ大根振興協議会、味ロτζジわくわくさかき、明日の農業を考える会も入っているわけですが、坂城町の特色ある農産物のPR、さらには農産物の生産振興と販路の拡大、地元の生鮮品供給の場として地域貢献したいという思いから、昨年10月から12月にかけて、お～い原木会は同敷地内に直売所を開設した実績もあるわけでございます。

町といたしましては、その経験と直売所にかかる意欲と熱意ある団体に委託するのが最善の方策であると考え、本定例会に条例を上程しているところでございます。

町の負担につきましては、オープン前の現状の中におきまして、運営組合の会員が農産物をどのくらい出せるのか、消費者が農産物や加工品など、どのくらい買い求められるのか、どちらかという町内の皆さんに利用していただく面と交通の要所でございますので、町外の皆さんに、より利用していきたいというようなことを念頭に販路の拡大を図っていくと。運営組合には運営部門に農業支援センターや県の農業改良普及センター、JAちくま、コンサルティングサポートのいろいろな経営のノウハウを持つ町内の食品加工業者の皆さんの協力もいただける体制ということで整えておるところでございます。近隣にも数多くの直売所がございますが、そういう中で18号線沿いという優位性を生かしながら、おしぼりうどんとか、あるいはねずみ大根全般の販売、あるいは飲食コーナーの併設、極めて特色としましては、今、五里ヶ峯トンネルの中で、きのこ栽培がいろいろ進めておりますので、きのこの

体験エリア等も設置いたし、さらにまた別の助成金といたしまして、県産材を活用したトイレを別個設定していくということで、外から来ても魅力ある、そういった直売所の整備を行ってまいりたいと思っております。

当該の直売所の整備については、町内農業者の生産意欲、所得向上、耕作放棄地の解消、地産地消などの農業振興はもとより、地域のいろいろな食品の物産などをも兼ね備えまして運営してまいりたいと、こんなふうにする次第でございます。

次に、千曲川さかきパーキングでございます。雄大な千曲川の流れを一望、坂城を一望できるというすばらしいパーキングエリアでございます。類似する近隣パーキングの調査や千曲川さかきパーキングエリアの車の出入りの調査、また16年にはパーキングで実施した坂城味フェスタなど諸々の取り組みも、また立ち寄りの状況等も調査してまいったところでございます。

サービス施設を運営していく場合の採算性については、慎重な検討が必要ということももとよりでございますが、いろいろな可能性にまた挑戦することも大事でございます。道路管理者である道路公団にも協議しているところでございますが、国あるいは公団との関係では、2車線の開通の折には4車線にする場合には、そういったサービスエリア化するという約束もあるわけでございます。しかしながら、平成17年には道路公団が民営化され、東日本高速道路株式会社となり、サービス施設についても地域ごとに系列の管理会社に引き継がれているという事実もございます。いろいろ協議しているところでもございます。

千曲川パーキングエリアにおいては、町の農産物や特産物の販売できることは、町の魅力というか、農業振興、産業振興につながることでございますので、コンビニエンスストアの出店といった可能性もいろいろ検討もしているところでございます。

現在のお話として、町外の事業者から千曲川さかきパーキングを利用したいというお話が出ております。原則的には東日本高速道路と民間業者との経済活動と認識はしておりますが、その高速道開通に向けた坂城の思いもでございます。

当町といたしましては、長年の懸案でございますので、そういったサービスエリア化にいろいろと努力してまいりたいと、こんなふうを考えているところでございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私から農産物直売所に関する各項目について順次ご答弁させていただきます。

直売所の管理運営に関してのご質問の中で、まず会員の応募状況でございますけれども、8月9日に開催いたしましたさかき地場産直売所出荷会員募集の説明会の際に募集を行ったところでございますが、現在までに47名の会員申し込みがございます。会員登録申し込みにつきましては、説明会の際には一応の区切りとして8月27日までと期限を設けさせてい

ただいたところですが、今後随時受け付けを行ってまいります。有線放送や広報などで会員を募ってまいりますけれども、各位からお声をかけていただければ幸いに存じます。

個人会員の出資金1万円いただくようになるわけですが、これについていかがなものかということでございますけれども、食の安全が何かと問題になっている現在、消費者も食に対する関心が高くなってきております。特に直売施設においては、生産者が栽培した農産物が直接持ち込まれるために、農産物の安全性も生産者個人個人のモラルが大きな比重を占めまして、もし検査機関で使用してはならない残留農薬が検出された場合は、その生産者のみならず直売所自体に大きな損害、損益を与えかねないわけでございます。そうしたことも踏まえまして、生産者にもある程度の責任を持たせるということも必要であろうということで、出資金というようなことの中で、本当に販売物をつくるというお考えの中でご理解いただいた方に加入をお願いするというような方向で1万円ということが出てきてございます。

次に、町内の同業の直売所への影響と連携というご質問でございますけれども、町内には、先ほどいただきましたけれども、びんぐし店の直売所、坂城町直売生産者の会、または個人的に出店している直売所などがございます。当直売所の設置に伴いまして他の直売所に少なからずとも影響はあるかと思っておりますけれども、それぞれの直売所の設置目的、経過も異なりますので、それぞれが切磋琢磨する中で、より新鮮で安全な農産物の提供が図れる、また生産者にも出荷場所が拡大し、所得の向上につながるという利点もあるかと思っております。

いずれにしても今後、町内各直売所と情報交換など連携を図っていく中で町の地域農業の発展に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、集客に対する具体案ということでございますけれども、当町においても食料品、量販店の撤退や相次ぐ小売り店舗の廃業などに伴いまして、近場で生鮮品の購入先を求める声も多く、特に高齢者にとっては身近な直売所的な店舗に対する要望も聞いているわけでございます。当直売所につきましても、基本的には地域農業の振興、地産地消という観点から会員の皆さんから地域の新鮮な農産物を出荷していただき、地域の皆さんに安全・安心の食材を購入していただく、こうした中で地域の皆さんが集い、賑わい、そして地域の皆さんから愛される直売所を目指していきたいと考えているところでございます。

また国道18号線沿い、インター線とも直近という立地でございますので、当町の特産品であるねずみ大根、ぶどう、りんご、きのこの販売やおしぼりうどんを提供していく中で、観光客と申しますか、18号線の通過車両の皆さんの集客も図ってまいりたいと考えているところでございます。

あとネット通販等についてのご質問もいただきました。基本的には、これからスタートというようなことで、それに携わるスタッフも経験も浅いという中で、そこらについては事業が順調に進む中で検討していくべき課題であろうというふうに考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

次に、端境期の運営についてでございますけれども、野菜、果樹など品不足となる冬期間においては県内の直売所も大変苦慮していると聞いているところでございます。その対策として他県から農産物を仕入れている直売所やハウス栽培により対応している直売所、また運営している直売所もあるわけでございます。当直売所におきましては、おしぼりうどんの提供、食品加工会社及び味ロジの加工品の販売、また、きのこの販売など考えているところですが、果たして野菜類について、どのくらい出荷があるのか、なかなか見込みが立たないというのが現状でございます。

いずれにしても物がなければ集客が見込めないわけでありますので、他の直売所と情報交換をする中で運営組合の中で知恵を出し合いながら柔軟に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

他の産地との連携等の話もいただきました。基本的には、この地域の農産物を販売するというのが原則であろうかと思えます。どこまで他の地域の農産物を入れるのかというのは、やはり地場の直売所としては、ひとつの大きな検討課題であろうかというふうに考えております。そうはいつても、やはり端境期という中で売るのがなければ困るということでございますので、そこら辺は出荷者の皆さんとも十分協議をする中で内容等について進めていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

3番（塚田君） いろいろお答えをいただきました。

質問する前にお答えをいただいちゃって。1万円の出資金でございます。

生産者が現在登録が47名ということですが、ちょっと予定から見ますと忙しい話でありました。思案している間に締め切られたということで。随時これから募集はしていくということで安心はしているわけですが、その出資金についてであります、会費は当然のことですが、出資金なしの生産者がいるわけですが、町内には専業農家でなくても本業のかたわら農産物生産者が大分います。そんな人たちが、よいものができたから、うちでは食べきれないと、直売所へ出したらという、そんな思いがしますが、売上が何十円、何百円という単位で1万円の出資はきついものがあると思えます。そこで生産者の準会員と位置づけて、例えば販売手数料を多く取るとか、本当の会員とはある程度のハンディをつけて参加させてもらいたいと思うわけですが、町の支援で行う事業ですから、地域住民に公平な施設にしていきたいと思えます。

それから、お答えいただけなかったんですが、既存の直売所への影響ですが、町で支援しているびんぐし、それから横町、中之条の文化センターのあれ、それは今まで地域ではそれが来るのを待っているお客さんもいるんだけど、それは今までどおり続けるのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

J Aについては影響はないということですが、きのこ販売については町内3つの業者がありますけれども、きのこの種類が違うので直売所を利用して参加してもらえるものと思いますが、特に味ロジの加工品の中で、おやきについては、近くでおやきづくりをして販路を自分で探し、生計を立てている方がおります。ある程度の品目についても今後考えていただきたいと思います。

それから建設中の一部で食堂が開設されるということですが、多分看板メニューは、おしぼりうどんだと思います。近くには、おしぼりうどんを出す食堂が3店ありますが、中の1店は、おしぼり専用店であります。客層を慎重に考えていただきたいと思いますが、その辺再度お答えをいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） ご質問に対しまして順次ご答弁させていただきます。

まず、農産物直売生産者の会について、今までどおりしていくのかどうかということですが、この会については、対面販売をするということによってやっている団体でございます。そういう中で今回の直売所はラベル等張って預けるというところで、農家の皆さん直接の対面とはならないということの中で、ちょっと趣旨が違いますので、もちろんお声かけはして協力体制はとっていきますけれども、そんなことで趣旨が違うということもありません。これについては会の中で継続して進めていくものというふうに認識しております。

それと近所でおやきをつくっていらっしゃる方というお話もいただきました。これについては、直売所で販売するかどうかというのは、そうすると委託販売になるのか仕入れになるのか、ちょっとそこまではまだございませんが、できた中でお話しただければ、条件等に合えば問題ないというふうに考えているところでございます。

あと準会員ということの中で、1万円の加入金というか、払わなくていいかどうかという、そういうことですが、これはさきにも申し上げましたように、今回については、やはりある程度システムを組んでやっていきたい。

というのは、バーコードを張って、それで各生産者といたしますが、それごとに張ってシステムを組んでやっていくというような部分でありますので、大変かと思いますが、準会員ということではなくて、お気持ちのある方は登録をしていただきたいということですが、おやめになるときは、その1万円はお返しするというようなことありますので、私どもとすると、やはり会員として責任を持ってやっていただきたいと。だから、お金でそれを押し量るわけではないんですけれども、やはり他の産地等の話も聞くと、そういう方法でやっているということもお聞きしておりますので、私どももそれに対する、例えばバーコードで、ご希望がある方は販売状況を携帯で月100円で常時その方にお知らせして、自分のものが足りなくなっちゃったから出荷しようという、そういうシステムまで組んでやっておりますので、その辺はぜひご理解いただきたいと思います。以上であります。

おしぼりうどんにつきましては、やはり特産ということの中で、おしぼりうどんというものが位置づけられている中では、私はそれぞれの競合ということではなくて、やはり産地として特産品を売るということからすれば、できるだけ多くの食堂の皆さんに、おしぼりというものを出していただきたいというふうに考えているわけでございまして、それについては、それぞれ特徴のある、特徴があるといっても一定のおしぼりうどんというようなものを兼ね備える中で、より多くの店に参加していただきたいと考えておりますので、そこら辺については、やはり多くできていることについては私は歓迎すべきだろうというふうに考えております。よろしく申し上げます。以上です。

3番（塚田君） お答えをいただきました。

準会員を何とかできないかということでご相談申し上げたつもりなのですが、バーコードについて1円ずつ取るからと。現在やっているところへ私もそこへ参加させてもらっているんですが、年会費は払っておりますが、栽培できとか、農薬の使用報告とか、そういうものは全部やっているんですよ。準会員にしたって、その程度の報告を受ければ農産物に責任を持てるんじゃないかと思うが、無理に出資金を出さなくも。それは検討していただきたいと思います。

ちょっと最後の方で申し上げたんですが、町で支援しながら民間の業者を圧迫するような施設はいかなるものかと思って質問項目に加えさせていただきました。お答えは要りません。

3. 定住自立圏構想について

イ. 上田市と協定は

最近、時々耳にすることがありますので、よくわからないのでネットを開いてみました。三大都市圏への人口流出食い止め、都市圏から地方圏への人の流れを創出する、地方圏においても安心して暮らせる地域に形成し、地域住民の命と暮らしを守るため、地域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であることが総務省のホームページで知ることができました。

今9月議会でも町長招集あいさつの中で「上田広域においては上田市を中心市として定住自立圏の取り組みに当坂城町も産業、医療、交通などの面で検討してまいりたいと考えております」とあいさつされました。長野県では上田市を含む8つの市が中心市となり、1対1の取り組みができると聞いております。坂城町も上田市と医療協定することのことですが、その経緯をわかりやすく説明していただきたいと思います。

ロ. 財政措置は

上田市との協定を進めていくとのことですが、医療の分野では大変なお金がかかるのは当然であります。当町ではどのぐらいの利便があって、どのぐらいのお金がかかるのか、お伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 定住自立圏についてお答えいたします。

国では中心となる市と周辺の市町村が1対1の協定を締結し、互いに連携協力することにより必要ないろいろな機能を県域として確保し、全体としては魅力あふれる地域形成を行うということで定住自立圏構想が示されているわけでございます。この構想は、既に県内では飯田市を中心市として周辺13市町村とともに南信州定住自立圏の形成をするなど、7月2日現在、全国では35県域が形成されております。

中心市となるための要件ですが、人口が5万人以上ということと、もうひとつは昼夜の人口比率が1以上ということございまして、昼間の人口等が増えるという要件が課せられるわけでございます。県内では長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市の9つの市が要件を満たしているということございしますが、隣接する千曲市などは雇用のそういう面で昼間の人口が増えておりませんので、そういった面での対象にはなっていないということでもございます。

周辺市町村の要件としては、中心市と近接し、経済、社会、文化あるいは住民生活等において密接な関係を有する市町村ということございまして、中心市への通勤・通学割合が0.1以上であるかないかも考慮して判断されているところでもございます。

現在、上田地域広域連合の構成市町村である上田市、東御市、坂城町、長和町、青木村、それに立科町を加えた2市3町1村の中で上田市を中心市とする定住自立圏の形成に検討が入っているところでございます。こうした中で中心市及び周辺市町村の要件を満たしておるということで、上田市を中心に中心市として進めていくと。当町といたしましては、現時点では、これら産業振興、医療、道路整備など、これまで連携を図ってきた分野を中心に、さらに連携を強化するという観点で進めてまいりたいと考えております。

魅力ある定住自立圏の構築に向けては、連携契約はいろいろな広域では、いろいろと考えますが、そうした中で締結そのものは中心市と町の固有の計画でございます。中心市がこんな町をつくりたいということの中で、それに賛同し、そして、この部分は私たちもともに進んでいくということでございます。長期計画構想の中でも、そういった視点もいろいろ考慮しながら検討しているところでもございまして、当面、実現に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 財政措置についてお答えを申し上げます。

今、町長から申し上げましたとおり、坂城町といたしましては、現時点では産業振興、医療、道路整備等これまで連携を図ってきた分野を中心に現在、検討を進めているところでございます。

ご質問の医療面でございますけれども、上田地域の医療につきましては、長野病院の医療機能の回復と強化を初め周産期医療や初期救急体制の整備などの課題が山積しております。

これらの課題の解決に向けて、当町を含めた上小医療圏では県の基金を活用する中で、関係市町村が連携をいたしまして地域医療再生事業を実施しているところでございますので、県の基金を活用しているということで、今のところ町の費用負担は生じておらないということでございます。

定住自立圏にかかわる協定の締結につきましては、これら医療対策事業の方向性と連携強化を図りながら事業の推進を進めていくというふうに考えております。そのほかの経費につきましては、締結する協定にもり込む項目といたしましては、先ほど申し上げましたように、医療対策を初め産業振興、道路整備など既に上田市を中心といたします上田地域広域連合で取り組んできている分野とする予定で現在、検討し、また考えておるところでございます。

従いまして、協定の締結により多額の経費が新たに必要になるということは現段階では考えておりませんが、今後進めていく中で坂城町にとりまして、また町民の皆様にとりまして利便性がある新たな事業等に取り組む必要があるとすれば、新たな経費も負担も生じてくるということも考えられるわけでございますが、最終的には今後の関係市町村との調整により決まってくるということでございます。

3番（塚田君） 細かなお話をお聞きしました。私が勘違いしております、中心市と1対1のと言ったから青木村や長和町はどうなるのか、ちょっと心配したわけですが、結局、上田広域全体がということによろしいんですかね。わかりました。

いろいろ質問させていただきましたが、多岐にわたって質問させていただきましたが、特に農産物については地域住民からもちょっと苦情みたいな話も入っているもので、あと尾を引かないような形をお願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1番（田中君） 今年の夏は記録的な猛暑が続き、異常気象・地球の異変さを感じたところではありますが、加えて急激な円高の経済、何より驚いたことは100歳以上の高齢者の所在不明が全国的に、かつ数多く発覚したことであります。家族や地域との絆やかかわりが薄れていく人間社会までが異常となっていることを痛感したところであります。

この異常な人間社会の底にあるものは、少子化と世界でも最も早く進む高齢化、結果としての人口減少に向かっている我が国の人口構造にあると思われまます。人口問題は社会全体の大きな課題であります、こういう社会構造の変化に対して住民に直結している町として取り組むべき対策について。

1. 生活関連の課題対策の取り組みについて

平成21年坂城町統計書によりますと、町の人口は昨年(2009年)4月に初めて1万6千人台を切り、国勢調査をベースとする毎月の人口移動報告である推計人口は、昨年10月1日の基準月で1万5,903人となっております。一方で65歳以上の高齢者は増えて、高齢化率は28%を超えております。こうした町内の人口や社会の仕組みが変化していく中で必然的に住民とりわけ高齢者の日常生活にきしみや歪み、不便や不自由が多くなっております。そこで町内の生活関連の身近な課題に絞って町の取り組みについて質問を行います。

イ. 高齢者に優しいまちづくりへ

思いやりのある町行政への取り組みであります。高齢社会は医療や介護など福祉面での財政負担ばかりが意識され、強調されますが、元気に自活されておられる高齢者の方が大部分であります。こういう高齢者にとりましては、生活での張り合い、生きがい、やりがいなどを地域で支援する生活環境こそが最高の介護施策であり、高齢者対策であり、福祉の充実であると言われております。

こういう面から町内を見ますと、食料品などの日常生活用品を買える店が住んでいる近からなくなり、また、お医者さんなども地域的に限られ、買い物や通院などの生活基盤さえが高齢者にとって大変不便で不自由を強いられている方が多くおられます。歩いて買い物ができる生活環境や利便性の高い交通手段の実施に向けて町が取り組むことは町民の福祉の向上を図る上からも当然のことと思います。

私は今まで2回にわたり「歩いて買い物ができる店づくり」と「玄関から玄関へ移動が容易な相乗りタクシー」リマンドタクシー、バスでありますけれども、この取り組みについて一般質問をしてきましたが、いまだ何ら動きが見えません。社会の構造が変わっているときですから、住民の内容が変わっているときだからこそ、その仕組みに最も適した対応あるいは取り組み、行政サービス、そういうことをすることが必要であります。自活している高齢者がタクシーで買い物に行かなくてもよいように、高齢者が高齢者の方の送り迎えを行っているナルクの皆さんの活動が軽くなるような、そんな思いやりのある優しいまちづくりへ取り組むべきではないかと思っております。わけても自分たちの町は自分たちで作り合う地域主権の時代であります。多額の財源が必要なわけではなく、住民と企業と行政が連携し、知恵を出し合い、工夫する、協力して働く協働で実現できる取り組みであります。町の、こういう取り組みについての、特にこの2点、歩いて買い物できる環境、そして利便性の高い相乗りタクシーの取り組みについて町の所見を伺います。

ロ. 空家・空地対策を

高齢者だけの世帯や独り暮らしの世帯が増えて1世帯当たりの人数も2.86人と減っております。このことは、これから空家や遊休農地を含む空地などが増えていくことが予想さ

れます。これらの空家・空地などは老朽や荒廃が進み、有害鳥獣が住みやすく、繁殖し、農作物などへの被害を及ぼすなど地域環境や治安などに好ましく影響を及ぼすことにつながり、地域全体にマイナスイメージが伴います。これらの利活用に取り組むことが望まれますが、町内の把握と対策の取り組みについて町の所見を伺います。

人口減少が進む中で定住人口をいかに確保するかは自治体間・地域間の競争でもあります。参考までに佐久市では昨年20年4月から「空家バンク」制度をスタートし、市内の空家を賃貸住宅や売り物の住宅として市のホームページで写真入りで紹介し、市内の不動産協会と連携・協働し、現在までに1年半で68戸の空家が契約され、人が住む住宅となっております。市の職員は1人だけで、市が案内したもののみについて、案内の要請があったものについて行うわけですが、市が案内したうち24件が90名の方が、いわゆる転入者として移ってきておられます。不動産協会が扱った44件を加えると200名以上の転入者があるとのことであり、こういう成功事例を参考に町も取り組みを期待するところであります。町の所見を取り組みに対しての考えを伺います。

八．鼠団地の県営住宅跡地の活用は

県から町へ移管された鼠団地の上部にあります元県営住宅跡地3,590㎡は今年度予算に不動産売払収入として1千万円が計上されております。この取り組み、現在どのように行われているかについて質問をするものであります。

この団地は傾斜地を造成しているため段差が大きく、高齢化した住民にとりましては生活をする上で負担も重くなっていると思います。また、その後のモータリゼーションで駐車場なども不足気味にあります。こういう跡地の活用にあたっては住民の意見や要望を最優先すべきと考えますが、どのように考えて取り組んでおられるのか、どう活用を考えているのか、町の所見を伺います。

二．長期総合計画へ町民の意見は

来年4月から向こう10年間、どういうまちづくりを目指すのか、政策を体系化する第5次町長期総合計画の策定が進められております。町長は本定例会の招集あいさつで「町の最高計画であり、現在、素案づくりの段階。とりまとめた素案を審議会に諮り、意見を聞いた後、地区別懇談会を開催するなど町民の意見を反映していく」と言われております。素案の段階では町民の意見は反映していないように感じました。町民の意見のみならず町民が参画して、これから10年先の町をどうつくるかという、そういう取り組みについて、どのように行っているのか説明を求めるものであります。

今、まちづくりや地域づくりは住民と企業と行政が協力して一体となってやるやり方が求められております。第4次総合計画でも住民と行政の協働、コラボレーション、いわゆる協力して働くまちづくりが基本のひとつになっております。第5次の長期総合計画づくりに住

民との協働がどう生かされているのかもあわせて第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 田中邦義議員のご質問にお答えしてまいります。

具体的な内容も幾つか問われたわけですが、その面については担当課長に答弁させることとし、後先にちょっとなりませんが、私の方からは長期総合計画への対応についてをご答弁申し上げます。

平成23年度からの第5次長期総合計画につきましては、現在、職員による素案づくりを行っているところでございます。その素案づくりにあたりましては、長野大学のプロジェクトの先生方、そして、より職員が自らこの町をということを念頭に置きましているところでもございます。

計画策定にあたりましては、長野大学に委託して、前回第4次との継続性も考えたところでございます。有識者に対するアンケート調査をまず実施しております。町内の各団体を代表する皆さん、いろいろな役割を担われている、どちらかといいますと、専門的ないろいろな見識をお持ちの130名の皆様を選びまして、そして町との深いかかわりのある方でございますので、そういった皆さんにアンケート調査を実施したと。これは町民の声を専門的に聞きたいということでもございます。

それと昨年度から町に総合計画を策定するためということで、審議会を設置いたしました。町議会の議員さん、あるいは教育委員、そして農業委員、県の職員、町の公共団体の役員、学識経験者など26名の皆さんを委嘱したわけでございます。10年先を見つめるということとは、それなりの経験と見識が必要でもございます。そういう中から、普通ですと審議会は10人ぐらいが常識的なんです、あえて26人という多くの皆様に委嘱して十分意見を聞く仕組みにしたわけでもございます。

また、ご理解いただいていると思いますけれども、平成15年から17年の3カ年にかけて坂城町自律のまちづくりGOGO機構を設置したわけでございます。ここでは産業、環境、教育、行政改革、福祉の分野で将来にわたってどうだということいろいろと意見をまとめていただきました。将来に向けての貴重なご意見が蓄積されておりますので、これもまた参考にしていきたいなと、こんなふうに行っているわけでございます。骨子の面は、まずそういった面から進めていくのが策定するひとつの常道と理解しているところでございます。

今後の取りまとめでございますが、こういった素案を近く総合計画審議会にお話しすると、委員の皆さんにより意見を伺い、そしてまた、地域別な懇談会も設けていくと。そこでは、より具体的なお話、案をこちらで提示することによって、よりよい的確な反応がいただけるとも考えているところでございます。また町のホームページにおきましても素案を公表して広く意見を求めていきたいなと、こんなふうに行っております。地区別といいますと、あるいは4地区、そしてまた時には団体の皆さんにもご意見を伺っていきたいなと、こんなこと

でございます。

第5次長期総合計画におきましては、まちづくりの基本的な方向としていろいろ現在考えているところでもございます。この主要課題のひとつに少子高齢化への対応ということを大きく位置づけております。家族形態の変化、地域住民相互の社会的なつながりの希薄化ということ、あるいは生活不安や心身にストレスをかかえる人、子育てや介護に悩む親や家族など多様な支援を今後どういうふうにしていくかという課題もあるなど、こんな思いもいたします。さらに近年は引きこもりや虐待、さらに新たな社会問題が幾つか出ておりますので、そういった生活面からの切り口も大事だご指摘のとおりでございます。

10年先、あるいはそれ以上先の見通しで、なかなか大変な対応でございますが、まずは少子高齢化や人口減少への対応を主題の中の中心に据えまして対応してまいりたいということでございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは最初の項目であります高齢者に優しいまちづくりのうち、歩いて買い物ができる環境をというご質問に対して新たな店づくりという観点からご答弁させていただきます。

当町の小売業につきましては、先ほど田中議員さんもおっしゃられましたように、かつては自宅から歩いて行ける距離に野菜や肉、魚介類や生活雑貨などを扱っている商店が営業しておりました。その後、消費者のニーズの多様化やモータリゼーションの進展とともに駐車場を完備した、いわゆるローサイド店が郊外へ進出するなど町内の買い物客の動向につきましても変化が生じてまいりました。さらにローサイド店さえも大規模資本の大型店を核としたショッピングモールができ上がり、そこにひとつの商店街が形成されたことにより経営が成り立たない店もございまして一般的に商店の経営は大変厳しい状況となっております。

そのような状況の中で1度その地域からなくなった商店を再生することは現実といたしまして非常に厳しい状況にあると考えておまして、長野市や上田市においてもシャッター街化しつつある商店街の状況を見てもご理解いただけるものと存じます。現実的に、その新たな店づくりにつきましては、現時点では商業者にすべてそれを求めても大変難しいものと考えております。それよりも高齢者や外出が困難な方につきましては、それらを支えるNPO、ボランティア団体などの商業者だけで対応するのではなくて、そのような組織ができて、さらには経営を支えられる仕組みができない限り難しいと考えております。山間地には車に最低限の日用品を積み、販売し、高齢の方に喜ばれて、こういう人の笑顔に支えられて商売を続けていると、そういうテレビ番組も見たわけですが、このような移動販売を行う方などが、むしろ新たな店づくりよりも現実的なものかもしれないと考えるところでございます。

一方におきましては、既存の小売業などの自助努力により小規模なグループなどに対応し、地域に密着して食料品を中心にした生活用品の宅配事業を実施している事業所などもござい

ます。また、ご高齢の方に限らず、障害をお持ちの方や妊婦さん、さらには一般的な消費者の方におきましても自宅にいながら発注できる、いわゆるネット販売も身近なところで広がりを見せておりまして、重い荷物やかさばるものでも宅配してもらえるということで、そういった利便性が認められ、買い物というわけではないんですけれども、利用されるようになってきております。

町につきましては、生鮮野菜など常時ではございませんが、先ほどのご質問にありましたけれども、農産物直売生産者の会がそれぞれの地域で販売をしていたり、この10月中には農産物直売所も中之条地区にオープンしますので、地元の多彩な食材を取り揃えていくということを目指しておりますので、こういったところのご利用もしていただければと考えているところでございます。以上です。

建設課長（荒川君） 私からは利便性、小回りの相乗りタクシーについてご答弁申し上げます。

高齢化の進展に伴い、普段の生活において日用品や食料品等の買い物に、また医療機関や公共機関への交通手段として町では循環バスを運行し、ご利用いただいているところであります。業者委託による循環バスは北回りと南回り、そして湯さん館直行便と合わせまして1日に12便を運行しており、1便当たり約28kmの行程を90分で循環をしております。平成21年度の利用実績は、延べで3万2,141人、運行日数は294日、1日当たりの利用者は約110名、1便当たりは9.3名といった状況となっております。循環バスは平成14年度から定められた路線を定期的に運行する路線バスとしての役割を担いながら現在に至っておりますが、利用者の利便からはご提案の自宅から目的地までの形式の方が好ましく、相乗りタクシーはデマンド型交通の手法として活用されております。

この交通システムの特徴といたしましては、予約制による利用となり、発着の時間が正確に運行できる、その一方で申し込み等が混雑する際には乗車人員の関係から次の便でご利用いただくといった事態も生じてまいるというふうに伺っております。また運行に際しては通信のシステム、オペレーターなどの運行管理や自動車の種類と台数の整備、そういった対応が必要と伺っております。

町では交通弱者への対応や競合交通機関とのすみ分けに配慮しながら、現在、循環バスの運行を行っておりますが、福祉の増進と費用負担なども考慮しながら、さまざまな視点からの検討も必要と考えるところであります。

しかしながら、現状としては、まず現在の循環バスの利用促進をさらに図っていくために、駅や公共施設との連絡、運行時間の縮減など利用者のニーズを踏まえながらバスの活用を図っていくということも大きな課題と考えております。

去る7月に開催をいたしました坂城町地域交通利用促進協議会においても、やはり構成する団体の皆さんからさまざまなご意見やご要望をいただきました。その中で、現在の運送業

者と役場内関係各課の職員等により近隣市町の状況や先進事例などについて勉強も進めてまいりたいとしたところでもあります。町民福祉の増進と暮らしを支える公共交通機関としての役割、そして受益者負担と費用対効果を踏まえながら、今後の坂城町に合った仕組みについて検討を進めてまいりたいと考えます。

企画政策課長（片桐君） 私から空家・空地対策について、まずお答えを申し上げます。

空家のうち現在大変問題になっております耕作放棄地でございますけれども、こういった問題につきましては、高齢化あるいは担い手不足等により、ご承知のとおり年々増加している状況でございます。耕作放棄地の解消を図ることは、国、ひいては当町にとりましても大変重要な課題であるわけでございます。このため町では農業委員会と連携をいたしまして、毎年、町内の農地の現地調査を実施をして現状把握に努めております。また耕作放棄地の所有者の意向把握等に努める中で農地の貸し借り、売買の希望のある場合は農業委員会において仲介・斡旋にあたってきておるところでございます。

一方、空家及び農地以外の空地につきまして、現段階では、町ではその面積、家屋数等の把握はできておりません。また問い合わせ等も現在のところ具体的でない状況でございます。

空家・空地の貸借・売却の希望する所有者の情報を登録して空家・空地バンクに取り組んだらというご質問でございますが、県におきましては、空家等活用情報システムを設けまして、市町村からの情報提供に基づいて県のホームページにおいて広く情報を提供しているシステムがございます。こういった県のシステムを活用することもひとつの方法であろうかと考えておるところでございます。

空家・空地の解消は大変難しい課題でもございますけれども、少子化・高齢化、加えて人口減少に向かう将来に向けて、こういった有効な手段等も含めた中で総合計画を踏まえて今後研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、鼠団地の県営住宅跡地の活用につきまして、ご答弁を申し上げます。

ご質問の跡地につきましては、既存建物の建築年度が昭和38年から昭和42年と大変古く、ご案内のとおり現在使用できない状況でございます。町では地域の環境保全を考えまして、既存の建物とともに跡地を土地開発公社において取得をしてもらうこととなっております。

土地開発公社におきましては、今年度中に既存建物の解体・除去工事を完了させまして、平成23年度には定住促進のため宅地分譲を計画するようにと現在考えております。この分譲計画につきましては、景気低迷の状況等からも、できるだけ格安分譲となるような計画を考えていくということで取り組んでおります。町といたしましては、跡地の中に集会所及びミニ公園がございますが、そこにつきましては、従来どおり地域の皆様にお使いいただけるように配慮をしております。

いずれにいたしましても、まず環境面から解体・撤去工事を完成させまして、更地にまずしたいということで進めてまいります。その後計画ができましたら地域の皆様にお知らせをしてご意見等伺いをしていきたいというふうに考えております。

1番(田中君) 答弁をいただきました。非常に4項目、たくさんなので、それぞれひとつずつ確認というか、答弁に対する意見を申し上げたいと思います。

まず町長ですけれども、長期総合計画でございます。

人口問題を考えて地域の生活環境課題を重点的に優先的に取り組んでいくというひとつの姿勢は中心的な課題として取り組むというお話でございます。非常に適切だと思うんですけども、それとただいま各課長さんも含めて答弁が大分乖離しているように感じたわけなんです。町長に、いずれにせよ、まずアンケートをしたと、有識者にアンケートをされた。それから審議会も10名を26名という形でやった。これもみんな有識者ですよ。有識者の130名に意見を聞いて、そして審議会も有識者という形で、これは自分たちの1万6千人住んでいるたちが自分たちの10年後の町をどうつくるかということであると思うんですね。ここでやはりいったん考えていただくという面から、ちょっと時間的には無理なんですけれども、何かその辺がちょっと私は不足しているなど。

今からたしか20年ぐらい前のときは全町民のアンケートをやったと思うんですね。回答する、しないはともかくとして、そういう幅広い、広く町民の皆さんが自分たちの町をどうするのかということを考えていただく機会として、ぜひそういうことをしてほしかったなと思うんですけども、そういう中で町長は、素案ができて、その素案の中でも職員が自ら自分たちのまちづくりだから素案を考えるとというのも本当にその地域に職員が浸って入っている、そしてその地域の課題なりいろいろ実情なりを考えてつかんでいるのかどうかという、そういう問題がちょっと引かかるんですけども、町長にはひとつだけ、もう素案ができて審議会へもいったんかけて、そして、その案を各地区懇談会で住民の皆さんに意見を聞くと、反映したいというんですけども、反映が実際に間に合うのかどうかということですね。そこでもう素案ができたものに対する意見だけ聞くだけで往々にしてそういうことが多いんですけども、その場において住民から出た意見をどのように反映するかという、実際に素案を変えるということもあり得るかどうかということだけをちょっと町長に聞かせていただきたいと思います。

それから産業振興課長と建設課長でございますけれども、高齢者という事実がわかっているながら、私はまず産業振興課長にひとつ、これはいろいろ住民も企業の皆さん、商店の皆さんも知恵を出し合って、そして、例えば今、既存の経営環境が大変厳しい商店さんに迷惑をかけるんじゃないかと、例えば商店さんの扱っている品物の一部を、例えば曜日を決めて週に2日とか3日、火木土とか、火曜日はA店さんの品物を持ってきてボランティア的に売って

もらうと。水曜日はC店の品物をと。そこへ行かなくても売り上げに影響がないようなやり方はいくらでもできるわけですね。そして課長はボランティア的なスタッフをこれからというんですけれども、そういう取り組みということを本当はしていていいんじゃないかと。しかも来年は新しい長期計画の中で、そういうものを中心として取り組もうとしているということであれば、そういう人たちが今やはり自分たちの不便になっている社会を、地域を何とか便利にしようということで取り組んでいきたいなという、そういう取り組みの必要でございますので、これは要望にしておきます。次の問題もありますので。

それから建設課長も、巡回バスが不便だから新しい次の高齢者にもっと便利なドア・ツー・ドアの玄関から玄関へ行く予約制とか、実際にそういうことをやっていることがあるわけですね。例えば飯綱町なんか完全に行って、これからはいかに経費を節減していくかという第二段階に入っているわけですよ。確かに国の仕分けによって公共交通の関係なんかも予算が減らされました。でも、これは町独自の固有の問題だと思うんですよ。国がやるからやるんじゃなくて、町内に高齢化がもう3割、3人に1人になっていこうとしている、その人たちが毎日の生活の移動に苦慮していると。そういうことだったら、そういうところへ、そんな大きな金額じゃなくてタクシー会社さんとか、そういう連携しながら、よりいいアイデアを、あるいはいい知恵を汲み上げて、そして実現可能なものへ取り組んでいくという、そういうことが必要じゃないかと思うんです。ぜひそういう取り組みを始めてもらいたいと思うんですよ。

交通協議会の方で先進事例を勉強しようという動きが出たようでございますけれども、これはそれぞれ今50代や60代初めの人たちだって間もなく高齢化の社会へ入っていくわけでございます。そういうことで、その人たちが利便性のある快適な暮らし、思いやりのある町の仕組みを、何もこれは役場が、行政が全部かかえてやれと言っているんじゃなくて、そういう場づくりとか、そういう取り組みへ入ったらどうですかということでございますので、両課長にぜひそういうことを、来年の長期計画がどういう形で実施計画が出てくるかわかりませんが、そういう中で取り組んでいただきたいということを要望しておきますので、お願いします。

それから空家・空地バンクでございますけれども、これも確かに、よく皆さんの答弁の中に国や県がどうのこうのという問題があるんです。県も確かに空家情報を出していますけれども、そうじゃなくて、この町として取り組んだらどうですかということでございます。

佐久市の担当者だって1人だけでも、ほかの仕事もやっている中で、佐久市は、まず空家・空地になった人たちが、これは誰かに貸したいとか売りたいとかという人だけが申し出てもらって、その申し出のあったものだけはホームページへ載せるといいますよ。そうすると、それを見て、それが大体去年1年間で1日平均ですよ、ヒットというか、引き合いが

66件あって、この夏は、この間ちょっとまた再確認してみたら暑かったせいか、都会を中心に1日平均110件のアクセスがあったというんです、ホームページへ。そういうことで、まずやって、それで市へぜひこの物件を見たいけれどもと言ったときだけ、そのときだけ案内して行って、そうすると行った先に不動産協会の地域の担当がいて、それで細かい賃貸とか売り買いについては、もうそっちで任せるといって、ただそれだけなんで、決してそんなに量的に重くないと言っているんですね。そういう知恵を工夫をすれば、いくらもできるという思いでございますので、ぜひそういう取り組みをお願いしたいと思います。

それから鼠団地でございますけれども、これはちょっと質問でございますけれども、またさらに安い住宅分譲地をつくると言っているんですけれども、まず昨年からいろいろ子育てと支援とか所得税減免とか移住者の補助とか新しい土地公社の住宅を販売促進について施策を取り組んだんですけれども、一体今、まず土地公社がかかえている宅地の数、宅地は何宅、今、売れ残っているのかと。年数まで言いません。

それともうひとつは、去年ああいう形で販促の活動に入ったんだけど、成果はどうか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

鼠団地は、あの高齢化する中で斜面でありますので、駐車場が当時つくったころはモータリゼーションがないので大変苦労している面があるんです。そういうことを、やはり地域とまず計画の段階の前に話してもらって取り組んでもらうという、そういう基礎的な要素として取り組むことについても、ぜひ、これは要望でもいいですし、答弁いただければ答弁でございます。

ですから第2回目は町長に住民に、私は遅いような時期だと思うんですけれども、審議会にかけた後、地区懇談会、その意見を反映するというけれども、どういう形で反映するのか、素案を変えるところまで反映するのかどうかということ。

それからあと企画政策課長には、空家・空地の中で土地公が持っている状況と、それに対する販促活動についてお伺いします。

県の空家情報ということの活用に対して、もっと地元でじっくり地元の問題として取り組むということに対して、もしご意見があれば聞かせていただきたいと思います。

町長（中沢君） ご理解いただいていると思いますけれども、長期構想というのは10年あるいは20年先を見込みながらの構想でございます。私、県職のころ一人一人の幸福を求めてということの長期構想に主任企画員として中心的にやってみりました。その際には、まず見るには20人の先生方をお願いしたと。そして、そういう中から450人の皆さんにデルファイ調査を実施しまして、まずどういうお考えかを問うたわけでございます。そういう中から審議会を中心に策定し、このように考えられるが、どうだろうかということで地区別説明会を開いていったということでございますので、ただ単に20年先はどうだかと問うても、

なかなか難しい問題でもございます。

当町の場合にも、この計画というものが、すぐ今年がその年だからということではなくて、前々からそれを考えていく必要があったんだと。先ほど申し上げましたように、GOGO機構の際に、それこそ町を挙げていろいろな皆さんのご意見も伺っております。また、それを大事にしていきたいと。今回も若干の時期のずれはございますけれども、委員会も、より多くの皆さんに審議会の委員になっていただいて、130名の皆さんからいろいろなご意見を聴取したところでもございます。いろいろな参考になる意見が出ておりますので、それによって組み立てていくということでもあるわけでございます。そうしますと、その組み立てをまず審議会の委員の皆さんに町が提示して、そして骨子を固めていただいて、それを各地区別、あるいは団体の皆さんと懇談会を持ちながら、より見つめてまいりたいと。田中議員の言われるように町民に根ざしたそのこと自身はそのとおりでございますが、そういった人選をする中においても、すべて坂城町の皆さんから選んでいるところでもございます。

最後に申し上げますと、懇談会を開くということは、現在こういう骨子でやっていくんだよということを責任ある立場から、その背景等も説明して、そして、その中で「なるほど、そうだな。こういう面は落ちていたな。なるほど、こういう方がベターだな」というようなご意見があれば、それは当然、骨子よりも請願する際に入れていくということは当然のことでございます。その懇談会が、より実のあるものになるよう、期待しているところでございます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

まず最初に、団地の区画の残数でございますが、平成8年度から進めてきまして13団地142区画の造成を行いまして、114区画が売却。残りが28でございます。

それから昨年から進めてきました優遇の関係でございますけれども、この9月の契約の申し込みがございます。それも含めまして5件、この優遇制度の活用をご利用した、あるいはする予定の方がお1人ということでございます。

それから鼠団地の跡地の活用でございますが、土地開発公社の方で地元の区長さんの方へは、こういったことで建物の取り壊しをしていきますという概略のお話は土地開発公社の方から申し上げてございますので、先ほどの1回目のご答弁でも申し上げましたが、更地になりましたら地元の方とまたお話をすることにしてございますので、そういった中でご要望があれば、できるだけ地元のご要望には沿えるような形がとれればとってまいりたいというふう考えております。

1番（田中君） ただいま答弁で、住民なり、あるいは住宅団地の人たちの意見も反映していくという方針だという考えを聞かせていただきました。

まだまだ質問したいんですけれども、もう1問ありますので、第1問については、ここで

終わらせていただきますけれども、ただ、人口が高齢化して、そして少なくなっていく、そういう地域の実情に対して、やはり適切な思いやりのある、感じる施策に取り組むよう、ぜひ職員の皆さん全員がそういう気持ちで取り組んでいただきたいなということを強くお願いをしておきたいと思います。

2. 平成21年度決算について

本定例会は21年度の決算審査が主な議案でありますので、このうち特に2項目について質問をいたします。

イ. 支出節減の取り組みは

21年度はリーマン・ショック後の世界同時不況の影響をもろに受けて町内企業の生産活動や収益が激減しまして、町税などは収入済みで前年に比べて4億5,500万円、大幅な減収となっております。特に町民税については2億9千万円の減収で、町税全体の減収分の64%を占めているということで、中小企業、工業の町として企業活動がいかに大変な状況にあったのか。また、その結果、財政への影響が大きいかを示していると思います。

しかし、こういう中でありながら、一般会計の決算を見ますと、税収の落ち込み分は、ほぼ国からの地方交付税の増額分で穴埋めされて、あるいは繰越金が増えていたり、あるいは経済対策の交付金があったりで町の借金である町債は前年よりも9,580万円の増加でおさまったと。しかも、その借金返済に対する公債費は借金額よりも7,690万円ほど上回っている、返す金の方が多かったという非常に財政規律、あるいは財政の健全化に向けては適切な状況にあったと思います。

ただ、ここでやることをやらないで、ただ帳尻を合わせたのではないということを実際は示していただきたいんですけれども、時間がないこともありますので、ちょっとそういう中で、いずれにせよ、私ちょっと決算書を見たときに、支出済額がそれぞれ目的別の款別の費用で見ますと、すべてが99%以上になっているわけです。ひとつは入札差金などが3月末で減額したという、予算を削ったということもあるんでしょうけれども、各目的がすべて99%以上というのも何かちょっと奇異に感じているわけですが、この辺で、どのように節減に取り組んだかということについて、簡単でもいいですけれども、基本的な取り組み方を説明を求めます。

ロ. 事業評価への取り組みは

これも本当は基本的に町全体として、どういう事業評価なり、計画したものを評価して、そして、それに対する実施したことに対して評価して、それで見直していくという、そういうひとつの改革のサイクルがあるんですけれども、そういう中で事業評価は、これも決して町の限られた予算、少ない予算で費用対効果を上げるという面からは避けられないことですが、こういう中で私、2つだけちょっと聞かせていただきたいんですけれど

も、1つ、17年度から21年度まで、昨年度まで5年間にわたって坂城駅の南側進入路建設などの評価も入れて15事業の総事業費13億7千万円で実施したまちづくり交付金事業、これは去年の21年度予算で、事業の中に事業効果分析、いわゆる事後評価ということになっているわけですが、これがどのように行われて、どうなったのか。また住民の皆さんにはどのように公表するか、それを聞かせてください。

2つ目でございますけれども、町が5万円の補助金を交付しております、町社会福祉協議会が実施しております心配ごと相談でございます。21年度は24回実施され、延べ110人もの相談を受けておられます。高齢化や地域や家族との絆がなくなっていく中で、こういう問題が増えていくんじゃないか。藁にもすがりたい思いで相談に来られる町民の皆さんがいるんですけれども、そういう人たちに対して適切な、いわゆる相談になっているのかどうか。なっていると思うんですけれども、その辺をどのように評価しているか。

そしてまた、あわせて5万円ばかりの町からの補助金が少ないんじゃないかと思っておりますけれども、担当課長として福祉課長はどう思っているかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 平成21年度の一般会計決算については、坂城町の歳入の骨格である町税が全体で15.2%と大きく減少し、厳しい環境にありましたが、地方交付税の増加、国の経済危機対策等に係る臨時交付金や財政調整基金、文教施設整備基金などの基金を活用いたしまして、歳出額は前年対比マイナス1.0%の66億9,200万円という数字に抑えることができました。

支出の節減の取り組みですが、まず予算編成での作業が挙げられます。21年度の当初予算におきましてもシーリングを設定し、各課で見積作業を行い、それを厳しく査定したところでもございます。また事業実施の段階でも再度各事業を精査いたしまして予算執行の観点から実施段階までいろいろな工夫を凝らしたところでもございます。入札の実施や複数の見積を徴することによっても歳出削減が図られました。

予算執行時の削減の具体例としては、入札の実施により食育・給食センター建設については8,300万円の減額、中之条排水路の工事については1,800万円の減額という状況でもございます。

予算に対する支出割合でございますが、工夫を凝らし、節減に努めたところでもございます。21年度国の経済対策の残がありましたので、これを有効に利用させていただいた。早急な対策が必要な水上線の道路改修や湯入沢の改修などが実施できたということでもございます。

次年度以降への財源といたしましては、一般会計補正予算（第9号）で1億1,800万円の減額、また同10号では、約2千万円の減額をしてございまして、これは調整基金へ戻

入れをしたと。あるいは文教施設整備基金への積み立てを行ったところでございます。

不用額が減少し、執行率が高い状態となっておりますが、執行率が高いから経費軽減をしていないとか、あるいは低いから節減ができたとは言い難いところでもございます。地方自治の本旨に基づきまして各事業を進めるには最少の経費で最大の効果を上げるということを常に心に決めながら対応しているところでもございます。以上でございます。

建設課長（荒川君） 私からは、まちづくり交付金事業の事業評価と結果公表についてご答弁申し上げます。

先ほどございましたとおり、平成17年度から21年度までの5カ年間の事業として取り組みましたまちづくり交付金事業は、賑わいのある町を取り戻し、誰もが住んでよかったと感じ、安心して快適に暮らせる生活基盤の創設、これを目標に、当初9億9千万円の事業計画でスタートをして、平成19年度には食育・学校給食センターを組み入れ、総事業費13億7千万円余の事業が昨年度完了となったところであります。

ご質問いただきましたとおり、最終年度の21年度においては、この事業の評価となります事業効果分析調査を実施してございます。これは国が定める必須の調査で評価の手法や手続を定めた評価方法書を国に提出し、事業評価を行ったものであります。

具体的な評価方法といたしましては、事業実施前に設定をした指標が達成できたか、できなかったか、これを判断するものでございまして、今回のまちづくり交付金事業では、坂城駅前歩行者数の増加、そして坂城開畝地区、このまちづくり交付金事業の計画区域でございますが、この中の公共公益施設の集積率の向上、それから賑わいとふれあいを創出する空間の提供、この3つの指標を設定し、ともに評価といたしますと達成ということになってございます。また町が実施をした評価の方法、内容等について第三者的な立場から検討いただくため、学識経験者、まちづくりに関する有識者、地域住民の代表によります評価委員会を設け、検証も行ったところでございます。

この評価結果につきましては、事前に県を通じて国土交通省へ提出済みとなっております。先般、国において確認が完了した旨の通知がございました。これにより、ただいま来月の広報、町のホームページ等に概要を掲載し、公表するというところで準備を進めております。福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

心配事相談の評価についてでございますが、当事業は社会福祉協議会が地域福祉事業の一環として実施している事業でございます。毎月2回弁護士または司法書士による心配事相談所を開設しており、これらの費用は町の補助金5万円と社会福祉協議会の会費等で賄われております。

平成21年度の相談内容につきましては、相続、相続放棄関係30件、土地関係22件、離婚・養育費関係17件などという内容になっております。

22年度より個人の情報に関してあまり聞かれたくないという声を反映する中で相談体制の見直しも行っております。実際に相談を受けた方からは町内に他に相談所が設置されていない中で、近くの場所で、その上無料であるという点に関しましては大変心強いとの声もいただいております。

心配事相談は、相談員が地域の住民がかかえる各種の問題に相談者の立場に立って親身になって相談に乗っていただき、相談者への適切な指導と助言をしていくことにより問題の解決に向けて大きな役割を果たしていると考えております。その半面、一部からは限られた時間の中で、もう少し話を聞いていただきたかった、あるいは長時間待たされた割には相談時間が短かったなどという意見もいただいているのも現状でございます。

このようなことを踏まえまして、引き続き心配事相談所を開設する中で検討をし、町と社会福祉協議会と連携しながら相談支援の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

1番(田中君) 本当はもっと詳しくお聞きしたかったですけれども、いずれにせよ、こういう大変な社会に向かって、しかも町の基盤である産業が円高や何かでまた国際競争力が減っていると。そういう中で、いかに住民の福祉向上を図るかということでございます。町や地域の基盤である人口が減る、少子高齢社会は地域社会から活力も奪い去ります。そういう中で……

議長(春日君) 時間になりました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後12時12分~再開 午後1時30分)

議長(春日君) 再開いたします。

次に、5番 山城賢一君の質問を許します。

5番(山城君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ご承知のように、1人の民生委員さんの勇気ある行動によりまして、大きな社会問題になりました高齢者の件についてお尋ねを申し上げます。

1. 超高齢社会のなかで

イ. 手厚い支援の町に

超高齢社会をどう支えていくのか、全国で100歳以上の高齢者は4万人を超えるということでもあります。長寿大国という中にありまして新たな側面が出され、底なしに広がる所在不明の高齢者が各地で発覚をしてみられました。発端は東京都で最高齢とされる男性と女性でありまして、111歳とされていた男性はミイラ化した状態で見つかり、同居する家族が30年以上も隠していたという、また113歳という女性は所在不明ということでもあります。

所在がわからないということから確認の調査を始めて1カ月を過ぎたわけですが、全国で100歳以上の所在不明高齢者は、先日のNHKの調査で報告されましたが、350人以上に上ると報道をされておりました。長野市では2人の消息がつかめないということがあります。家族の絆、親族の絆、地域の絆が薄れてきている現実が浮き彫りになったわけがあります。あってはならない事実を痛切に感じるわけですが、諺にありますように「父の恩は山より高く、母の恩は海より深し」という昔の言葉を思い出すわけですが、

今年は9月20日が敬老の日であります。町の敬老慶祝事業にお受けになれる皆様は町内で560名の方々とお聞きをしております。お祝いをお受けになれるご本人様とご家族の皆様から長寿の祝意を申し上げますとともに、ますますのご健勝でお過ごしいただけることをご祈念申し上げる次第であります。

さて、坂城町では本定例会の招集日におきまして町長のごあいさつにございましたように、住民登録上での不明者はないということでありまして、適切な事務処理に対し、安堵した次第であります。

一方、戸籍上による確認作業によりまして、生きておられれば120歳以上になられる方が16名おられるということですが、住民票は削除されましても戸籍は残されるという事務手続の中で、戸籍の取り扱いにつきましても、本籍地である自治体と所管する法務局の判断に委ねられているということでありまして、適切な対応が求められるわけですが、

超高齢社会とともに少子化の環境の中でありまして、家族や親戚におきましても高齢者が高齢者を支えていかななくてはならないという事象に行政任せでは乗り切てはいけないという現状になっているわけでありまして、それぞれの居住地域で、できることを真剣に考えなくてはならないのでありまして、そのためにはきめ細かい情報を把握し、公的機関として共有しながら活用していく安心・安全ネットワーク会議を設けることが必要と考え、提案するものでございます。町の手厚い福祉サービスを支えていくには町民の理解と積極的な参加がなければ充実した福祉は実現していかないと思うわけですが、町のお考えをお伺い申し上げます。

□．核家族化への支えとして

グローバルな経済社会の中に職業活動が広範囲に進み、社会生活の向上とともに家族構成の価値観などから核家族化の状況にありまして、坂城町もその現象は数字にもあらわれております。隣近所の住民とのつながりを結んでいくこと、地域の活動にかかわっていくことにより存在感を示していくという住民一人一人の融和の努力が大切と考えるわけでありまして、しかしながら加齢とともに一様にはならないのでありまして、新たな側面からの支援が必要と思うわけでありまして、

イでも申し上げましたように、手厚い支援の町になるには安心・安全ネットワーク会議によって進められることとなりますが、プライバシーを尊重しつつ必要な状況に置かれておられる個々の高齢者のご家庭を支援していくお守りカードをつくり、民生・児童委員さんを通じて配布していただくということでございます。

安心・安全ネットワーク会議の構成につきましては、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、民生・児童委員、町など公的な機関に委ねることにより公正な支援に結びつくものとするものであります。

カードの内容でございますけれども、お年寄りがわかりやすいような、こういうA4判の大きさに普段ご近所で頼りにしている人あるいは友達とよく出掛ける場所とか、それぞれお住まいになっておる自宅の見取り図、薬を常用されている方は薬の常用とか、あるいはかかっている医療機関とか、それから最後にはご家族の連絡先などを聞き取り調査によって作成しながら緊急の場合における円滑な連携を保っていくというものであります。平時の見守りに活用しながら防災対策と高齢者福祉とを関連づけていくことにもなると思います。お守りカードの取り組みについてお伺いをいたしまして1回目の質問といたします。

福祉健康課長（中村さん） 手厚い支援の町についてお答えいたします。

当町の高齢者の移り変わりを見ますと、平成12年の国勢調査で3,590人であった65歳以上の人口は、この4月では4,649人と1千人以上増加しております。高齢化率も21.3%から28.8%と大きく上昇し、長野県全体から比較し、約3年、全国とは約7年先行しており、急激な高齢化が数値の面からも見て取れる状況となっております。高齢化に伴い、援護や介護を必要とする高齢者が増加傾向にある中、町では民生委員の皆さんと情報を共有しながら訪問などを通じて高齢者ご本人やご家族、地域の声を聞き、高齢者の実情把握に努めております。

介護サービス利用者の状況につきましては、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業所を初めとする介護サービス事業者との情報交換や意見交換、事例検討や研修の場として地域介護支援連絡会を定期的開催し、行政と介護サービス関係事業者との連携を強化する中で実情把握に努めております。

また施設利用者の状況につきましては、保健係と町から委嘱する介護相談員さんが毎月町内の特別養護老人ホームを訪問し、入所者やデイサービス利用者との面接を通じ、要望や改善点などを施設にお願いするとともに情報交換や実情把握に努めております。

町内のグループホームにつきましても施設が定期的開催する運営委員会に地元の区長さんや民生委員さんが利用者のご家族とともに参加され、実情把握や情報・意見交換を行っております。

ご提案の安心・安全ネットワーク会議の設置でございますが、議員さんご指摘のとおり、

急激な高齢化が進行する中、よりきめ細かな情報を把握するには、行政、介護サービス事業所、医療機関、家族の連携に加え、民生委員さんや自治区、隣近所といった地域の連携と協力が必要であることは十分認識しているところでございます。プライバシーの保護や個人情報の扱いにつきましても尊重しなければならない大変重要な部分でございます。そういった実情の中で地域の理解と協力が不可欠のケースに限定し、ご家族の同意をいただけた場合に必要な範囲に一定の個人情報を提供する中で可能な限り地域を初め関係機関等と情報を共有し、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、核家族化への支援についてでございます。

援護や介護を必要とする高齢者の個人ケースの把握について、地域包括支援センターで高齢者の個々のプライバシー保護に配慮しつつ、ご家族の状況や緊急時の連絡先、ご本人の身体状況や医療情報、介護や福祉サービスの利用状況等を記入していただく独り暮らし高齢者用の要援護者台帳並びに寝たきり・認知症高齢者用の要介護台帳により実情把握に取り組んでおります。また民生委員さんには担当地区において要援護・要介護高齢者の把握のほかに2人暮らし高齢者世帯や見守りが必要な高齢者の把握にも努めていただいております。

お守りカードをとということでございますが、緊急時連絡先、氏名、住所、電話番号、主治医、地区担当民生委員、警察署、消防署など緊急の際に必要なと思われる電話番号を記入したA4の大きさの用紙を用意し、電話の近くの見やすい場所に張りましょうということで配布を進めております。

高齢者の実情把握には今後も個人情報の扱いや守秘義務の制約に配慮しつつ、ご本人やご家族のご理解をいただく中、民生委員さんや独り暮らし高齢者訪問員の皆さん、関係機関や自治区、隣近所と可能な限り情報を共有し、一層の連携に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（山城君） 今、答弁ございましたように、坂城町は十分福祉政策についてやっておられるというふうにお聞きをいたしました。私どももそうですけれども、これからどんどん高齢化が進みます。3年、5年はすぐたって経過いたしますので、十分な福祉政策の配慮をお願いをしたいと思います。

1点お聞きをしたいと思います。

安心電話でございますけれども、安心電話も十分な町の計画によって進められておことは十分承知しておりますが、逆に利用者の立場からすると待っている時間があるということ住民の方は言われておるんですが、それについては、どのようなご判断でおられますか。

福祉健康課長（中村さん） 安心電話についてでございますが、今待っている時間ということなんですが、足りなくて待機をしているということのお話でよろしいのでしょうか。

安心電話につきましては計画的に購入をしております、今190台用意をしております。若干待機でお待ちいただいている方がございますが、計画的に購入をしていく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

5番(山城君) 今のそれについてですけれども、住民からの苦情とかそういうのは町の方へは入っておりますか。設置についての対応がすぐ欲しいんだけどということについての住民の皆さんからの言葉をいただいているかどうか。

福祉健康課長(中村さん) お答えいたします。

直接苦情ということではお話はいただいておりません。以上でございます。

5番(山城君) この件につきましても、私ども議会報告会である区へ行きまして、そういうお言葉をいただきました。これについて「とんでもない。そんなことじゃないよ」ということを言われたんですが、私どもはそれに対してのあれはどうかこう申し上げられませんが、一応お受けして今回のお話をさせていただいたわけでございます。

それから独り暮らし老人訪問員さんも107名も一応おられて活動されているということでございます。それから高齢者に関しての相談件数も昨年の700件余から800件余という件数をいただいておりますように報告をされておりますけれども、これらの内容について、特に町側で困難なという、そういう状況はあるでしょうか。

福祉健康課長(中村さん) お答えいたします。

相談件数ありますが、地域包括支援センターの方で、それぞれケースに応じて対応しておりますので、特に困ってこちらの方まで来ているような案件はございません。

5番(山城君) それぞれ答弁いただきまして、積極的に福祉対策やっておられるということでございます。より一層の対応をお願いしまして、次の2番に入らせていただきます。

2. 滞納整理業務共同化について

イ. 組織体制と検討内容は

本定例会に議案上程されました長野県地方税滞納整理機構の設置についての説明をいただきたいのでございます。

都道府県や市町村の懐に直接入り、住民の日常生活にかかわる費用に必要な収入を得るために住民に割り当てるという課税権に基づいて賦課徴収し、自由に使えるというのが地方税でございます。

日本国憲法では国民の権利及び義務といたしまして、第30条に国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うと定めているわけでありまして。都道府県税では事業税、住民税等に個人・法人でございますが、市町村税としては、住民税、固定資産税、個人・法人、固定資産税につきましては、土地・家屋・償却資産などが中心にありまして、特に法人税関係の依存度は大きいわけでございますけれども、景気の影響に左右されやすい部分を含んでおる

ことは周知のとおりであります。

長野県の平成20年度における徴収率は、市町村税が92.1%、全国30位ということです。また県税につきましては97.1%、全国23位という低下傾向ということでもあります。

では坂城町はどうでしょうか。町民税では平成20年度収入済額13億3,294万2,840円、収入率が94.9%、平成21年度収入済額9億4,538万8,133円、収入率は92.7%でありまして、前年比29.1%の減、収入率2.2%の減であります。特に法人町民税につきましては、産業活動の後退から62.5%と大幅減少という状況であります。自主財源につきましても平成20年度の63.8%から平成21年度は56.3%と7.5ポイントマイナスになりました。また収入未済額であります。平成20年度は2億2,932万2,120円、平成21年度は2億4,259万1,684円でありまして、前年比1,316万9,564円の増と年々増加傾向を示しております。

このような状況の中で、地方税の収入未済額を効率的に縮減していくということに市町村と県が連携しながら滞納整理業務共同化により対応をしていくということですが、これも町民の皆さんのご理解とご協力が必要でございます。組織の内容、また今後、共同化を進めていくということに対するスケジュールについてお伺いを申し上げたいと思います。

ロ．町の基本的な考えは

国内の経済活動の低迷による地方の産業経済の停滞、雇用環境の改善が思うにまならず、どこの市町村にありましても税収の確保に奔走している現状であります。滞納整理業務の共同化は職務の専門的知識の向上や情報交換によるオールマイティーな対応が期待できることではないかと思うわけでございます。地方税法に基づいて賦課された地方税、国民健康保険税法に基づいて町が保険者として賦課された国民保険料において、各市町村における現状の納税体制を維持しながら、困難な滞納事案の内容について共同化による税収の確保を進めようということでもあります。当然、構成団体としてほかの広域一部事務組合のように負担金の割り当て、また処理件数とか徴収の実績の内容によってそれら負担が伴ってまいります。基本的には町において啓発に努力をされていかなければならないわけでありまして、業務移管に対する判断の要領について、どのように考え、進めていかれるのか、お伺いをいたしまして1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 山城賢一議員のご質問にお答えします。

滞納整理業務の共同化についてでございます。

町や県にとっても最も重要な自主財源でございます地方税につきましては、三位一体の改革による税源移譲に伴い、ますます重要性を増しており、効果的で効率的な税務執行体制の構築が強く求められております。平成20年度の長野県の徴収率は市町村税が92.1%、

県税が97.1%となっております。都道府県別に見て全国順位は上位にあった平成初期と比べまして低下の一途をたどっております。市町村税では、これまで最も低い30位、県税では23位となっております。また平成20年度の収入未済額は前年度に比べ、市町村税で5億2千万円増加して246億1千万円、県税では2億8千万円増の66億4千万円となっており、今後さらに増加するということが予想されます。

このような中で、県が主体となって平成20年度から県と市町村による地方税共同化検討委員会が設置されました。地方税全般の共同化について検討をいろいろと進め、まず徴収部門で大口困難案件につきまして共同化を進めるということに相なったわけでございます。これに基づきまして、今回、長野県地方税滞納整理機構を設置することについての議案を上程させていただいております。市町村では滞納者との距離が近く、滞納処分が行われにくい、また税源移譲によって徴収すべき税額が増えており、滞納整理に時間のかかる案件や専門的知識が必要な案件が増加しているということが現状でございまして、どこの自治体でも同じような悩みをかかえ合っているわけでございます。各自治体がさまざまな徴収対策に取り組み、滞納の減少に努めているところではございますが、依然として収入未済額は増加しており、徴収対策は現在差し迫った重要な課題ともなっております。県が主体となって県内すべての77市町村が参加する、こういった組織を設立することは大変有意義なことであり、また滞納の徴収の面でも大きな期待が寄せられるところでもございます。以上でございます。

総務課長（宮下君） イの組織体制と検討内容はからお答えをいたします。

広域連合の名称は、組織の正確や事業内容を明確にするものとして検討されまして、長野県地方税滞納整理機構となりました。広域連合は県と県内77市町村で構成されます。長野県は広いため、複数の事務所が必要ではないかと検討もされてきましたが、より専門的業務の的確な実施と職員の集中化、フレキシブルな対応を可能とするため、また経費の縮減をする上からも事務所は1カ所とし、千曲市にある長野県千曲庁舎を予定しております。

広域連合の業務内容は、構成団体から引き受けました地方税の大口あるいは徴収困難な滞納整理事案に係る財産調査並びに差し押さえや公売等の滞納処分を行うとともに、県及び全市町村の税務職員に対する徴収業務に関する研修や滞納整理に関する相談業務を行います。取扱税目は国民健康保険税を含むすべての市町村税及びすべての県税であり、平成23年度の移管事案の処理件数は約1千件を予定しております。

なお、坂城町は9件の移管を予定しております。

組織体制でございますが、まず議決機関であります広域連合議会の議員定数は7名で、県議会議員より1名、市長より1名、町村長より1名、審議会議員より2名、町村議会議員より2名となっております。

また執行機関でございますが、これは県や市町村から出向されます職員17名で組織する

もので、このほか弁護士や国税OB、警察OBなど専門的知識やノウハウを有した顧問を配置する予定であります。

機構設立に向けました今後のスケジュールでございますが、長野県及び県内市町村では、この9月議会で規約の議決を予定しております。県におきまして10月中旬までに設立許可申請を取りまとめ、下旬には総務省へ広域連合設立許可申請を行う予定でございます。10月の下旬に総務省へ申請いたしますと、1月中旬には許可決定になる見通しですので、設立許可の後、広域連合の設立と滞納整理事務実施に向けた準備作業をし、来年平成23年4月1日より業務を開始する予定でございます。

次に、口の町の基本的な考え方でございますが、移管する滞納整理事案につきましての町の基本的な考え方といたしまして、高額滞納事案、分納誓約をしていただいてもなかなか守っていただけないで滞納が累積している事案、催告に応じないものや資産や収入があるにもかかわらず納入されないもの等大口困難案件の徴収業務でありますので、今後町として十分に検討し、徴収に結びつくような事案を移管してまいりたいと考えております。

機構成立によります予想される増収効果ですが、他県の同様な機構の実績をもとに試算を行っておりますが、移管事案1件当たりの滞納額を200万円で1千件移管した場合、構成団体が滞納者に対しまして広域連合に移管する旨を通知することにより町県民税などの納付が促進される、いわゆる移管予告効果、アナウンス効果としまして自主納付が4億8千万円、納付約束9億9千万円、計14億7千万円、移管後に連合が徴収するものが直接徴収6億1千万円、納付約束3億6千万円、計9億7千万円、合計24億4千万円となります。機構運営費が約2億円ということですから、実質的な増収効果は8億9千万円から最大で22億4千万円程度と試算をされております。

坂城町につきましても、機構で示されました試算方式で計算いたしますと、移管1件当たり200万円の倍、約700万円から1,800万円の効果が見込まれるものと試算をしております。

年々増加傾向にあります税の滞納を食い止め、減少させることによって多くの納期内納税者の方々との公平性と税に対する信頼が保たれますよう町といたしましても国税徴収法や地方税法に基づきまして厳格な対応をするとともに、広域連合や県と協力し、未収金の解消に努めてまいりたいと考えております。

5番(山城君) 今答弁いただきましたように共同化整理業務につきましては、今答弁いただいた、そういう流れでいくということでございます。

滞納につきまして前向きに処理されれば一番効果的に進んでいければいいかと思いますが、それぞれ市町村によって、例えば国税保なんかも税率が異なってくるわけなんです、そういう細かい部分については、これからそれぞれ77市町村の中で協議会の中でつめてい

かれるということになるのでしょうかね。

総務課長（宮下君） 機構に対しまして移管をしていきますのは徴収権ということで移管をいたします。課税権ではありませんので、例えば国保税等の税率が違ったり、固定資産税も当然違いがあるわけです。そういったことで徴収権を移管しますので、町の滞納金額に対する徴収をしていただくということですので、その分につきましては今後の推移という形になるうかと思えます。

5番（山城君） そういうことになりますね。それで来年の4月からスタートということになりますけれども、町民への、こういう機構が発足しますという、そういう広報については、今後どのような考え方で、これがそれぞれ市町村9月の議会を終えてから、それなりの事務手続、また総務省へ許可申請しまして許可がおりて来年の4月からということになりますけれども、坂城においての町民の皆さんへの啓発、説明については、それぞれ77市町村が統一して、こういう機構によって進めますということに進めていかれるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

総務課長（宮下君） 先ほどもご答弁申し上げましたが、県におきまして10月の中旬までに設立の許可申請を取りまとめをいたします。すべての町村77、そして県の議会のところでお認めいただいたという形になりますと、今度それをもって国の方に申請をしていきます。その段階になりましたら当然、こういう中では町民の皆さんに、今度こういう機構が立ち上げられるということにつきましては、こういう処理がされますという形のものでの広報活動というものにつきましては、町の広報紙等を通じましてご説明ができるというふうに考えております。

5番（山城君） 誰も滞納があつては困るわけで、それぞれ事情があつたり用意できないということで現状があるわけでございますけれども、こういう共同化という組織の中で住民の皆さんにできるだけ理解をいただきながら、また町としても努力をお願いをしたいと思えます。

3. 民具の保存振興について

イ. 町民の生活文化の掘り起こしを

町村制の施行に伴いまして、昭和30年に旧坂城町、中之条、南条村の1町2村が合併して坂城町になったわけでありましたが、昭和35年には村上村の編入合併によって現在の坂城町として本年22年度は合併55周年を迎えるわけでございます。

坂城町は草の根ハイテクタウンといたしまして、県都の長野市と上田市の中心に位置し、四方を1千m級の山々に囲まれて、中には千曲川、また長野新幹線、上越自動車道、国道18号、そして、しなの鉄道が縦貫する、私としても生活環境の住みよい町だと思っております。

江戸時代には幕府直轄の天領、北国街道の宿場町として坂城の土地ならではの独自の文化

を生み出し、生業に創造性を発揮してまいりました。昔から養蚕、たばこ、稲作、大小麦、それから昔、村上地区でつくっていましたビール麦、綿の栽培などが行われまして、それぞれに民具は住民の創造によってつくられ、生活の必需品でありました。その後は桑園地帯でありましたところは傾斜地でございますが、りんごとかぶどうの果樹栽培、坂城の特産となりました辛味大根などの野菜栽培、また続いて水田地帯におきましては、菊とかカーネーション、トルコキキョウ、ばらなど坂城のばらとなりましたけれども、花卉栽培にと変わり、ばらは町の町花となり、また、りんごは花木、シンボルとなったわけであります。

調べてみますと、町の工業化につきましては1941年の誘致に始まると記録をされておりました。工業集積は戦中から戦後にかけての工場誘致や疎開工場が基礎でありまして、その後田園工業都市として立地され、坂城町特有の助け合い精神によって家族経営から上場企業にと国際派企業が誕生し、坂城の名を世界に馳せることになったわけであります。

来年でございますが、平成23年には北国街道善光寺通りが整備されて400年の節目になるということを言われております。いろいろと昔からの民具があるわけでございますけれども、将来を担う子どもたちに坂城の地域文化を知っていただくような、また、町の財として民具を後世に継承したいというふうに思うわけでございますが、これらについてお考えをお伺いをいたします。

教育次長（塚田君） 民具の保存振興について、町民の生活文化の掘り起こしをというご質問にお答えをいたします。

北国街道につきましては、江戸時代に制定された街道でありまして、南は軽井沢の追分から北は越後高田まで通じる当時の幹線道路として使用されていたところであります。1611年に江戸幕府から正式に北国街道と制定され、来年で制定400年目を迎えることとなります。北国街道は加賀の参勤交代の際の大名行列、佐渡金山からの金の輸送路、善光寺参りに訪れた人々の往来が多く、非常に賑やかであったというふうに伝えられております。

江戸時代の人々の生活では実用的な道具類が多く使用され、これらの品々からは当時の生活等が明らかにされております。生活用品は現代にも今なおその原型を引き継がれているものもございまして、大半は失われてしまっているのが実情であります。このような貴重な資料を守るために昭和25年に文化財保護法が制定されております。その法律によりますと、民俗文化財は国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないものであると規定されております。

町教育委員会としては、かねてから広報等によりまして民具等の寄贈の呼びかけを行ってまいり、寄贈のご連絡をいただいたお宅には直接伺い、収集をしてきたところでもあります。収集した民具では、現在は唐箕などを初め千歯扱きなどの農具類、機織り機などが幾つかございまして、これらの収集された民具類が使用されていた時代は比較的新しく、江戸時代のも

のは少ないというふうに思われます。明治、大正時代を知る資料として大切なものであると、今後も引き続き収集に努めていきたいと考えております。

また収集した民具類は現在、ふるさと歴史館の反対にあります中電の跡地のプレハブ、それから文化センター北側のプレハブ内に収蔵した状態になっておりますが、今後、分類・記録化を進めて文化財センターの余剰スペースを活用しまして展示ができればというふうに考えております。そして、さらには小・中学生に体験を通じた学習にも使えるよう民具等の収集保存に今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

5番（山城君） 町民の生活文化の掘り起こしをということで提案をいたしましたけれども、これにつきましては、今現在、埋蔵文化財、青木下遺跡の出土品、それから塚田遺跡の出土品が今、展示されておりますけれども、それら古墳群の展示とあわせて町民の生活文化に使用された民具をこれから展示していくということでございます。民具が、生活環境の変化とともに変わってまいりまして、だんだん失われつつあります。せっかく貴重な財産でございますので、できるだけ力を入れて後世に残すような、また坂城町のそれこそ宝になるような、そういう形にしていいただければなど、こんなふうに思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、それぞれ答弁いただきましたが、最後のまとめに入らせていただきますけれども、65歳以上の老年人口、これが総人口の中で7%を超えると一般的な社会は高齢化社会と言われておりました。それをさらに14%超えますと、これは今私が申しました超がつく高齢社会ということが国連で決められているところでございます。

日本はどうかというと、日本は昭和45年、アジアで初めて7%を超えたということであり、高齢化社会の仲間に入ったのは、その後24年間、平成6年にはもう14%を超えたということで本格的な高齢社会になって進んでいるということでもあります。

誰一人として老いは避けられないわけでありまして、より快適な質の高い生活を望むのは誰しもであります。高齢者の生活や意識の多様性を踏まえまして多様なライフスタイルを可能にしていく高齢者の自立支援、それから世代間の連携強化、地域社会への参画促進など図っていかねばならないと思うわけであります。

これを機会として超高齢社会への取り組みはこれから本番と言えます。データによりますと2050年、大分先ですけれども、平成67年には現役世代の1.3人で1人の高齢者を支える時代となるということでもあります。遠いようですけれども、これは避けて通れないというデータがあり、また推測されているわけでもあります。

財政基盤の確立も誠に重要でございますけれども、やはり超高齢化社会、今日的な課題としてまずは高齢者へのいたわりや思いやりの心の共有が何よりも大切ではないかと思うわけであります。

午前にも定住圏のお話が出ました。地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会に転換していく、定住自立圏構想への対応が一層重要になってまいります。政府が発表しておりますように、その役割を担う中心市においては年間4千万円、周辺の協力する市町村においては、それぞれ1千万円程度の特別交付税を配分するという財政支援策を発表しております。

坂城も、これから対応していくということでございますけれども、まずは人口の定住の受け皿づくり、新しい制度でございます。若いカップルがどんどん坂城に来られるような、そんなことを願いまして私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時23分～再開 午後2時34分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、8番 林春江さんの質問を許します。

8番（林さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 学校等の耐震化について

9月になっても35度を超える猛暑日が連日続いた今年の夏ですが、平均気温は気象庁の観測史上113年で初めての高温が記録されたということでもあります。また各地ではゲリラ豪雨の発生など異常気象と思われる事象が多々発生しておりますが、一方では百年に1度はあると言われる大規模地震の発生も大変危ぶまれるところでもあります。

このような地震の発生に備え、国においては従来の耐震改修や建て替えに対する助成に加え、老朽住宅の撤去に対する補助の導入の考えも打ち出すなど地震に対する備えの重要性が一層高まってきたと思うところでもあります。特に学校につきましては子どもたちが長い時間過ごす場所であるということだけでなく、災害が発生した場合は地域住民の避難所として重要な役割を担うことになっていることから、学校の耐震化など、その安全性の確保が強く求められているところでもあります。

さて、去る7月21日、文部科学省が発表の2010年4月1日現在の全国公立小・中学校の耐震調査結果によりますと、全国の平均耐震化率は73.3%ということでもあります。一方、長野県下では82.5%と全国平均を大きく上回り、県下市町村別の状況では43市町村組合が耐震化100%完了ということでもあります。

我が坂城町はといいますと、耐震化率は45%と県下で下から5番目という調査結果であります。当町は財政力指数は0.808と県下77市町村中上位4番目という大変恵まれた町である上、調査対象となる学校は小・中学校合わせて4校と少ない条件の中でありながら、耐震化は半分にも届かない状況について当町はなぜ耐震化が進まないのかと疑問に思うとともに、子どもたちの安全・安心を最優先に考えれば早急に取り組むべきではないかと考える

ところであります。

以下3項目にわたり町の考えについて質問いたします。

イ．耐震化の完了は

まず2008年5月の中国四川大地震で多くの学校が倒壊し、大勢の犠牲者が出たことはまだ記憶に残っているところでありますが、この件を教訓に何はさておいても子どもたちの安全・安心は最優先されなければならないという思いが国境を越え、それぞれの立場でお互いが共有したものと認識しているわけであります。

当町の場合、この8月末、坂城小学校の耐震化工事がすべて完了し、引き続き南条小学校体育館の実施計画を予定していくとのことでありますが、町内学校の耐震化進捗状況はどうか、耐震診断も含め、100%完了への計画はどのようになっているのか説明を求めます。

ロ．遅れている理由は

次に、耐震化が遅れている理由について説明を求めます。

先ほども申し上げましたが、坂城町は財政力は恵まれ、長年にわたり県下で上位に位置しているものの、なぜか耐震化への対応は大変遅れており、県下で下から5番目という状況について理解ができない町民も多く、説明が求められております。わけても子どもたちの安全・安心を考えますと、なぜ早急に取り組まないのかとの指摘もいただいております。耐震化が遅れている理由について説明を求めます。

また中国四川大震災を受けて地震防災対策特別措置法が改正され、自治体の耐震補強事業に対する国の補助率は2分の1から3分の2に引き上げ、地方自治体の負担軽減を図ることで耐震化工事の促進につなげるという2010年度末までの期限付の制度がありますが、当町の場合、この財政支援は改修に反映されたのか、このことについてもあわせて説明を求めます。

ハ．公共施設への取り組みは

坂城町地域防災計画によりますと、地震などで住宅が被災した場合の応急避難地に地区公民館や集会所が指定されておりますが、万が一に備え、これらの耐震性・安全性が求められ、その対応が必要と考えますが、その点はどうなっているのか説明を求め、1回目の質問いたします。

町長（中沢君） 林春江議員のご質問、学校等の耐震化についてお答えしてまいります。

現在、文部科学省の指導で進められております学校の耐震化は、地震防災対策特別措置法に基づきまして実施されているもので、校舎の耐震基準が改正されました。56年以前に建てられた学校施設が対象となるわけでございます。坂城町では昭和52年から54年の間にすべての小学校を改築したという経過がありますので、小学校はすべてが該当いたすわけで

ございます。坂城小学校の北校舎は平成11年に改修工事を実施しておりましたので、該当からは外れているということでもあるし、新しく新築した中学校は該当しないということでもございます。

平成17年、いろいろ校舎のすべての1次診断を実施いたしましたわけですが、すべての校舎で耐震化工事が必要という診断も出たところでもございます。この結果を受けまして該当する全校舎の耐震化を目指してきたということでもございます。該当する全校舎が建築して30年たつということで老朽化も進んでいるということで改築あるいは大規模改築工事等もいろいろ複合的に判断しながら進めてまいったわけでもございます。

現在、耐震化の工事が終了しているというのは村上小学校の体育館と坂城小学校全校舎でございます。坂城町が耐震化のみとあわせて大規模の改築を取り入れたということでもございますので、そこに遅れがあるなということと、もうひとつは、食育・給食センターが6億2,600万円かかっているうち文教施設整備基金1億2,400万円を投じた。これはまちづくり交付金の期限切れが今年いっぱいだということで、それ以前に対応しなければならぬということでしたもので、食育・給食センターも先行しながらあわせて進めていったという事実がございます。

学校が安全な場所でなければならないということは誰も承知しているところでもございますので、その耐震化については早急に万全を期してまいりたい。そういうことから残っている校舎につきましては、まず耐震化の工事を先行すると。大規模改修はその後必要に応じてという手法をとりますと、今後耐震化だけを進めていく段階では実施計画ができております南条小学校の体育館を来年度に実施し、その後は耐震化という工事のみに限定しますと、3年ないし4年で全部の耐震化が進められるということでもございまして、諸々の政策の中で耐震化が入ってはきておりますが、十分校舎の安全性については検証し、実施しているところでもございます。以上でございます。

教育次長（塚田君） 学校の耐震化について私の方からも順次ご説明をしていきたいと思っております。

まず耐震化の完了はということでございますが、当町の小学校の耐震化事業につきましては、平成17年より着手し、初年度は3小学校の1次診断を行い、その結果に基づき、平成18年度に村上小学校の2次診断を実施し、平成19年度に体育館の耐震工事及び大規模改修工事に着手をし、20年度に完成をしております。

また、この間20年度においては坂城小学校の2次診断を実施し、村上小学校、南条小学校の2次診断も21年度において完了をしている状況にあります。

坂城小学校の耐震工事及び大規模改修工事につきましては、21年度事業として着手しましたが、管理委託を除き、22年度へ繰り越しをし、この8月末に引き渡しを受け、すべて完了をいたしましたところであります。

また今年の事業としましては、南条小学校体育館の実施設計を行い、23年度耐震工事を実施すべく対応をしております。

今後の計画につきましては、予想される工事、南条小学校と村上小学校の体育館を除く校舎についてでございますが、耐震化工事と大規模改修工事を合わせた事業費がおおむね8億5千万円と見込んでおります。そのうち大規模改修工事の比率がおおむね75%近くになるという状況で、耐震化工事の推進に影響が出ている状況であります。町としましては、耐震化工事と大規模改修工事をあわせて進めてきましたが、先ほど町長からもお答えありましたが、耐震補強工事への取り組みを先行して進めていきたいと。ここ3~4年のうちには耐震工事すべて完了させたいと考えているところでございます。

続きまして、遅れている理由ということでございますが、52年から54年の間にすべて各小学校が建設され、昭和56年以降の建築確認を受けた建物に対して新しい耐震基準が適用され、それ以前に建設をされたものについて現在見直しの対象となっております。国の指導によりますと、平成23年3月末を目標に耐震化工事を完了すべく取り組んできたところでございますけれども、1次診断の結果、町内3小学校のほとんどの校舎が耐震基準値より低く、さらに工事箇所が極めて多いために短期間で対応するには学校での学習生活に支障の及ばない範囲での工事、また長期休みなどの活用が必要でありまして、工事期間に制約があるところであります。

町長からもありましたが、さらに21年度につきましては、昭和48年に建設された給食センターにつきまして、給食センターの新しい衛生管理基準の改定や建設に係る財源の確保の対応などによりまして急遽建設に着手し、文教施設整備基金も活用したということの中で耐震工事の一部計画の調整も行ったという状況であります。

しかしながら、耐震化の地域での加速が進んでおる中で国の地震防災対策特別法の一部が20年6月に改正されました。耐震補強工事への補助や改築工事についてIS値が0.3未満の校舎、体育館等について補助率が2分の1から3分の2に引き上げられたこと、また経済危機対策に係る対応から平成22年に予定をしておりました坂城小学校の耐震化及び大規模改修工事を体育館のIS値が0.28であることから、21年度へ工事を前倒しし、実施したところでもあります。

ここで言っているIS値というのは震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない基準ということで、0.3未満につきましては、震度6強によりまして倒壊によることがあると、危険であるという判断のものでございます。

いずれにいたしましても、学校施設は子どもたちの安全と災害発生時の住民の生命・安全を守る公的な防災の拠点であります。今後につきましては、耐震化の補強工事を先行して取り組んでまいりたいというふうに考えるところであります。

続きまして、公共施設の取り組みについてでございますが、ご指摘のとおり地域の公民館は大地震や大規模災害等の発生時の屋外避難場所として、あるいは宿泊可能な応急避難場所として位置づけられているところであります。公民館等は地域で管理する施設であります。公民館の改築や耐震化工事については、町の分館等整備補助事業を取り入れていただき、対応をしておるところでございます。

いずれにしても、地域の公民館は地域のコミュニティの場であり、災害時の集合場所、宿泊場所としても位置づけられており、その整備には地域の財政規模、施設利用の状況にもよるところでもありますが、この施設整備については町も引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

また地震災害に限らず、今年は異常気象と言われる中で各地で多くの災害が発生しています。いつ起こるかわからない災害に対応する公的な防災拠点の整備は必要不可欠なものでございます。地域の学校の耐震化工事の推進、公民館の施設整備の支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。以上です。

8番（林さん） 　ただいま町長、また教育次長の方からご答弁をいただきましたけれども、2つばかり再質問いたします。

先ほど、学校の場合ですけれども、もし大規模の改修工事をした場合は、あと残っている村上、また南条については、総額で8億5千万円ぐらいかかるというような予算の中で耐震化だけを早急にやっていくというようなお話で、3～4年後には完成ということだそうです。そう受け止めました。それで、もし耐震化に限った場合には、金額はどのくらいできると試算されるでしょうか、その辺をお聞かせください。

それと、ただいま公共施設への取り組みの中で分館などの整備についても教育次長の方からは理解のあるご答弁をいただいて、それについても基金を使いながら整備をしていくというようなことでしたが、町もそれを支援するということです。施設につきましては、中には大分古くて建て替えたいような公民館などがありますけれども、それらの実態はどのような状況であるかという調査はしておいででしょうか。そういう調査、早急にしなければならないとか、これは大丈夫だとかというような調査はしてあるのか、また、どんな方法でしたのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

先ほどの今後の大規模改修を含めた南条小学校と村上小学校の体育館を除く校舎について、今、試算されている段階におきましては、耐震化、それから大規模改修工事合わせておおむね8億5千万円くらいであろうということで、そのうちの大規模改修工事の工事費は、先ほど申しましたが、おおむね75%くらいであろうというふうに試算をしております。ですから、大ざっぱと言ってはおかしいんですが、約3億円、75%ですから3億円程度のお金が

あればおおむね耐震化工事は実施できるのではないかと。これにつきましては、実際には実施設計を行わないと何とも言えないところですが、今の試算をしてある段階では、金額的に申しますと、そのようになるだろうというふうに考えております。

また、もうひとつ公民館の実態ということでございますが、先ほども申しましたが、公民館は地域で管理する施設であるということと、それから区の財産であるということで区で管理をしていただいているのが現状であります。

公民館の状況はどうかというご質問でありますけれども、私どもで調査したところ、56年以前に建設されている施設、現在27区中12区ございます。この中では一部改築された施設、それから今後も改築を予定されている地区もあります。

いずれにしましても、地域の公民館につきましては、災害時の集合場所、宿泊場所として、その重要性が問われているところですので、先ほども申しましたが、引き続き公民館の施設整備については町も支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

8番（林さん） ただいまの答弁の中で、全部をやった場合はおよそ3億円程度で南条も村上也完成するということになれば、耐震化どころか全部やり直した方がいいような小学校にちょっと見受けられます。私、地元の坂城小学校がきれいになったことはとてもうれしいんですけども、やはり同じ町内の小学校、3小学校についても3億円程度でしたら決断をして基金を切り崩すとか、また繰り越しのお金を、20年度には大分繰越額も3億1千万円ほどあったとか、何とかやりくりをする中で子どもたちの安全を、そうすると安全はクリアされたかとも思いますけれども、同じいい環境の中で子どもたちを過ごさせたいという親心というか、おばあさん心というか、そういう気持ちから最優先に計画を立てたらどうかなと思いますけれども、厳しい折とはいえ、その辺いかがでしょうか、ご答弁をいただきます。

それから、今、公民館などについては町の補助をして支援していくということで、公民館がちゃんとした対応になるようなふうでひと安心はしたんですけども、それが坂城町の地域防災計画の中に記載されてあります避難所については、公民館など応急避難所としてなされておりますけれども、園庭、例えば地域防災計画の中に現在使われていないようなところもいまだに指定の避難園庭、例えば貞明保育園、また南条保育園などの名前が記載されております。それらについては以前にも指摘がありまして、昨年7月議会では補正予算で、たしか改定の仕事をするようなことがご答弁いただいておりますけれども、それはその後どうなっているのか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

町長（中沢君） 学校の耐震化部分についてお答えしておきたいと思います。

現在、調査の中で特に危険度がというようなことを踏まえながら坂城の小学校、あるいは村上の小学校の体育館は大規模のそういう改修を取り入れたということでもございます。今度の調査の中では耐震化を先行していくということになれば、それなりの2～3年とか3～

4年とかというのは町のいろいろ財政事情を踏まえながら優先順位を決めていくことも大事だと、こういうことから申し上げているところでもございます。

さらなる大規模改修ということになりますと、既に30年を経過している小学校でございますので、今、教育委員会の方へは改修をしたらどれだけかかるかと、こういった近く寄ってくる大規模な問題、そういった課題を踏まえながら改築か大規模改修かと、そういったことを慎重に論議し、進めていくことが大事だというふうに理解しているところでございます。以上です。

議長（春日君） 先ほどのご質問の中で防災計画の部分は所管が違いますので、ご容赦いただきます。

8番（林さん） こういうのは所管は関係ないんじゃないですか。例えば防災計画について直さなければいけない、今、避難所のことについて質問したんですけれども、避難所について名前がない建物についても出ているというようなことを訂正することが望ましいと思って、そういうことについて以前からそういう話は出ているんですけれども、もう1年近くになるけれども、いまだにそのことがご答弁いただいていないという中で、お話がわかっていればお聞かせ願いたいということですから、できていなかったらできていないという答弁でお願いすればいいことだと思いますけれども。

議長（春日君） 通告にございませんので。

8番（林さん） それでは2の高齢者の所在確認について質問いたします。

イ．町の実態は

東京都文京区で発覚した男性最高年齢者の死亡隠蔽事件を発端に100歳以上の高齢者の所在不明者が全国から次々に報告されております。足立区の報道から、このようなことは地域にかかわりの薄い大都会だから起きたと単純に受けていたものの、早々に長野市、千曲市、そして上田市と当町を取り巻く近隣でも同じような事象が発生したことを知り、当町はどうであるのかと気にかけておりました。9月1日、本定例議会の招集あいさつの中で町長は「当町には住民登録上の不明者はありませんが、戸籍上何らかの理由により除籍されていない方は謄本上存在し、生きておられれば120歳以上となる方が16名おります」と述べられ、その実態を明らかにされました。2005年の個人情報保護法施行以来、あらゆる面で情報はカットされ、生活面にさえ支障が出る社会になっております。この16名の実態については、どのような過程、またどのような方法で調査ができたのか説明を求めます。

さらに所在不明者防止への対応は今後どのように考えていくのか答弁を求めます。

ロ．人口の登録について

高齢者の所在不明の原点は住民登録がありながら所在や安否が確認できなかったことによるものと考えますが、人口統計は5年ごとの国勢調査がベースの人口動態推計と住民基本台

帳上の数値に分かれて表示されております。平成21年坂城町統計表によりますと、21年10月1日現在、町の人口は人口動態推計では1万5,903人に対し、住民基本台帳では1万6,228人となっております。この差は325人ということであり、行政上すべてのベースとなる人口にどうしてこのような大きな差が生じるのか、また公式的な町の人口数はどちらの数字を用いているのか、その理由を含めた説明を求めます。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

高齢者の所在確認についての町の実態はということでございますけれども、当町に住民登録のある100歳以上の高齢者ということになりますと、10人ほどおいでになりますけれども、この皆さんについては全員の所在確認ができておるということでございます。

なお、住民登録上の所在不明者についてはおりませんけれども、戸籍上何らかの理由によりまして除籍をされていない高齢者の方が生きておられれば120歳以上ということで見ますと、16人の皆さんがおいでになるということでございます。最高齢者の方は明治11年生まれということで、132歳になりますけれども、これら16人の皆さんについては戸籍の附票に住所の記載がないもの、あるいは相当以前に海外転出した人で消息のわからないものということでございます。

死亡の事実を確認することのできないものに係る戸籍の削除ということにつきましては、法務局の許可を得まして職権削除の手続きをとることができるわけですが、現在その処理につきましては法務局の方に確認をしております、法務局の指示等により適切に今後対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、口の人口の登録についてお答えを申し上げます。

初めに国勢調査人口と住民基本台帳人口との違いでありますけれども、国勢調査については統計法に基づいて5年ごとに国が実施する最も基本的な統計調査であります。本年10月1日を基準日として調査が実施されることになっております。この調査の調査対象ですけれども、日本に居住しているすべての人であり、これには外国人も含まれます。そして住民登録している市町村ではなく、それぞれの人が調査時点で3カ月以上住んでいる市町村で調査が実施をされます。そのため学生・生徒あるいは病院に入院している方、単身赴任している方など住民登録をしている市町村から離れて住んでいる場合には、国勢調査での人口としては住民登録をしている市町村ではなくて国勢調査を行った時点で、先ほど申し上げましたが、3カ月以上住んでいる市町村の国勢調査の人口に含まれてくるということになります。

一方、住民基本台帳ですけれども、その市町村に住民登録をしている住民全体の記録を整備している公簿でありまして、住民の居住関係を公に証明する唯一のものとして選挙人名簿、国民健康保険、国民年金等の行政サービスを行う上での基礎となります。そして転入・転出、出生・死亡といった届出をしていただくことにより住民の登録削除が行われます。また住民

基本台帳人口には外国人は含まれておりません。

こういったことで違いが出てくるわけですが、それぞれの人口について本年4月1日現在で比べてみますと、前回の国勢調査が行われました平成17年10月1日現在の人口に、その後の住民基本台帳人口と外国人登録人口の増減を累計して算出をしました長野県毎月人口異動調査というものがございませうけれども、これによる人口を見ますと、5,538世帯の1万5,777人というふうに本年4月1日、1万5,777人という推計人口が出ております。住民基本台帳人口については、5,836世帯の1万6,145人ということになります。これに外国人登録人口を加えますと、6,014世帯の1万6,505人ということになります。比較をしますと、世帯数で476世帯、人口では728人、外国人を含めた住民基本台帳人口の方が多ということになっております。

原因といたしましては、先ほど申し上げました国勢調査を行った場所の関係、あるいは外国人の居住状況の不明確なこと、こういったことが挙げられます。一般的に町の人口といった場合には、「広報さかき」にも毎月掲載をいたしておりますけれども、住民基本台帳人口を使うということが多いというふうに考えますけれども、国勢調査の人口については地方交付税の算定基礎として使われるなど、用途によりまして使い分けられているという、そういった状況でございます。

8番(林さん) 人口については使い分けをして、例えば住民基本台帳が選挙人名簿、また人口動態推計が交付税の算定という、さらにわかりにくいような使い方をしていると思うんですけども、そういうのはやはり国が何かの指導があってそういうふうになっているのでしょうか。

それと先ほどの中で防止対策、高齢者の所在確認を、そういう不明者を減らすための防止対策については、どのようなお考えかということをお聞きしたんですけども、答弁漏れがありましたので、よろしく申し上げます。

住民環境課長(塩澤君) お答えを申し上げます。

人口統計等の使い分けということではなくて、例えば国勢調査の人口については5年に1回の調査があるわけでございます。そこに住民異動の届出の関係あるいは外国人の異動の関係、そういったものを毎月加味して長野県の方では国勢調査に基づいた人口に異動をかけて毎月人口統計を出しているということでございます。先ほど交付税の算定で基礎になると、例えば国勢調査の人口が基礎になるということをお知らせしたんですけども、一般的には住民基本台帳人口というものを、先ほど申し上げましたが、広報等でも住民の皆さんにお知らせをしているということで、そういった使い分けということではないんですけども、使い道がそれぞれあるということでございます。

それと所在不明者防止への対応ということでございませうけれども、住民基本台帳の記録の

正確性を確保するというにおきましては、住民の皆さんのご理解と協力が不可欠だといふふうを考えております。住民基本台帳法でも住民は住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うことという規定がひとつございます。

こういったことで住民の皆さんの住所の変更、こういった事実関係につきましては、原則として皆さんからの届出により把握をしているということでございますので、転入・転居・転出等の届出が正確に行われますように改めて制度の周知等図ってまいりたいというふうを考えております。

また戸籍の届出に基づく住民票の記載、削除、あるいは記載の修正、こういったものを確実に行うとともに、各行政事務を執行するにあたりまして福祉担当部門あるいは税務担当等の関係部局間の密接な連携を図る中で住民記録の正確性あるいは適正管理に努めてまいりたいというふうを考えております。

8番（林さん） このような事件がこれからはないように少しでも私たちも、今の課長のお話を聞けば住民自身にも責任があるということを改めて意識したいと思います。

3. 町職員の地区担当連絡員制の運用について

イ. 制度の活用は

坂城町第4次長期総合計画の後期基本計画の重点課題に位置づけた住民と行政が協働で築くまちづくりの一環として、この4月から地区担当連絡員が設置されたようであります。この制度は町の職員が地域に入り、区民とともに地域づくりをするというもので、大変望ましい制度と思われるところであります。こういう方法は全国的に他の自治体で既に行われており、県内でも活発な活動を繰り広げている自治体がありますが、当町のように長期計画の最終年度に取り組みられたことに少々遅いという感は否めないところであります。職員の皆さんには担当地区にしっかり入り込み、地域の一員として要となる活躍を期待し、質問をいたします。

まず、この制度が設置された目的・ねらい、また区関係者と町職員の連携や役割などについての説明や周知はどのようにされたのか説明を求めます。

また4月のスタート以来6カ月になろうとしておりますが、この間の活動事例も具体的に説明いただきたいと思います。以上で1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 町職員の地区担当連絡員制度についてでございます。

今年の4月設置、事前にいろいろ区長会へもお話しし、実施したところでございます。ひとつの区につきまして通常2人、大きな区は3人、4人の職員が原則的には住んでいる地区ごとに割り振りをし、地区担当連絡員として任命したところであります。幾つかの区には職員がいない区もございましたので、できるだけ近くに住んでいる職員を任命するという仕組みをとったところでもございます。役場行きの文書を担当部署に持っていったり募金を集め

たお金を役場に持っていく、あるいはまた、さまざまな活動を役員として参画するというようなこと、それ以上に地域活動に関して相談を受けるというよりも自らがその先頭に立って実施する等々、区の円滑な運営の一助になればということでもございます。地区担当の連絡員に任命されていない職員もあるわけでもございますが、地域に常に行政の中では関心を持ち、周知するよう、いろいろと啓蒙しているところでもございます。まず大事なことは地区に関心を持ち、そして地区とともに頑張っていくという職員の姿勢が問われるところでもございます。

担当の連絡員さんの活動事例でございますが、何人かの区長さんから災害や道路修理などの際には最初に相談に乗ってもらうよと、あるいは地域づくり活動支援などの補助事業にあたって、いろいろな面で示唆していただいているよと、あるいは区のイベントに積極的に参加していただくというようなこと、もっと具体的に言えば、例えば上五明で今年、歴史写真展があったわけでもございますが、地域のふれあいのマップづくりは町の職員が指導的に対応したということで、私自身その場に臨んで極めて温かい気持ちになったのも事実でございます。区の役員などを活動しているということを除きますと、全体といたしましては、まだまだ活用が少ないと考えております。地区によっては相当の役職を担っている職員もおりますので、すばらしいことと理解しているところでもございます。

今後は、まず各地域において地域づくりに頑張れよということとあわせて、地区の担当連絡員として、より地域のコミュニティの活性化に役立たんことを心から念じているところでもあり、期待しているところでもございます。以上でございます。

8番(林さん) ただいま町長の方から具体的な活動事例もお話しいただきました。今お聞きすれば結構動き出してくれているんだなということは実感として感じましたけれども、私もちょっとこの質問をするにつけ、区長さんにお電話で問い合わせしましたら、その区長さんが言うには、4月16日の会議に担当職員、地域に担当される職員の名簿は机の上に置いてあったけれども、それに対して、それがどういうものが目的で、どんなことをするのかとか、また区長さんとのつながりの中では、そういう職員とつながりの説明はされていなくて、何のことだかわからなかったと言っております。現在でも、私がそういう電話をしたときにも、それでそういうことだったのかというような感覚で、ちょっと今の町長からのご答弁とはずれがあるような感じがいたしますけれども、実際はどうでしょうか。

本当に、例えば立派にいろいろと先導的にやられたという、ふれあいマップづくりなんかもされたというような事例があるということになれば、職員の方のそういうところへ入り込んだ意欲、また片方全然何も動いていないという地区があるということになると、その地域では職員さんが何も動き出さなかったというふうに受け止められちゃいますけれども、その辺ちょっと具体的に27区のうち、どのように皆さんが活動されているか、把握できている

でしょうか。

あまりちょっと今の答弁の中では差があったので、私の方の間違ひだったら訂正しますが、直接聞いた区長さんは2名のうち2名がそうおっしゃってありました。

町長（中沢君） 常に年何回か区長会が開かれているわけでございます。区長会の際には行政的なお話と、もうひとつ区長さん自身の懇談会ということで二重設定になっているわけでございます。常に私は区長会の際には30分近くお時間をいただき、町の主要施策等についてお話ししております。この区への連絡員の配置ということは新しい事業でございますので、より具体的にお話ししたし、また担当課長の方からもそれなりの資料も差し上げたということでございます。1年目でございますので、各地域において温度差はあろうかと思えますけれども、今後定着していくことと期待しているところでございます。以上でございます。

8番（林さん） ただいま町長のお話で、私がお聞きしたことにお答えいただいた人の方にそれはとても言いづらいんですけども、いずれにしても、こういう活動がされていくということは大変私もいいことだと思っております。町職員の担当の人たちが今まで培った知恵や、またいろいろと経験などが生かせば、地域住民たちの苦手の部分でどんどん職員の皆さんがいろいろなアイデアなどを出していただいて活性化につながるということは、各地域の職員さんの活動次第で地区の活性化が変わるというぐらいに元気づくものだとは私は期待しております。いろいろとすれ違った私の調査もあったかもしれませんが、そのようになっていくことを期待いたしまして質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時31分）

9月10日 本会議再開（第3日目）

- 1.出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------|---|--------|
| 町長 | 中 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 荒 | 荒川正朋君 |
| 教育次長 | 塚 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青 | 青木知之君 |
| 総務係長 | | |
| 総務課長補佐 | 柳 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | | |
| 企画政策課長補佐 | 山 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | | |
- 4.職務のため出席した者
- | | | |
|--------|---|-------|
| 議会事務局長 | 吾 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金 | 金丸恵子君 |
- 5.開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 平成 2 1 年度公共工事入札・契約の施行についてほか | 宮 島 祐 夫 議員 |
| (2) 保育制度はどうかわかるかほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (3) 保育園、学校の暑さ対策はほか | 入 日 時 子 議員 |
| (4) 第 5 次長期総合計画についてほか | 円 尾 美 津 子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、長谷川教育長から出張のため午前中欠席する旨の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 「一般質問」

議長（春日君） 最初に、9 番 宮島祐夫君の質問を許します。

9 番（宮島君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今朝私は、今日おいでの皆さんも多分『信濃毎日新聞』を見たと思うんですが、重い円高ということで、かなりの記事が載っていたわけでありまして。特に坂城町ということで、いわゆる円高 8 3 円、移行化終了という大変坂城の町の人たちには厳しいという新聞を拝見させていただいたわけでありまして。その中で、さすが新聞記者の言っていることが私はそうではあるというふうに理解をするわけですが、我々坂城の企業からしてみれば、小さい下請からすれば言葉の理解もできない、あるいは法律もわからない、すべてじり貧で会社はつぶれてしまうと。それにはやはり私はその背景は行政なり組織で応援をしなければ私は町は今後進めていかれないだろうと。特に県などについては、そういった問題についてもう始めているわけですが、今朝時間もないので詳しく担当課から聞いてはありませぬけれども、ぜひひとつこの議会終了後、商工会あるいは行政一体となってその対策会議をすることを最初に冒頭お願いをして本題に入らせていただきます。

リード分として申し上げたいと思うんですが、ひとつ大変今年は 7 月あるいは 8 月、9 月に至るまで大変猛暑が続いているわけでありまして。特にいつも前々申し上げているとおり、

今後の農産物の収穫等にはかなりの影響があるのではないかというふうに思うわけであり
ます。

またさらに先ほどの社会情勢ではありませんが、国政と県知事選挙がこの7月にあった
わけでございます。7月の参議院選挙においての結果は民主党が敗北でねじれ国会というよ
うな現象が出たというようなこと、大変選挙の結果でございますので、そういう状況が変わ
ってきていると。また県の県知事選挙においては8月10日に県知事選挙が行われたわけ
ですが、ご案内のように大変投票率がかなり低かったと。県の投票率を新聞で見えますと、
52.7%というような状況。さらに本町坂城町においても同じく52.45%というよ
うな、かなり極めて関心のなさと言っては失礼ですが、関心が薄かったというような選挙結果
であるわけであります。

またさらに新聞紙上あるいはテレビ等で連日報道されております住所不明高齢者問題、日
を追うごとに拡大を続けているというような状況、私は住民の手で地域の高齢者を見守り、
福祉行政、また災害時、年金等々の確認にお互いが努めるべきではないかというふうに思う
わけであります。

さて本題に移ります。

1. 平成21年度公共工事入札・契約の施行について

イ. 指名競争入札について

入札制度は国民の税金を使用し、建設工事など適切かつ効率的に施行できる発注者を選定
するためのものであるわけでありまして。基本的には法律に基づき、一般競争入札、指名競争
入札、随意契約、大きく分けて3つの局面があるわけございまして、私ども本町において
は指名競争入札と随意契約の2つの局面に分かれているわけです。我が坂城町は指名競争入
札とただいま申し上げた随意契約を導入しているわけございまして、入札手続の共通する
基本フローに基づき実施され、平成21年度公共工事入札・契約施行について、まず最初
にお伺いをさせていただきます。

指名競争入札の仕組み、公共工事発注者があらかじめ資格審査の実施指名基準を満たして
いると認められる有資格者を選定されていると思うわけでありまして、特に中小企業対策、
地元企業対策発揮ができる小規模地方公共団体を中心として発注方式があるわけございま
すが、現下の状況からしますと、この指名競争入札に伴う諸問題として、指名基準の選定、
公表指名業者、落札結果の公表など指名競争入札方式の透明性の問題点等々の指名競争入
札の仕組みとメリットまた問題はあるかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

ロ. 随意契約について

手続が簡単で執行経費も少なく、発注者自らが施工能力、信用のある者が選定できる等々
のメリットがあると思われませんが、しかし半面、随意契約の運用を誤ると契約の相手方の選

定が一部の業者に偏り、公正性が確保されなくなり、随意契約とすることができる範囲のメリットとデメリットはどのようになっているかについてもお伺いをさせていただきます。

ハ．公共工事発注と落札状況について

現下の建設業界の発注機会は、公共事業、民間受注の減少により極めて取り巻く状況は厳しい状況にあるわけであります。平成21年度の公共工事発注件数と平均落札率はどうなっているかについてもお伺いをさせていただきます。

また町内業者の振興支援、地域産業の最重要課題であると私は理解をしているわけですが、それに対して町内業者の落札状況についてもお伺いをさせていただきます。以上であります。町長（中沢君） 宮島祐夫議員の質問にお答えしてまいります。

まず指名競争入札に係る問題でございます。

競争入札につきましては、大別しますと、地方自治法の規定により一般競争入札と指名競争入札に分かれるわけでございます。

指名競争入札につきましては、競争入札に参加できるものを発注者があらかじめ指名いたしまして入札を実施すると。当町におきましても現在は主にこの方法で実施しているところでございます。

指名競争入札のメリットですが、一般的に申し上げまして、発注規模などを勘案した上で入札参加者の指名をするわけですので、入札段階において既に受注者の能力や適格性は担保されているということではなからうかと存じます。入札執行後には受注者の能力不足等によるトラブルを未然に防止できるという利点もあろうかと思えます。当町におきましても、町の指名業者等選定委員会におきまして発注案件ごとに規模や工事内容、地域性、経済性等々を精査し、当該入札に参加する資格を有する者を選定しているところであります。

また指名競争入札の問題点ですが、これまた一般的に申し上げまして、あらかじめ入札参加者が指名されることによる談合や競争性の確保が挙げられております。当町におきましては、常に細心の注意を払いながら入札を執行してありまして、入札の経過からもそのようなことはないという認識でございます。また透明性や競争性の確保という観点では、実績等を勘案し、千曲建設事務所管内に本店を持つ一部業者さんの営業所も加えております。

いずれにいたしましても、町といたしまして町が実施しております公共工事の指名競争入札において、私の思いとしては、なるべく地元の関係に、そして工事に精通している人をと、こんな気持ちで受注の機会を提供しているわけございまして、よりよい仕事をより安くしていただくということ、これまた大事だと考えているところでもございます。

次に、随意契約でございますが、競争の方法によらず発注者が任意に特定の相手方を選んで、その者と契約を締結するという方法であります。地方自治法施行令第167条の2に定められている場合に限り随意契約することができるとされております。

具体的には、地方公共団体で定められた額を超えない契約、性質や目的が競争入札に適さない契約、緊急の必要により競争入札に付することができない契約、時価に比して著しく有利な価格で締結が見込めるといふ契約、再度入札に付しても落札者がないといふ場合など9項目に定められており、これらの規定に該当するものが随意契約の範囲といふこととさせていただきます。

このうち工事契約における金額的な範囲につきましては、町の財務規則第119条に定められておりまして、130万円を超えないといふこととあります。この額を超えるものであっても、さきに申し上げましたように、他の要件に該当する契約案件であれば、随意契約ができるといふこととさせていただきます。

随意契約のメリットといふことですが、発注者が特定の相手方を選べるといふことで契約案件の目的に最も適した実績や体制、信用のあるものを相手方に選定できることから確実な工事履行がなされるといふことではなからうかと存じます。半面、特定の相手方を選ぶといふことで不正が行われやすいといふことが一般的なデメリットとして挙げられるのではないかと考えるところとさせていただきます。

町といたしましては、随意契約といえども財務規則第119条の2に掲げるもの以外は複数のものから見積を徴すること、130万円を超える工事の随意契約は町の指名業者等選定委員会において定めに適合する事由によるものかどうか慎重に審議し、適正な契約がなされるよう努めているところとさせていただきます。

随意契約は競争入札のような手間がかからず、事務的に大変便利で効率的といえるかもしれませんが、大切な公金を使つての契約、公平性といふ面から、基本的には競争入札によるよう指導しているところとさせていただきます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 公共工事発注と落札状況につきましてお答えを申し上げます。

契約額が130万円を超えたものについてお答えをさせていただきます。

まず平成21年度の発注件数であります、随意契約を含め、38件であります。

次に、指名競争入札による平均の落札率は85.2%といふ状況でございます。

また町内業者の落札状況につきましては、町内業者が共同企業体の構成員になつていふものも含めまして入札案件の33件に対して町内に本店を持つ業者が受注したものが22件、町内に営業所を有する業者が受注したものが6件といふ状況であります。また特殊な工事など町内業者が受注したものが5件といふ状況であります。

9番（宮島君） 町長、担当課長からそれぞれのお答えをいただいたわけですが、順次それに沿つての質問をさせていただきます。

最初に町長に、先ほど入札のいろいろ内容について法律に沿つてやっていると、これはもちろんのことだと思つていふんですが、それは当たり前のこととあります。

そこで法律に沿ってやっていることについて関連があるわけですが、最初に町長に、ご承知かどうか、平成13年の4月から本格的に施行されている公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律というものがあるわけでありまして、これは平成に入りまして、ご案内のように、かなりのゼネコンがいろいろ不祥事を起こしまして、時の建設省がそういうことで法律をつくりまして、このようにやるという法律ができていますわけでありまして、それについての町長の認識確認、また考え方、基本的なことについてお伺いをさせていただきたいわけですが、先ほど申し上げたとおり、平成13年4月から、いわゆる促進に関する法律が施行されているということでもあります。

そこで地方公共団体は各発注者が一体となって、いわゆる統一的・整合的に入札、契約制度の法律制定であり、適正化法案を的確に理解をするというのが時の建設省の法律の趣旨でありまして、それに対して公共工事に対する国民の信頼性の確保と建設業者の健全な発展を図ることが最重要であるというふうに法律でなされているわけでもあります。

町長として、工事の発注量あるいは業務執行体制等から見ていろいろなそれぞれの主体が含まれているわけですが、このためにそのような多様性を前提とする法律による一律の業務づけでは困難なことがあります、各発注者の多様性を踏まえつつ入札契約の改革の方向性を示しているわけでありまして、その方向に向かっての各発注者が努力していることが重要であるわけです。このような、ただいま申し上げたような、いわゆる仕組みとしての適正化指針等の制度的な取り組みの認識、町長の基本的な考え方について、今日に至るまでの経過を踏まえてひとつご答弁をいただきたいと思っております。以上です。

町長（中沢君） いろいろ入札の現状を見ますと、大きい企業から小さい企業、そしてまた、それに伴う大手の皆さんの参入、あるいは小規模事業者の参入いろいろ課題がございます。そういう中で、より公正な契約という中で建設業者の健全な育成という面も柱としてあるわけがございます。

町といたしましては、事業規模に応じまして、よりよい仕事をよりの確にできる能力があるかどうかということにおいて、まず指名していくということ、あわせて規模により小規模的なものについては、できるだけ町の業者をお願いしたいということではございますが、ままならぬこともございます。そういった場合には、大手の場合には共同受注という形をとりまして何とかその1店を町の業者になっていただくという手法も考えて実施はしておりますが、それなりに結果としては成果も上げている面もあるかなと、こんな思いもいたしております。

そういう中で適正な価格ということ、これをあまり低くて大変だという動きもあるわけですが、よりよい仕事をより安くということ、これが公金を使うものの原点でございますので、そういった面で、例えば比較的低価格に落札したという場合には、慎重にこの資

金で、この計画でものが実施できるかどうかということを検討し、そして業者を決めているところでもございます。現在そういう面から言いまして、特に問題はなく、適正に行われているというふうに理解しております。以上でございます。

9番（宮島君） ただいま町長から我が町においてはそういうことのない、いわゆる法律に沿ってやっているから、そういう心配はないということで今日に至っていると、こういうお話があったわけですが、最近、新聞紙上で県下のある町村なんかでも、ちょっと名前は申し上げませんが、ご承知だと思っております、そういうことを言いながらそういうミスが出ているわけですが、内容はご承知だと思っております、いわゆる指名入札の方法が必ずしも適切ではなかった、事務的なミスだと、こういうことであるわけです。後ほど担当課長にお聞きをするわけですが、そういった中で私は、大丈夫だ、大丈夫だと言いつつ、そういうことが起こりがちになるのが当たり前と言っちゃ失礼ですが、なるわけですが、それは日ごろの行政業務の中でやっていることでございますので、そのことのないように最初に冒頭、町長に確かめているわけでございます。

次に、指名競争入札は、先ほども町長から入札の資格等の問題がありましたが、いわゆる競争参加者が特定のものに偏りがちになるという一般的な指摘があるわけでもございまして、決して我が町があるということではございませんので、その点をご理解いただきたいわけで、そういう指摘があるということですが。

その中で、いわゆる地元業者、有資格者優先はもとより指名競争基準は、いわゆる公正性・経済性を確保しつつ適切な施行が図れる選定する必要がある業者を選ばなければいけないわけでありまして、指名競争入札の根幹をなすものは、特に建設業者の、いわゆるただいまの経済環境の変化、発注者による不正防止等による指名競争入札の一層の透明性・明確さが求められているわけですが、町長は先ほどちょっとそれに触れているわけですが、それに対する業者選定の対応策についてはどのように基本的には考えておられるか、再度お答えいただきたいと思っております。

町長（中沢君） 競争入札の原点の中には私の私意が業者の入札にかかわらないように公正であるということが何より求められているわけでもございます。従いまして、業者選定には副町長を長として認可、各課長が参加して、私には業者選定については相談はないということの中で進めております。これはずっと私が就任以来続けていることで、より公正を期していきたいなと、こういう思いがいたします。

もうひとつの問題として、入札選定の中で、これは課長あるいは委員長等は十分承知していることですが、できる限り町内の業者に入れる範囲をいろいろ考えて対応はしているわけで、金額的な問題あるいは共同受注の問題等々でございます。そしてまた、業者の育成ということもございまして、できるだけ町内業者ということ念頭に置きながら進めても

いただいております。ひとつの業者が事業をこなすことによって、より力をつけて、そしてより上の契約に参加できるような、そういう仕組みをまた考えていくこと、これが大事で実施しているところでもございます。しかしながら、何度も申し上げますように、行政としては公正で、そして的確な価額ということが何より求められているということでもございまして、その線によって、よりいろいろな対応を工夫していくということではなからうかと思っております。以上でございます。

9番（宮島君） 内容はわかってまいったわけでありまして。あわせて町長に今1点お聞きをするんですが、日にちはちょっと忘れまして。今日手元に持ってまいりましたけれども、『信毎』の広告に、つい1週間ぐらい前ですか、坂城町商工会建設部会事業別名簿というのがチラシに入っていました。多分町長も見られたかどうか。これが入っているわけですが、その広告をあえて町長にお聞きをするんですが、この中に建築士あるいは建築工事屋含めての業者が何と85社あります。これはいわゆる法律的に有限会社か株式か、それは個人だかわかりませんが、85社ということになりますと、先ほども町長が言っております、あくまでも町内企業が優先だと言っておられる、もちろん私はそれが当たり前だというふうに思うし、これだけの業者がいるわけだ。例えば1人でも85人、10人なら850人の者がそこに雇用しているということになっているわけでもございまして、ただいま町長は町内業者がまずもって優先だよと、それには技術なりいろいろ会社の経営状況があるわけですが、こういったものを常日ごろ町長は商工会等と連携をとる中で、私は今回初めてこのチラシを見せてもらったんですが、大変いろいろ施設工事や内装、石材工事、あるいは給排水と非常にかなりあるわなという認識をしているわけですが、こういったことを常日ごろ、入札等の中で町長として地元業者を最優先だと言っておられるが、こういうものは常日ごろ町長はいろいろなことで、いわゆる公共工事以外にも町外あるいは町内で工事をしているわけですが、そういう経営的な問題を十分理解している中で町内の指名を行っているかどうかについて再度お答えをいただきたいと思っております。

町長（中沢君） 今、議員さんのお話の中で商工会の建設業者が多数いるよと。分野的にも大変いるということでもございます。その方々が坂城町のいろいろな建設の場において頑張ってもらっていただき、地域おこしをされているということには心から敬意を表するところでございます。

しかしながら、入札に参加するということは別の問題で、その業者の何人かが坂城町の工事については、おれにもやらせろよと、私はしっかりした工事をするからということでも指名入札に対する業者の手続きをとるわけですが、そういった手続きをとった皆さんの中で指定していくということでもございますので、自分は町の仕事をしなくてもやっつけていけるよという方は届出もない場合もあるわけでもございます。そういう諸々のことを考え、そして指名の届出が出たという業者に対しては、できるだけ地域でできる方法はないかということも工夫しながら

入札に参加していただいているということではなかろうかと。というのは、選定委員会でいろいろ決めていただいておりますので、そういう趣旨はともに選定委員会の皆さんも承知していくことと思っております。以上でございます。

9番（宮島君） 町長としての立場では選定委員会にそういうことは委ねているというお話でございます。それで結構であります。

そこで担当課長に質問をさせていただきます。

あらかじめ私は通告をしてあるわけでありまして、先ほどお答えをいただいたわけでありまして、まさにお答えはそのとおりであります。通告では一応、公共発注平均の、いわゆる落札率、町内業者の落札率と、こういう内容で、その件数のみを極めて単純なお答えだというふうに理解していますが、その中でたゞいまのような内容はなかったのか。選定委員会の、私はあえて選定委員長の副町長には指名をしてございません。担当課長に指名をしてお答えをいただいているわけですが、若干私の思いより残念と思うお答えをいただいているわけですが、もう少し中身のあるお答えを、こういう経過の中で、たゞいま38件あるいは85.2%の落札率だと、あるいは26件、町外6件だと、これだけのことで、まさにそれは件数の質問には間違っておりません。また質問もそうですが、それらに対する経過等はなかったものか、それについて担当課長にちょっとお答えをいただきたいと思っております。選定委員会にも参加されている課長でございますので、質問をさせていただきます。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

選定委員会におきましては、先ほど町長の方からもちょっと触れられたんですが、指名基準というものがございまして、それぞれ建設業法に基づく経営審査事項の審査を受けた業者、いわゆる工事点数というものが決められております。そういった経営審査事項の審査を受けた業者で指名参加願が出てきておりますので、そういった中で点数で一定の規模以上のものはランクをつけまして、それぞれ小さい業者も入れるし、あるいは大きい業者は小さな工事には入れないというような、そういう実務機会の確保も当然、選定委員会で努めているわけです。

先ほど商工会の建設の関係の業者さんの名簿の関係をお話しされたんですが、やはりそれぞれ指名参加願が出てくる業者さんは毎年一定の受注、工事实績がありませんと点数がないわけでありまして、そういったことで、それぞれご努力をされて指名を受けているということが1点あります。ただし、今の小さな業者さんにつきましては、企画政策課といたしまして各課へ、できるだけ小さい随契でできるものは地元の業者を使うようにというようなことで各課へ通知を出したり努めておるわけでございます。

今言ったように指名につきましては、今言った状況の中でそれぞれ実施をしているところであります。また受注機会の拡大ということで大きな業者に仕事が偏らないために同じよう

な工事が数件ある場合には1抜け方式、いわゆる落札した業者は次の工事入札には参加できないという方式もっておりますので、そういった中で先ほどの21年度の実績がそういった経過ということでご理解いただきたいと思います。

9番(宮島君) 担当課長にお答えをいただいたわけですが、今申し上げたのは私の方から言えば最初にお答えをいただいて、それでお答えいただければ、あえて2度目に言う必要もなかったんですが、そういうふうな経過は、件数は間違っていないよ。中身の内容のこもったことを言っていたかないと町民もさることながら私も理解に苦しむから再度聞き直しているわけですが、その辺は今後ひとつ、こういう事態があったとき、私の質問のときには、あらかじめそのようにひとつぜひ心がけていただかないと、やはりやらなければ問題だと思いますよ、このことは。それが申し上げる1点であります。

それから、選定委員会に触れていますし、先ほど町長も言っておりますが、町内業者以外、千曲市の一部の業者も含まれているよと、こういうお話がありました。まさに私たちの知る限りにおいては千曲市の業者も入っている工事が21年度にはあったというふうに思うわけですが、そこで担当課長にお聞きをするんですが、いわゆるそれに対しての、ジョイントでやっている工事ですね、町内業者と町外業者の。そういった中で今回の、町の大きな工事があったと思うんですが、そういった委員会の経過等が公表できるならば、ちょっとつけ加えをさせていただいて、業者とのいわゆるジョイントの問題、地元業者との関連、選定委員会とのやりとり等についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

企画政策課長(片桐君) お答えいたします。

共同企業体を組む場合には、一定の能力がある、基準を設けまして、その基準に満たない町内業者さんは基準に満ちている町内の大手の業者さんとジョイントを組むという形で、例えば下水道が結構多いわけですが、今、下水道工事盛んに実施をしておりますので、ただ、町内業者でも一定の規模以上の能力のある業者さんは単独で指名に入っているという業者さんも町内業者でございます。ただ、選定の経過については秘密ということになっておりますので、大ざっぱなお答えになって大変申し訳ないんですが、ジョイントの場合には今言ったように、くどいようですが、一定の基準に満たない業者さんには町外の基準に満ちている大手の業者さんとジョイントを組んできて、それで選定委員会でそのジョイントがいいかどうか、共同企業体が適正かどうかという審査をして共同企業体の指名という段取りにいくわけでございます。

9番(宮島君) いろいろあるわけですが、時間もありますので、以上で第1問を終わらせていただきます。

2. 地籍調査の進捗状況について

イ. 地籍調査済み区域の実施経過について

地籍測量は、国土調査法に基づき昭和26年に制定され、坂城町は57年から実施され、28年間の今日の経過があるわけであります。地籍調査は土地の所有者、地番、地目、境界、面積、行政として公的記録として重要であるわけですが、地籍調査はこれらの地籍事項を現地で調査測量し、地籍図として官民界と固定資産税等の課税の対象にも影響する地籍調査であるわけであります。そういった地籍調査済みの区域の実施経過と土地所有者の立会いの経緯と問題点及び官民界の永久杭復元をどう考えているかについてお伺いをさせていただきます。

□ 今後の調査事業の見通しについて

地籍調査、すなわち土地の戸籍づくりは個人の財産の保全はもとより土地政策あるいは社会資本整備の地域住民生活にとって極めて重要な役割を担っている事業であるわけでありまして、しかし、町の取り組み状況は財政問題からして、より緊急性の事業が優先され、現状の取り組み体制を土地面積を正確に確定し、境界紛争問題等々の問題や課税適正化対策及び個人財産確認のためにも今後の実施区域の計画と目標年度はどのように進めているかについてご質問させていただきます。以上です。

建設課長（荒川君） 地籍調査のご質問につきまして随時ご答弁を申し上げてまいります。

まず調査実施済み区域の実施経過についてでございますが、先ほどご質問にもございましたとおり、国土調査は国土の開発、保全、利用の高度化や地籍の明確化を図ることを目的といたしまして、町では昭和57年から地籍調査事業に取り組んでまいりました。

調査開始から28年を経過した現在の進捗でございますが、地区別で申し上げますと、南条、中之条地区のほぼ全域と坂城、村上地区の一部が完了済みで、実施済み面積では全体計画面積12.52km²のうち6.67km²が完了し、面積換算では約53%の進捗といった状況であります。

ご質問にもございました実施済み区域の永久杭の復元の関係でございますが、昭和57年から平成元年度にかけて実施をいたした南条地区につきましては、一部を除いて境界杭に木杭等を使用して現地の立会いを行い、立会いの後に永久杭に打ち変えるよう指導を行ったものでございますが、実際には永久杭に打ち変えを行ったものはごくわずかな状況となっております。

こういった状況につきましては、その当時、事業の推進が急がれたことや国、県等の指導面においても永久杭の使用が限定されていなかったこと等により、調査の成果そのものについて認証を受けて既に登記事務が完了となっているところであります。

現状におきましては、境界確認が求められた時点で土地にかかわる境界の座標データ、数値化されておりますが、このデータをご提供申し上げ、個々それぞれに測量の資格を有する方にご依頼をいただきながら境界の復元をお願いしているところでございます。こういった

仕組みにつきまして、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、口の今後の調査状況の見通しについてであります。先ほども全体の計画面積に対する進捗を申し上げたところですが、面積ではほぼ折り返しの点にさしかかっております。現在ですが、四ツ屋、それから網掛地区の一部を引き続き調査中という段階でございます。地籍調査の未実施区域は四ツ屋の残り、そして田町、立町の一部と苅屋原を除く坂城の全域、そして網掛の一部と小網を除く村上地区の全域で、未実施地域の面積は5.85km²といった状況でございます。

調査の必要性についてはあらためて申し上げるまでもなく、土地にかかわるトラブルの未然防止、土地取引の円滑化や公共事業を進めていく上でも大変重要な事業であることはご理解をいただいておりますが、昨今、土地に対する権利意識も高まってきている中で、なかなか境界を確定するには時間を要すると、そういった経過が出てきております。また今後において調査区を何カ所も同時にこなしていくということになりますと、それに係る財源や人員の確保といった課題も生じてまいります。

事業の実工程につきましては、各調査区を設定をしながら住民説明会、基準点の測量、1筆ごとの調査、そして境界の測量、地籍の測量、でき上がった成果を関係する皆さんにご覧をいただく閲覧、その結果を県に提出をして認証、そして登記といった工程で作業を進めてまいります。従来今申し上げた工程をおおむね2年で完結させていきたいと、こういうことをひとつの目安としておりましたが、平成16年から17年の予定で着手をいたしました網掛の県道西側、網掛3区と呼んでいます。網掛地区、また平成17年から18年の予定で着手をいたしました四ツ屋の3区と呼んでいる四ツ屋の地区、これにつきましてははいまだ認証には至っていないところでございます。

このように実際にはひとつの調査区を完了させるのに3年から4年の期間を要している状況を踏まえ、一概に何年度の完了とは申し上げにくい状況でございます。しかしながら、現状、現在着手中の網掛、四ツ屋地区の早期完了を目指し、それが終わった段階で新たな調査区に移行できますよう、鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

9番（宮島君） 担当課長の方から現在の状況はおおむねわかったわけですが、そこで担当課長に最初にお聞きをするんですが、いわゆるこれからの事業完了に基づく面積、あるいは完了年度はあと何年かかるのか、これから。下水道の問題ではないが、あと何十年もかかるじゃ困るわけだ。何年かかるのか。残る、いわゆる調査未実施区域における金額、予算的にはどのくらいかかるのか、およそ推定だ。推定として何年かかって幾らかかるんだと。そこに、これは後ほどまた町長にちょっと時間があればお聞きするんですが、職員体制、かつて私が議会に入ったころは、あそこに3人ほど専門でいたはずですが、ただいまのところ5人でやっているだけ6人でやっているかわかりませんが、今、体制はどういう体制で

やっておられるか、そのことについてちょっと聞かせていただきます。

建設課長（荒川君） 残面積が5.85km²というご答弁を先ほど申し上げたところですが、これがあと何年かかるかというお話でございますが、例えば現在着手中の網掛地区、県道西網掛3区と言っているところでございますが、面積では0.19km²、19haでございます。この中の筆数が720筆、閲覧をお願いいただく関係者の方々が約100名おられます。

もうひとつ同時で進めております四ツ屋の3区と言っているところでございますが、これもほぼ面積は同様で0.19km²、筆数は640筆ほど。逆に権利者の方は170名おられます。要するに四ツ屋地区は、どちらかという町場になりまして、市街地といいますか、住宅地が多いところ。網掛地区につきましては農地が逆に多くなったり、1筆の面積が多くなって権利者の方が少ないと、各地区ごとにこのように状況が異なっております。

そういった中で、おおむねの目安、以前にもこの議会の場で、ご答弁の中で1調査区当たり2年で完了するとすれば平成30何年になるというご答弁を申し上げた経過もございますけれども、現状、今まだ着手中、平成17年、18年に着手中の網掛ないし四ツ屋の地区がいまだ完了には至っていない、こんな状況を考えると、なかなか何年度と申し上げるのは厳しい状況にあるのかなど。当面今進めております地区について早期の完了を目指していくというのが今私ども進めていかなければならない事業であり、網掛地区につきましては、今年度中に認証、成果を関係者の皆さんにご覧をいただいて、ぜひ認証をとっていきような段階に持ってまいりたい。同様に四ツ屋の方も同じような手順で進めてまいりたいというのが今考えている状況でございます。

今度予算のお話でございますけれども、これは国の補助、県の補助をいただいて事業を進めております。ただ、補助の中では調査なり住民の説明会であったり測量であったりという補助の基本の経費がございまして、それに対する助成の率が決まっています。一応助成の制度のお話からいきますと、国が2分の1、県が4分の1、都合4分の3が国、県の補助金で、町の負担は残り4分の1の25%の負担でこの事業が進められます。なおかつ町の負担は25%になりますが、その財源も実際には特別交付税で交付税の算定になりまして、実質町の負担はもう少し少なくなりますよというのが国の方のこの事業の推進に対する案内になりますが、現状、補助対象以外の経費、人件費等もかなり、これに要する手間ですね、どうしても人手でこの仕事を進めていくようになりますし、境界へのお立会いも1度で済むか済まないかと。何度もお立会いをいただいたり現場を確認をいただいたり、でき上がった成果をご覧をいただいても、やはりもう一回修正のお話が出てまいたり、こういったものは補助といいますか、事業にはなかなかカウントされない、そういったものにもなっております。ですので、補助の基本の額、これについてはもちろんなんですが、話が前後いたしますけれども、今、一応四ツ屋と網掛、この2地区がまだ国の事業、補助事業を入れながらいまだ完

了には至っていないということで新しいところにはまだ着手ができない、そんな状況にもございます。ですので、早期に現在着手中の未実施区域、まだ完了が滞っている網掛と四ツ屋の地区について早期に完了し、次の段階に入ってまいりたいと、そんなように考えております。

申し訳ございません。あと1点、職員体制でございますけれども、従前、国土調査係がございましたが、現在、管理係の中の体制の中でこの事業に取り組んでおります。町全体の定数管理もちろんございますし、今、管理係のお話といたしますと、21年度までのまちづくり交付金事業も完了いたし、そこら辺の部分では建設課の中で体制をやりくりをつけながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

9番（宮島君） 時間もありませんので、最後に町長にお聞きをいたします。

担当課長さんのお答えを聞いておって大変中身にちょっと難しい受け止め方をしたんですが、どうも聞いていると、町長に今度はいくんですが、ただいま地籍調査については休止をしているというような状況だと私は今、職員体制から予算から。これは町長、いわゆる行政改革で人員を減らしたと。今3人減らしたよと。3人体制を今、兼務でやっていますよと、それでは、いわゆる行政サービスにならないわけだ。一言町長、今後これはやっていかないのか、今のように休止をするのかどうか、はっきりひとつお答えをいただきたいと思うわけですが、県下の状況もちょっと申し上げたいと思うんですが、進んでいる地域、市町村で11町村あるいは全然取り組んでいない9町村もあるわけですが、我が町も休止というなら休止の状況に入るわけですが、一言だけ町長ひとつ、今後の進め方について、33年度にはできるというような話をしていますが、それはもうできないというふうに私、平成33年度というのはちょっとニュアンスの話がちょっと出たような感じを、前回そういう話があったと。時間もありませんので、一言町長にお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 国土調査は大事な事業と理解しているところでもございます。しかしながら、件数、またそこに携わる人々の権利の問題がございまして、スムーズに進まないという面がございまして。今、網掛あるいは四ツ屋がそのいろいろな調査をしていると。問題もあってその整理をしているということでございますが、一定の区切りをつけた中で、さらに新しい事業に対応するよう努力してまいりたいと思います。以上でございます。

9番（宮島君） 町長の方から心強いお答えをいただいて、今後進めていくというお話なので、ぜひひとつそのようにさせて早期に完成をするようお願いをしたいというふうに思うわけでありまして。

最後に申し上げたいことがひとつあるんですが、今議会、2009年一般会計決算認定が提案されている議会であります。大変今後それについて議会で審議をするわけですが、歳入について法人町民税、あるいは個人町民税、いわゆる世界的な不況の中の低迷によって大変

歳入の減、歳出についても、予算執行が今回認定をされるについては議会として十分な精査をして、自律を目指すまちづくりのために坂城町の方向性の間違いのないように進むために町民と住民が一体となって取り組むことを願うことについて私は思うわけであります。以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので一般質問を行います。

1. 今後の保育行政はどう変わるか

イ. 「子ども・子育て新システム」について

政府は、昨年12月に閣議決定された新成長戦略において、幼保一体化を含め、保育分野の制度規制改革の検討を進めるとして、1月、内閣府に子ども・子育て新システム検討会議を設置いたしました。この検討会議は、4月初会合で子ども・子育て新システム基本方向を確認し、6月の会合で、これを一部修正、記述の追加をして子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を公表いたしました。23年度の通常国会で必要な法改正を行い、恒久財源を確保しながら実施できるものは23年度から前倒しで実施し、25年度から新制度を施行するとしております。

この新システムは、幼保を一体化し、子ども・子育てに関する交付税をひとまとめにして市町村へ包括交付金として交付するものであります。

2つ目には、保育に企業の参入を認め、市場原理を持ち込み、直接契約制度を導入する、こういうものでもあります。

3つ目には、民主党が主張しております地域主権改革、これと一体で保育制度改革を進めようと、こういう内容であります。

現在の公的保育制度は、保護者の仕事などで保育に欠ける子を保育しなければならない義務が市町村にあります。入所手続も保育料の徴収も市町村が担い、事故の責任も市町村が負っております。しかし、新システムでは、すべての子どもを対象に切れ目のないサービスの提供をする、保育に欠ける要件を撤廃するとしております。

児童福祉法第2条では、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。また24条では、市町村は、中略ですが、児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないと定めております。保育を必要とする子どもへの保育の保障、児童福祉としての保育をないがしろにする制度ではないか、このように考えるわけでありま

す。国や市町村に保育の実施義務が撤回されればどのようになっていくのか、お尋ねいたします。

次に、民間企業の参入を初め多様な事業者の参入による基盤整備として、各サービス類ごとに事業者を指定し、指定された事業者がサービスをする指定制を導入いたします。運営費のほかの事業への活用をも可能にするとして用途範囲の自由度を確保し、施設整備費のあり方の見直しなどで保育サービスの産業化を図ろうとしております。町の保育運営に、このような民間企業参入のやり方で町の保育運営にどのような影響があるのか、お尋ねをいたします。

次に、今の制度では保育料は保護者の経済力に応じた負担となっております。市町村に保育の義務があるので、何らかの事情で保育料を滞納しても強制的な退所はできません。

今考えている新システムでは、利用者は事業者と直接契約をすることになるため、サービスの確保は利用者の自己責任となります。保育料は利用者サービスへの支払いとなり、保護者の収入に関係なく保育時間が長いほど高くなることとなります。しかも認定された保育の必要量を超えて利用すると、その分は全額または高額の自己負担ということにもなります。認定を越す保育が必要でも高額な保育料を払えない家庭では保育を受けさせることができません。また滞納世帯は退所させられる恐れもあります。保育が必要な保育に欠ける子が出てくるのではないかとということで非常に心配するところですが、このような事態になるかどうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（中村さん） 保育制度はどう変わるか、子ども・子育て新システムについてお答えいたします。

最初に、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱の概要について申し上げます。

この制度は、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に、すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切にできる社会、出産、子育て、就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会を実現することを目的としております。また子ども・子育てを社会全体で支援、利用者本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現、政府の推進体制の一元化の方針のもとに制度を構築するというところでございます。

ご質問の関係では、幼稚園、保育所の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する、仮称ではございますが、子ども園に一体化するというものでございます。また利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与のもと、利用者事業者との間の公的保育契約制度を導入し、さらに利用者の選択の拡大を図る上で多様な事業者の参入促進のため、事業者の指定制を導入することとなっております。

ご質問の保育園への入所要件でございます保育に欠けるがなくなればどうなるかということでございますが、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱の方針では、利用者本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供するとなっておりますので、必要なサービスは当然受けられると考えております。

また民間企業の参入が認められ、町の保育運営にどう影響があるか、利用者の自己負担が増えればサービスが抑制され、保育に欠ける子が増えるのではないかとのご質問でございますが、子ども・子育て新システム基本制度案要綱につきましては、現在、要綱の案の段階でございます。今後この制度がどのようなになるか注視し、具体的に要綱が示された段階で対応してまいりたいと考えております。

また多様な事業者が参入した場合に対応できるよう、保育内容等の充実に努め、魅力ある保育園の運営を目指してまいります。以上でございます。

4番（大森君） ただいまの答弁で必要なサービスが受けられるということについては、ここらうたっているわけでありましてけれども、しかし、個々での事業者と直接契約ということになります。ですから、自治体の今の現制度とは違いまして、事業者と契約が結ばれなければいけないし、先ほど質問しましたけれども、保育料について滞った場合には退所させられるということがあられるわけですね。今の保育園制度が指定制を行っていくということが導入されるわけですから、今の公立保育園がそのまま移行できるかどうか、今このままの状態が続けられるかどうかについては、恐らく民間への委託、あるいはNPOなり、あるいは社協なりの委託ということになってきますので、実際には町や議会が保育内容等についてチェックをするという、そういう機関が非常に弱まる、あるいはなくなる可能性があるわけですね。ですから、こういう制度について、いくら町の方でサービスが受けられるということがありまして、やはり町の今の制度がどう変わるかについてはどのようにお考えになっているか。

要綱の案でありますけれども、骨子は変わらないわけですね。骨の分については民間を参入して個々の契約を行っていくと。そして保育園、幼稚園を一体化して子ども園をつくっていくという骨子は変わらないわけですから、あとその枝葉のサービス内容等々については、また今後の議論の中で変わってくるかと思うんですが、その点について町の公的な保育制度というのはどうなるのか、それについて再度質問いたします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

ただいまのご質問なんですが、この要綱につきましては案の段階で、細かいものにつきましては、まだこちらの方には示されておりませんので、案の段階のわかる範囲でお答えいたします。

市町村の権限と責務という中に必要な子どもにサービス、給付を保障する責務というものがございまして、そういうものがありますので、市町村がやらなければならないものもきちん

とうたわれてくると思っております。以上でございます。

4番(大森君) 市町村の責務があるということですが、一番は財政的に支援をしていくということの中身になるかと思うんです。保育内容等については、それぞれの事業者の保育方針や、あるいは保育内容について、事業者ごとによって中身が変わってくるだろうし、あるいは幼稚園も同じ中に入ってくるわけですから、それについてサービスがそれぞれ事業者によって全部違うわけですね。そういう中で町がチェックを入れるということが実際にはできない中身でありますよ。個々の事業者で契約を結んで行われるということでもあります。

特にひとつの例とすれば、介護保険が個々の事業者と契約を結ぶようになったと。以前は措置をするという行政の方の責務があったわけですが、それを取っ払って個々の事業者と契約していくという形で行われてきている。そのあげくに入所希望者が待たされるという、待機者としてあらわれてくるという状態があって、行政がなかなかそこへ入り切れない、こういう形で行われてくるという可能性が非常に大きいということがあるわけですね。

ですから、今、案ということであるわけですが、やはりそのところはよく注視していく必要がありますし、坂城の子どもたちがそういう制度の中ですくすく育てるだけの条件整備ができるかどうかということについても非常に不安になるわけです。そういう点で先ほどお話ししましたように、公的保育園が民間委託になっていく、あるいは企業やNPOへの委託等になるということについては、どのようにお考えでしょうか。もう1度答弁求めます。

福祉健康課長(中村さん) お答えいたします。

利用者がサービスを選択できる仕組みをつくるということになっておりますので、いろいろな事業者がそれぞれ魅力ある保育をしていく中で利用される方が選択ができるようになるということで承知しております。以上でございます。

4番(大森君) この点について要綱案ということで一歩も外へ出るという状況はありませんので、私なりにちょっと調べたり研究したりした内容について報告していきたいと思いますが、政府の説明、いろいろな新聞等の説明なんか見ましても、推進体制、これについては財源を一元化していくということでもあります。それから市町村の裁量で現金給付、そして現物給付など組み合わせて給付の設計が行われていくというふうに計画の中に述べられております。また幼稚園、保育園、それから認定子ども園、先ほど報告がありましたけれども、一体化するということでもあります。また短時間の利用者向けのサービス、早朝や夜間、休日などのサービスを行うというふうにはうたっているわけです。

具体的にはどんなふうになってくるかということですが、国は今の国庫補助負担金あるいは関係補助金を一括にして、そして、その費用等については財政の保障としては、ひとは事業主や本人、ですから企業、そして国民から何らかの形で徴収していくという方向

を含めて今検討中ということであります。

ですから介護保険なんかも個人の40歳以上が負担していくような形が行われているわけですから、あるいは子ども税みたいなものがひょっとしてできるかどうか、それは別にいたしましても、そういうような方向で徴収をしていくということでもあります。市町村は現金給付、子ども手当など現物支給を行うのと、それから子ども手当や地域子育て支援、妊婦健診など、こういうものを直接支給していくような、行うという状況を今つくっていかうとしているわけです。こういうやり方について保育に市場原理を持ち込んでくるということなんです。これは福祉や介護や障害者自立支援法等についても、こういうのを今度保育に広げてくるということであるわけです。

いずれにしても、こういう福祉関係の市場化というのは国民が非常に苦しめられる状態が目に見えていると、特に所得の低い人たちにとっては非常に条件が悪くなるということを非常に危惧するところであります。そういう点で私は、この新システムについて、よく注視していく必要があると思うわけですが、町長にお尋ねするわけですけれども、今こういう計画が出されているということについて、町長のご見解をお尋ねいたします。

町長（中沢君） 保育園の運営、特に長野県では保育園が多いわけでございます。そうした中で、これは市町村の責任で子育てをしようということの強い施策として展開しているところがございますので、その事業者がすぐ市町村じゃないよというわけにはまいらないなど。というのは、サービス面はそれなりにいろいろ多様化の選択も選べるし、また保育園も公的なもの、あるいは私的なものも生まれてくるんだらうなど、こんな思いで、決まっておりますので、推察するに過ぎないところでもございます。

今、広域で、例えば老人ホーム、あるいは養護老人ホームの中において一部民営化という動きもあることも事実です。しかしながら、そういう中において私は、こういった面はできるだけ公的な面で担うべきであり、責任もあるんだよということで、はにしな寮については公的な面でということで主張しているということでもございます。子育ての関係の中で保育園、さらには小・中学校教育にもつながることでもございますので、国においても、より慎重に、そしてまた市町村の責務を明らかにし、また財政的にもいろいろユニークな対応をしていただくよう期待しているところでもございます。以上でございます。

4番（大森君） ただいま町長の答弁で長野県は保育園が多いということで、長野県では公的に保育園をきちっと保育していこうという方向性を持っているというお話であります。また、その中でサービス面が自由に選べるということも一部可能で、いいというような話もおありですけれども、やはり子どもを育てていくということや、あるいは福祉等について、これについては、できるだけ公的な機関で行っていくという今のお話では非常に、今後の国からの新サービスについて、新しいシステムについて提起されてきた場合に、坂城の3保育

園については委託などにせず、公的機関としてきちっとやっていくということを求めたいわけですが、その点について一言町長のご見解をいただきたいと思います。

町長（中沢君） 保育に対する対応というのは多様化されているし、サービスも多様化されています。そういうことを享受できるということそのものについては否定いたしません、市町村として自分の子どもをよりよき保育環境に置くというものは大きな責務であると考えております。以上でございます。

4番（大森君） ただいま町長から委託じゃなく、町が直営でやるというご決意をいただかなかったので、ちょっと残念でありますけれども、やはり公的な責務を果たしていくという点について、これは当たり前のことです、やはりこれからますます新システムという要綱が固まってくるという中においては、もう少しきちとした、直営でやっていくという方向をぜひ打ち出していきたいということを要望しておきます。

ちょっと時間もございませんので、次の質問に移ります。

2. 中心市街地の活性化について

イ. 町は何ができるか

町は坂城駅周辺を中心市街地と位置づけ、集客力を高めるための施設改善などのハード面の事業は行ってまいりました。一応の基盤整備をしてきたのではないかとこのように私も思います。また商店主の皆さんで組織されておりますにぎわい坂城では、いろいろな活動がされております。例えば中心市街地景観形成事業の一環として街路灯花いっぱい運動を行ったり、市街地緑化事業で会員駐車場の脇に町の木でありますえのきを6本植樹され、また古雛祭りでは5回を迎える取り組みがなされております。また外に出ては街道塾などを開催し、ボランティア・ガイドの養成なども始まってきております。また町民祭りへの協賛やあるいはお盆の花市のお観音さんの縁日の開催など、年末年始にかけてはイルミネーションの事業などに取り組んで町の賑わいを取り戻すために皆さんがいろいろな事業に取り組んでおられます。また横町の通りにおきましては、以前閉店していた飲食店の跡に新たに飲食店が開店され、また、けやき横丁の空き店舗に新たにオープンし、全店舗がいったんはうまりましたけれども、残念ながら老舗のお店が閉店するなど若干の動きも出てきております。そういう意味では、まだまだ賑わい創出まではいっていないのではないかとこのように思っております。

活性化のためには、まず人が集まる仕掛けが重要であります。町民祭りなどの大きなイベントも大事な企画のひとつであるわけですが、継続した企画あるいは催し物など取り組めないかどうか。鉄の展示館では特別展や講座などの開催はあります。例えば町の施設であります鉄の展示館を核にいたしまして、ふるさと歴史館や埋蔵文化施設などが個々に取り組んでいるときもあるわけですが、中心市街地コミュニティセンターを利用して統一的な講

座や個々の講座など取り組めないかどうか、これについてお尋ねいたします。

次に、町あるいは株式会社まちづくり坂城、あるいは、にぎわい坂城、そして地元の皆さんや近隣住民などの皆さん、こういう皆さんが中心市街地の賑わいの創出について、どのように取り組めばいいか、これについて多くの皆さんから意見をいただくような、そんな意見交換のできるような場を設けたらどうかということを一いつ考えておりますが、この点についてご答弁を願います。これで1回目を終わります。

町長（中沢君） 大森茂彦議員のご質問に答えてまいります。

市街地の活性化でございます。市街地の整備につきましては、平成14年のB・Iプラザさかきの整備を初めとして鉄の展示館、中心市街地コミュニティセンター、坂木宿ふるさと歴史館、あるいは駅庁舎など順次行ってきたところでもございます。また最近では、坂城駅南側の進入路、県道上室賀坂城停車場線の田町工区の開業にあわせて基盤整備もいたしたところでもございます。鉄の展示館やふるさと歴史館、埋蔵文化財センターなどのいろいろと催しをしていると。

鉄の展示館では平常展のほかに、より集客の高い企画展、昨年では板倉展やお守り刀展、あるいは本年度は「宮入行平とその高弟たち」や「信濃村上氏と村上水軍」などいろいろ開催しているところでもございます。歴史や匠というものを大事にした催しであるなど、こんな思いとともに、鉄の展示館が人間国宝、宮入行平刀匠を中心とする刀匠の宮入山脈のよりどころになっているということはひとつの誇りでもございます。

コミュニティセンターにおきましても一般の個人や団体の皆さんの利用のほか数年、全国のトップクラスの方にかかわるいろいろな刀職者技術講習会、これはこの間も開きましたが、全国からお集まりでございます。こういったことを初め小刀づくりなどの催しが進められているということには敬意を表しているところでもございます。また、特色として古雛祭り実行委員会がございまして、毎年度ふるさと歴史館に古雛祭り展を開いていると。これを鉄の展示館においても古雛のいろいろな面を展示していこうという動きもあるわけでもございます。

先ほどお話ございましたように、株式会社まちづくり坂城などにおいても、いろいろな賑わいの創出、環境整備にお力をいただいているということに心から敬意を表するところでもございます。坂木宿のふれあいガイドブックと申しますが、そういったいろいろな啓発的なものも出て、それなりに頑張っているわけでもございますが、どうも一応の基盤整備はできたけれども、ソフト面というか、そこに賑わいを招致するにはまだまだだなど、こんな思いもいたしております。そういう中で、これからまちづくり坂城の皆さんなどが中心になって、いろいろな町団体とより積極的なものを考えていく、商工会がその役割を果たしていただくこと、このことは大事だなど、こんな思いもいたします。

坂城の賑わいについては私なりに考えますと、回遊性を高めていくということが大事だと。B・Iプラザには青木下のすばらしい展示がございますし、鉄の展示館あるいはふるさと歴史館にもそれなりの施設整備もしたと。さらにまた広く申し上げれば、坂城町では千曲川バラ公園に年間6万人あるいはびんぐし湯さん館には8万人、そしてまた工場関係者等々が見えるということになれば、こうした人たちの回遊性を高めて、外から来る人たちでなくて、町内にいる皆さんも坂城はこうだったかということを確認し合いながらのことが大事かなと、こんな思いもいたします。

それとあわせて、何よりも先ほど指摘のございましたように、多様なイベントづくりということでもございます。小布施が常にイベントを実施しているということは、町がやるのではなくて民の段階でいろいろな人たちが携わって、それが根っこになっているということでもあります。企業も人も一体となっております。そこで賑わいを創出するということは大変なことでございます。いろいろなイベントを見ていると、商工会の若い層の人たちが、そのとき果たしている役割というものは極めて大きいな、知恵も出しているなと、こういう人たち。

さらにまた町の中においての実践家を発掘していくということが何より大事だと。議員の出身の立町でも最近、すばらしい動きが出ていることもまた承知しているわけでございます。そういうように人の集団をより賑わいに向けていくということ、こういった面をとともども考えていかなければならぬだろうなと、こんなふうにも思うところでございます。

いずれにいたしましても、大変難しい問題でございますが、こういうふうにやったらどうだという提案は10年の中であれこれ提案されていることもご承知のとおりでございます。何とかひとつひとつ、まず横町地区も商工会も、そしてまた、周辺の皆様も賑わいがいかに自分たちの生活の中で豊かさをもたらすものであるかということを考えながら、よりみんなに対応していただければと、こんなふうにも考えているところでございます。以上でございます。

4番（大森君） ただいま町長から小布施さんがいろいろなイベントをやっているけれども、公的よりも民が中心になってやっているということで、そういう実践家をこの坂城にどう育てるかということが非常に大事なところで、これをどう育てるかという、その最初の一撃は、どこは誰が何をやるかと、誰か出てくるのを待つのかというのがひとつの方法。

もうひとつは、やはり町が何かで動く、あるいは商工会が事務局となっておりますTMOのまちづくり坂城の会社が何らかのイベント等、あるいはそういう人材育成等について、こういうことまでこの会社は事業内容として持っているわけですから、特に町が最大の株主でございます。こういうところもあわせて、町じゃなくて、どう育てるか、どう発掘するかということの動き、それをぜひつくっていただきたいと思うわけですね。

今のお話ですと、立町のお話がありましたけれども、たまたま本当にやる気の方が出てきて今、動きが始まって来たということがあるわけですが、それを待っているということでは、なかなか中心市街地の活性化というのは起きてこないのではないかと。それについてTMOのまちづくり坂城がもう少し力を発揮していただけないかなというふうに思うわけですが、それについて町長にもう一言ご答弁願いたいと思います。

町長（中沢君） まちづくり坂城については、町も参画しておりますが、中心的には商工会が提案し、そしてまた頑張っているわけでございます。商工会も最近いろいろな面で職員も充実されてもきておりますし、私が商工会への助成金をいろいろ査定する際には、小規模事業者への経営指導もいろいろあるけれども、その多くを今日的課題である町の賑わいというものにぜひ心を砕いてくれと、こういうお話もしているわけでございます。

先ほども申し上げましたように、こういったまちづくり坂城が、また商工会が中核となっているいろいろな商工会の若者を初め周辺の人たちを奮い起こしながら進めることによって、まちづくりのさらなるアイデアなり対応が出てくるのではなからうかと、こんなふうに考えております。大変難しい問題だということは重々承知しておりますけれども、町としてこの問題は何とかしなければならぬ大事な問題だと理解しているところでございます。

4番（大森君） ただいま町長の固い決意でこの問題を何とかしなければならぬということですので、ぜひ商工会の皆さんともより綿密に打ち合わせなどいたしまして、賑わい創出のためにぜひ力を発揮していただきたいというふうに思います。

立町について少しご報告しようかと思いましたが、時間がありませんので、次の機会に譲りまして、次の質問に移ります。

3. 有害鳥獣の被害対策は その2

イ. 被害防止対策は

有害鳥獣の被害は、最近特に多くなってきておりまして、それは山に人が入らなくなってきた、そしてまた山が荒れてきているということや山林との隣接地の農地の放棄等で緩衝帯などがなくなってくるというのが原因ではないかというふうにも言われております。また県内では、全国でもそうですけれども、人的被害も出てきているということもあります。町でもまだその報告はお聞きしていませんけれども、人的被害が発生しないよう、総合的な対策を求めるものであります。

まず被害防止対策についてですけれども、鳥獣被害特別措置法がありまして、それに基づいて鳥獣被害防止計画が策定されております。計画期間は20年から22年のわずか3カ年であります。

町がつくったこの計画書ですと、被害金額は19年度の現状では435万円、そして最終年度の22年度では259万円に被害を少なくしようという計画であります。また被害面積

も19年度が27.98haから22年度には16.79haへと軽減しようというふうに計画をつくっておりますが、その進捗状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

また、もしできれば対象鳥獣の捕獲計画数、これについても、イノシシやあるいはハクビシン、シカ等の計画について、どのようになっているか、進捗状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

次に、特に被害地域でのところでありますけれども、有害鳥獣の習性だとか、あるいは被害の状況だとか、あるいは被害防止対策など、こういうような学習会を行ったり、あるいは緩衝帯づくりなどで地域で協力して作業に取り組むということが課題になってくるかと思うんですが、これについての取り組みがあるかどうか、今後どうされるのかについて質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 有害鳥獣被害対策 その2について、被害防止対策というご質問について順次ご答弁させていただきます。

鳥獣被害防止特別措置法による対策を実施するためには、鳥獣被害防止計画を作成することが必須ということでございます。町においては、それまでの被害対策状況などを踏まえて平成20年度にイノシシ、シカ、カモシカ、ハクビシンの4種類を対象として計画を策定いたしまして、21年から捕獲檻4基の購入事業を実施しているところでございます。

この被害防止計画における4加害獣による被害の軽減目標といたしまして、22年度の目標を19年度対比60%ということございまして、21年度の4獣類の被害推計額は、先ほど申しいただきましたが、259万円、平成19年度計画の435万円と比較すると43%に減っております。数字的には目標を達成していると言えますけれども、最近のハクビシン被害の増加や今年のイノシシによるぶどう被害などを考慮いたしますと、本年度末の目標達成に向けては、まだ予断を許さない状況であるというふうに思います。

続いて地域の皆様との連携についてでございますが、平成19年度及び20年度に全町的に区長さん、農業委員さん、猟友会会員等の皆様にお集まりいただきまして、鳥獣被害防止の学習会を開催し、被害対策の方法や助成制度の説明をする中で緩衝帯の整備など地域ぐるみでの取り組みの重要性をお話しさせていただきました。その後、緩衝帯の整備に向けては一部の地域の皆さんとの話し合いもさせていただきましたが、地権者と地域住民との連携などの課題がクリアできなくて、実際実施には至っておりません。引き続き地域での合意形成に向けて地域単位での学習会を計画していきたいと考えております。

次に、駆除体制の整備ということでございますが、これについては、町においては猟友会に委託をしております。駆除員についても猟友会から選出していただいております。全国的な例に漏れず猟友会の会員の減少と高齢化が進んでおりますけれども、毎年20人を超える駆除員を確保していただいております。

職員に猟銃免許をとということでもございますが、そういう自治体もございますけれども、当町ではまだそこまで厳しい状況ではないと考えますので、今後の駆除体制につきましては、猟友会の皆さんと協議をしながら対応していきたいと考えております。

また狩猟者の確保対策につきましては、県の新規猟銃者確保事業、これが新設されておりますので、これの導入や広報によるPRを行うなど駆除員の確保に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

それと推進計画に定めている4獣の捕獲状況でございますけれども、20年度につきましては、イノシシが31、ニホンジカが2、ハクビシンが2、カモシカは0、21年度はイノシシが23、ニホンジカ、カモシカは0で、ハクビシンが5、22年度でございますが、これは途中でございますが、9月の中ではイノシシが20、ニホンジカ、カモシカはまだなくて、ハクビシンが8というような状況でございます。以上です。

4番（大森君） 捕獲については、相手は動くものですから100%やり切るとするのは非常に大変なことではあるかと思うわけですが、それをやる上ではやはり捕獲する人員が必要になってくるわけでありまして。

ひとつは提案でありますけれども、産業振興の農林係に配属された職員については、罾の資格を取るような、そんなような方向はとれないのかという点と、もうひとつは、農家の皆さんは直接農産物の被害を受けるわけですから、やはりそこへ罾の資格をぜひ取っていただくような、そんな働きかけはできないだろうか。そのためにはそういう罾の資格を取るために助成制度など設けて、やはり多くの方の、特に直接被害を受けられた方が罾をかけられるような、そういう資格を取っていただくというような方向がぜひ必要だと思っております。

先日の『信毎』では県下でも罾を取得する方が非常に増えてきているということで、近々県でも技術講習会を開いていくということであるわけですので、やはりこういう方向、こういう制度をぜひとっていただきたいというふうに思うわけですが、その点について町長、いかがでしょうか。ぜひこの方向についてご検討願いたいというふうに思いますが。

産業振興課長（宮崎君） ただいまのご質問についてご答弁させていただきます。

私どもの係の中に罾の資格、あるいは農家の皆さんに罾の資格を取ってはどうかというようなことでもございますけれども、なかなか罾を仕掛けた後、その後の対応、罾を仕掛けて、もしかかっている場合、非常に危険な状況もあるわけでございます。そういう中で、ただ罾だけでというわけにもなかなかいかないのが実情でございます。従いまして、そこら辺についても今後猟友会と十分検討させていただく中で研究させていただければと思っております。補助等については国の、あるいは県の指針を踏まえて対応させていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

4番（大森君） 最後に2点ちょっとお尋ねしたいんですが、措置法が今年度で終了するわけで

ありますけれども、今後こういう計画、町単独でつくって推進していくのかどうかについてお尋ねいたします。1点で結構です。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 鳥獣被害防止計画につきましてはここで終わりますが、引き続き継続されるものと思います。もし、されない場合についても、やはりこれからどう対応していくかというのは重要な課題でございますので、何らかの形でそれにかわるものはつくってまいりたいと考えております。以上です。

4番（大森君） 措置法が終わっても何らかの計画をつくって対応していくということですので、被害を防いでいくという立場で、その計画をぜひ実施していただきたいというふうに思うわけであります。

特に最近、町の猟友会の皆さん、本当に忙しいというふうにおっしゃられます。猟友会の皆さんは被害対策の指導や、あるいは助言をされており、また捕獲の実施なども行っております。また会員が高齢化されていることや駆除員がそれぞれ仕事などをお持ちになっているということで、土日と祝日しか活動ができないというふうにおっしゃっております。町猟友会では毎週土日と祭日には都合が悪い人を除いて出られる人は朝7時に夢の湯に集合し、なるべく3班で行動できるように組を組んで駆除にあたっているそうであります。また坂城地区の班長さんは梅の木から和平、南日名を毎日巡回し、見回りをしているということでもあります。また猟友会では先日は栄村へも研修に行き、技術の習得にも時間を割いておられるということでもあります。ところが町民の中には猟友会が駆けつけるのが当たり前だというふうに思われているような方もいらっしゃって非常に残念だというふう感じていらっしゃいます。

また会員の中では趣味で始めた鉄砲であるわけですが、ボランティア活動が主になってきているということで、会員も相当な負担になっているというふうにおっしゃっております。この方々が町民に信頼されて、そして町民の生活の安全を守るという点からもちゃんとした対応を今後もぜひお願いしたいということをつけ加えまして一般質問を終わりいたします。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時12分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 9月に入っても暑い日が続いています。今年の猛暑は30年に1度の異常気象だそうです。日本だけでなく、ヨーロッパやロシアでも記録的な暑さになっています。特にロシアでは猛烈な暑さと乾燥した空気による森林火災が多発しました。5月31日から9月5日まで熱中症で病院に搬送された人は全国で5万2,017名に上り、そのうち168人が亡くなりました。気象庁の異常気象分析検討会の発表では、今年のような猛暑日が頻繁

に起こる可能性は低いと思うが、地球温暖化の長期的な気温上昇傾向は続いており、今年の夏に似たケースは増えると予想されると言っています。

1. 保育園、学校の暑さ対策は

坂城町でも梅雨明けと同時に30度を超す真夏日になり、私の記憶では7月18日から今日まで30度以下の日は2日から3日ぐらいしかありませんでした。しかも今年の暑さは特別で、朝から日差しが強く、夕方5時過ぎまですごい暑さで外出もできない状況です。夜になっても25度を超す熱帯夜が続き、寝苦しい毎日です。私は扇風機や冷房に当たると手足が痛むので今まであまり使わなかったのですが、今年の暑さには使わざるを得ませんでした。居間のエアコンを27度に設定し、除湿にして8月中は朝8時過ぎから夕方6時ごろまでつけっぱなしでした。

大人でもこんな状況なので、体温の高い保育園児は暑くて大変だと思います。唯一プールに入っているときだけが涼しく、プールからなかなか上がらず、保育士さんたちを手こずらせていました。プールから上がっても他のクラスが入っていると、また入りたくてうらやましそうに見ていました。南条保育園は冷房が完備されていますが、坂城保育園や村上保育園は未満児室と事務室ぐらいしかついていません。そのために室温が34度にもなるそうです。室温が34度のところに園児がいるのです。皆さん、想像できますか。熱中症で倒れないのが不思議なくらいです。保育園の暑さ対策はとっているのか、答弁を求めます。

小学校や中学校は扇風機があるようですが、外気温度が35度前後にもなる暑さでは温かい風が来るだけで、ほとんど効果がないと生徒も言っていました。小学生は水筒を持参して水分補給をしているようですが、この暑さでは勉強にも集中できないと思います。小学校や中学校の暑さ対策はどうなっているのか、どういう対策を考えているのか、答弁を求めます。子育て推進室長（中沢君） お答えします。

今年の暑さは格別で、9月に入りましても議員さんご指摘のように猛暑の暑い毎日が続いています。坂城保育園では未満児室、年少の保育室がエアコンが整備されており、村上保育園では1歳児の保育室のみエアコンが整備され、2歳児の保育室から5歳児まで扇風機が設置されています。冷房設備は整備されておりません。17年度に改築しました南条保育園では、全保育室にエアコンが整備されています。

坂城、村上保育園の暑さ対策として保育室のテラスあるいは南側、西側によしずを張ったり、朝顔を植えて緑のカーテンを設置しております。また日々の保育を工夫し、暑い日は外遊びを短時間にすること、プール遊びを午前と午後のお昼寝起きにすること、毎日3歳以上児については氷入りの水筒を持参させ、十分水分をとること。南条では、お昼寝を2歳児が未満児室のクーラーのお部屋へ、年少児はクーラーのあるゆずりはホール、年中児は風通しのよいリズム室でお昼寝をしております。坂城保育園ではクーラーのない年中児はクーラー

のある年少児の保育室に移動して一緒にお昼寝をするなど工夫しながら暑い夏の保育を実施しております。

人は暑いときに汗をかくことで体温を調節いたします。乳幼児は暑い環境で過ごすと言われ、汗腺がより発達して暑さに対する体温調節機能が高まると言われております。この辺も十分勘案しながら冷房設備整備については、今後検討してまいります。

教育次長（塚田君） 保育園、学校の暑さ対策はについてお答えいたします。

ご質問のように、今年の9月の1日に気象庁の発表によりますと、6月から8月の平均気温が観測以来最も高かったというようなことで、異常気象ということで認定をしたということです。また長野気象台におきましても、今年の夏の特徴としましては梅雨前線が停滞するなど、梅雨明け後は太平洋高気圧に覆われて各地の気温が上昇し、また長野地区におきましても真夏日が昨年に比べて15日多く、また猛暑日も1日多く4日あったということで発表をされております。

このような今年の夏の異常気象の中で小・中学校ではどのような対策をとったかということでございますが、まず熱中症対策としましては、中学校では授業を半袖、運動着、ハーフパンツ等ということで、服装の簡略化を図っております。また小・中学校におきましては、先ほどお話がありましたが、水筒を持参し、いつでも飲めるような水分補給の状況をとっております。また学校だより、それから学年だよりを家庭の方へお送りをいたしまして、家庭においても協力を得るという状況で熱中症に対する学校、子ども、先生方の共通理解を深める中で予防の対策をしてきております。また、特に暑いときに関しましては、窓の開閉を小まめにするなど扇風機の活用も図り、熱中症にならないように対策をし、体調管理を十分に行ってきたということでございます。以上です。

6番（入日さん） ただいまの答弁では、保育園はよしずや緑のカーテンをしたり、あるいはボール遊びの回数を2回にしたり、水分補給をしていると。それからお昼寝に関してはクーラーのある部屋を順番に使ってお昼寝ができるようにしているということでしたし、汗腺が発達することにもなるので、このくらいの暑さとはどのような答弁がありました。

しかし、役場の庁舎や出先機関は冷房がきいていて非常に快適な環境にいるので、34度という室温の高さが実感できないと思います。猛暑日に1日冷房をとめて仕事をしてみたら、保育園や小・中学生の室温が体験できるのではないかと思います。

学校では半袖とか服装の簡略化、あるいは水筒を小学生は持参しているということでしたけれども、温暖化の影響で夏の暑さが年々厳しくなっています。国の学校環境衛生の基準では、教室の望ましい温度を冬期は18度から20度、夏期は25度から28度としています。この基準をはるかにオーバーしているわけです。汗だくでお昼寝もできないというような保育園児や基礎学力をしっかりと学ばなければならない大切な時期にある小・中学生が

暑さで勉強に身が入らないとしたら、将来の人材育成に大きな損失を招くと思います。子どもたちに快適な学習環境を整えてやるのが大人や行政の役割ではないでしょうか。冷房の設置計画についてどう考えているのか、再度答弁を求めます。

教育次長（塚田君） 各小・中学校へのクーラーの設置計画はどうかというご質問でございますが、ただいま議員さんからもご質問がありましたように、学校環境衛生基準ということで、教室の温度、夏については25度から28度、30度以下が望ましいという見解を示しております。

こういう見解の中で今年の夏の暑さは地域によっては、特に都市部においてはヒートアイランド現象などで特に暑い日があって熱中症の管理などに苦慮されたというふうに聞いております。また当町においては先ほども申しましたように水筒、扇風機、服装、そういったものを考慮して暑さ対策をしてきたということでもあります。

それから、あと夏休みという制度が長年ずっとあるわけですが、夏休みについては、これも各県下の気象状況によりますが、日数等も異なるところですがけれども、児童生徒の健康を考える中で一番暑い7月下旬から8月中旬から下旬の間に夏休みをして健康に配慮しているというのがひとつの状況でもあります。

クーラーの設置については各県下の教育委員会に委ねているという状況になっております。そこで県下の設置状況を見ますと、20年度の調査では小学校が3%、中学校では2%未満という状況であります。これらの設置につきましても、保健室、音楽室、パソコン室といった特別教室が主なものとなっております、一般教室につきましても、児童生徒への健康と本県の環境、他の県とは違った環境を考慮して冷房化ではなく、扇風機の整備を進めてきているというのが現状であります。

クーラーの設置に対しましては、現在国の補助というものが3分の1あるというふうに伺っているんですが、ランニングコストや汗をかけない子どもたちが増加していると。先ほどもちょっとお話がありましたが、健康、環境、教育というそういうサイクルが悪循環になるのではないかという声もあるところです。また、それに反しまして子どもたちの生活環境の変化、いわゆる最近の家庭や一般社会での冷房に慣れている子どもたちの健康、こういうものが学習へ影響があるのではないかということが言われております。猛暑による環境の変化の中で勉強することに対して冷房の導入は贅沢であるのかという、そういう声もありまして、賛否両論の意見があるところであります。

いずれにしても、まだまだ県内においては普通教室へのクーラーの設置というものについては議論がいろいろと必要としているところでもあります。今後の国の補助政策や県下の設置状況を勘案し、また今後の気象状況の変化、子どもたちの環境教育、また今進めている耐震化の事業の早期完成、さらには校舎改築など財政状況もありますので、それらを見据

える中で研究していきたいというふうに考えております。以上です。

6番（入日さん） ただいま長野県は今まで涼しかったので、小学校は3%、中学校は2%しか冷房は入っていないし、冷房は贅沢だというような意見もあるということでした。

しかし、このところやはり夏の暑さというのは異常な高温が続いているわけです。実際に地球温暖化の影響が非常に出てきているわけですし、ヨーロッパやロシアも今までは寒かったので冷房施設というのはほとんどついていなかったんですが、今はやはり暑くてつけざるを得ないというような環境の変化が非常にあります。

幸いにも坂城町では今のところ保育園や小・中学校で熱中症は出ていないので安心しているんですけども、今の状況では、いつか、誰かが熱中症になり得るという環境整備の遅れがあります。公共場所に冷暖房設備が完備しているように、保育園や学校に冷暖房の設備をしっかり整える必要があると思います。先ほど耐震化が優先課題だと答弁ありましたが、耐震化にあわせて文教施設整備基金を使い、早急にクーラーが設置できないか、これは財源もありますので、町長にぜひ前向きな答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 私には教育においては自然の中で自然体で育てるというものに原点を持っております。しかしながら、冬は暖房、これは当然になっております。夏はどうかということでもございますが、県下で小・中学校で2%、3%というような実情は財源ばかりでなく、教育の上からどうかということも諸々と検討された結果のひとつであるかもしれませんし、そうも思っております。

いずれにいたしましても、まず子どもたちに対して、どういう環境がいいのかと。温度だけでなくすべての面において子どもたちの教育環境をよりよくすることについては、いろいろな財源処理をしていきたいと思っております。以上でございます。

6番（入日さん） 町長は自然の中で子どもたちが育つのが望ましいと。しかし、よりよい環境整備も必要だと。それには財源措置も考えざるを得ないというような答弁がありましたので、今後の暑さに対して、ぜひともクーラーの設置を前向きに検討していただきたいと思っております。

2. 鳥獣被害について

これは何人もの議員が質問しているのですが、重複するかと思っておりますけれども。

イ. 農作物被害に対する施策は

10数年前に室賀の人が冬になるとタヌキがたき火にあたりにくるという話を聞いて「タヌキが出るなんて山だね」と言って笑っていたのですが、近頃は月見区でもタヌキやハクビシンが出没するようになりました。岡の原団地にもイノシシが出没し、住民の不安が広がっています。有害鳥獣による被害も続出しています。農産物の被害も毎年1千万円を超えています。中でもイノシシやクマ、カラス等による果樹被害が多発し、被害金額も650万円から880万円あまりになっています。しかも実際の被害額は、この金額の何倍もあると思

ます。あるぶどう農家では「あと2～3日で収穫しようと思っていたらイノシシが集団で来て全部食べられてしまった。これでは肥料代や農薬代にもならない」と嘆いていました。

ただでさえ後継者不足で坂城町の特産品のりんごやぶどうの生産が危ぶまれています。鳥獣被害が続く、収入が減ることは農家にとって死活問題です。採算がとれなければ農家はやっていけません。高齢化で農業の担い手が少なくなる中、鳥獣被害で農家の人たちが苦労して守ってきた里山が荒廃すれば、ますます獣が人里におりてくることになります。農家を保護し、農地を守ることは自然環境を守るためにも大事なことだと思います。

県も国の鳥獣被害対策を受け、4つの対策を立て、被害防止に取り組んでいます。1つは防護柵の設置や犬による追い払い等の防除対策、2番目は数や行動をコントロールする捕獲対策、3つは藪の下草刈り、動物の住める森林をつくる生息環境対策、4つは捕獲鳥獣活用のジビエ振興対策です。

坂城町の農家も電気柵などの自衛をしていますが、なかなか被害が減りません。農作物の被害を受けた農家の救済をどう考えているのか、答弁を求めます。

□ 駆除対策と猟友会への助成について

イノシシやクマなど有害獣を人里に近づかせないためには里山整備も重要です。雑草が生い茂っていると獣の隠れ場所となり、近くの畑や人家に被害が及びます。草を刈り、見晴らしをよくするだけでも獣の出没を減らせると聞きました。県の森林税を活用して新里山整備が進められないか、里山整備の状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

猟友会も最高時は180人ほどいたようですが、現在は50人ほどのようです。そのうち町の有害鳥獣駆除員として協力いただいている方は20数名ぐらいたと午前中の答弁にもありました。猟友会の人にお話を伺ったところ「今は警察の銃の管理が厳しくて届出の書類や指定病院での精神鑑定などうるさくなっている。銃を持つのをやめたいくらいだ」と言っていました。有害鳥獣の駆除資格は町の駆除員で、かつ県の講習を受けなければならないという厳しい規定があります。そのため有害鳥獣の檻の免許を持っているのは町内でも数人と聞いています。猟友会員の高齢化も心配していました。これからますます増える有害鳥獣の駆除や駆除員の確保をどのように考えているのか、課長の答弁を求めます。

産業振興課長（宮崎君） 獣害被害についてのご質問につきまして、それぞれ項目に沿って順次ご答弁させていただきます。

まず最初に、農作物被害に対する対策はということでございます。

ご質問の中で農作物の被害を受けた農家への救済をどのように考えているかということで、対策ではなく、救済という難しいご質問をいただいたわけですが、まず自分の農地は自分で守るのが原則であると考えております。今までも山間地の皆さんには電気柵等で自己防衛をしてきていただいております、これには町も3分の1の補助金を交付して

おります。それでも柵を突破して農作物に被害を及ぼすというような場合については、農業共済制度ということもございます。共済給付を受けるためには共済に加入していただき、掛金を支払っていただく必要がありますが、農業共済におきましては、この掛金のうち2分の1を国、8分の1を市町村が負担しております。農家の負担は8分の3、37.5%で加入することができますので、大きな被害に備えて農家にご加入いただけるよう促進もしてまいりたいと考えております。

また、被害防止のための電気柵でございますが、設置されている農家のお話をお聞きしますと、イノシシに関してはかなり効果があるということでございます。電気柵を設置しても侵入されてしまったという例の中には、通電をしていなかったり除草が不十分であったり、隙間ができてしまっていたというような管理が十分でないケースもあるとお聞きしております。農協などとも連携し、設置の際の注意点などを、そんなPRも図ってまいりたいと考えているところでございます。

次の駆除対策と猟友会への助成についてのご質問でございますが、森林税を活用して里山の整備についてということにつきまして、町はこの森林税を財源とした森林づくり推進支援金が間伐の実績などを考慮して平成20年度から年70万円というようなことで交付されてございます。この支援金を活用いたしまして地域でのアカマツ林の整備や長野森林組合などの事業体で実施する間伐事業への補助など、その多くを里山の整備に充てております。

しかし、町の森林は全域が里山でございまして、必ずしも人里との境界付近の整備が進んでいるという状況にはありません。森林の整備を進めるためには所有者のご理解をいただいたり、効率的に整備するためには、ある程度の規模にまとめる必要がありますが、当町は小規模所有林が多く、境界が不明になっているなど整備がなかなか進まない原因となっております。また人里近くで、一見森林のようでも耕作放棄地であるというケースも多くて、この場合は農政の方の耕作放棄地対策などで対応ということになるわけですけれども、いずれにしてもソフト事業で緩衝帯の整備というものもございます。しかし、初年度の設置については補助事業でできますが、2年目以降の維持管理については地域での対応となってまいります。このための地域における合意形成も必要となりますので、地域単位での学習会の開催など整備に向けた取り組みを進めていたところでもございます。

次に、駆除員の確保についてでございますが、これには狩猟免許が必要となりますが、罨免許の取得は増加しております。銃の免許につきましては、若い人が狩猟に魅力を感じてもらえなかったり、猟銃乱射事件の影響もあって規制が強化されているために取得者が少なく、銃猟者の確保は全国的に課題となっております。このため県において市町村を事業主体とする新規狩猟者確保事業が新設されておりますので、これの導入や広報によるPRを行うなど狩猟者の確保に向けた取り組みも進めてまいりたいと考えております。

また駆除体制の整備につきましては、今年度、若い会員を駆除員にするなど猟友会にもご尽力いただきまして例年並みの駆除員数を確保できましたが、会員の高齢化や減少については引き続き厳しい状況でありますので、今後の駆除体制の確保につきましては、いずれにしても猟友会と協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（入日さん） 鳥獣被害に対しては共済制度もあるし、一番は自己防衛をするしかない。電気柵に関してはイノシシに関しては効果があるけれども、下草刈りとか非常に維持管理に手間がかかるという答弁がありました。

鳥獣被害によって収入が激減した農家に対し、所得保障制度があれば一番よいのですが、日本では農業を守る政策も予算も不十分であり、すべて自己責任で片づけられてしまいます。農家を救済する方法として町ができることは税条例にある固定資産税や国民健康保険税の減免だと思います。税条例の第71条に固定資産税の減免がありますし、国民健康保険税の減免も第174条にあります。収入がないときは支出を減らすのが一番です。これらの減免制度を適用し、農家の救済ができないか、答弁を求めます。

口の駆除対策についてですが、年間、森林整備の森林税として20年度、年70万円が交付され、間伐などにより森林の整備を行っているということでした。また町内は本当に山に囲まれていて整備をするのも非常に大変だという答弁がありました。しかも個人所有なもので整備をするのに非常に問題があると思います。森林の所有者が森林税を使ってそういう整備ができるということを知っているのでしょうか。そういう周知徹底がなされているのか、そういうことをもっと大いにPRすれば森林整備が進むのではないかと思いますけれども、その辺のPRは十分やっているのでしょうか。その辺を再度答弁を求めます。

それから有害鳥獣の駆除には猟友会の協力が不可欠だと思います。午前中の答弁にも駆除目標をイノシシやハクビシンは達成したという報告がありましたし、それは本当に駆除員の努力の結果だと思いますし、担当課の努力の結果だと思います、非常に敬意を表するところです。

しかし、猟銃の免許の受験料が5,200円、3年に1度の更新に2,800円、また精神鑑定も指定病院で受けなければなりませんし、狩猟税も1万6,500円から5,500円かかると聞いています。駆除員になると狩猟税は半額に減免されるようですがけれども、損害保険も3千万円以上の損害保険には入らなければならないということで、非常に銃の管理にお金もかかりますし、気も使うわけです。現在、猟友会に補助金を出していますがけれども、町の有害鳥獣駆除員に対して更新料の補助などができないか、お伺いします。

また県の野生鳥獣被害対策本部では、農家の猟銃免許取得促進をしています。坂城町でも自己防衛のために農家が猟銃免許を取得しようとした場合に、受験料の助成等が考えられるかどうか、また、そういう方針があるのかどうか、お伺いします。

総務課長（宮下君） 初めに、固定資産税とは、ご案内のとおり土地、家屋、償却資産を対象と

する税であります。このうち土地の税額は売買実例価格をもとに算出をされます。この税額を算出する価格は土地自体でありまして、土地に定着します立木とか果樹等は価格に含まれないものです。

固定資産の減免につきましては、今、議員さんのお話の中にありましたが、町税条例に規定されており、災害または天候の不順により著しく価格を減じた固定資産税と明記がされております。この規定におきまして著しく価格を減じた固定資産とは、例えば大量の岩石等が流入したとか、鉄砲水なりで地盤の崩壊した土地などを言うものであります。つまり土地そのものに損害を生じない場合というのは減免適用されないものであるというふうに考えます。

ご質問にありましたイノシシによる農作物の被害により土地の固定資産税については減免対象にならないかと考えます。

次に、国民健康保険税であります。この税額の算出につきましては、世帯の所得、資産に応じて算出された額と、世帯の加入者数、1世帯当たりの額を合計し、世帯ごとに決定されるものです。この場合、世帯の所得というのは税の場合は前年度の所得をもとに算出をされることですから、所得が減少した場合につきましては次年度にその影響が反映されることになります。

またご質問にもありましたが、減免につきましても町税条例に規定されております。該当するかどうかは先ほど申しましたが、税額の算出が世帯の状況により異なります。また前年度の農業所得との比較、損害金額などそれぞれ個々により状況が異なりますので、具体的な対応につきましては納税者の申告により対応してまいりたいというふうに考えます。

産業振興課長（宮崎君） 幾つかご質問をいただいたわけですが、順次お答えしたいと思えます。

まず森林所有者への森林整備に関するPRは行き届いているのかというご質問をいただきました。

これにつきましては、先ほど申しましたが、一見森林に見えていても今の遊休農地であったりという部分もあります。森林ということの中で、ある地域については私ども、あるいは森林組合等調査する中でPRはしているつもりでございます。関係の区等ともこれから順次話し合い等も持っていきたいとは考えておりますので、そういう中での対応、あるいは広報等でその辺も含めてPRも進めてまいりたいと考えます。

次に、銃免許の取得、先ほども言いましたように銃を保持するというのはかなり経費がかかるわけでございます。この補助等については、やはりこれも最終的には猟友会とどういう形にするかという話し合いを持たなければいけないというふうには思うわけですが、やはりもともとからいうと趣味でやっておられるという部分もあるので、一方では駆除員にもなっていると。そこら辺の兼ね合いもございませう。

さらに言いますと、猟友会については委託料を払って有害駆除をしておりますが、これもやはりこの地域の中で低額の中でお願いしている部分もございまして、そこら辺はボランティア意識が強いということで、猟友会の中ではお金のことよりもという部分も今までそんな声もありましたが、今後そういったことも検討してまいりたい。

それと銃を新たに取得する、例えば農家の皆さんが取得するというところでございます。銃を取得した場合、そのまま取得しっぱなしということではなくて、ぜひ猟友会へ入っていただいてということになるかと思いますが、これについてはさきにも申しましたが、新規猟銃者確保事業というような制度もございます。金額的にはわずかでございますが、そういう事業等も用いながら支援は可能でありますので、PRに努めていきたいと考えております。以上であります。

6番（入日さん） 国保税や固定資産税の減免についてですけれども、先ほど総務課長が答弁ありましたけれども、71条の4で、その他特別の事情がある者の所有する固定資産となっています。つまり特別な事情のある土地ということが書いてあるわけです。また国保税の減免の174条の1当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者、3では災害その他特別の事情がある者とあり、それらに当てはまるのではないのでしょうか。収入が減った農家にとって、やはり税金の支払い、特に国保税は高いので重い負担になります。そういう国保税や固定資産税が免除されれば、どんなにか助かると思います。町の温情に依って農家でももう1度頑張ってみようという意欲も出るかと思います。行政のバックアップで農家が立ち直れ、農業を続けることができれば町にとっても一石二鳥や三鳥にもなると思います。ぜひ前向きな取り組みを求めます。

猟友会のことについてですが、農家の新たな狩猟免許に対しては助成制度もありますよと、対応も可能ですよということでしたが、以前坂城町でもカラスの駆除などに1羽捕ってきたら捕獲料を幾らかか払っていた時期があったということをお聞きしました。有害鳥獣の駆除に報奨金を出す自治体もあります。北海道などではクマ、ヒグマ1頭に3万円とか、ほかの奈良だとか、長野の市町村もあるようですけれども、イノシシは5千円とか1万円、あるいは2万円出している町村もあると聞きました。あとハクビシンやタヌキに2千円、カラスやスズメにも200円から300円という報奨金を出しています。また駆除出動をしたときに時給を決めて出動に対して払っているという自治体もありました。

坂城町でも出動に応じて日当支給したり猟友会以外でも有害鳥獣の、狩猟免許を持っていても猟友会に入っていない人も多いと聞きましたので、猟友会員だけでなく有害鳥獣の駆除に対して報奨金を支払うような制度をつくったらどうでしょうか。もっと有害鳥獣の駆除ができて被害が減るのではないかと思います。

それから午前中もありましたが、役場の職員に狩猟免許を取らせる、そして駆除員になっ

てもらおうということを考えていないでしょうか。駆除員になることによって猟友会の駆除員の苦勞もわかりますし、また急な出勤要請にも応えられると思いますけれども、それらの取り組みについて答弁を求めます。

産業振興課長（宮崎君） 今幾つかいただきましたが、まず報奨金を支払って有害鳥獣に対応してはどうかというようなお話をいただきました。

現実的に近隣町村の中でもそういった、出来高払いというと語弊がありますが、そういった実績に応じてお支払いするというような方法をとっているところもございます。そうなる結構経費的にはかかるわけでございますけれども、私が現職になりまして4年たちますが、そんなお話もちょっとしたこともございます。ただ、その時点の中では1頭幾らじゃなくて、自分たちは猟友会として地域に貢献していくんだというようなことの中で現在の委託制度というようなことの中でお話をした経過もございます。従って、そういった報奨ということではなく、委託料ということの中でお願いしているということでございます。これについてはまた猟友会の皆さんの考え方もございます。ただ、そういう男意気の中で今までやってきていただいているという部分、とてもお金にかえられないという部分も、やはりそこら辺も含みながら話し合いができればというふうに思います。

それともう1点、役場職員にそういう免許等を取らせて迅速に対応してはどうかというようなことでございます。

今非常に有害鳥獣、大変でございますけれども、私が考えるに、まだ職員にそれを職務命令で取らせてというところまでいっていないのではないかと。まだ今猟友会の中でやっていただいていると。猟友会の方でこれがもう限界だというようなお話をいただく中でということならわかりますが、まだそこら辺については考えていないというようなことでご理解をいただきたいと思います。

総務課長（宮下君） 特別な事情があるじゃないかということですが、先ほどもご答弁申し上げましたが、例えば固定資産税そのもののかけた価格というものは、その上のところにある生産物がどうだからということがかかっているのではなくて……

6番（入日さん） 農地のこと。

総務課長（宮下君） 農地のことを言っているんです。ですから、土地というものは土地の存在をいうんで、例えばそこに果樹があって、そこで生産が幾らあるからということで課税をされているわけではありませんので、固定資産税の減免の対象としてはならないのではないかとこの考え方を言っているんです。

あと所得がないということにつきましては、先ほども申しましたけれども、所得がなくなった場合につきましては、例えば国保税の場合、資産と所得という部分がありますので、その分の減った分につきましては、例えば前年の所得だとか、そういう部分との比較という形

になりますので、個々によって全く、例えば同じ4人家族だとしても、その内容によって全く違うわけですから、個々の内容によって対応させていただくということで先ほどご答弁をさせていただきます。

6番(入日さん) 産業振興課長の答弁では、職員の猟銃免許には今のところ考えていないと。猟友会との話し合いで補助金のことはやっているということでしたけれども、野生鳥獣の駆除は適正に行わないと繁殖力が強いために数が増えてしまい、被害も大きくなります。県でも増え過ぎたニホンシカを半減させるために3万1千頭の捕獲に乗り出しました。千曲市では有害獣の被害を防ぐためにワイヤーメッシュなどの防護柵を森と大田原地区に設置しました。私も森地区に見に行ってきましたけれども、防護柵を森地区をずっと囲っただけでイノシシの被害がほとんどなくなったということでした。そういういろいろな方策があるわけです。電気柵は先ほども言いましたけれども、維持管理が非常に大変なんです、このワイヤーメッシュの柵は多少草が絡みついてもあまり影響がないので手間がかからず、管理も楽だということでした。町としても、ぜひそんな防護柵の方向も検討していただきたいと思いません。

次の質問に入ります。

3. 補助金について

イ. 予算書、決算書が提出されているか

坂城町にはいろいろな団体があり、ボランティア活動も活発に行われ、行政を支える大きな力になっています。日ごろのご協力を敬意と感謝を申し上げます。

21年度決算書によると、補助金支出は町単工事を抜かして約120件、金額にして1億7千万円あまりあります。その中には条例に基づいていないものも多くあります。特に件数が非常に多いのが各種団体への補助金です。もちろん必要だと思って出していると思いますが、中には役員のなり手がなく、消滅した団体を町長のお声がかかりで再生した団体もあるように聞いています。補助金を出しているすべての団体から補助金申請の理由や予算・決算書の提出がされているのか、補助金がどのように使われているのか、使われ方の検証をきちんとしているのか、答弁を求めます。

町長(中沢君) 入日議員にお答えいたします。

予算・決算の提出にあたっての補助金に係る関係でございます。

町の交付しております補助金ですが、公益上必要なものについて条例に定められている商工業振興補助金や、実施の細部を要綱で定めている福祉・衛生関係の補助金といったもの、あるいは町の関係団体で整備した建物に係る償還補助、また各種団体への補助等いろいろな面に多岐にわたっております。

補助金のあり方ですが、一般財源の確保が厳しくなっている昨今の財政事情を考慮いたし

まして、団体補助については団体等の事業に係る補助を行うこととして、運営費に対する補助は原則として行わないということ。また、その団体の予算・決算において、それなりの繰越金を持って計上してやっている、そういうところでは我慢していただいて補助金を減額するといった対応もしております。

補助金は各団体の立ち上げに係る初期段階の費用に対するものや町も一緒に事業を進めていくという点でいろいろな助成も必要ということでもございます。しかし、長い期間にわたって同額を補助するというようなことでなくて、一定の期間内に活動を軌道に乗せ、また団体内部の強化を図っていただくという一定の中で頑張ってくださいということで、補助金については継続的にならないよう、順次削減していくとか、期限を定めて、この補助金はいつまでという、そういった仕組みをよりとりながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

総務課長（宮下君） 補助金につきまして順次お答えをいたします。

個人、事業者に対する補助金は、例えば腎臓機能障害者に係る通院補助や合併処理浄化槽設置補助といった福祉・衛生部門への個人への補助や商工業振興に関する事業者への補助というものが挙げられますが、その多くは条例や規則、補助金交付要綱により手続が定められ、町ではその手続に基づき、補助金を交付しております。

個人ではないものとして、まず自治区を中心とする補助金について考えられますが、例えば地域づくり支援事業は選考委員会の手続を踏んでの補助決定、実績報告書の提出という手続があり、自治区内の環境浄化、河川清掃といった補助金につきましては、補助金交付申請を行い、実績報告書に写真等を添付していただき、報告をいただいております。こういった自治区の活動に関する補助、あるいは消防の分団関係への補助、公民館の分館活動関係補助、小・中学校への補助、テクノセンターやデイサービスセンターの償還補助といったものが地域や防災、義務教育にかかわるもので、団体補助とは、やや異なるものと考えられますので、これらを除いたものを団体補助ととらえますと、平成21年度におきましては、議員さんのお話にもありましたが、約80件の補助項目が該当いたします。

これら各団体から予算書・決算書が提出されているかという点でございますが、補助金交付にあたりましては、担当課におきまして毎年交付申請の際に原則として前年度の決済と当該年度の事業計画及び予算を関係書類として提出をいただいております。その申請に基づきまして添付書類等必要な審査をし、補助金交付の可否を決定する事務手続を行っております。また各団体の予算書・決算書等につきましては、当初予算の編成時におきまして査定の段階でも担当課はもとより総務課におきましても確認をし、事業内容について必要なものについては増額もいたしますし、今、町長から申しましたが、繰越額が多い団体などについては補助金の減額も行っているところでございます。

各団体の補助金がどのように使用されているか把握につきましては、決算書や実績報告書などによります各担当課による確認のほか、例えば財団法人さかきテクノセンターですとか、商工会ですとか、株式会社まちづくり坂城など、例えば今年21年度の決算審査におきましては、社会福祉協議会で行っていただきましたが、こういった団体につきましては、数年に1度は監査委員さんにより財政援助団体に関する審査もいただいているところでございます。

6番（入日さん） 今、答弁で町長は団体には一定の期間出して継続にならないように対応しているということでしたし、80団体に今のところ出して、予算書・決算書は提出されているということでした。

今多くの自治体では住民による財政分析がされています。総務省の市町村の財政データなどで簡単に資料が出せる時代です。住民の代表である議員に予算書や決算書がなぜ提示されないのか、非常に疑問に思うところですし、町民の知る権利や情報公開にも反するのではないのでしょうか。予算書・決算書が各団体から出ているのであれば、ぜひ議員にも提示していただきたいと思います。

温暖化の影響で、これから年々夏の暑さは真夏日や猛暑日が増えると予想されます。町長は、子どもは自然の中で元気に育つのがいいと言いましたけれども、やはり教室の環境基準にもあるように、30度以上になると勉強には集中できないのではないかと思います。役場庁舎なんか非常にこういう環境のいいところで過ごしているので、そういう大変さが自覚できないと思いますけれども、ぜひクーラーの設置を前向きに考えていただきたいと思います。学校耐震化とあわせて文教施設基金を使って早急に対応すべきだと思います。

農作物の鳥獣被害以外にも農業は天候に左右される割に合わない仕事です。でも、自然環境を守り、災害を防ぐ大切な仕事でもあります。農家を鳥獣被害から守ることは、安心・安全な食を確保することでもあります。国の事業仕分けで今年度は鳥獣被害対策費が22億8千万円に減らされましたが、全国の深刻化している農作物の被害に対応するために、2011年度は鳥獣被害緊急対策事業に100億円を概算要求し、予算化されるようです。町も鳥獣被害対策費を増やし、被害を減らし、農家が希望を持って仕事ができる体制づくりをしてほしいと思います。

補助金については、深く、広くばらまくのではなくて、まとめて大きな事業に回すなど町民生活向上のために使えるように見直しを検討することを要求し、私の質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問い

たします。

１．第５次長期総合計画について

イ．まちづくりの基本理念は

第５次長期総合計画は、長野大学とのヒアリングも終わり、いよいよ素案づくりの段階だと言われます。これまでも質問した経過がありますが、十分時間がとれなくて中途半端に終わりましたので、今回はある程度の姿が見えてきたところで、じっくりと質問したいと思います。

言うまでもなく、長期総合計画は、まちづくりの基本になるものですから、内容の豊かなものにならなければなりません。情勢の変化の激しい現実の中で１０年後の町を描くことは大変難しいのではないかと思います、それだけに目標をしっかりと持つことが大切な時代だと思います。

そこで町の将来像として描くテーマは何になりましたか。何をテーマにされたのでしょうか。第４次計画では「自然と人と産業の共生」「ものづくりと安らぎのまちをめざして」でした。基本理念としてキャッチフレーズが大変大切になってきますので、そういう表題について、どのように考えていますか。文章化はされたのでしょうか。まずお伺いいたします。

第４次長期総合計画の到達点と評価をもとに第４次計画と第５次計画の中心課題にどんな変化がありますか。中心課題は人口減少に対する少子高齢化だと昨日の答弁がありましたが、新しく加えられたり、強調される課題は何でしょうか。まずお尋ねします。

ロ．意見の反映は

アンケート調査がされたわけですが、対象の範囲、数は１３０人だったと昨日の答弁がありました。回収率はどうでしたでしょうか。アンケートの対象は各団体の役員などと言われましたが、どんな基準で選んだのでしょうか。年齢層はどうなりますでしょうか。男女別などはどうなっていますか。お尋ねします。

アンケートの集計や分析は長野大学がされたと思いますが、職員はどの程度それらに参画したのでしょうか。分析の結果と特徴はどうでしたか、お尋ねします。

またアンケートの分析結果は計画にどのように反映されていくのでしょうか。それについてもお答えいただきたいと思います。

計画は、それぞれの担当課で議論されたと思いますが、若い職員の皆さんはどの程度計画づくりに参画したのでしょうか。自分たちでまちづくりを進めていくという展望の持てる論議ができたのでしょうか、お尋ねします。

ハ．国土利用計画は

総合計画と並行して土地の利用計画が見直されると思います。食料自給率の向上や耕作放棄地の解消などを目指して農地法が改正されました。それらに沿って農業委員会で努力が始

まっています。現実には荒廃農地の増大など土地利用に変化が出てきています。土地の有効利用が求められていますが、どんな見直しをされるのでしょうか。できれば具体的にお答えいただきたいと思います。1回目の質問とします。

町長（中沢君） 円尾美津子議員の質問にお答えしてまいります。

第5次長期総合計画ということでございます。

私は、こういう長期総合計画を作成するという事は、町がさらなる前進のもとに極めて大事なことであり、職員が学び得る大事な機会だということを思い、考えているところでもございます。その総合的テーマはというお話もございましたが、現在いろいろな面から検討していただけるようでございます。そういった中で交流とか連携とか創造とか自立とか、そういった面をより進めていくという何らかのテーマが必要でございましょうし、また前回の自然と産業の共生あるいはそういう中での安らぎのまちづくり、これらも引き続き重要な課題となっておりますが、いずれにいたしましても、総合的な最後のキャッチフレーズということで対応してまいりたいなと、こんなふうに思っております。

お話もございましたように、第5次長期総合計画につきましては、長野大学のプロジェクトチームの先生方にアドバイスをいただくという形をとっております。というのは、各課でそれぞれのテーマを設定して、それで勉強し、また各共通の課題については職員でより集約していくということで、そういう形の中から先生に違った角度からいろいろアドバイスをいただくということでございまして、職員がいろいろな面から素案づくりに参加しているという状況でもございます。

長期総合計画は、お話のように基本計画あるいは基本計画・実施計画等で構成されておりますが、基本構想そのものは当町が目指す総合的・計画的なまちづくりのあり方を示すと同時に、基本的理念と10カ月を展望した将来像ということでもございます。そういう中での現在は主要課題という段階に入っているということでもございます。

当町は市町村合併ということをせずに自律のまちを選んできたということでもございます。第5次計画は住民と行政との連携し、役割を担っていく自律のまちづくりというものが基本理念でもございますし、豊かな自然と保全を図るということ、さらに人の互いに人権を尊重していこうじゃないかというようなことをも継続的なひとつの考え方としては大事ではないかなと、こんなふうに思っております。

住民の皆さんが自然に地域のあり方についていろいろと主体的に考え、そして地方自治の考えに基づいて住民、企業と行政が一体になっていく、こういった協働のまちづくりが、まず基本的方向ということで位置づけているわけでございます。

従いまして、そのまちづくりの主要となる課題は、いろいろと総合計画等を今まで進んできた延長線にはございますが、それなりに重要な役割を果たしておりますので、次に新しい

ところへジャンプするというよりも、この10年間歩んできたそのものの土台の上に立って、さらなる新しい施策をどう加えていくかと、そういった手法をとりたいと思っておりますので、今まで10年間ぐらいでいろいろなご意見をいただいたものを集約していくということもまた大きな力になるなど。そして、そこに新たなる発想を加えていくということが町の行政の継続性にもつながってくるかなと、こんな思いがするわけでございます。

そうした中から現在、具体的な主要課題といたしましては、幾つかがございます。先ほど申し述べましたように、協調によるまちづくり、協調を大切にしていきたいということの中では、互いに地域で連携し合ながら、よりよい町、そして自律のまちをつくっていきたいということが大きな位置づけでもございます。

そしてまた、第2には、当然のことながら中小企業が集まったものづくりのまちということでもございます。企業を取り巻く状況は大きく変化しておりますが、そういう中で農業、商業を含めた産業施策を展開していくということでもございます。産業の高度化と育成といいますが、それとあわせての雇用の創出、こうしたことは大事なことで、これまで培ってまいりました技術力と創造力を生かすということと、さらに今後ひとつのサービスの経済化、あるいは産業の創出ということで、農・商・工業の連携ということを強力に進めてまいりたいなど。そしてまた、子どもらにも町についていろいろな夢を持っていただく、そしてまた、それが子どもらの夢が達せられるようなものづくりに誇りを持てるまちづくり、現在も小中高を挙げてものづくりといいますが、技術を学ぶということの全体的な教育展開をしておりますが、そういう子どもの未来に向けてのひとつのメッセージをつくっていきたいなど。それをものづくりからと。ものづくりはすべての原点であると、こんな思いもするわけでございます。

さらにまた、今日的課題としては、少子高齢化への対応でございます。家族形態の変化、地域住民相互の社会的なつながりの希薄化、大変なことでございます。子育てや介護に悩む親や家族などを支援していく必要性、そういった支援を必要とするものもまた少なくないわけでございます。加えて引きこもりや虐待、こういった社会的課題についても真剣に取り組んでいきたい。

加えまして少子高齢化の進展は企業における生産性の低下という経済成長への影響あるいは消費需要への縮小、雇用不安へとつながっていくこと、これが大変な課題にもなってくるわけでございます。また町の税収にもかかわってまいります。そういった面からの切り口をどう開いていくかという問題もあろうかと思えます。

そして緊急的に解決しなければならないのは、全地球的な課題のひとつである環境への取り組みでもございます。地球温暖化対策あるいは循環型社会の構築、環境教育をより大事にしていくということ、ごみ処理を中心に環境衛生対策をしていく。さらに太陽光発電などの

新エネルギーの活用ということは新たな課題かなと、こんなふうに思っております。

そして、さらに自治力と創造性を養う学習、生涯学習活動、今までどちらかというと学習活動も多様な面で行われたわけですが、趣味的なもの、そういったものはそれぞれの皆さんに委ねまして、学習活動が自治力といえますか、創造性を養う、そういうことの糧になるような目的をややはっきりさせた自治体でできることは自治体でということ、あるいは住民でできることは住民でということの原則を築くためにも自治力を高める学習活動をしてまいりたいと、こんなふうに思っております。住民の創造性とか自立性ともに養っていくということでもあります。

それにまた大事なことは、国際化への対応でございます。経済のグローバル化や輸出手段の発展や情報の高度化がございますけれども、国際化は子どもたちが世界に羽ばたく、世界と関係する生活が必然的に求められるというばかりでなく、企業の国際化の対応も本当に強く求められているわけがございます。そういった面からの対応、さらに私も現在実施しております小学生の互いの相互交流あるいは産業界の技術向上、そして民間のレベル交流等も大事なことだと、こんな思いもいたしております。

あわせて、さらに考えられるのは、坂城ならではのことで復旦大学あるいは信大、長野大学の産学官の交流ということをよりどう持っていくか、より行政にどう生かすかということ。それと行政の広域化と効率化を求めていく。そういう中で今までの広域化にあわせて上田市を中心市とする定住自立圏の交流など、さらなる行政を互いに深め合い、そして相互に協力しながら進めていく、そういった行政形態をとってまいりたい。

これまで10年余にわたっているいろいろ諸々の提案がございましたが、またアンケート調査も見ますと、相当のご意見もございます。要は審議会の皆さん自らにいろいろ検討していただいて、そして、その骨子をつくったところでいろいろと団体、地域の皆さんにご提示して、より意見を伺ってまいりたいと、こんなふうに思っております。将来に向けてよりよい機会と理解しながら大事に策定してまいりたいと思っております。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、意見の反映はについてお答えを申し上げます。

まずアンケート調査につきましてですが、これにつきましては長野大学に委託をしまして、有識者ということでアンケート調査を実施いたしました。

対象の範囲につきましては、町内の各種団体、公的な団体も含めまして会長さんなどの方々でございます。お願いしました方は130名であります。ご回答をいただきましたのが73名、回答率は56%という状況でございます。

ご回答いただきました男女別・年代別でございますが、73名のうち男性が51名、女性が22名。30歳代が2名、40歳代が5名、50歳代が11名、60歳代が32名、70歳代が23名という結果でありました。

アンケートでは後期基本計画の重点課題別に産業振興、保健福祉、安心・安全、交流発信、花と緑を含めた快適な暮らし、そして大学との連携、国際交流、住民・企業・行政との連携の6項目の施策につきまして評価をお聞きをしたところであります。

評価の方法は「評価できる」「やや評価できる」「あまり評価できない」「評価できない」この4つから選択をしていただきました。あわせて今後必要であると思われる課題についてもご記入をしていただいたところであります。

評価の結果につきましては「評価できる」「やや評価できる」この2つを合わせた割合は大学との連携、国際交流等は56.1%でしたが、他の各項目の施策につきましては、いずれも60%以上でありました。そういった面では実施をしまいった施策につきましては、全体的には住民の皆様から一定の評価を受けているのではないかというふうに考えております。

全体的な特徴でございますけれども、それぞれさまざまご意見がありますが、そういった状況で一概には申し上げられませんが、評価できない理由として多かったものは、やっていることがよくわからない、見えてこないという点でありました。しかし、花と緑を含めた快適な暮らしの項目では「評価できる」「やや評価できる」合わせて84.9%と高い結果でありました。これは千曲川バラ公園や花によるまちづくりが、よい面、悪い面それぞれ住民の皆さん方に見えている結果だというふうに考えておりますし、また参加することによって身近に感じていただいているということではないかというふうに考えております。

反対に大学との連携、国際交流、住民・企業・行政との連携につきましては、その結果が見えにくいという一面があったのかなというふうに考えております。住民の皆さんに知っていただく、一緒に参加していただくということが少し足りなかったのかなというふうにも思っているところであります。

そういったことから先ほど町長からも申し上げましたが、第5次計画では自律のまちづくりを基本理念として、住民の皆さんに対する情報発信に努める中で住民・企業等と行政が相互に連携し、それぞれが役割を担うという協働のまちづくりを基本的な方向性として位置づけていくという考えであります。

次に、計画づくりへの職員のかかわりですが、前回の第4次計画も同様でありましたが、長野大学の先生方の指導、アドバイスをいただきながら自分たち職員が考える、策定にかかわっていくという意識を持って職員の手づくりで策定作業を進めております。

策定にあたりましては、各課に実務的な責任者である策定主任を置き、副町長以下各課長を委員とする策定委員会を設置してあります。また長野大学によります複数回のヒアリングにおきましては、先生方との意見交換に努め、自分の所掌事務を超えてまちづくり全体を考える機会といたしたところであります。また若手職員と町長、副町長との意見交換会を行い、

若手職員のまちづくりに対する考え方、課等の枠を超えた意見等を聞く機会も設けたところでありまして、計画への参画意識を持つ機会といたしたところであります。

計画策定にあたりましては、町民の皆さんのご意見等を反映させることはもちろんであります。職員の資質向上の機会とも位置づけて職員の参画、意見の反映に努めてまいりたいと考えております。

次に、国土利用計画につきましてお答え申し上げます。

ご質問のとおり、長期総合計画の見直しとあわせて平成13年に策定をいたしました国土利用計画の坂城町計画の見直しを行っているところであります。国土利用計画法の規定によりまして全国計画及び県計画を基本として策定をしていくものでありまして、町の土地利用に関する指針となるものであります。

本町は長野、上田両地域の結節点としての立地条件を備え、上信越自動車道及び長野新幹線の整備、国道18号上田坂城バイパス、県道力石バイパスの開通がございます。住民の生活圏や行動範囲の拡大等により今後も土地利用の高度化等が進むことが予想もされるところでございます。

土地利用の課題といたしましては、農用地につきましては、ねずみ大根等新たな農業特産物の創出により農地の有効活用を図ろうという動きが見られるものの、一方、農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷等によりまして農地の遊休・荒廃化が年々増加の傾向にあるのはご案内のとおりでございます。また広域道路の新設改良等によりまして、現況を踏まえる中で都市計画の用途地域の指定見直しなどを検討することも必要ということで考えております。工業系土地利用につきましては、住工混在の解消を主眼に工場用地を確保し、工業団地の整備を行ってきたところでございますが、今後も需要実態に即した工業地の確保を図りながら産業の育成と住環境の整備を図っていくというふうに考えております。

申し上げるまでもございませませんが、限られた土地資源であります。有効に活用し、それぞれの地域の自然、社会条件等を踏まえて農林業的土地利用と都市的土地利用との調和を図り、全体として均衡のとれた土地利用を進めていく必要があると考えております。

土地利用計画につきましては、現在、担当課で素案づくりの段階であります。全国計画及び県計画との整合を図りつつ、申し上げた課題等踏まえて土地利用計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

11番(円尾さん) それぞれ答弁いただいたわけですがけれども、総合計画という大きなものですから、今お話の中で大枠は見えてきたかなという気がします。今までの連続してやられるものですから、新たにつくる計画ではないですから、そういうことを考えたときに大枠は見えてきたのかなという感じがしますけれども、ただ、キャッチフレーズなんていうのは、まだ言葉として出していないみたいですがけれども、これがやはり物をつくっていくときの一番

基礎になってくる部分ですので、そして、よそから見たときに坂城の町はこういうことでまちづくりしているんだというのが一番よく理解できる部分なんですよね。だから、そういう意味で、やはりしっかりしたものが早く出てきていいんじゃないかなという気がしたんですけども、その辺ではまだ仕方ないと思うようにします。

それで2回目の質問にしますけれども、まずひとつは、具体的に答えていただければと思うんですけども、人口減少時代に入っていて、10年後の目標年次、坂城町の人口はどれぐらいになるのかと推定しているのでしょうか。その辺は実際10年のまちづくりをしていく基本になってきますので、どのような推定を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

4次計画では22年度の人口規模を1万8千人と設定されていましたが、実際には今1万6千人前半で推移していますよね。人口の規模によって町の、これをもとにした政策とか税収とかを含めて大きく変わってきます。だから、そういう意味で現実に近いところがより必要だと思うんですけども、じゃあ、どれぐらいに考えているのか、その辺について簡単に答えていただきたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

将来の人口推計につきましては、先ほど町長の方からも答弁いたしましたが、少子高齢化にあわせて将来人口の減少ということでございますので、推計はできておりますが、目標値として、いわゆるこれからどういう施策を考えて、どの程度までの人口に抑えるかという最終的な方向はまだ出ておりませんが、概算でいくと1千人ぐらいは減るのではないかとということで今考えております。

11番（円尾さん） 現在よりも1千人ぐらいは減っていくんじゃないかというようなお話でしたが、それによってこれからの政策が大きく変わってきますので、その辺は人口推計ということは大変難しいことですが、やっていかなければなりませんよね。

それでは、先ほどアンケートの結果についてお答えいただいたんですけども、意外と回収率が少なかったんですね。もっと多いかなということを想像したんです。というのは、ある程度の役員とかそういう方たちを、町と普段関連のある人たちに恐らくお願いしたんだということで、もっとたくさん回答率があったのかなと思ったんですけども、大変残念でした。

それともうひとつは、やはりその中で感じたこと、今度もいろいろな意見を、町民の意見をこの素案の中や何かに反映させていくんだというお話がありましたけれども、このアンケート以外に素案をつくるまでに町民の皆さんの意見を聞く機会というのはなかったんでしょうかね。その辺いろいろなところで機会をつくれればできたんじゃないかと思うんですけども、その辺をどのようにされたのかということがひとつ。

それから先ほどの年齢層、特に私がお聞きしたのは、やはり10年後、20年後の坂城町

を考えていくときに、若い人たちの意見というのがどうしても必要になってくるんですね。そういう意味で、やはり今度、素案に対して地域懇談会をしていくんだというお話がありましたけれども、地域と並行してやはり若い人たちにターゲットを向けて懇談会をしていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、商工部の青年部であったりPTAであったり保育園の保護者会であったりというような形の中で意見を聞いていく、町と直接役員などでかかわっていない人たちの意見を聞いていくということが大事なんですけれども、そんなことをやっていくお考えがあるかどうか、お尋ねします。

町長（中沢君） 策定の手法には幾つかございます。まず骨子をしっかり定めて、それに対していろいろな面からご意見をいただくということでございます。地区の皆さんにと、もうひとつは、ご指摘のように商工会とか各団体の皆さんとも、ともに語り合いながら進めていくということを進めてまいりたいなと。

それとまた何度も申し上げますが、G O G O機構の皆さんが提案したのも大事な貴重な資料として参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

1 1 番（円尾さん） ただいまの中でG O G O機構の皆さんが大変貴重な意見を、3年間かけて貴重な意見を集約していただいたということに対しては非常に感謝しますし、今後のまちづくりに恐らく反映するんだろうなということは私も承知しています。そういう中で、やはりそこへプラスして若い人の意見もぜひというのが私が思うところです。

もうひとつ提案というような形になるかと思うんですけれども、やはり担当職員の研修という点で、他市町村との職員の総合計画策定にあたって意見交換する機会というのは今まであまりなかったんじゃないかと思うんですけれども、今年のをあれを見ても、県下の中でかなり多くの市町村が見直しをされています、21、22年度で。だから、そういう中で、やはりよそから町を見る、それから、よその人と一緒に話すということで手法も少しは変わるだろうし、見方も変わってくるんじゃないか。そういう意味で担当の職員の研修ということをぜひ位置づけてほしいと思うんですけれども、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

町長（中沢君） ご指摘のように、各町村の策定の内容、これは私、最初に策定にあたるにつつまして、各市町村のいろいろな構想を勉強しろよということでスタートもいたしました。それと将来の話、これは近い将来ですけれども、上田市を中心市とした定住自立圏の中では、職員が相互に研修し合うと。ということは、私たちと上田市の職員が基本的な地方自治的な地域づくりを勉強するということは必須の条件でもございますので、そういった面も生かしていきたいと思います。

1 1 番（円尾さん） 職員の研修という意味で、今度の長期総合計画をつくるために今やってほしいことなんですよ、これは。特にいろいろな県下の状況をつかんでみますと、自律とい

う形で選んでいった小布施なんかも今、見直しをしていますよね。だから、そういう中で今やっている担当職員がそういうことを学ぶということが大事だろうと思うんです。その辺ぜひ実現させてほしいと思います。そのことで何か大きなことを学んでくるんじゃないかと思うんですよね、担当として。だから、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

それから町長が新しい動きとして上田市を中心としたと先ほどもお話にありました。定住自立圏構想の中で産業とか医療とか交通などについて長期総合計画へ入れていくんだというお話がありました。

もうひとつ、坂城町は、たまたま広域連合の結節点というような形で長野市へも入っているんですよね。だから長野市も中心として定住人口もこの自立圏構想ということも考えているようです。だから、そういう中で広域連合のあり方も含めて、これが恐らくいろいろな点で変わってくると思うんですよ。だから、そういう意味で長野と上田と両方をこの長期総合計画に入れていくのかどうか、それとも今度は上田だけなのか、その辺をどのように考えておいでになるのか。

それから今後の町の結節点ということをよくおっしゃいますけれども、そういう形がこれからはとられていくのか、その辺についてちょっと確かめてみたいと思います。

町長（中沢君） 定住自立圏はひとつに限らないということは承知はしておりますけれども、隣接するところが千曲市でございます。そういった中では幾つか選ぶではなくて、上小地域としては上田市とのつながりをやると。そして長野広域全体では今の広域等を通じ、さらにまた隣接の千曲市ともいろいろな面で話し合う場を持っていくという努力によって進めてまいりたいと。計画の中へは現実的な問題として上田市との関係を明記しておきたいなど、こんなふうに思っています。

11番（円尾さん） 上田市はお隣だからというお話がありました。身近に感じるところだからということもあろうかと思いますがけれども、広域連合なんかを組んでいる場合に、大きくは長野との関係があるわけですよね。ごみの問題にしても特養の問題にしても、いろいろな問題にしてもそうなんですけれども、いつかの、長野広域連合の議会をしていますので、そのときの話の中でも長野市長さんは、こういう問題が出てきたら広域連合という形ではなくなるんじゃないかというようなお話もされました。そういう意味からも、やはり大きくをそちらに、坂城町としてはいろいろな意味で長野広域と関係してくるんですけれども、そういう問題、両方と接触するんじゃなくて、それは全部と接触していくことが当然ですけれども、そういうこともやはり計画の中に入れていく必要があるだろうと思います。

あと時間もありませんので、最後に長期総合計画の今後のタイムスケジュールということについてお尋ねしたいと思います。

素案の段階で議会へも説明されるかと思いますが、いつごろを予定しているのです

か。ぜひ議会へ説明されるときには修正ができる時点で説明をしていただきたいと思いますけれども、その辺についてお答えいただきたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

スケジュールにつきましては、骨子が固まった段階で、町長からも答弁してありますが、総合計画審議会の委員さん方の方へお示しをしてご意見を聞いた中で、地区別懇談会等開催する中で修正しながら、議会の方へ上程は3月を予定しておりますので、よろしく願いたします。

1 1 番（円尾さん） 議会の方へはというお話がありました。審議会をやったり、地域と懇談したり若い人たちとも懇談をしていくということは大事なんですけども、やはり私たち議員のところへも、最終的に出てくるわけじゃなくて、骨子として固まった時点で私たちが意見が言えて修正ができてという時点で、ぜひ提示していただきたいと思います。そのことをお願いしておきまして、時間がありませんので、次の問題に入ります。

2. 防災について

イ. 災害見舞金支給制度の見直しを

台風シーズンを迎え、9月になっても30度を超える暑い日が続いています。大気的不安定な状況が発生して、それに伴い、非常に激しいゲリラ豪雨とも言われる雨に襲われ、比較的自然災害の少ないとされているこの地方でも豪雨による災害がしばしば起きています。一昨日の台風9号の影響がなかったことにほっとしているところです。

過日、坂城町でも住宅の床下浸水などが発生しました。1件と報道されていましたが、ほかにも床下浸水の災害に遭われたお宅がありました。災害見舞金などどのようになっているのか調べてみますと、昭和57年につくられ、59年に改定された要綱がありました。それによると床上浸水は住宅1万円以内、そのほかは3千円以内、床下浸水は住宅3千円以内、そのほかは2千円以内との見舞金が支給されるというものでした。これまで火事見舞いが出されたということについては聞いているところですけども、床上とか床下の浸水があっても見舞金が出されたという話はあまり聞いておりません。これまでにこのような要綱の規定により浸水被害に対して見舞金が出された事例がありますでしょうか。また出されたとしたら、どんな基準で支給されたのでしょうか。要綱には非常に簡単な別表があるのみで、全然条件も基準も何もないわけです。ただ幾らということだけなんですけれども、どのような取り扱いをされたのか、お答えいただきたいと思います。

床上、床下浸水の災害を考えてみてもゲリラ豪雨などの気象条件の変化により災害の内容が大変変わってきています。過日の上田市での被害は川の氾濫ではなく、あまりの激しい雨に平地で側溝が飲み込めなくて床上・床下浸水の被害が起きました。いつどこで起きるかわからない災害です。要綱がつくられて26年も経過しています。支給金額も含めて制度の見

直しが必要と考えますが、どうでしょうか。

ある市町村の制度を見ますと、災害の程度により基準などが明記され、それぞれの金額が決められています。また上田市では過日の災害に対して床下では今まで出されていませんでしたけれども、今回から1万円の支給に、床上は2万円から5万円に増額したそうです。制度の充実を求めますが、見解をお伺いいたします。

口．防災計画のその後は

21年度の実績報告書には、国、県防災計画の修正にあわせて坂城町地域防災計画の改定を行ったとあります。21年7月の臨時議会で国の臨時交付金を活用して印刷製本費200万円が補正されました。9月の防災の日までには防災計画の加除が完成されるんじゃないかなと期待していましたが、残念ながらいまだに実現していません。遅れている理由は何でしょうか、お聞きします。

また加除はいつごろ予定しているのでしょうか、お尋ねします。

福祉健康課長（中村さん） 災害見舞金支給制度の見直しをについてお答えいたします。

この制度は、坂城町に発生した災害により町民が罹災したときに当該罹災者に対し、災害見舞金を支給するものでございます。災害の種類は火災、風水害、地震となっておりますが、見舞金の支給状況を見ますと、平成19年度が3世帯で5万円、平成20年度が8世帯で13万8千円、平成21年度が5世帯で7万円となっており、いずれも火災によるものでございます。

災害見舞金は災害により死亡または負傷したとき、災害により住宅、その他の建物に損害を受けたときに、その災害の程度に応じて支給いたしております。人身災害につきましては、死亡2万円、負傷の場合は状況により見舞金が決めております。建物災害につきましては、住宅の場合は全壊・全焼が2万円以内、半壊・半焼が1万円以内、床上浸水が1万円以内、床下浸水が3千円以内であり、住宅、その他の建物に損害を受けたときに災害の程度に応じて支給いたしております。

現在はゲリラ豪雨と称される突発的に起こる局地的な大雨など災害の状況も変わってきております。災害の状況にあわせ、災害見舞金支給要綱の見直しを支給要件、支給額も含めまして検討し、被災者の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

住民環境課長（塩澤君） 口の防災計画のその後はについてお答えをいたします。

地域防災計画は、市町村ごとに防災のために処理すべき業務内容等を具体的に定めておりました。災害の予防対策、情報伝達、発生時の対応、災害応急対策、災害復旧といった災害発生からの時間的経過に沿って対応策等が記載され、地震対策あるいは風水害対策など災害の種類ごとに構成をいたし、現実の災害に対する防災対応マニュアルということで作成がされております。

町の防災計画については、平成14年以降修正が行われておりませんが、国の防災基本計画が平成20年2月に大幅な修正がなされたこと等にあわせて地震による被害想定や孤立防止対策、2次災害の予防計画、災害復旧、復興への備え、企業防災に関する計画、こういったものを加えまして、また県の地域防災計画に準じた構成内容への変更を行うとともに、町の組織体制や所管事務の再構築といった大幅な見直し作業を21年度において実施をしたところであります。

今回の見直しにつきましては、安全・安心な暮らしの実現と防災安全対策の観点から国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を受けての事業ということでもあります。新設項目等で50ページほどを追加いたしております、また既存の計画項目についても現在化を図るということで大幅な修正を加えております。

現在、見直し内容につきまして県の危機管理部との協議を行っておりますけれども、少々時間を要しているという状況でございます。県との協議が整い次第、国、県、消防、警察等の関係機関、公共インフラ機関などで組織をします防災会議を招集してまいりたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） 災害見舞金については今後見直していくんだというお話がありましたけれども、今までに火事見舞いという形が出されていましてけれども、坂城町においては浸水で床下とか床上ということについて、この要綱が適用されたことがなかったということでしょうか。そういう災害はなくて、この要綱を使っていないんだよということでしょうかね。その辺について、もう1度確かめたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

床上・床下浸水の関係なんですが、ここ10年間の間には見舞金を支給したことはございませんでした。以上でございます。

11番（円尾さん） もちろん決算や何かを見ると、出ていないことはわかるんですけども、じゃあ、この要綱があるということを皆さんご存じだったんでしょうかね。そして床下や床上浸水が10年間になかったという判断だったんでしょうか。その辺を私はお聞きしたいと思います。

町長（中沢君） 見舞金の関係につきましては、いろいろ坂城は幸い災害の少ないところということもございまして、これはということは特になかったなと。しかしながら、今、火災ばかりでなく、防災の面からいうと、いろいろな面での対応を見直す必要があるなと、これは当然でございます。そういったものを今後見直ししながら、いろいろ対応してまいりたいということでもあります。よろしく申し上げます。

11番（円尾さん） 災害が少なかったから、本当に私たちも災害がなくてうれしいわけですが、災害がなかったら、そういうことに気づけなかったということが本旨だろうと思う

んですけれども、こういう要綱を持っているということがやはり職員の中できちんと位置づけられていたかどうか、その辺は非常に私も不審に思うわけですね。

というのは、何回も何回も床下浸水になっているお宅もあるんですね。そういう中で、それは見舞金を出す程度のもではなかったという判断をされたのかどうか、それともお見舞金を出すという制度ということを考えなかったのかどうか、その辺がやはり大きく問われるんですね。自分たちでという言い方はおかしいけれども、やはり行政は規則や条例や要綱や何かによってすべて動いていくわけなんですけれども、それがあって、そういうことをきちんと把握していないんじゃないか、その辺について私は大変今回は不審に思いました。そういう意味でしっかりとやっていただきたいということがあります。

それからもう1点お尋ねしますのは、防災計画のその後ということで、県との協議やいろいろな形の中で遅れてきているんだよという話がありました。加除をするというようなことや14年から1度も変えていなかったということで、大幅な改定になるわけなんですけれども、実際には、それこそタイムスケジュールですね。今一番防災という時期に来ていまして、いろいろな意味で計画がどういうふうになっているかというのを見られるところが一番、それに計画によって動いていくということがあるものですから、実際にはどの程度まで時間をかけて、どの程度には加除が実施されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（春日君） 住民環境課長、簡明にお答えください。

住民環境課長（塩澤君） お答えを申し上げます。

県の地域防災計画との整合性ということで、現在、県の方との協議を行っておりますけれども、これが整い次第、防災会議にかけて、できるだけ早い時期に加除を行っていきたいということで考えております。

11番（円尾さん） 大変時間が押してきている中で町長にいつも最後に質問します。

いわゆる災害の見舞金の見直しというのは、新年度を待つことなく、やはり今すぐやっていただきたいと思うんですけれども、それについては、どうお考えでしょうか。

町長（中沢君） 一応早急に検討するというので、できれば今年度の中でいろいろ方法論を決めてまいりたいなと、こんなふうに思っています。

11番（円尾さん） すぐにやっていただけるという話でしたので、後追いをすることはないかと思えますけれども、これはやはり災害に関すること、いつ何が起きるかわからないというような状況の中ですので、大至急やってください。

それから、やはり長期総合計画というのは、それぞれいろいろな計画、男女共同参画とか健康づくりとか障害者見直しなどがやっていく、坂城町の10年後、20年後を展望して持てるような知恵をぜひ集めて頑張りたいと思います。以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

月曜日13日、午前10時から会議を開き、一般質問及び平成21年度一般会計決算案総括質疑、委員会付託、各特別会計決算案総括質疑、委員会付託等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時41分）

9月13日本会議再開（第4日目）

- 1.出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------|---|--------|
| 町長 | 中 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 荒 | 荒川正朋君 |
| 教育次長 | 塚 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青 | 青木知之君 |
| 総務係長 | | |
| 総務課長補佐 | 柳 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | | |
| 企画政策課長補佐 | 山 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | | |
| 代表監査委員 | 三 | 三井幸雄君 |
- 4.職務のため出席した者
- | | | |
|--------|---|-------|
| 議会事務局長 | 吾 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金 | 金丸恵子君 |
- 5.開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 増え続ける児童虐待についてほか 安島ふみ子 議員

(2) 自然とともに自立の構想をほか 柳 澤 澄 議員

第 2 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 議案第 3 9 号 平成 2 1 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 「一般質問」

議長（春日君） 最初に、7 番 安島ふみ子さんの質問を許します。

7 番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

1. 増え続ける児童虐待について

イ. 町の現状と防止策は

子どもの虐待死の報道が後を絶ちません。特に 8 月の猛暑の中、何も食べるものがない部屋で寄り添うように亡くなっていった大阪の 3 歳と 1 歳、姉、弟の放置死事件、また横浜で

は母親らに木箱に閉じ込められて窒息死していた事件がまだ胸を痛くしております。

厚生労働省のまとめでは、2009年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待数は4万4,210件と過去最高を更新しております。長野県でも増え続けております。国は児童虐待防止法を2回改正し、児童の家への立ち入り調査の権限を強化し、虐待が疑われる場合、知事の出頭要求に応じなければ強制的に家に入って子どもを確保する臨検、捜索ができるようになりました。しかし、これも全国で3件しか実施されていません。大阪の事件でも児童相談所が5回もマンションを訪問していますが、応答がなく、結局母親の住民票がなかったことがネックになって臨検ができなかったと言われております。

隣に誰が住んでいるのかも知らないといった、ますます希薄になる人間関係の社会になりつつある中で、大阪の事件のポイントは母親が親族や地域から孤立し、どこにもSOSを出せるところがなかったという母親の孤立化と育児不安が問題になっております。望まない妊娠、育児不安、養育能力の低さなどが影響して、最近の傾向として増えている御飯を食べさせない、世話をしない、ネグレクト、育児放棄や、暴力ではなく心理的な虐待、また性的な虐待、比較的顔が見える坂城町であっても必ず潜んでいると思います。

町の次世代育成支援行動計画を見ますと、子育てに関して悩んでいること、気になることのアンケート調査では、就学前の保育者の44.4%、また小学校児童保護者の31.3%は子どもを叱り過ぎているような気がする」と回答しております。また半数の保護者が子育てに不安や負担感を感じていると答えております。このような中、町の児童虐待の現状と防止策についてお答えください。

ロ.「こんにちは 赤ちゃん事業」の状況は

先ほども挙げましたように、深刻さを増す児童虐待の温床には母親の孤立化と育児不安があるとわれ、この相談のための事業の充実が防止策のひとつと言われております。生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに対するアドバイスをする「こんにちは赤ちゃん事業」坂城町でも実施されていると聞いておりますが、その状況はどうか、お聞きいたします。

子育て推進室長（中沢君） 増え続ける児童虐待について町の現状と防止策はについてお答え申し上げます。

児童虐待につきましては、児童虐待の防止を目的として制定された児童虐待の防止に関する法律に基づいて相談や通報の事案に応じております。

平成21年度の相談状況でございますが、保護の怠慢、拒否、ネグレクトが6件、言葉による暴力、体罰が4件、体罰の疑いが1件、計11件となっております。

その背景として、次のようなことが考えられます。母子家庭あるいは父子家庭、親の疾病、失業等の理由で家庭生活が困難になり、家族関係、親子関係が気まずくなり、人手がなかつ

たりして子どもの養育や勉強を見る余裕がない状況が生まれやすくなっております。また子どもに発達障害があり、育てにくさから親が精神的に追い込まれ、我が子がかわいいと思えなくなり、体罰や暴力、養育放棄の赤ん坊が生じるケースがあります。

早期発見には、まず保健センターの乳児家庭訪問、乳幼児健診、各種予防接種の際に気づく場合、また幼稚園、保育園、小学校等で関係機関の職員が虐待防止の意識を持って子どもの様子を丁寧に見る必要があります。また地域住民も近所で気がかりな様子がありましたら、民生児童委員、役場、福祉健康課、子育て支援センター等に連絡をし、相談につながるよう広報等を通じて啓発してまいります。

各虐待の事案につきましては、福祉健康課、子育て支援センターを中心に幼稚園、保育園、学校、保健センター、児童相談所等の関係機関が連携・協力して相談、助言、指導に取り組んでおります。また事案の内容によっては、見守りや予防的な支援、公的サービスや社会資源の活用支援、親と子の保護・分離支援を行い、再発防止に努めております。

福祉健康課長（中村さん） 「こんにちは赤ちゃん事業」の状況はについてお答えいたします。

「こんにちは赤ちゃん事業」は、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的としております。また乳児家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることも目的としております。

坂城町では従来、第1子出生の際に保健師による訪問を行ってまいりましたが、平成20年度より本事業に取り組み、現在は保健師が生後2カ月を目途に乳児家庭を訪問しております。その実績は、平成20年度は114人の対象者に対し、97人の訪問を、平成21年度は90人の対象者に対し、83人の訪問を行っております。保護者が出生届をする際に保健センターでは赤ちゃん手帳を交付しております。出生状況や母子の健康状況などを確認させていただきながら乳幼児健診や予防接種についての説明を行うとともに、本事業の説明も行い、保護者の了解を得た上で訪問を実施しております。

本事業は大半の方に好意的に受け入れていただいておりますが、訪問のできない場合もございます。その主な理由といたしましては、未熟児出生等で入院中、里帰り出産で母親の町外の実家に長期滞在している、外国人で、どうしても連絡がつかない等でございます。また年間1～2名ではございますが、第3子以上の出産のため訪問を希望しないということもございます。訪問時には乳児の発育状況や母親の健康状態を確認し、アドバイスをさせていただくとともに、養育環境や家族関係など母子を取り巻く環境に問題はないか、虐待リスクの要因になるものはないか等の把握に努めております。育児にまつわる不安やストレス、家族

関係の問題などを訴える母親も少なからずおり、できるだけ早期に訪問し、直接母親の声を聞く本事業の重要性を強く感じております。育児不安を訴える母親に対しては、訪問を乳幼児健診の折にできる限り話を傾聴し、母親の努力をねぎらい、励ますように努めております。

また家族関係や経済問題などにつきましては、子育て支援センターや児童相談所、福祉事務所等と連携を図りながら継続的な支援を行っております。保健センターは妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付する窓口でもあります。妊娠届出週数が遅い若年妊娠、未婚の妊娠等一般的に児童虐待のハイリスクとされるケースも増加傾向であり、妊娠中からの支援の必要性も感じる昨今でございます。虐待死の半数近くが0歳児であることや加害者の約7割が実父母であるという実態を踏まえ、妊娠、出産、育児に一貫してかわりを持つことができ、訪問や健診の場面で母親の育児姿勢や親子関係を確認でき、健診未受診児や予防接種未接種児の把握も可能な保健センターの役割を改めて認識しつつ、本事業のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（安島さん） ただいま子育て推進室長から11件の相談件数があった、相談件数といいますが、事象があったということでございますが、これは児童相談所に直接あったという解釈でよろしいのでしょうか。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

11件につきましては、子育て支援センターが受け付けた件数でございます。子育て支援センターに連絡あるいは通報が来るのは、学校とか、あるいは民生委員さん、あるいは地域の方から電話が来るケースがございます。事例によって児童相談所の応援を仰ぐこともございます。

7番（安島さん） 子育て支援センターがいろいろな相談の窓口になっていると思うんですが、たくさんの相談数があると思います。平成20年でしたら500件近くの相談件数があったと思うんですが、そのうち11件が児童虐待の相談件数だったという解釈でよろしいんですか。

それと児童相談所に坂城町から直接行った相談数なんていうのは町は把握できないということでもよろしいんですか。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

11件につきましては、同じ対象者が年間何度も相談しても1件というカウントの仕方をしておりますので、11名の方の虐待相談がございましたということでございます。

それから500件のうちの11件ということでございますが、相談件数につきましては、延べでカウントする場合がございますので、相談件数とすると、もう少し多くなるということもございます。

児童相談所への通報ということでございますが、児童相談所へ直接通報したものについて

は、21年度はございませんでした。児童相談所に通報が行った場合も必ず子育て支援センター等へ調査依頼あるいは共同して調査に向くようになっておりますので、児童相談所が把握する件数は、すべて支援センター等で把握しております。

7番（安島さん） よくわかりました。子どもの虐待というのは直接、ほとんど加害者が親であるということですが、やはり親の責任にとどまらないと思います。子どもの命を守ることは社会全体の人権を尊重する動きでありますし、救えなければ社会にも責任があるというふうに認識をしております。

まず就学前の子どもの情報というのを把握されているのは、1番は保健センター、保育園、幼稚園でありまして、就学後の児童に関しては学校ですとか児童館ですとか、そういうところに情報があると思います。子育て相談につきましては、こういうふうな次世代育成支援行動計画の中には拠点となるのは子育て支援センターであるというふうになっておりまして、今、相談数などをお聞きいたしました。小学校に上がれば比較的自分たちで申告するというか、発信できる年齢になりますので、まずは先ほど課長から答弁がありましたように、乳幼児の虐待ということにしっかりと見守っていかねばいけないと思います。虐待死の8割が大体4歳未満の子どもだそうです。その無抵抗な子どもたちを守るのは、やはり社会、私たちの見守りだと思っております。先ほど各機関でそれぞれの形で連携をとってやっていくというふうに答弁されておりましたけれども、そういった各機関の情報交換をする場所、そういうところは、この行動計画に載っております子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業ということで、この協議会を設置されていますが、課長にお聞きしましたら、まだ機能していないということですので、ぜひまたしっかりと連携をしていただきたいと思います。

次に、毎日のように激しい子どもの泣き声が聞こえてくるとか、ちょっと変だなというふうに感じて、どこへ連絡すればいいのかわからないという方がおりまして、私の家にも何件か電話がかかってきたことがあります。そういった連絡機関といいますか、支援機関の周知についてはどうされているのか、お聞きします。

それと先ほど「こんにちは赤ちゃん事業」についてご答弁ありましたけれども、この事業は全国展開といいましても実施をしているのは全国84.1%にとどまっております。その中で坂城町はこのようにしっかりと取り組んでいるということで高く評価しております。先ほども言われていたように、訪問できない家ですとか、保健センターで実施されております乳幼児の健診に来ない親御さん、保護者、そういった対策をまたしっかりと連携して対応していただきたいと思います。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

相談の周知についてはどうされているかというご質問でございますけれども、町の広報等

に支援センターのページも掲載してございますし、『すくすく』という支援センターの広報が
ございますけれども、これは就園前の全家庭に配布しております。児童相談とすべての相談
に応じるよう掲載してありまして、今後も特に虐待防止についても掲載して啓発を図ってい
きたいと存じます。

7番（安島さん） それでは2つ目の質問に入りたいと思います。

2. 定住自立圏構想の推進について

イ. 具体的な取り組みについて

国では政権交代が行われまして、地方分権改革がどのように変化していくのか、はっきり
とは見えませんが、今以上に権限移譲が進んで義務づけ・枠づけの廃止や見直しにより地方
自治体の自主性がさらに要求されてくると予想されております。地域主権の新しい取り組み
といたしまして、道州制ですとか、今回質問いたします定住自立圏構想、また、明日民主党
の党首の選挙に出られます小沢さんなどは、人口30万人300自治体構想などを唱えてお
られるらしいですけれども、さまざまあります。

今議会の招集あいさつの中で、町長は定住自立圏の取り組みに触れられ、本町も産業、医
療、交通などの面で検討してまいりたいと述べられております。また上田市を中心市として
東御市、長和町、青木村、立科町、そして坂城町の2市3町1村で構成したいということも
答弁されております。その答弁が既にありましたが、もう1度意義から確認してまいりたい
と思いますが、人口減少社会が訪れる中で、地方圏では少子高齢化と大都市への人口流出に
よる過疎化と生産人口の減少が進み、その活力を失いつつある中で、この定住自立圏構想と
いうのは集約とネットワークの観点のもとで近隣する市町村がさまざまな分野で連携・協力
し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するということ、また自立のため
の経済基盤や地域の誇りを培うことで魅力ある地域づくりを目指し、圏域全体を活性化しよ
うとするものです。

国におきましては、平成20年に要綱が取りまとめられまして、形成に向けた具体的な手
続が示されました。長野県におきましては、飯田市が中心市とした自立圏を組みまして、市
立病院を核とした病診連携、医師派遣、Uターン・Iターン推進施策など取り組むと聞いて
おります。

坂城町は、前回質問しましたけれども、上田市とは、またその近隣自治体とは既に長野病
院を中心、核とした地域医療再生計画の協定を結んでおりますし、また上田地域広域連合に
おきましては、もう随分前から図書館の利用のネットワークも既に結んでおります。そんな
中で、さらにまたこの定住自立圏の協定に取り組んでいくのはどうしてかと、その一番のね
らいは何なのかということをお聞きしたいと思います。

それと中心市と協定を結び、ビジョンを策定すると、その取り組みに対しまして総務省が

ら包括的財政措置があるというふうに聞いております。これについても、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

町長（中沢君） 安島ふみ子議員のご質問にお答えしてまいります。

定住自立圏に係るお話でございます。

国では中心となる市と周辺市町村が1対1の協定を締結し、互いに連携・協力することにより必要な諸々の機能を圏域として確保して全体として魅力あふれる地域を形成すると、こういったことが定住自立圏構想でもございます。魅力ある地域形成ということでございます。

定住自立圏形成に向けましてのその手順は、まず中心市が中心的な役割を担うことの意味を明らかにする中心市宣言を作成し、公表し、次に中心市と周辺市町村がそれぞれの議会の議決を経て1対1の協定、すなわち広域でなくて中心市の上田市と坂城町の間で締結するというでもございます。その上定住自立圏の将来像や具体的事業内容、役割分担等を記載した共生ビジョンに基づきまして連携し、取り組んでいくことになっております。

現在、上田地域広域連合の構成市町村である上田市、東御市、坂城町、長和町、青木村、それに加え立科町が2市3町1村で上田市を中心にしたそれぞれの定住自立圏の形成に向けて事務的な検討に入っているところでございます。

当町といたしましては、まず上田市と坂城町がより誇るべき魅力ある定住圏を形成するということを願いまして、現時点では、これからも町の中核である産業振興、そして医療あるいは道路整備、これまで連携を図ってきた分野をより充実させるという観点から、その構想に参加してまいりたいと、こんなふうに考えるところでございます。

まず産業振興におきましては、当町では信州大学繊維学部を初め財団法人のさかきテクノセンター、同じく財団の坂城町テクノ財団、浅間テクノポリス地域センター、あるいは上田市産学官連携支援センター等を中心にした産学官連携を推進してまいったところでございます。協定の締結により、これらがより実践的に機能し、産学官連携がより進むこと、また、ものづくり産業の集積と地域の活性化に役立つよう、努力してまいりたいと考えております。

医療の面では、平成21年度から25年度におきまして、当町を含めた上小医療圏では県の基金を活用する中で、関係市町村が連携して地域医療再生事業を実施しているところでございます。長野病院の医療機能の回復と強化を初め、周産期医療や初期緊急体制の整備をより深く、そして連携して、よりよいものにしていきたいと考えております。

道路整備の面では、渋滞緩和等に向けた広域道路網の整備について協定をもち込んでまいりたい。国道18号上田坂城バイパスが開通したわけでございますが、一層の広域的利便向上を図るために、鼠橋以北の坂城更埴バイパスの早期実現に向けて関係市町村が連携して取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

このほか圏域における市町村のマネジメント能力を強化するために市と職員等の交流研修

にも取り組んでまいりたい。

1対1の対応でございますが、各上田広域全体では、それぞれの市町村が特色に応じて提携するということでございます。上田広域の場合には、坂城町はごく一部の関係にしか加入しておりませんので、よりこれによって具体的な提携、新たなるものが生まれると、こんなふうに確信しているところでございます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 包括的財政措置についてお答えを申し上げます。

国の定住自立圏構想推進の地方財政措置の主なものを申し上げます。

まず第1に、定住自立圏に関する取り組みを推進するため、共生ビジョンに基づき実施する事業に要する経費に対しまして、その周辺市町村に対して1市町村当たり年間1千万円を上限とする特別交付税の措置があります。

第2に、協定またはビジョンに基づく基幹的施設や道路、交通、通信施設等で圏域全体で生活機能等を確保するために必要不可欠なものの整備に対しまして、地域活性化事業債の充当が可能となっております。充当率が90%、元利償還金の30%が交付税算入されるということでございます。

第3に、病診連携等による地域医療の確保に対する特別交付税措置がございます。先進の医療施設等を持った病院と患者さんの身近にある開業医との連携であります。これも共生ビジョンに基づき、定住自立圏の中核的病院と位置づけられた市町村立の病院または民間の病院が中心となって行う病診連携の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置で800万円を上限として加算されるものでございます。国の財政措置については、主なところはそんな状況でございます。

7番（安島さん） 今、町長から答弁をいただきまして、上田地域広域は各市町村のまとまりなので、今度の定住自立圏は上田市と1対1の協定なので、また違うんだというお話でした。金曜日もお話が町長からありました。私はこの取り組みで期待しているのは、やはり圏域マネジメント能力の強化といいますか、職員の交流というのを非常に期待しておりまして、しっかりこの中で人材の育成に取り組んでいただきたいということを期待しております。

課長から財政措置の答弁がございました。非常に優遇措置があるんだというふうに受け止めました。しっかりと有益に活用していただきたいと思っております。

では、中心市宣言というのを上田市がまずすると。その次にビジョンを1対1で策定をしていくと。それで協定を結ぶ。それから取り組みが始まるということで、この協定には議会の議決が必要であるというふうに町長もお話がありましたけれども、来年4月は町長もそうですし、議員も改選がありますが、それに対しまして、どのようなスキーム、計画を立てておられるのか。時間はありませんが、わかりましたらお答えいただきたいんですが。

企画政策課長（片桐君） 定住自立圏につきましては、まず中心市の宣言が行われなければ先に

進まないという点があります。今、事務段階で、先ほど申しました2市3町1村で2回ほど会合を持ったところでございます。まだ、こういった予定を進めるかという段階まで今入っておりませんが、事務段階の会議の中では、まず上田市におきまして中心市宣言をいつごろできるのかということが一番出発点になりますので、その辺を上田市さんの方で予定を今後立てていくだろうということで今、事務段階でお話を進めております。早ければ3月とかというような状況になるのかどうか、まだ2回ほどの会議をしたところでございますので、具体的には今この段階では申し上げられませんが、新年度に入りまして3月の宣言となると6月議会なりということになります。ただ、具体的な協定にもり込む内容等についての検討は宣言に始まる前後を含めまして検討を進めていきますので、早くて6月だろうなという考え方であります。

いずれにいたしましても、中心市宣言が上田市の都合でどんな時期に宣言をなされるかということが一番のポイントになりますので、見通しといたしましては、2～3月の宣言で早くて6月の議会に協定が上程できるのかなというような考え方で現在のところあります。

7番（安島さん） はい、わかりました。来年度ということですので。

3. 葛尾組合の財政状況について

イ. メンテナンスコスト増大と今後の見通しについて

初めに、私が葛尾組合の構成議員であるにもかかわらず、今回質問をさせていただきますのは、中沢町長が組合長でもありますし、ごみ焼却場の建設につきましては、坂城町の将来の最重要課題であるということをお聞きして、この場で質問させていただきます。

現葛尾組合は、昭和42年度建設の前施設が老朽化しまして、処理能力の増強の必要性から新施設、今の施設ですね、昭和54年に建設されました。それから20年ぐらい経過いたしまして、今度はダイオキシンの環境汚染問題が広がりまして、循環型社会の構築のために国の法改正が行われました。

平成14年12月に施行されたダイオキシン濃度削減基準値をクリアするために12年の2月から13年の6月まで葛尾組合は大規模改修を実施いたしました。早いもので、もう9年経過をいたしまして、来年は10年目に突入いたします。その施設自体は昭和54年の建築ですので、もう30年以上になるということですか。建設費・改修費の償還のピークは過ぎたものの、次はメンテナンス、つまり維持管理ですとか修理のコストが増え続けておまして、メンテナンスにかかる費用は年間約1億円かかっています。先日の葛尾議会の臨時会でも施設の修理費として基金を取り崩して470万円が専決処分されました。これから葛尾組合の財政状況はどうなっていくのか、お聞きしたいと思います。

町は4月にごみ有料化をスタートさせまして減量化に取り組んでおります。長野広域連合の焼却施設建設統合計画も予定どおりに進捗しそうにありません。そして来年は大規模改修

から10年目ということで、いつ突発的な故障が起こるかわからない今の葛尾組合の状況の中で、このままの計画で大丈夫なのかと非常に危惧しております。いつ大規模な改修が必要になってきてもおかしくないのではないかと思います。葛尾組合長でもある町長の所見を求めます。

町長（中沢君） 葛尾組合に関するご質問についてお答えしてまいります。

お話のあったように、この10年近くの中でダイオキシン対策ということで焼却炉を改修した、あるいはご覧のように霊園も全面的に改修、そしてストックヤードにおける分別収集等々、できるだけの対応をしまいたったわけでございます。

葛尾組合は千曲市と坂城町が一部事務組合をつくりまして、ごみの焼却施設のほか不燃ごみ、あるいは資源ごみの処理施設、葬祭施設、そしてまた葛尾霊園の経営というように、その運営費の主要な部分はそれぞれの市町、要するに千曲市と坂城町の負担金で賄っているわけでございます。

平成22年度の坂城町の負担金は、前年度に比べ6%減少したとはいえ、1億5千万円を超えております。当町の財政運営を考える上でも葛尾組合の経営状況、財政状況を深く見つめながらいろいろと検討しなければならないということでもございます。

葛尾組合の運営費の中で大部分を占めておりますごみ処理の焼却施設でございますが、お話のように昭和54年に運転を開始して既に31年が経過しており、全体としては老朽化が進んでおります。ご質問のとおり平成19年度以降は機械設備等の維持補修工事に毎年9千万円から1億円の費用を要しているところでもございます。

今後の見通しですが、長野広域連合による新たなる焼却施設が長野市や千曲市に完成するというので、これは一応26年をひとつの目標にもしているわけでございます。現在の葛尾組合の焼却施設を何としてもそれまでは維持していかなければならないわけで、そのためにも相当の費用が見込まれるということも事実でございます。

現在、長野広域連合では、将来のごみ量の予測や新たな施設の稼働時間等の検討を含めまして広域ごみ処理計画の見直し作業を進めております。新施設の稼働時期が長引けば葛尾組合が現施設において大規模な改修も必要となることも考えられるということでもございます。広域の見直し作業ができるだけ早くすむよう、いろいろと対応していかなければならないけれども、しかし、現施設にかかわる話でございますので、現在の維持補修計画をどのように進めていくか、これを今、事務局等に検討もさせているところでもございます。

さらに新施設稼働後は現在の施設の取り壊しにも多額の費用を要するというので、それなりの基金の積み立てもできるだけ進めているところでもございます。

葛尾組合の予算の大きな部分を示しているもうひとつとしましては、公債費の問題がございます。ダイオキシン対策として大規模改修や葬祭施設葛尾苑の整備、ストックヤードの整

備に係る借入金の償還が平成22年は3億8千万円でした。これについては既に千曲市と坂城で予算措置しているところですが、23年度には1億4,500万円、24年度は1億800万円、25年は800万円ということで、24年までの公債費、これが諸々と問題になるわけですが、長野広域における焼却施設そのものが極めて大規模なもので費用を要しますが、それが26年、27年ということになれば、葛尾の償還金はほとんどなくなってくると、こういうのが現状でございます。以上でございます。

7番(安島さん) 今非常に厳しいお話がありましたけれども、町の取り組みといたしまして、今年の4月から可燃ごみ、ごみの有料化を始めました。搬入量をちょっと調べてみますと、昨年の7月が240.9tに対しまして今年の7月が235.5tということで、5.4tが減少している、削減できたということでございます。目標としては年間60t減らしていきたいというふうに説明があったと思うので、このように順調に毎月5tを減らしていけば目標が達成するんじゃないかというふうに期待しております。

先ほど町長から葛尾組合の財政状況のお話がありましたが、すみません、私はピークは過ぎたというふうに思っていたんですが、今年がピークということだったんですね、申し訳ありません。そうですか。一番厳しい年を迎えているということで、長野広域の焼却施設統合計画が順調にいけば、このまま24年の厳しい1億円余の償還が終われば非常に楽になるだということで、統合計画がどうなっていくかということが非常にこれからの町の負担金の問題がのしかかってくるようでございますので、しっかりとこの計画が見直しがどうなるかということをもたまたま議会でもしっかりと注視していきたいと思っております。

それでは次の質問に入ります。

4. 買い物弱者に支援を

イ. サービスの検討を

高齢化や地域の商店の衰退などで毎日の買い物に困窮する買い物弱者の問題が話題となっております。NHKの朝の番組で取り上げられまして、各種新聞にも重い現実のレポートなどが掲載されております。そして、この買い物弱者という言葉が飛び交うようになっております。議会報告会に行きまして、どの会場に行きまして、この買物を何とかできないかという要望は出ました。経済産業省の調べでは全国に600万人、この買い物弱者がいるということで、全国の共通の課題としてこれから国も取り組んでいまいしょうということで、厚生労働省、国土交通省と調整して来年3月までにガイドライン、つまり指針をまとめて地方自治体や民間企業、業界団体に配布するとしております。どんな具体策が出てくるのかわかりませんが、自治体による支援が不可欠としまして、利用者へのチケット配布、事業者に補助金を交付する制度の創設などを今度示していくようです。そして高齢者の所在不明など地域コミュニケーションの崩壊が進む社会の再生にもつなげたいとしております。町が支援

してできる買い物サービス、買い物弱者への支援について、どのように検討されているのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 買い物弱者に支援をとというご質問についてご答弁させていただきます。

ただいま議員さんがおっしゃられましたように、買い物弱者は全国に600万人という推計の中で、経済産業省で地域生活インフラを支える流通のあり方研究会を設置いたしまして、これからガイドラインや普及啓発を実施していくということでされております。これらの動向がどういうふうになってくるのか、まだ具体的に進んでおりませんので、それらを見てから対応等検討させていただきたいと思います。

また、これらの買い物弱者と言われる皆さんの対応といたしまして、大手コンビニエンスストアで宅配サービスを実施したり、当地区を営業エリアとしたネット販売や電話などによる注文宅配サービスなどもありまして、ネット販売では遠方の子どもさんが注文をして宅配をしているという例も伺っているところでございます。

これら不便を感じている方々への対応ということは、最終的に今の商業ベースでの事業展開ということにはなるとは思いますけれども、現実的には先ほど申しました買い物弱者の側に立ったサービスを支える方々の機運がもう少し高まって、地域のニーズとして、議会報告会で報告されているというお話ですけれども、もう少しこちら辺の高まりの中で、やはり商業の皆さんと支える皆さんとで仕組みづくりを進めていくことが肝要であると考えております。問題意識の提起から支える皆様方との、まず研究等を進めていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。以上です。

7番（安島さん） さて、9月は、がん征圧月間でございます。早期発見、予防が重要とされているがんでございますが、検診の受診率がなかなか上がらないのが現状でございます。うれしいことに私のもとに女性特有のがん検診無料クーポン券が届きました。町の保健センターより5歳刻みの女性に送られてくるものでございますけれども、しっかりとこれが、せっかくの無料クーポン券でございますので、指定される医療機関で検診を受けられるように、町でもしっかりとご努力、もう一步の勸奨をお願いしたいと思っております。7カ月間の有効期間でございますが、やはりちょうど年齢的にお仕事をされている女性が多いということで、うっかりと忘れていたという方がおられると思いますので、やはり2カ月前にはクーポン券が届いていますよという何かお知らせが町から届きますと、一人一人を大切に作るやさしい町だなというふうに非常に感じるのではないかと思います。これからもそういったひとつひとつの事業を、そういった気持ちが伝わるお仕事をさせていただきたいというふうにお願いたしまして私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時10分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に沿い、一般質問を行います。

私どもの任期は、あと7カ月ほどになりました。これまで町内の道路や水路、土地開発公社、下水道、国道バイパスや県道、学校教育、うもれた文化遺産等々について申し上げてきました。今回は急激に変化していく社会の中のこの町の将来を考えたいのであります。簡単ではありませんが、第5次長期計画でも、あるいは別の形でも長い目で計画的に取り組む課題と思う幾つかについて提案をしたり、考えをお伺いいたします。

1. 自然とともに自立の構想を

イ. 太陽光、風力、水力活用へ挑戦を

普通に産業革命というと手工業的な生産手段から機械設備による生産と資本主義経済への変化を言いますが、私は視点を変えると人間が燃える石を発見したときが第1次産業革命、燃える水、石油を手にしたときが第2次産業革命とも言えると思います。現在の自然環境や社会の乱れの多くは、この石油を手に入れたことに起因していることが多いと言えます。そして今、人間は石油から脱却する第3次産業革命に足を踏み出しています。それは太陽、風、水等を利用する方向であります。

かつて町も風力発電の実験を行いました。町内企業で小型の水力発電機開発に取り組んでいました。我が町の工業関係の皆さんはベンチャー企業と評価されてきました。町の次期長期計画が孵卵器に入っています。

一方、経済状況は世界規模で回復の兆しが見えません。この時期、環境と経済両方の将来を考え、我が町の企業が自然を活用する事業分野へこれまで以上に挑戦する、それは不可能でないと思います。それへ町が積極的に応援・協力する、そのような方向へ長期的・計画的に取り組む考えはないか、お聞かせください。

ロ. 森林整備で鳥獣被害対策を

先進国と言われる国々は、食料自給率が格段に向上しています。我が国は1961年以降一貫して低下し、今はカロリーベースで41%、この点ではひどい後進国です。発展途上国の山をはげ山にして材木も多く輸入してきました。我が国は工業製品の輸出によって経済を発展させざるを得なかったという事情があったかとは思いますが、この結果として山は荒れ、田畑が荒廃し、大変な状況です。人々はあまり山に入らず、そして鳥や獣も山から下りつつあります。人間とすみ分けの共生の乱れはどうしようもなくなりつつあります。電気木柵での侵入防止、猟友会の皆さんによる捕獲等のほか何か対策をお考えでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

すみ分けのための緩衝帯はどうでしょうか。山裾だけでも森林整備の長期計画を考えませんか。緩衝帯は県の森林税を利用することもできようかと思いますが、ひどいところ、条件の整うところからつくっていく。この関係、一昨々日10日のお答えで関係者との合意形成が難しいとお話がありました。そのためにも長期計画を立てませんか。森林セラピー基地づくり、そんな面も兼ねてどうでしょうか。獣類とのすみ分けにもなります。考えをお聞かせください。

八．穀類、野菜等の町内自給自足態勢を

現在、我が国は食料の多くを海外に依存しています。農業は常に日の当たらない柱石として土台石として利用されてきました。何十年も農業で頑張ってきた人の中には「近い将来、食料不足が必ず来る。そのときはつくったものを分けてやらねえぞ」と真剣に言う者もいます。

先月、ロシアが12月末まで穀物類の輸出を全面禁止しました。期間延長の気配もあります。外貨獲得どころではないようです。経済成長の続く人口14億人の中国では飽食に向かって食料需要が急激に増大するという予想もあります。そして世界的に進む砂漠化と異常気象です。地産地消や地域の産物の販売にご苦労されている関係組織、グループの皆さんには敬意と応援を申し上げますが、今取り上げているのは性格の異なる少し先の問題としてであります。食料危機が考え過ぎの杞憂だとよいのですが、今この町で食料がどの程度生産できるのか、どのくらい必要なのか、流通問題も複雑であります。そのような設計図を作成したり、そのための組織や統制方法が可能なのか等々シミュレーションしておくことが必要と思います。考えをお聞かせください。

二．町外の風を少し感じてみたい

他人の正目という言葉があります。自分では自分が見えないとか、時には他から血を入れるなどと言われます。自らの足でしっかり立ち続けるためにも、ほかからの意見や町内の活動への参加は貴重であります。3月の第1回定例会で町長も、ふるさとサポート制度ということを言われました。これがその後どう進んでいるのか。具体的にどんなことを目指しておられるのか、お聞きしておきたいと思います。以上で1問目の1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 柳澤澄議員のご質問にお答えしてまいります。

自然とともに自立の構想ということでもございます。

坂城町のように自然に恵まれているというこの地においては、自然を保全し、よりそれを生かしていくということ、また工業の町でございますので、いろいろな製品づくりに向けても省エネあるいは脱エネルギーというような観点が必要でございましょうし、また町民それぞれがそういった自然を大事にしながら、いろいろエネルギーの前で脱エネルギーということでご協力いただきたいなど、こんなふうに思っております。

町外の風をもう少し感じてみたい、何と詩的な言葉だなということですが、要はふるさとサポートに係るお話かというふうに理解しております。

本年6月に豊かな経験や人脈を生かして広域的な観点から町を応援していただくということで、首都圏などに在住する町出身者に外から坂城をサポートいただきたいという観点から、東京坂城会の皆さんを中心に、坂城ふるさとサポーターとして6人の方を委嘱いたしました。税理士の赤池三男さん、デイリーフーズコーポレーション代表取締役会長の高見澤正さん、前に栗林製作所の監査役を務められた栗林久雄さん、東京坂城会からは常任相談役の笠井甲子郎さん、会長の玉井修治さん、それと幹事の沓掛行徳さん、6人をお願いしたところでもございます。町の活性化に向けた助言や提言、情報提供あるいは観光や特産物のPRを含めた魅力のあるいろいろな面を情報発信していただく手立てをお願いしたいということで、早速その皆さんには坂城へ来ていただいて坂城の施設等を見学し、そしてご協力をお願いしたところでもございます。

既にサポーターさんのお知り合いの旅館には町の観光パンフレットを置いていただいてもおりますし、ねずみ大根焼酎の販売の拡大に向けて知り合いに声をかけていただいているというサポーターも出ております。サポーターの皆さんが東京都内に集まり、今後の活動について相談を行ったということもお聞きして大変ありがたいとは理解しているところでございます。サポーターはボランティア活動でございます。お仕事をもちながら、しかし、その仕事を通じながらのサポーターということで、いろいろ応援していただけるということでもございます。

サポーター制度のあり方についても今後いろいろ研究してまいりたいと思いますが、こういった6人の皆さんを核に、さらにいろいろとその枠を広げていければと、こんなふうにも考えているところでもございます。この秋に東京坂城会が開かれますので、坂城に対するサポートあるいはまた坂城に対するお気持ち等をいろいろ伺ってまいりたいと思っております。

戦争中に大英寺に疎開された時習小学校の関係者からも坂城と今後いろいろと、ふるさとと交流してみたいという意向も受けておりますので、そういった面も、より大事にしながら、まず力強い坂城町というものをみんなで発信すると同時に、ふるさとに思いをかけている皆さんに、より坂城町を知っていただき、坂城町をふるさとと思うとともに内外にいろいろと発信していただければと考えているところでございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 自然とともに自立の構想をという表題に対する質問の各項目について、順次私の方からご答弁させていただきたいと思っております。

最初に、イの太陽光、風力、水力活用への挑戦をというご質問でございますけれども、エネルギーの枯渇、地球温暖化、環境破壊などエネルギーと環境にかかわる地球規模での問題が提起されている中で、石油代替エネルギーとして太陽光発電、風力発電など新エネルギー

が注目をされ、最近では太陽光パネルの設置が急速に進むなど新エネルギーの導入の機運が高まってきているところでもあります。またハイブリッド自動車や電気自動車、家庭用燃料電池などは省エネルギーや二酸化炭素排出削減に大きな期待がされており、次世代型成長分野として研究開発が進められているところでもあります。

このように環境関連分野への関心が高まる中で、全国でも独自のものづくり技術を持つ中小企業がこの分野に参入する動きも出てきております。町内でもリチウムイオン電池に係る部品製造に取り組んでいる事業所があるなど、新たに環境関連分野に参入する事業所も出てきております。

こうした中で、町といたしましても、財団法人さかきテクノセンターや国、県等の関係支援団体と連携・協力する中で、町内企業の環境関連産業を初めとする新たな分野への参入が図れるよう、お手伝いをできればというふうに考えているところでございます。これまでもテクノセンターでは新規事業への取り組みを支援するために国、県等の関係機関の協力を得る中で各種研修会や講座を展開してまいりました。省エネルギーの根幹となる熱と電気に係る基礎知識からの勉強会を実施し、さらに改正省エネルギー法の対応等の学習と参加企業に赴いて熱や電気についてのエネルギー管理を実地で学習するなど、相互研鑽を進め、今年度からは現在注目されている環境経営手法の研修を展開してきているところでもあります。

さらに太陽光発電については、テクノセンターが事務局を務めておりますさかき技術交流研究会を母体に、ばらサミットの開催にあわせて坂城の工業をPRするためにバラ公園にモニュメントを設置し、そのモニュメントの装飾を太陽光発電とLEDを使うなど、一部企業ではありますが、町内企業にも研究の機運が上がり始めているところでございます。

新分野、特に新エネルギー分野においては、国等のエネルギー・環境政策に大きく影響を受けるとともにコスト競争力など課題は山積しているわけですけれども、地元企業の関心も高く、あわせてものづくりに関する高度な技術を持っておりますので、国等の政策動向を注視しつつ、引き続き各種研修会や講座を開催する中で新分野参入に向けた地元企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、森林整備で鳥獣被害対策をというご質問でございますが、里山における森林整備につきましても、針葉樹林を中心とした人工林の間伐と広葉樹林など自然林の刈り払いの2つがあるかと思えます。森林は土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に貢献するなど緑の社会資本というべき多面的な機能を有していることから、国、県を挙げて森林整備の促進を図っているところでございます。とりわけ人工林の間伐につきましても、近年の林業の採算性の悪化から放置されているものが多いということで、喫緊の課題として県では今後10年間に集中的に間伐を推進することとして森林税の導入などの財源措置がされております。

当町においてはカラマツを中心とした人工林が多く、50年から60年の成熟期に達しておりまして、間伐の促進が急務となっております。町有林あるいは区有林、南条生産森林組合所有林などにおいて、長野森林組合など事業主体として間伐が進められていますが、個人所有林につきましては、これからという状況でございます。これは小面積の所有形態で長らく森林に触れていなかったことから境界が不明なものが多く、集団化に手間取っていることによります。現在、地方事務所の指導をいただきながら森林組合と連携をとりながら集約化のための調査を今進めております。また20年度から森林税を財源として交付される森林づくり推進支援金を活用いたしまして、森林所有者や実施事業体の負担を軽減するための補助事業を創設し、間伐の促進も図っているところであります。

次に、広葉樹林や松林を中心とした自然林についてでございますが、こちらは人工林のような補助事業はあまりありませんけれども、集落周辺の伐採や刈り払いを行う緩衝帯整備という事業が制度化されておりまして、この緩衝帯につきましては、先ほど議員さんからもお話も出ているわけですが、地域の代表者にお集まりいただいた鳥獣被害防止学習会、また被害の出ている地域での打ち合わせなどで実施できないか、呼びかけをさせていただいております。しかし、50mから100mの幅を集落に沿って刈り払うということから多くの地権者の同意が必要だったりということで、なかなかうまくいかないということでございます。鳥獣被害防止対策につきましては、地域単体での学習会を計画しております。この中で緩衝帯の整備につきましても、その重要性を認識いただいて整備に向けた取り組みが進むように努力していきたいということでございます。

長期的な計画を立てないかというお話もありましたけれども、やはり一番は地元の皆さんにご負担をかける、使役を伴うということで、これら学習会から地域の協力が得られるような、そんなところから進めていきたいと考えております。

最後に、私にいただいている質問の最後になりますが、穀類、野菜等の自給自足態勢をというご質問についてでございますが、近年の世界人口の増加、新興国での所得水準の向上、バイオ燃料の用途拡大ということで、農産物の需要が増大する一方で、温暖化による水資源の不足や砂漠化の進行など世界的な需給バランスの均衡が揺らいできているということでございます。そういう中で我が国の21年度のカロリーベースの食料自給率は40%ということで、先進国の中では最も低く、飼料用を含む穀物全体の自給率に至っては26%あまりと海外依存なくしては成り立たない食料輸入大国でございます。

ご存じのように、町農業は産出額で果樹、米、花卉の順位となっております。米を除く穀物、野菜類については必ずしも高い比率の産業形態ではない上、耕作面積や収益性等の観点で経営体としての営農には多数課題があるわけでありまして、しかし、農産物加工センターにおける加工原料としての需要創出や食育・学校給食センターとのニーズのマッチングによ

り、米や小麦、大豆、ジャガイモ、ねずみ大根など販売先が確保された中での作付けや加工品開発への展開など供給量の拡大及び多品目化を推進しております。

シミュレーションができないかというお話、壮大なお話をお聞きしているわけですが、これについては町単独ではなかなか難しい課題であるというふうに考えているところでございます。町としては、まず一步一步進めていきたいということで、今後、定年帰農者の増加やその受け皿対策が求められていく中で、農産物直売所の支援を通じた生産者の確保、育成と組織化、栽培技術の向上を目指す一方、農業支援センターを中心とした耕作放棄地の有効活用を図る中で、新たな家庭菜園の整備を指導體制の構築とあわせて進めていきたいと考えてございます。

現実的には流通・消費構造の多様化もありまして、ご質問の趣旨にもありました自給自足のまちづくりということからすると、なかなか難しい課題ではありますが、将来的に非農家や自給的農家を含めた生産者の底辺の拡大を生産販売の出口対策、直売ということも今進めておりますが、これらを進めながら野菜類はもとより穀類についても地産地消の増進を通じて努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

13番（柳澤君） 少し先の話過ぎて話がかみ合わないような部分があるような気はするんですが、ただ、いろいろな今の状況を聞くにつけ、見るにつけ、大変心配なことを感じるわけがあります。

実は子どもころ、東京の叔父の家で都市ガスを見てびっくりしたんです。そのころまだ囲炉裏があったころなんで。ところが、どのくらいもたたないでLPガスの時代になりました。太陽、風、水等が日常的な生活のエネルギー源になるのがそんなに遠くないんじゃないかと、そんなふうに思うわけでありまして。そんなことを考えながら、総体として長い目でのプログラムを何とかして立てたらどうか、そんなふうに申し上げているわけでありまして。

イについては現況のお話をいただきましたが、1点、テクノセンターや各企業がいろいろ取り組まれている、一歩踏み出しているということはわかるんですが、町がそれに対してどのような応援をしているのかという点がいまひとつはっきりいたしません。大きな問題ではありますし、技術的なことになると手は出ないと思うんですが、例えばテクノセンターなどと協議して、経済の活性化の意味もありますから、要否別に連携機能を持つような具体的な形をつくるような幾つかの関心のある業種がというような、そういうことへの取り組みを町としてももう少し力を入れられないのか、お聞かせいただきたいと思うんです。

ちょっと余計なことなんですけど、例えば今、風力発電についても、かつての羽田と町でやった和平のあそこで風の流れがちょっと足りないという、こういうことだったんですが、ある大学の教諭は今、トンボの羽の、あの薄い、あの弱い羽の凹凸をヒントにして、そよ風で羽根が回る、そして発電する、そういうものを開発したそうでありまして。まだ実用化という

ところまで届いていないようですが、そんなことも考えながら、町がもう少し具体的にテクノならテクノを通じての応援をどう考えておられるか、もう1度お聞かせをいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） ご質問にお答えしてまいりたいと思います。

今、テクノセンターでのお話に対して、町はどのような応援をするのかということがまず1点ございました。

テクノセンターにつきましては、公益法人ということで町とは組織が違いますけれども、設立に町は深く関与もしております、テクノセンターへのいろいろな補助等についても対応しているということで、私どもの技術的な支援ですとか、そういう側面的な支援については、私はテクノセンター・町という分け方ではなくて、テクノセンターの事業も町として取り組んでいただいているという、そんなご解釈をしていただくのがありがたいというふうに思います。

申しますのは、テクノセンターの公益法人となると、国や県や何かのいろいろなまず情報がたくさん入ってくるということと、補助事業に対しても町がやるのと違っていろいろな財源的な措置もできるというようなことで、この一番将来に向けた新規産業といいますが、分野への取り組みもテクノセンターで今、私どもも話をさせていただいています。それで私もテクノセンターの理事もしておりますし、町長も顧問ということで一体的な取り組みをしているとご解釈をいただければ非常にありがたいというふうに思います。

それと業種別の企業連携の中でそれらに向けた対応はという、そんなお話もいただいたわけでございます。

おっしゃっている意味は十分理解できるわけでございます。町内の産業構造についても、企業数多くありますけれども、新たな分野に取り組めるといふ、業種を変えて取り組めるといふ企業構造あるいは系列の中へ入っている企業ありますので、それらについては、例えば研修会等のご案内についても若干内容的にも変わってまいりましょうし、情報の伝え方もあるかと思えます。ただ、200数十社ということの中で数的には何千社もある中ではないので、そこら辺については、可能性については全企業に行き渡るような、そんな対応をさせていただくのがいいのではないかとこのように思います。もちろん個々のものについては、技術交流研究会等の中での小さいグループでの対応もございまして、それらの中で対応できるのではないかとこのように考えているところでございます。以上です。

13番（柳澤君） 非常時であります、今。経済的にも。そういう意味で、テクノセンターはどうか、町はどうかじゃなくて、もう少し何とか町を挙げてのそういう分野への前進を考えられないかということをお願いしているんであります。

それで1点、業種別と申し上げたのは、例えば太陽熱を利用することに関心のある人たち、

寄れないかみたいなこと、風を利用して何かをとということに関心のあるところが寄れないか、そういう意味での業種別で、企業の業種別ではないわけなんです、そんなことの音頭取りみたいなことも町がテクノと、先ほどのすみ分けじゃありませんが、そういうことじゃなくて連絡を取り合いながら何とかできないのかなと。今、非常事態なんだ、少しでも何か新しい産業を起こすことにという、そういう意味であります。このことはお答えいただくのはわかるような気がしますから、ぜひそういうふうに進めていただきたいという要望を申し上げて、次のことにも触れたいと思うんですが、緩衝帯であります。

これは本当に町有林あり、個人有林あり、それがしかも確かに境界もわからなくなってきている部分があるみたいな、そういう複雑な時代にあることは十分承知しています。だから困難なことだがと申し上げているんですが、群馬県の、ご存じかと思うんですが、水上町の町長が今年3月の議会で、緩衝帯をつくったために、まだ全部できていないらしいんですが、できるところからやっているみたいなんですが、サル、イノシシ、クマ等の出没減少に大変効果があったと。さらに進めると議会で述べています。

今申し上げましたように、地権者の関係があり、その山林あるいは原野的なそういったところの条件のことを考えると、困難ではあるかと思うんですが、ただ、今行われている鳥獣被害の防止柵にかわる何か別の方法があれば、ここでわざわざ緩衝帯と申し上げないんですが、先ほど何かお考えかとお聞きしたんですが、特別なようでお答えはなかったんですが、当然だろうと思うんです。日本全国この問題は大変困っている問題ですから。そういうことで、ぜひこの緩衝帯、少しずつでも進める方向で考えていただきたいと。これもどうも要望しておくしかないのかなと、そんなふうには思うんですが、2つ合わせて決意をお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 決意ということですが、ちょっとお答えをさせていただくとありがたいと思いますが、まず最初の太陽光といった業種というものの考え方でございますが、これについては今までもこの指止まれ方式で募集するときにはそんな形で進めてまいりましたので、今後もテーマを決めてという、そういうのは大事なことであろうというふうに考えます。

次に、緩衝帯でございますが、やはり新たなものはないかという中では、誠に答えにくいんですけども、現時点の中では今の電気柵と緩衝帯ということが一番ではないかと。それで今言ったように、特に今の仕組みの中では個人の方の所有権利というのが非常に高い、そういう中で地域でお話をしてもまとまらないというのは農家の皆さんのために、何でこれだけ自分がやらなきゃいけないんだというお声もあると、これが事実の部分でもあります。ですから、本当に地元の区と連携しながら学習会等を通じて啓発活動なりしながら一歩進めるような、そんな形で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い

いしたいと思います。以上です。

13番(柳澤君) 緩衝帯については難しいことはわかっていますが、ただ、中には自分の山をきれいにしてもらおうこと、あるいは原野みたいになって雑木がやたらに、いわゆる雑木が生えているようなところは金を出しても、森林組合に頼んでもきれいにしたいという、そういう空気もあるので、少し丁寧にお話をいただければ、どうにかなるんじゃないかと、そんなふうに思うので、できるところ、つくりやすい場所、そういうところから手をつけるぐらいな気持ちでお願いをしておきたいと思います。

この外部の風ということについても1点申し上げたいんですが、実はわかりやすく、須坂市で今年12年目か何かになります信州岩波講座というのがあります。年4回やっているんですが。その実行委員会が行くと帰りにパンフレットといいますか、アンケートみたいなそういうものをよこしまして、ボランティアのスタッフとして、あるいは県外とか遠くの方だったら、たとえ幾らでも資金援助をと、そんなふうに言って広く入会を呼びかけています。入会すると自然にそこへ足が向く、その場所へ行ってみる、こういうことになるわけでありまして、町長のお考えで今進めている、それはそれで誠に有意義なことだと思うんですが、もうちょっと広げて、今言った、これは市ではありません、ボランティアでの実行委員会ではあるんですが、岩波書店が相当力を入れているのでご存じだろうと思うんですが、そういう形で町の出身者でなくても、もう少し広げて関心のある人は参加していただけるように、そんな広がりを持たせることはどうなんだろうと、そんなふうに思うわけであります。

それで1点だけちょっと申し上げておきたいんですが、そういう言い方は失礼だったらお許しを先にいただきたいんですが、いわゆる有名人、大企業の社長さんとか有名人が目につくんですが、そうでない人もできるだけ、ごく一般の人にも対象に、また決まった懇談会だとか何とかじゃなくて自由に参加していただけるような、そんな形をお考えいただければと思うわけであります。

実は町の東大教授をしていた方が、つい最近、中国から声をかけられて中国へ行くとか。定年になって、ぶらぶらしていたらと。ぶらぶらしていたんじゃないんでしょうが。そんな話があります。もったいないなんて思ったんですが、そんなことも含めて、これも要望という形で申し上げておきたいと思います。

2問目に入ります。

2.小網、鼠橋通りの安心安全を

イ.小網地区の上水道普及推進は

このことについては6月議会で町長から前向きのお答えがありました。関係住民も合併浄化槽の布設などの問題を抱えながらも生活の最も基礎的部分との認識で一生懸命です。多少問題を抱えているわけではありますが、そういう方向で一生懸命になっております。こ

のことが、その後どのような進展があったか。また今後の見通しはどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

ロ．鼠マレット場への出入り安全策を

鼠橋で中断している国道バイパスと県道間の道路工事が今行われています。現在、交通安全のための係員が立っています。工事が終わったとき、当然その係員もいなくなります。この変則的な結節場所の交通は大変危険になることが心配されます。鼠マレット場は、この近辺で最も歓迎されているマレット場です。毎日工事している今でも、通ってみると毎日年配の方が大勢運動に行かれています。ここへの出入りで事故が起きては大変です。前日も6月議会でも申し上げたんですが、そのとき、どうしようもない、注意して出入りしてくれということでありました。注意して通行するのは当然です。何か対策は考えられないか、もう1度お尋ねをしておきたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 小網地区の上水道整備については、6月の定例会においてもご質問いただいたところでございますが、その後の動きについて答弁させていただきます。

坂城町の上水道は、先人の努力によりまして、安心・安全な飲料水を安価に供給するということが県営水道として整備をされ、平成21年度末の普及率は97%余でございます。町内のほぼ全域が給水地域となっておりますが、目の前の県道を送水管が通過しているにもかかわらず、上水道の利用ができないこの小網地区は大変残念な状況になっているなど、憂慮すべき状態だと、こんな思いもいたします。合併浄化槽による下水道処理とあわせて上水道の布設をぜひということで地元から強い要望が出てまいっております。

最近の局地的な集中豪雨あるいは渇水の繰り返し、井戸水、川水の濁りや枯渇といった状態というのは1日も早く解消しなければならない問題でございます。8月上旬にいろいろと要望も承っております。折しも県政の転換期ということでございますので、長い間の懸案であるということで、その前に去る8月25日に長野県公営企業のトップである公営企業管理者で企業局長の山本氏へ直接に要望を提出したところでございます。今回の事業要望にかける地元の熱意をじかに受け取っていただくということが大事ですので、地元の区長さん及び地元の活性化委員会の委員長さんを初め役員の方々にも同行を願い、ともに実情をお伝えしたところでもございます。

企業局長も長年の懸案であるこの問題については真摯に賢察していただき、事前に自ら現地へも足を運び、調査を行った由伺っておりますし、県としても、できる限りの支援をしたいということで有益なお答えもいただいたところでもございます。長野県企業局でも近年の人口の減少に伴う給水人口の減少がまた問題になっております。節水意識の高まりもあり、排水量の減少という点からもいろいろ対応してみたいと、こんなお話がございました。

給水管の整備方法につきましては、送水管の複数箇所からの分位による給水によりまして

も概算で1億2千万円ぐらいかかると。そのうち県が6分の1、残りについては町と地元の負担というなお話もあったわけでございます。上田坂城バイパス沿いにあるということ、近くにマレットゴルフ場、温泉施設があるということ、交通にも極めて便利だということ等も申し上げまして、先行の投資ということも位置づけて県の負担をより多くということもお願いしてきたところでもございます。

長野県企業局の上田水道管理事務所が実際の面では対応するというところでございますが、今まで1カ所からとっていたものを3カ所ぐらい増やすということで分水して取り入れれば、それなりに安くいくかなと、こんなお話もございました。

事業のいろいろな推進に向けては、これから何件の皆さんがより参加していただけるかというような地元の問題も出てまいります。先例として苅屋原の給水ということもございしますが、町もそれなりの助成をしながら、ぜひこの機会を逃すことなく対応してみたいと、こんなふうに思っております。以上でございます。

建設課長（荒川君） 私からは、口の鼠マレット場への出入り安全策についてご答弁申し上げます。

ご質問にありました鼠橋通りにつきましては、現在、国土交通省の事業として交差点の改良と右折レーンの設置工事が、そして県の事業といたしまして県道長野上田線から道路線形の改良をする工事がそれぞれ行われております。7月末からの全面通行止めにより地元小網区を初め通行される方々には大変ご不便をおかけ申し上げているところでありますが、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

上田篠ノ井バイパスは上田市から長野市までのひとつの路線であり、今年度で坂城までの区間が完成となる中で、鼠橋通り以北の早期事業化に向けて事業の啓発や要望活動をさらに強化して行ってまいりたいと考えておりますが、当面はT字型の交差点として通行せざるを得ない状況の中で通過交通や安全確保のために工事が進められているところでもございます。

ご質問の鼠マレットゴルフ場からの出入りにつきましては、バイパスとの交差点付近であり、特に堤防道路から鼠橋通りへ右折する際の交通が懸念されるところでございます。しかしながら信号機も設置され、この信号機の時間設定等によりまして出入りがしやすいように改良もできるのかなと、そのようにも考えております。

現在、工事の進捗にあわせながら、交差点内に横断歩道の設置や停止線の設置のかかる協議も予定をされております。交差点の改良の状況を確認をしながらスムーズな交通と安全の確保などについて町の要望を伝え、交差点協議や工事内での対応について国、県等へ要望を進め、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

13番（柳澤君） 時間がありませんので、1点だけお聞きしたいんですが、前にどこかで何かでお聞きしたこととちょっと違うので確認なんですが、最終的なあれじゃないかもしれませ

んが、先ほど町長が、水道について県の負担は6分の1、県は6分の1だというふうに言われたんですが、決定的なことで間違いはないわけでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

町長（中沢君） 一応今の基準は6分の1ということでございますけれども、企業局に対しましては、より事業を1億2千万円のを9千万円なり8千万円にすることが大事だよというお話やら、また先行投資という形があるわけです。そこに、より将来やってくるよと、そういう理論構成をしますと、それなりの計数が出てくるということでございますので、今後いろいろな工夫を重ねた取り組みをしてみたいと思っております。以上です。

13番（柳澤君） 3．予想外の状況に機敏な対応を

イ．熱中症防止にどんな対応をしたか

簡潔に申し上げたいんですが、熱中症など遠くの話とと思っていましたが、今年は別でした。現に隣の千曲市上山田の方が亡くなりました。町内では熱中症あるいは疑いで緊急搬送された方、入院された方はどうだったかお尋ねをいたします。

また熱中症の予防のために、どんな宣伝、注意の喚起をされたか。特に高齢者やひとり暮らしの方へはどうだったか、お聞かせをいただきたいと思います。

なお、小・中学校についても通告をお願いしておきましたが、一昨々日10日にありましたので省略をさせていただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 熱中症防止にどんな対応をしたかについてお答えいたします。

今年の夏は8月の平均気温が県内全域の8割の地点で観測史上最高を記録するなど、まさに歴史に残る猛暑が続いているところでございます。この暑さの中で熱中症で体調を崩される方も急増しております。

坂城消防署で熱中症患者を搬送した件数を申し上げますと、7月は5名で、内訳は成人3名、高齢者2名、8月は3名で、内訳は高齢者3名という状況でございます。また昨年の熱中症患者の搬送件数は、7月はなく、8月は4名で、内訳は成人1名、高齢者3名となっております。7月、8月全体で比較しますと、昨年の4件から今年は8件ということで2倍に増加しております。

寝たきりなど的高齢者は高温の部屋で寝ているだけでも体調を崩し、熱中症となる場合がございます。町では熱中症予防対策としまして有線放送を通じて熱中症予防を広報し、高齢者やひとり暮らしの方に対しましては、民生委員さんやケアマネジャーを通じて水分を小まめにとるようにご本人やご家族をお願いしているところでございます。また夢の湯やふれあいセンターなどでは、お年寄りを対象として実施しているミニデーなどの事業の際に出入り口に飲料水を置いて常時飲んでいただけるよう配慮しているところでもございます。9月に入りましても県下各地で9月としては観測史上最高気温を記録するなど猛暑が依然衰えず続い

ているところでございます。引き続き有線放送などにより熱中症予防として水分補給を小まめにするよう町民に呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

13番(柳澤君) 一言でお願いしたいんですが、高齢者独り暮らしのお宅へは民生委員任せで、ほかの形での「こんにちは赤ちゃん」事業的な訪問みたいな、そういうことは一切ありませんでしたか。

福祉健康課長(中村さん) お答えいたします。

独り暮らしのお宅へ町の方から訪問するということはありませんで、民生委員さんに独り暮らし老人訪問員ということでお願いしています。ただ、ご近所の方とか直接町の方へ、ちょっと様子がおかしいからということで連絡をいただいたお宅には町の方で対応をさせていただいております。以上でございます。

13番(柳澤君) 一番申し上げたいのは、熱中症もインフルエンザも大雨や洪水と同じような緊急の、急に予想されない災害のひとつであるというふうに考えると、緊張感を持った機敏な対応が求められていると思います。それが自治という言葉の原点であろうと思います。

時間がありませんので、有線で放送をした、その程度で死亡するに至る人が出なかったからいいようなものの、そういう対応の仕方ではよかったのか、行政はという思いがするわけがあります。今後もう少し緊張感を持った素早い対応を具体的に行っていただきたいと、そんなふうに申し上げて一般質問を終わります。

議長(春日君) 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後12時10分~再開 午後1時30分)

議長(春日君) 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

日程第2「議案第32号 平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長(春日君) 決算案の提案理由並びに詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いいたします。また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を示されて質疑されますよう、お願いいたします。

まず歳入について総括質疑に入ります。

5番(山城君) 2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず17ページでございますけれども、款12使用料及び手数料、項1使用料の目3土木

使用料についてでございますが、収入未済額が大きく876万5,150円となっております。これは町営住宅の未済額でございますけれども、特に滞納繰越分は626万3,900円ということでございます。この状況、内容について、これからの対応についてお伺いをしたいと思います。

それからもう1点ですけれども、29ページでございますが、款19諸収入、項5雑入の目6雑入で、収入未済額は、21年度は160万9,335円となっております。これにつきましては、数年にわたって110万円ぐらいから170万円ぐらい、いつも未済額があるわけでございますが、これについての理由をお聞かせいただきたいと思っております。

加えて、ここに雑入で農産物加工施設共益費が入っているわけですが、これはずっと数年80万円ということでございます。ほかの、例えばB・Iプラザとか、あるいはその年度によって違うわけですが、農産物加工施設については、なぜずっと80万円にいるのか。それぞれ努力をされて収入も上がっていると聞いておりますけれども、それについて根拠をお伺いいたします。以上です。

建設課長（荒川君） 17ページ、住宅使用料の収入未済についてでございますが、これは町営住宅の入居の方の滞納の関係でございます。特に期間的に大変100カ月の上の滞納に至っている方も実はいらっしゃいまして、催告、また職員が臨戸徴収という形でお願いには上がっているところですが、なかなか今お勤めができる状況にはないですとか、病気療養中のため、もう少し猶予してほしいと、そんなようなお話をいただいているところがございます。この中でも、たとえわずかながら分納ということで確約を頂戴をして分納をお願いいただいている方もいらっしゃいます。

いずれにせよ、大変額が多くなってまいりまして、納め切れない、このような状況にもなりつつございますので、また年末に向けて臨戸徴収、使用料の滞納解消に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

産業振興課長（宮崎君） 雑入の収入未済額の関係と農産物加工施設の共益費についてご答弁申し上げます。

まず収入未済額分については、B・Iプラザさかきとけやき横丁というような部分でございますが、滞納等については努力しているわけですが、相手の状況等もあって、そんな状況になってしまっております。

続きまして、農産物加工施設の共益費、定額ですと80万円だけれどもということもございますけれども、味ロジについては確かに近年売上高も上がってきているんですけれども、ただ、経費的なもの等考えますと、日当等も50円ぐらい上がっているわけですが、なかなか難しさはあるんですけれども、いまひとつという状況が続いておって私どもも心苦しいわけですが、かといって実際的にはもう少しという希望もあるんですけれど

も、そうはいかないということの中で、私どもからすると、何とか定額で抑えているというような状況でございます。以上であります。

5番（山城君） 今お答えをいただきました。

住宅使用料の滞納でございますけれども、これはそれぞれのお宅で家庭の事情とかございますでしょうけれども、滞納されている方の家庭内の事情とか年齢構成はどんな状況なんでしょうか。以上です。

建設課長（荒川君） お答え申し上げます。

滞納のうち特に長期にわたっていらっしゃる方が、2年以上の滞納の方が4件いらっしゃいます。ただ、その中では、おひとり暮らしの方、今ご自身病気で働くことができない、そういった方ございましたり、一家4人でお暮らしの方もいらっしゃるんですけども、なかなか使用料のお支払いの方まで至らない、そのような状況というふうにも伺っております。

その中で今4件のお宅の中で、うち2件の方については、額は別にいたしまして分納ということで誓約をいただいて、現在も分納で月々使用料徴収をお願いをしております。逆にちょっとほかの2件の方は、いまだちょっとまだ分納のお約束に至っておらないような状況でございますので、そういった方々につきまして鋭意お願いをしまいたいというふうを考えております。

5番（山城君） 答弁漏れがひとつ。年齢についてちょっとお願いしたんですけども。

建設課長（荒川君） すみません、ちょっと今、手元に各世帯の名簿までは持ってきておりませんので、ただ、一番滞納の滞っている方は70代でおひとり暮らしの方、先ほど一家4人でお暮らしの方というふうに申し上げたお宅は比較的若い世代、まだ50代の世帯主の方の世帯になろうかという、そういった状況でございます。

4番（大森君） それでは何点かお尋ねいたします。

13ページ、款1項1目1の町民税でありますけれども、これについて収入未済額が6,521万8,297円ということで、前年度20年度のときには若干少なかったんですが、だからその分の収入未済額として増えてきているということがあられるわけですが、今回の未済額の内容について説明願いたいというふうに思います。

同じく不納欠損であります、309万7,446円、これについての内容についてもご説明願いたいというふうに思います。

続きまして、16ページの款11項1目1民生費負担金688万4,436円ありますが、この件数と、恐らく保育園の保育料等だと思うんですが、これについて、例えば卒園してしまって今、小学校に通っているという方もいらっしゃると思うんですが、その辺の内容についてご説明願いたいというふうに思います。

それから同じく先ほどの土木使用料の17ページの款12項1目1ですが、これについて

滞納されている方が100カ月以上とか、あるいは2年以上で4件が滞納があって、そして2件は分納されているというような、こういういろいろな状況があるわけですが、町民税等も非課税だとか、あるいは低額の方だと思うんですが、こういう方々の生活について生活保護等の対応などはされているのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

13ページの個人の町民税ということでございます。

個人の町民税につきましては、21年度につきましては調定が7億7,986万6千円、収入済額が7億6,391万1,280円ということで、いずれも前年に比較しまして調定額で見ますと、9,931万4千円減、率で11.3%の減、収入済額でも9,706万1,874円の減、率で11.27%の減ということになっております。これは現年でございますが、収納率につきましては、97.95%、昨年と比較しまして0.02ポイント上回ることでございます。

一方、滞納繰越につきましては、調定が5,984万2,974円ということで、前年に比べまして737万1,964円増えてございます。収入済額が748万1,950円ということで、前年に比較してマイナス10万2,235円ということで、収納率につきましても12.50%ということでマイナス1.95ポイントということでございます。

収入未済額がどんな状況かということでご質問でございますが、個人の住民税、20年の10月以降の急激な不況ということで、それにあわせて、やはり一番大きな要因と私たちが考えているのは、外国籍の方が21年の1月1日現在の住民税につきましては課税ですので、実際1月1日現在は住んでおられたんですけども、それ以降やはり急激な景気の落ち込みということで会社をやめられる方が多発して本国の方へ帰られる方が大分出てきたということ、それから日本人の方でも、やはり派遣の方については仕事がなくなったというようなことで、坂城に住所があった方で1月1日現在はいたんですけども、その後やはり仕事のある方へ引っ越してしまったというようなことで、なかなか経済環境が厳しい中で、現年の方は何とか滞納整理等実施しまして収納率をわずかではございますが、確保することができたということでございますけれども、滞納繰越の方が、なかなか厳しい経済状況の中で思うように収納が進まなかったというような状況でございます。

不納欠損の309万7,446円の内訳でございますが、主なものは、やはり先ほど申し上げましたが、外国人の方の出国ということで、こちらが30名で約128万円、それから破産をされた方で相続放棄をされてしまったということで、1件53万円、それが主なものでございます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 民生費負担金の児童福祉費負担金の滞納についてお答えいたします。

これは保育料でございます。保育料の滞納者につきましては、43人の方が滞納されてお

ります。合計が632万3,120円ということでございます。現年と滞納繰越分合わせてでございます。それから長時間が24人で、56万1,316円でございます。在園の方が15名、保育料の滞納の方で、在園の方が15名、長時間の方が10名おります。それぞれの園長先生なども滞納につきましては納めていただくようお願いをさせていただいたりしております。現在、在園されている方2名は完納していただいております。今後もそのように、在園の方については園長先生を通じたりして勧奨をしまいたいと思っております。

小学生は何人ということですが、保育料の方が43人のうち在園者が15人ということで、それ以外の方につきましては、卒園をされた方ということでございます。以上でございます。建設課長（荒川君） 町営住宅使用料の滞納者の中で生活保護世帯の関係でございますけれども、ちょっと生活保護の申請の客体と入居者の関係というのはリンクした資料を持ち合わせてございませんけれども、住宅の使用料の滞納の方はおおむね町税等の滞りもある、そんなご世帯というふうには伺っております。また入居されている住宅は公営住宅の方になってまいりますので、その中でも所得的には階層の低い方々が滞納の世帯になっている、そのような状況でございます。

4番（大森君） 質問は、対応されているかという。生活保護などに対応されているかという、そういう世帯に対して。病氣療養中の方もいらっしゃるの、そういう方々の対応策として生活保護の話がされているか。

建設課長（荒川君） 使用料のお願いに臨戸で上がるときに、今、入院中で、もしくは働くことができなくて、ちょっとお支払いができない、そんなようなお話をいただく場面が多々ございます。そういう中では、それぞれの状況に応じて職員の方でもいろいろな申請の手続についてはご案内を申し上げてきている状況ではございます。

ただ、その手続を実際に生活保護の申請をなさっているか、いないかという部分については、申し訳ございません、資料を持ち合わせてございません。

4番（大森君） それぞれの収入未済額の状況についてはわかりましたが、ひとつ町民税の滞納、繰り越し等について件数といいますか、世帯数ですか、これについてもちょっとご報告願いたいというふうに思います。

不納欠損については、やはり景気悪化ということで外国人の方の出国というのが大きな原因のようでありますけれども、それについてはわかりました。

保育園の民生費の負担金でございますけれども、園長を通じて徴収するということですが、当然、園長は毎日顔を合わせるからそうだと思うんですけども、やはりそれぞれ縦割りということもありますけれども、徴収についてはやはり担当者もきちっと行うという両方の面できちっとやっていく必要があると思うんですが、その辺のそれぞれの職員の連携というのはどうなっているのか、ちょっと心配するところであります。それについて、またご答弁願

いたいというふうに思います。

それから、先ほどの土木使用料の点ですけれども、病気療養中ということになれば収入はない、あるいは年金暮らしということかもしれませんが、その辺の状況はよくわかりませんが、生活保護をきちっと申請すれば住宅手当も出てくるということで、そういう滞納で本当にその人を窮地に陥れるということがなくなるんじゃないかというふうに思います。ですから福祉健康課と担当の建設課で、そこはきちっと連携をとっていただきたいと思いますが、それについてご答弁願いたいと思います。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

町民税の滞納の数でございますが、現年課税分が322人、973件、それから滞納繰越分につきましては470人、3,582件、合計629人、4,555件でございます。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

保育料の滞納も、現年もそうなんですが、福祉係の方で納入についてはやっております。それで滞納されている方につきましても、保育園の担当の方で福祉係の方で納入についてお願いしたり、督促を出したりしております。しかし、在園されている方でなかなか入れていただかない困難なケースという、そういうケースの場合、園長先生の方からもお話をさせていただいたり、それぞれどういう理由で納められないかとか、そういうお話をさせていただいて分納で納めていただけたらとか、そういうお話をさせていただいた中で、福祉係の方で、こういうふうに納付書で納めてくださいということで連携をとって滞納についてやっております。以上でございます。

建設課長（荒川君） 従前も住宅使用料でございましたり、税の関係については、収納対策や世帯の状況について連絡調整はとっているところでございますけれども、そうは申しながら情勢もどんどん変わっておりますので、ご指摘のとおり連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えます。

6番（入日さん） 13ページの款1項2固定資産税の不納欠損分ですが、現年度分でこういうふうに出るというのは、19年度が現年度分に出て、20年度は現年度分はなかったんですが、簡単に不納欠損にしちゃって滞納だとつかれるからというような、先ほども町税の関係でそんな答弁がありましたけれども、その辺、不納欠損、本当に絶対これはとれないというので不納欠損にしているのか、その内訳というか、何人で、どういう状況でなったのかということをお答えください。

それから項3の軽自動車税で、やはり現年度分が不納欠損になっているんですが、軽自動車税の現年度分不納欠損というのは初めてだと思っておりますけれども、この状況をお願いします。

それから雑入の方でいつも鉄の展示館の入館料が明確になっていないんですが、それはど

こに入っているのでしょうかね。雑入の31ページです。29、30、31ページの中でどこに入っているのかちょっとわからないんですけども。

それから先ほども農産物加工施設の共益費で80万円というので年間決まっていると、どうにかならないかという話がありましたけれども、以前の答弁で光熱水費分に関しては最低でも負担してもらっているということで答弁をもらっているんですが、そうすると光熱水費が130万円出ているんですが、それにはかなり足りないと思うんですけども、この間の町長の答弁でも運営費に関しては補助をしませんよという答弁が各種団体の補助金の中でありましたけれども、これは明らかに運営費の補助ですよ。そういう点でどうなっているのでしょうか。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

固定資産税につきましては、ご質問のように、現年度分ですぐ不納欠損ということはあまりあり得ないということでございます。これにつきましては、破産が確定したということで即落とさせていただいたということでございます。

それから軽自動車税につきましては、こちらの方も現年で不納欠損というのはあれなんです。外国人の方で出国されてしまったということで、こちらの方、不納欠損をさせていただいたような感じになっております。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） お答えします。

まず鉄の展示館の入館料はどこに入っているのかということでございますが、これにつきましては、雑入ではなくて、12款の使用料ということで、18ページの一番上の商工施設使用料の中に入っております。231万4,080円というようなことで入っております。

次に、農産物加工施設の共益費の関係でございますが、運営費ということの括りの中ではおっしゃる部分でございます。支出については今の光熱水費で130万円という部分の中の80万円というようなことでありまして、先ほどの答弁にも重複するんですけども、これについても全額というわけではなくて、80万円の中でお支払いいただいているというようなことで、答弁になるかどうかわからないんですけども、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

6番（入日さん） 農産物加工施設については非常に収益が上がっていないというので80万円しかもらえないと思うんですけども、実際にB・Iプラザだとかけやき横丁は店舗の賃料も取って光熱水費なんかすべてまた使っただけ払っているわけですよ。

町長も言いましたように、こういうグループの施設が立ち上がって数年間は面倒を見ましようということで、私も数年間自立できるまでは仕方がないと思うんですが、これはもうかなり何年もたっているわけですよ。本当におんぶに抱っこ状態だと本当に自立いつできるのという感じで、みんなもそう思っていると思うんですよ。農業委員の方も、あそこは何

かすごいおんぶに抱っこで甘やかし過ぎじゃないかというような意見を言われた方もいらっしゃると思いますし、そういう意味でも、やはりもう少し光熱水費ぐらいは負担してもらおうとか、それはもう当然のことだと思うんですが、そういう町側の姿勢が、しょうがないなというふうになってしまっていると、向こうも本気で利益を上げようとか、かなり販路の開拓だとかいろいろ大学生によるデザインの変更だとか努力はしているんですが、じゃあ、何が問題で収益が上がらないのかという、やはりその辺を自分たちが把握して、それを開拓して改善していけないとだめだと思うんですよ。その辺でどう考えているのか、再度答弁を求めます。

産業振興課長（宮崎君） ご答弁させていただきます。

入日議員さんのおっしゃられること、十分理解できるわけでございます。監査の中でも、そこら辺についてもいろいろな部分でご指摘もいただいているわけでございます。今言いましたように、味ロジックわくわくさかきについては設立当初から時間が経過しているわけでございますが、ここ3年ぐらいの中で人の関係もスリムになったりということで、一応いろいろな部分で改革に取り組んできたというような部分であります。売り上げも確かにここへきまして3千万円弱というようなところまで伸びてきているにもかかわらず、時給そのものが一向に500円から550円という間の中で伸びてこないというような、今年50円伸ばさせていただいたんですけれども、そんな状況で、いずれにしても最低賃金にも満たないということで、私どもとしても、そこら辺ちょっと問題意識を持っておりまして、これだけあってどうなのかということをおっしゃるにも申し上げてありますし、経営そのもののもちよっとお話をさせていただいているところであります。

今ご指摘、この80万円のものについては、おっしゃるように確かにこういったものについては払っていただくというのは、これは原則であります。ちょっとそんな改革途中であったものですから、そういう中で、じゃあ、これについてはというような話もさせていただいたわけでありまして、いずれにしても、そういう問題意識を持っておるといふ部分でありますので、そこら辺についてロジック等と改善策についてまた話し合ってみたいと思います。

議長（春日君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出の総括質疑に入ります。

12番（柳沢君） 88ページ、款6目3農業振興費、節18備品購入費、有害鳥獣駆除費購入21万8,400円とあります。これは事前説明では檻1基、ハクビシンの駆除用が3基ということですが、この有害鳥獣被害については、いろいろ一般質問等で論議されてまいったわけですが、その対応策に町も苦慮していることは私も認識しております。が、遊休農地の解消とか、それから荒廃農地の再活用というようなことから、作物を一生懸命管理・栽培して、さて収穫というようなときになってイノシシまたはハクビシンに食い荒らさ

れると。相当な被害に遭うというような実情は、これは農業振興上非常に大変な問題であるということであるわけであります。

そこで町内の檻、それから罾の設置箇所、そのような環境の場所、捕獲についてですが、どのように成果がされてきたか。この点についてお伺いいたします。

次に90ページ、同じく目3でございますが、備考、辛味大根フォーラム開催事業182万7,545円、昨年11月、ブランド化に向けて取り組んできた辛味大根のことであります。全国に向けてのフォーラムを全国からご出席を願って行われ、これも成功裏に行われたわけでございます。これは私たちも一定の評価をいたすところでありますが、関係者にはいろいろとご配慮されてきたこと、感謝します。

今後の普及に期待するわけでありますが、そこで普及という問題の中で、ねずみ大根の種子についてお伺いしたいわけなんですけれども、大根の種が欲しいというようなことで町民の皆さんの中にはそのようなことを言っておられる人もあるわけなんです。しかし、その入手方法が非常にはっきりわからないというようなことで、その辺について、ねずみ大根を産地ブランド化しようとするその熱意はわかるわけなんですけれども、これを広範囲にわたっての普及というような広い意味からいっても、やはり種が大勢の皆さんに普及されていくようにしなければならないではないかというふうに思うわけなんですけれども、どのようなシステムになって、その種子が手に入るのか、その辺についてお尋ねをいたします。

次に92ページですけれども、同じく目6の農林水産業費の中ですけれども、町単補助事業、これにおいては563万2,133円ということですが、ここでは17区17カ所実施されたという実績の関係はありますけれども、町内各区より多くの要望申請が出されていると思っておりますが、総箇所は何カ所あったのか。もちろん各区の実情もあたりいろいろし、担当課においては、その関係について優先順位を精査された中で行われていることは承知しております。しかし、それについての内容についてお伺いをいたすわけであります。

次に94ページですけれども、林業振興費ですけれども、備考の松くい虫防除対策費2,527万7,334円、松くい虫については空中防除が中止されたというわけですけれども、その中止をされた状況の中で1,301m³を実施したということでありまして、これにおいて被害状況はまだ、あるのかどうか。この辺について空中防除との比較状況を考えた場合に、現在はやっていないんですけれども、それについて被害状況をどのように把握され、どのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思っております。以上です。

産業振興課長（宮崎君） 申し訳ありません、たくさんあったものですから。

まず最初に、88ページの有害鳥獣に関しまして、檻の設置場所は何カ所なのかということと、捕獲状況ということでございますが、檻につきましては、現在イノシシ用、大型獣用については10カ所でございます。鼠の神社の上、山金井に2カ所、入横尾、北日名の上の

梅の木、南日名の遠入、すみません、北日名はもう1カ所あります。あと半月、小野沢、網掛というような状況でございます。小さいものについては、その都度持ち回ってやっておりますので、場所についての把握はちょっと、申し訳ございません、してございません。

捕獲状況でございますが、昨日も一般質問で申し上げましたが、すみません、手元にすぐ資料が出てまいりませんので後でお答えしてまいりたいと思います。

次に、90ページの大根の関係でございますが、種の入手について、どんな形でやっているのかと。誰でも簡単に手に入らないのかというようなご質問をいただきました。

種につきましては、今F1種ということで、JAちくまさんの開発ということで実際は県原種センターへお願いして、そこから委託に、原種センターの中でつくっていると、農家に委託しているということでございます。そんなことでF1種については、これは地元の特産ということで、やたらと町外に種が出せないという部分もございます。そういう中で、ねずみ大根振興協議会に入っている方たちにお分けするというようなことで対応をしているわけでございます。

このねずみ大根振興協議会については、年会費1千円というのは要るんですけども、ご希望があれば、どなたでも入れるというようなことでありますので、別に特別難しいわけではありませので、こういったところで種の管理をしているというようなことなので、それについてはご理解いただきたい。ですから、ご希望のある方は、ねずみ大根振興協議会にお入りいただいとということになります。

ただ、やはり種についても気候の関係もありまして、ご希望された方には基本的には行き渡るんですけども、そういう中で量的にはちょっとそれぞれ我慢していただいてトータルの中で皆さんに行き渡るようにというようなこともあります。それは年によって違う部分もあって、それについては私も苦慮していますし、窓口はJAになりますので、JA等にも強くご要望を申し上げております。これは協議会と一緒にしているということでございます。

大変失礼いたしました。先ほどの、ちょっと戻って恐縮でございますが、有害鳥獣の捕獲の状況でございます。21年度について申し上げます。イノシシが20、ハクビシンが5、アナグマが8、タヌキが3、アライグマが2、カラス200、スズメ300というような状況でございます。

町単補助の関係でございますが、何カ所あったかというような部分でございます。

これについては町内17地区というようなことで申し上げてきているわけでございますが、基本的に申し込み、私ども現場を見させていただくのは、この17の2倍ないし3倍ということでございます。

ただ、地区からはそれ以上に40~50件要望書が来ております。ただ、この優先順位については、私たちが現場を見させていただいておりますが、それぞれの区長さん等の判断で、

区の判断でしているという部分でございまして、私どもの町単の総額については、今年いろいろな事業を取り入れた関係で決算額、21年度563万2千円ということですが、基本的には700万円というような枠の中でやっておる関係もありまして、絶対量がやはり限られておりますので、地区でもその辺は重々ご理解をいただいて、現場を見るのは、私ども産業振興課の部分では多くても3カ所か4カ所ということであります。

ちなみに700万円を563万2千円と言ってしまったんですけども、この差額については、ほかの事業を取り入れて、これ以上に工事をやっていますので、それだけはちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

それと94ページの松くい虫の関係でございまして、中止にしたけれども、その被害状況はどうなのかという部分でございまして。

実際の話、私どもは守るべき松林ということで、急傾斜地でもある苅屋原と上平、合計25haについて、そういう指定の中で空中防除を今までしてまいりました。ですから、基本的には、それらのエリアが今までと違ってそれが伐倒駆除に変わってきたということでございます。全部処理できたかということ、現実的には全部とまではいかないという部分もございまして。

ただ、今目に見えておりますが、それは空中防除のエリアというのは比較的少なく、里と山林、もっと言えば自在山のすそ野の部分がちょっと赤くなっていると。多分これは空中防除の時代にもそこまで薬をまけたかということ、ちょっと微妙な部分があります。ですから効果的かというと、やはり完全な検証はしていないんですけども、その地区については私ども、最大限の努力で切っております。

ただ、やはり費用対効果という部分から、単純に考えれば、やはり空中防除、空中散布というのは威力のあるものだというふうに認識してございます。以上であります。

12番(柳沢君) ご説明をいただいたわけですけども、担当課でいろいろ状況を調査されているわけですけども、現地をきちっといつも調査されているのでしょうか。

というのは、猟友会の皆さんたちが非常に一生懸命駆除にあたっておられるご努力、これに対しては私も非常に敬意と感謝しているわけなんですけれども、町が猟友会の皆さんに依存という形よりも現地調査をきちっとしてやっているかどうか、これによっていろいろ変わってくるのではないかなというふうに思うわけです。

いろいろ変わってくるということはイノシシの習性、こういうものをきちっと調査されたり研究されてきているかというようなことなんですけども、これはイノシシにやられ、ハクビシンにやられるということになると、荒廃農地をせっかく土地を借りるなり自分でやる意欲を出して始めたものが被害に遭ったことによって意欲をなくしていくと、これは農業振興には非常に大打撃、精神的な打撃はもちろんですけれども、すべてにおいて多くの打撃を受けて

いくと、こういうようなことなんですけれども、この辺においてイノシシの習性等の中で畏、また檻、こういうものによつての効果的なものをどのようにしていけばいいのかどうかということをお考えになっているかどうか。いわばイノシシの好物を、どのように皆さん方がお考えになって、その檻に好物を置いておくとか、いろいろあると思います。

こういう面においても、どのように考えて、いわば知恵とイノシシは学習能力が非常にあるわけです。これだけの学習能力のある動物はないと思います。サルも同じことなんですけれども、しかし、イノシシの場合なんかは近視であります。近視であるがゆえに人間にいろいろとかかってくる場合には、すぐよければ真っ直ぐ行っちゃうと、こういう性質を持っているというようなことなんですけれども、そういうようなことをきちっと把握した中で対応していかなければいけないわけなんですけれども、今の檻を10個、現在仕掛けてあるというようなことなんですけれども、今後まだ増やしていくのか。ただ増やすだけでいいのかどうかという問題もあるわけなんです。やはり捕獲というひとつの駆除するという意味はきちっとやってやっていっていただかないといけないということで、その辺のところのお考えはどのように知恵を絞ってやるのか。常に現地を見て対応していってもらいたいというように考えるわけです。その点についてお聞きするわけです。

それから大根の種なんですけれども、JAにお任せしているということなんですけれども、じゃあ、JAのどこに行けばいいかなというのが欲しい人たちの考え方なんです。どこのところへ行けばいいかと。だからJAに任せっきりにしなくて、やはり振興課なら振興課でもって、こういうふうに皆さんにお分けできるということで、これは有償でお分けすることは当然ではないかと思うわけなんですけれども、常識的に考えて。そういう面がある。よく考えてみてください。

物を普及して多くの人たちにそれを知っていただいて坂城町の特産物とするという目的があるならば、今までの坂城町のりんごなり、ぶどうなり、それから花なり等の先駆者の皆さんたちは自分がやってみていいということ、これを既に苗を自分たちが心配してくれたり、またはこうやればいいですよというふうに非常に手を取りいろいろと教えてくれて今日、坂城町のりんご、ぶどう、花等が皆さん方に普及され、効果が出てきて坂城町のりんご、花というように日本全国に知れ渡ってきたと、こういうような実績を見た場合に、やはり1店販売的というか、そういう言葉が適当ではないかと思うわけなんですけれども、やはりここだけで持っていて、ほかへ出さないんだというような、それから出すにも出すけれども、非常に難しい手続、難しいような方法でそれが普及されていくということじゃなくて、簡単に役場へ話が来たら役場の産業振興課でもって「はい、お分けします。こうです」というふうにはできないかどうか。JAだけにあれして、JAのどこへ飛んでいけばいいですかと、JAどこのところに行っても南部支所に行くのか、どこへ行くのかというようなことだから、JAだけ

に任せるといような、そういう考え方でなくて、町が農業振興をやっているんですから、ＪＡに任せるとはなくて、それは農業ということですから、もちろんＪＡとの関連性、どこじゃなく、非常に持ちつ持たれつの連携は持っていかなきゃいけないけれども、やはりそういうように普及していくんならば普及されるだけのやり方で方法を考えて、それで特産物を普及していくというように私は考えるわけですが、皆さん方はどのようにその点についてお考えか、今後どのようにまたいろいろと方策なり方法を考えて、欲しいという皆さんにお分けて普及を図っていかれるのか、その点についてお伺いいたします。

それから町単工事の関係でありますけれども、先ほど区の中の２倍から３倍ぐらい区から申請されたものはあるんだと。それを区長さんたちがいろいろお話し合いの中で区がある程度決定していくと、それで施工されていくということなんですけれども、さてそこで、その件においてですけれども、ある区のお話をちょっとしますけれども、住民の皆さんが耕作地に行くというわけなんですけれども、その耕作地に行くには道路幅が非常に狭いと。狭い道路であって、その途中に川があったり、そこに橋がかかっていると。架橋されているということで、耕作地にそこへ行かなければいけないんだけれども、その橋が狭くてちょっと間違っただらば落ちてしまうと。危険極まりない状況であるというようなわけです。その高さも非常に高いということですから、もし車なりがそこへ落ちた場合には、これはどのような事故になるかと計り知れないものがあるわけですが、こういうことで非常に危険な場所で、区の方にもお話しして区を介して町にも再三お話をされてきたというわけなんですけれども、どうにも町の事情、区のいろいろな申請状況等の関係もあったかもしれませんが、そこで自分の自費でもってそこを補修して拡幅したと。こういう事例があるわけなんですけれども、このような事例に対して、ほかにもそのような似た例があるわけなんですけれども、そういうような場面、また、そういうような状況について、どのように町としては受け止められておられるのか、その点についてお尋ねするわけであります。

それから松くい虫ですけれども、これは空中散布を中止したと。しかし、課長の認識からは、やはり空中散布は非常に効果的なご認識があるように私は今、答弁から受け止めたわけなんですけれども、しかし、これもいろいろな住民の考え方、健康状態、そういうものから中止へと持っていったというふうに私も理解しているわけなんですけれども、しかし、坂城町のふるさと山、川ありという中の山のことに緑樹である松が絶えていくと、こういうようなことを見た場合に、やはりこれを絶やさないと状況はどのようにしていったらいいかなという考えを、いわば知恵ですけれども、その知恵を絞っていただかなきゃいけないというふうに考えるわけなんですけれども、それについて今後の実施計画は、今までの空中防除を見てきた場合の状況と、それを鑑みながら見た場合に、今後、防除対策をどうしていったらいいか、それによって松を絶やさないようにしていくと、こういうような方法を今お考えを持っておられるのか

どうか、その辺についてお伺いをいたします。以上です。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテーブル交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時32分～再開 午後2時43分）

議長（春日君） 再開いたします。

産業振興課長（宮崎君） 4つほどご質問をいただきましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず最初に、イノシシの檻の関係でございます。

現地確認をきちっとしているのかどうか、適正なのか、イノシシの習性等踏まえてちゃんと見ているのかどうかというような、そんなご質問でございましたけれども、これにつきましては、私ども被害を受けたという、そういうところについては担当なり係長が出向いて行って全部現地確認はさせていただいてございます。

ただ、罾につきましては、それらを踏まえて猟友会に全部、有害鳥獣駆除については委託しているということございまして、猟友会の皆さんはその道の専門家という部分もありますので、どこへ罾を設置するかというようなものについては猟友会にお任せをしております。私ども詳しくは、例えばそれが明らかに危険な場所、例えば人家が近いとか、そういう部分についてはちょっといろいろなお話をさせていただきますが、基本的には猟友会の判断の中で設置をさせていただいております。

次に、ねずみ大根の種の関係でございますけれども、ねずみ大根につきましては、ご案内のとおり在来の中之条大根というものと、それをより形状をしっかりとしたものにして販売目的用というのが主でございますが、F1化して今、登録しているものもございます。このF1化については、農協が開発をしたというような形でございます。そういう中で種については、基本的にはやはり同じ規格のものをよりたくさんとれるようにと、かつ独特の辛味が残せるようにという、それを商品として定着させるということでF1化というようなことでございます。従いまして、種の管理というものについても農協のところで行っていたんですけども、そうはいっても地元のやつじゃないかというようなことの中で、ねずみ大根振興協議会、今私どもが事務局をやっていますが、これは農協と一緒に事務局をやっているという形になってございまして、そこで種の管理をします。ですから、基本的には、ここで種によってできたものについては販売用として出荷していくというのが基本でございます。

ただ、やはりそうはいっても在来からあった中之条大根、辛味のものというのを地域の特産としてやっているというような部分で、今日的には地域づくりという部分でも大変な分があります。かといっても、このF1種が外に流れていってしまうということになると、やはり基本的にはこの地区でできて辛味があって初めて坂城のねずみ大根だということになります。それをほかのところで行ってでかくなったりというお話も若干聞くこともあるんで

すけれども、そうするとねずみ大根の品質が保てないという部分もあったり、ほかの産地でそれを使われてしまえば、この地域の優位性もなくなってしまうというようなことで、これについては協議会へ入っていただくと。

ですから、先ほども言いましたが、この協議会に入るのに難しいことではない、種の蒔き方も協議会の皆さんに希望をとって、どのくらい要りますかということで、それで種をお分けするというようなことでございます。ただ、今の在来からのものについては、今の農協さんへ行っても買えますというか、地域の中でも中之条の方もつくっておられたりして、それは買うことができますので、そんな対応もしていただくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

次に、町単工事の関係でございます。

町単工事については、基本的には私どもは各地区の区長さんに取りまとめをいただいて、区として何が一番大事かという部分の中でご判断いただいて私どもが採択をしていると。ですから、去年まで2番だったところが、今年は1番になるのかなと思えば、それが区によっては順位が前後したりということはあるんですが、ただ、その当時の区の役員さんの考え方の中で決定されたものについて私どもは意向を尊重して箇所づけをさせていただいております。

そういう中で危険箇所というお話がありました。危険箇所については、そのことについても今、区にもお話しされたということですがけれども、区の役員さんが本当に危険なのかという判断をされたのかどうかというのは、ちょっと私の申し上げることはございません。ただ、個人でやっていただいたということについては非常にありがたい話だと思います。基本的にはなかなか通行量が限定されるとか、自営工事としてやられる方もいますけれども、やはり町単工事そのものの趣旨からいって、是が非でもという部分については町の方で、あるいは国、県の補助をいただきながら大規模なものについては進めているというようなことからすると、やはりそこら辺についてはいろいろ今お話、危険というものは特に注意しなきゃいけないんですけれども、私どもとすると区の判断にそれを優先させていきたいと。この工事、この科目のものについては、そんな対応をさせていただきたいと思います。

最後に、松くい虫でございます。

私の所見といいますか、それについては先ほど申し上げたわけでございますけれども、ただやはりこれは私どもだけの事業ではなくて、トータルとして空中防除をどうやっていくかというようなことの中で1回見送るといって、様子を見るといったときに、3年ぐらいはそのまま状況を見たいというようなことです。ですから、そこら辺については伐倒駆除、空中散布がだめなら伐倒駆除でこつこつやっていくしかないというふうに判断しております。

以上であります。

6番(入日さん) 47ページの目14男女共同参画推進費の中で19の負担金補助及び交付金

で、女団連の補助金、具体的にどんな使われ方をしているのか。それから、その下の男女共同みんなの会の補助金31万5千円、これも具体的にどんな使われ方をしているのか、お願いします。

それから62ページの人権同和推進費の中の19負担金補助及び交付金の中の一番下の犯罪被害者支援補助金3万円ですが、これはどこへ出していて、町でどんな被害があったのか、お願いします。

それから、すみません、戻ります。49ページの町税費の中の1税務総務費の中の上から3番目の備考のたばこ税対策事業補助金、これは具体的にどんな使われ方をしているのでしょうか。

それから108ページの項4住宅費、目1住宅管理費で、01報償の中の住宅管理人ですが、ある住宅では何年も管理人をやっていらっやって空いている住宅の庭に自分の野菜をつくったりとか、空いている土地に自分の野菜をつくったりとかしているんですが、そういう、いわゆるお年寄りが2人で住んでいたのが1人になってしまって、それが娘さんに引き取られて、その家が空いているというのですが、そういうことがあれば結構住宅の滞納や何かにもつながってくると思うんですね。だから、そういう見回りだとか、あるいは管理人が空いている土地を勝手にそういうふうに使っているということに対して町の方の管理は一体どうなっているのでしょうか。

それから109ページの一番上の公営住宅等長寿命化計画策定事業委託、84万円とあります。非常に今、町営住宅が老朽化しているんですが、業務委託でどんなようなことが話されて、どんなような計画がなされているのか、お願いいたします。

それから112ページ、目4の公園管理費の中で13委託料、公園管理業務ですが、びんぐしの公園ですが、今年はすごく暑くて、あそこの噴水広場、せっかく噴水があるんだけど、「危ないから入らないでください」と書いてあるんですね。坂城町は水に親しめる、小さい子どもたちが水に親しめる場所が非常になくて、ああいう噴水のところで夏なんか子どもたちは遊びたいだろうなと思うんですが、それにしても日陰はなさ過ぎるし、噴水は汚くて入れないしということで、もうちょっと子どもたちが遊べる噴水づくりができないか。

それから115ページの項6高速交通対策費、目1高速交通総務費の中の、115ページ、説明の一番下ですが、町地域交通利用促進協議会補助金18万円出しています。多分しなの鉄道の利用促進だと思うんですけども、非常にしなの鉄道も乗降数というか、利用者数が減っているんですけども、こういうところで話されても効果があるのか、費用対効果ということで、どういうふうに考えているのか答弁をお願いいたします。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

女性団体連絡会のご質問であります。これにつきましては、町から補助金を差し上げて

あるわけですが、各市町内の女性団体の代表の方に組織をされておりまして、各団体間の情報交換を含めまして活動といたしましては一番大きな事業といたしましては、女と男ふれあいさかきであります。これはあわせまして女性団体連絡会と共催ということでございます。それから、女団連とみんなの会それぞれ共通することではありますが、県の主催する男女共同参画フォーラムですとか、そういった学習活動にあたっております。それから、みんなの会におきましては、別途地区に出向きまして地区の懇談会をやったり、区会議員に女性の登用をというようなこととあわせまして女性の社会参画のためにそれぞれ活動を両団体ともしていただいているというようなことが主な内容であります。

それから犯罪被害者の関係であります、これは特定非営利活動法人ということで、長野犯罪被害者支援センターという団体であります。どういうことをやっているかといいますと、犯罪に遭われた被害者の救済ということが一番大きな活動であります。

内容的には、皆さん方、お医者さん、ケースワーカーの方、弁護士さん等々いろいろな方がボランティアで支えていただいている団体でありまして、被害者での電話相談あるいは裁判所への出頭に対する付き添いですとか、あるいは病院での付き添いとか、そういった活動をしておる団体でありまして、町から3万円の補助を差し上げているという状況であります。収納対策推進幹（春日君） お答えします。

49ページ、上段から3行目のたばこ税対策事業補助金でございますが、たばこ税については町内の販売の本数によりまして納付が確定してきます。このため町内でのたばこの搬入促進と消費促進に取り組んでいる坂城町たばこ小売人組合に補助金を交付しまして、たばこ税の確保と増収に寄与してもらおうという趣旨でございます。たばこ小売人組合の方、現在18事業所で構成されております。活動内容としましては、春の美化活動ですとか座談会、それから秋のライター配布、タスポの推進等活動を行っております。

補助金の算出基礎でございますが、総事業費の2分の1以内ということになっております。以上でございます。

建設課長（荒川君） 108ページ、住宅管理費の関係で、町営住宅の管理人さんが空いている土地を使っているというお話でございますけれども、多分上平団地での質問かと思いますが、管理をお願いをしております、その中で集会所でございましたり、空いているところは適正に管理をいただくということでお願いをしているところでございます。ちょっと不適切な部分がありましたら、それについてはもちろん私どもの方から是正をお願いしているところでございます。

次に109ページの公営住宅の長寿命化の関係でございますけれども、建築から大変長くなって、年数を要している町営住宅につきまして、さらに長寿命化に向けて改修の計画等を策定をした経費でございます。

次に112ページ、公園管理の中でびんぐし公園の噴水広場のお尋ねでございますけれども、公園を開設した当時は、あの中に水遊び等でお使いをいただいた経過もあったかと思えますけれども、ただ、滑って転倒して怪我をする等の危惧もございまして、現在立ち入りができないような状況にさせていただいているかと思えます。特に今年の夏のように暑い時期は、保護者の方も注意をいただきながら、よりよい方向がまた検討していければというふうに考えております。

それから最後に115ページの町の地域交通量促進協議会補助金でございますけれども、これはしなの鉄道、町の循環バスの利用促進ということで、しなの鉄道の経営課長さんにもお越しをいただきながら、さらなる利用の促進でございましたり、企画事業の関係、また、町の循環バスを進めております委託業者、信州観光さんをお願いをいただきまして、路線バスの活用の状況等についてお話をいただいたり、電車とあわせました乗り継ぎの状況を改善をしながら、さらなる利用促進についての協議会ということで助成の補助を申し上げてございます。

いかんせん、どうしても公共交通機関離れという状況がございますけれども、いかに現状を維持し、なおかつ需要の掘り起こしという部分では、こういう協議会を通じて利用促進を働きかけながら、また各家庭には循環バスの時刻表等も配布をしているところでございますけれども、今年度の協議会の中でも大きな時刻表もよろしいが、なかなかぱっと見れない、もう少し改善ができないかですとか、こういう便はつくれないかというようなご意見ご要望も頂戴をしております。ご利用いただく皆さんのすべての需要というのはなかなか難しいですけれども、改善できるところは取り込みながら、また、いろいろな意見をいただきながら一番皆さんの足として使っていただくこと、使っていただきやすいようにどのようにしたらよろしいか、そういったことで、この協議会を運営をしております。なかなか費用対効果という部分、厳しい部分がございますけれども、やはり公共交通機関としての足を、町民の皆さんもその中に加わっていただいて、お使いいただくことが自分たちの暮らしを守っていく基盤になる、そんな観点でご利用をいただければというふうに思います。

すみません、先ほどの公営住宅の関係でちょっと補足でございますけれども、国の地域住宅の交付金をいただくために公営住宅長寿命化の計画は必須の策定業務という中で委託業務という形で進めておりまして、町で持っております各公営住宅ごとの管理戸数、また整備建築年度にあわせて長寿命化に向けての改修計画の策定、こういったものを進めていくものでございます。

6番（入日さん） 109ページの先ほどの公営住宅の長寿命化の策定なんですが、もうこれは策定されて、どういうことをしろ、あるいはどういうことをした方が望ましいというのが出たのでしょうか。それから本当に今、旭ヶ丘団地にしろ戌久保にしろ、それから若草団地、

網掛団地、非常に古くて本当に耐用年数はとっくに過ぎているわけですね。水洗化といったら、とても古いのでというような前、答弁もありましたけれども、これからはやはりバリアフリー化だとか水洗化だとかというのも大事だと思うんですが、もし町営住宅をそのまま、今の古いまま維持していくなら、そういう改修も考えられているのか、お尋ねします。

それから、びんぐし公園ですが、噴水に入って転ぶと。転ぶ一番の原因は床がぬるぬるしているんですよ。だから、ちゃんと掃除をしていないから転ぶので、きちっと掃除をすればそんなことはないと思うんですが、その辺の行き届かないところが一番の問題だと思うんです。やはり子どもたちは水に入りたいというのはありますので、その辺きちっと掃除をさせて水遊びができるような体制づくりをすべきだと思いますけれども、その辺についてもう1度答弁を求めます。

それから、私、しなの鉄道だとか、本当に守るということは大事なことだと思うんですね。地域の人たちを巻き込んで、どうやったらしなの鉄道を利用して、しなの鉄道を利用することによって駅前も活性づくと思うんですが、そういう辺を地域を巻き込んだことが何かできないのか、あそこの駅前広場のときも、そういうことを考えながら駅前広場をつくったと思うんですけれども、それにしても全然効果が上がっていないと。それから循環バスも今ちょっと暑いのであれなんです、鼠のマレットゴルフ場だとか湯さん館へは結構来ているんですが、乗っている時間が長いというのもあるんでしょうけれども、空気を乗せて走らせているということが多いと思うんですが、その辺もやはりお金をそのたびに払わなきゃならないからとかというのも結構あるんですよ。そういうような面、やはり高齢者とか障害者には無料券、今、1割になったんですか、100円になったのかな、前は無料だったのが。その辺のもうちょっとサービスというか、費用を無料にするとかして乗る人を増やせないか、その辺について答弁を求めます。

建設課長（荒川君） 公営住宅等長寿命化計画につきましては、昨年度、21年度の中で委託事業という形で進めたものでございまして、この計画を定めておりませんと、今後、町営住宅の耐震化でございまして改修に向けての補助が受けられないと。補助を受けていくための必須の事業という形になってございます。その中で現在、町で設置管理をしている町営住宅がどこにどのぐらいあると、建築年数からどのぐらいたっている、構造はこんな構造であると、その維持でございまして改修はこんなことが考えられるという、住宅ごとのカルテも細かなものはつけてございまして、それを定めたものが長寿命化計画というものでございます。

それから、びんぐし公園の噴水の管理というお話でご指摘はそのとおりかと思えます。ただ、ちょっと公園の管理の中では、今の噴水広場もそうですし、昨今、大型遊具等もそうなんですけれども、ひとたび事故が起きるたびに大変、今までよかったものが今度は遊具の柵

が、例えば何cmだったものが、それでは落ちる、間隔をもっと狭くしなくてはいけない、もっと高い柵がなければいけないと。今までの基準ではよろしかった遊具が基準が厳しくなって、事故があるたびに改められていって、要改修でございましたり、施設管理というものがより厳しく問われていく状況がございます。ただ、当然お使いをいただくには、それ相応の使い方があったりルールがあるかと思えます。

今お話がそれたかもしれませんけれども、同じようにびんぐしの噴水広場で水遊び、本当は楽しんでいただければ大変よろしいのかなと。ただ、ひとたび事故があったときに、当然お子さんだけでそこに入るなんていうことはまずあり得ない、保護者の方が当然いらっしゃって安全にお使いをいただくという、まず大前提があるかと思えますけれども、何かあったときに、とかく管理のことばかり問われてしまうんですけれども、お使いをいただく中でも当然ルールというものがあろうかなと、そのように思います。つけてもきちんと管理ができるようにというご指摘につきましては、現場確認をいたしながら注意をしてみたいというふうに思います。

それから地域交通の関係で循環バス、空気を運んでいるというようなご指摘も頂戴をいたしましたけれども、21年度の実績でいきますと、3万2千人余の方が1年間ご利用いただいております。それに対する町の委託の経費、決算にも載っておりますけれども、1,300万円の経費、お1人当たり、単純に割り返しますと1人400円強の補助を申し上げて運行していると。

ただ、すべての方の需要というお話には当然まいりませんもので、もっと家のそばまで来てほしいでございましたり、ひとたび乗ってしまうと一巡するのに90分かかってしまうと。私があそこに行きたいと言ったときに、もっと速くに動きたい、いろいろな需要が出てこようかと思えますけれども、なるべく移動時間を短くしていくためには、じゃあ今度はバス停の箇所を少し皆さんに多く歩いていただいて、運行時間をもう少し短くできないかでございましたり、今の経費の中でももう少し効率よく利用がいただけるような方法、これについては、また考えていかななくてはならないのかなというふうに思っております。

それと先ほども地域交通の協議会の中で、特に福祉の面で、まず職員も循環バスにぜひ乗ってみてくれと。そういう中で今の使いいい、使いにくいというお話もさることながら、運転手さんの対応というものも、乗るものにとっては大変ゆっくり、早く急かされて乗り降りをするのではなくて「どうぞ、ゆっくりお乗りください」「ありがとうございました」というような、そういう声かけをしていただくだけでも大変気持ちよく、心地よく移動ができる。そういった細やかな配慮もしてほしいというような実はご要望の意見も頂戴をしております。いまだちょっと循環バスを自分で確認をして乗り得てはいないんですけれども、ぜひそういった部分も踏まえて改善できるものについては取り組んでまいりたい、このように考え

ております。

1番（田中君） ちょっと2回に分けて6点ほど質問申し上げますけれども、その前に午前中の一般質問で実績表でいくと55ページなんですけれども、子育て支援センター、答弁なり質問の中にも500なんていう利用相談件数と言ったんですけれども、ここには21年度は291、半分でございますので、その辺議事録なんかはどうするんだか、あそこでは年度のことは言っていないので、ちょっとその辺の確認だけしておきたいと思います。

それでは質問でございますけれども、21年度決算でございますので、効果とか内容等についてちょっと確認をしたいと思います。

まず49ページでございますけれども、戸籍住民基本台帳の1目でございます。ここで、いつも私はシステムというか、電算の関係、今、電算化が当たり前に行政の中に入っているんですけれども、この費用が結構かかっているわけでございます。

ご承知のとおり、この8月は高齢者、100歳以上の不明者が出たと。住民基本台帳との、住民票との、いわゆる漏れというか、違いが出ているというようなことで、ここでも14節でございますけれども、使用料及び賃借料のシステム使用料64万8千9百円あるわけなんですけれども、説明だとカードを65枚、それから登録者が254枚ですか、そんなようなことでほんの一部の人たちのために毎年こういう、その上の保守点検も含めて、去年よりもそれぞれ10万円ちょっとずつは少なくなっているんですけれども、このシステム使用料、価格の設定はどういうふうに行っているのかということ。その業者というのはメーカーなのか、あるいは初期の、恐らくそうだと思うんですけれども、初期の納入した事業者の制約があるんじゃないかということ。契約が随契じゃないかというようなこと。あるいは国からの一律のシステムでどうしても避けられないのかどうかという、その辺をちょっと説明を求めます。

それから、次が57ページでございます。

目は老人福祉費の関係でございますけれども、この57ページ、真ん中ほどに委託料で高齢者生活支援の委託料、外出支援サービス81万円が載っております。これは予算の段階で20万8千円ほど減っているわけです。2割が減っていたんですけれども、これで2割減ったことで支障はなかったのかどうかということ。社会福祉協議会へ委託しているということなんですけれども、外出支援サービス、どういう使われ方をしているのか。そしてまた、利用者の人数は何人なのかということ、あるいはやはり評価的な形で反応なりを伺っているのかどうか。それを業務の中へ反映させているのかどうか、その辺のことをお伺いします。

なお、その次のページにあります重障者の福祉タクシーとの兼ね合いというか、そういうことはないのかもわかったら説明をお願いします。

それから次は64ページでございます。

前のページからの節は高齢者対策費の関係でございます。この右側の20番、扶助費でご

ざいます。入所措置費が1,487万4千円、これは昨年よりも168万円ほど増えているわけなんですけれども、内容を見ますと、昨年は、はにしな寮7名、昭和寮1名になっていたんですが、今年21年度は、はにしな寮7名だけでございます。昭和寮の1名がなくなっております。しかし、費用が168万円増えている。どうして増えているのかということ。人数が減っているのに増えている理由というのは説明を求めます。

それから価格の決め方はどういうふうに決めているのかも説明を求めるところであります。次はちょっと飛びまして、133ページでございます。

公民館費でございますけれども、公民館費の中の、134ページのところでちょっとお聞きしたいんですけれども、134ページの公民館費、右側の各種公民館事業費の中で報償費の中に講座等講師謝礼というのがあるんですけれども、ふれあい大学なんか、私もたまに伺って勉強させていただくんですけれども、アンケートをとって、どういう講師なり講座を希望ですかとアンケートをとっているんですけれども、そういうものはこういうところにどのように反映されているのか。また実際にアンケートが活かされたことがあるのかどうかをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、すみません、前に戻って最後ですけれども、118ページでございます。消防施設費の関係でございますけれども、この15番の工事請負費の関係に繰越明許が302万円あります。これは本当は補正のときに確認しておかなくちゃいけなかったんですけれども、これを内容を見ますと、緊急システム、全国瞬時警報システムの設置ということなんですけれども、緊急性のあるものなのに、どうして遅れているのか。こういうものは早くやらなくちゃいけないと思うんですけれども、繰越明許になった理由、それから、いつ、今年度は22年度でできているのかどうか、その辺の説明を求めて以上1回目を終わります。

住民環境課長（塩澤君） お答えを申し上げます。

最初に、50ページの戸籍住民基本台帳費の中の使用料及び賃借料ということで、システム使用料648万9千円の決算額になっておりますけれども、この説明ということでございますけれども、このシステム使用料の中身ですが、これは戸籍のシステムに係るハード、それからソフトの使用料、それから住民基本台帳のハード、システム使用料ということでございます。

価格の設定、決め方というご質問でありますけれども、これらの使用料の契約につきましては、主に随意契約ということで契約をさせていただいておりますけれども、5カ年の長期契約という中で設定がされているということでございます。それぞれ戸籍のハードについては290万円ほど、それから同じくソフトであります、戸籍システムのソフトについては約180万円、それから住民基本台帳の関係のシステムのハードの関係については、約140万円ということで、中身的には3本ということでございます。

それから118ページの繰越明許ということで302万円繰越額がございますけれども、これにつきましては、全国瞬時警報システムということで、J-アラートという言い方をしておりますけれども、主に地震情報ですとか、大規模災害に係る情報あるいは武力攻撃等、そういった事態が発生した際に国民保護の見地から必要な情報を通信衛星を通じまして国から地方公共団体に伝達するシステムということでございます。

12月の補正でお認めをいただいておりますけれども、302万円の内容ですが、システムの設置工事ということで、それが一式ということになってございますけれども、主には受信機の設置、それから受信アンテナですとか回転灯ですとか、受信に係る機材一式の製作と設置費用というふうになっております。

遅れている理由としますと、一番の受信機がまだ開発中というようなことで完成していないということで、21年度中には完成がされなかったということで、繰り越しになってございます。今のところちょっとまだできていないということで、これから業者等にも確認をしていきますけれども、まだ契約段階には至っていないということでございます。

この事業につきましては、国の経済対策を受けて全国的な規模で昨年12月に出てきたという事業でございますけれども、坂城町だけが遅れているということじゃなくて、全国的な内容になっておりますので、これは業者的には幾つかの業者が対応をしているということでありますけれども、今のところ、まだ契約がそういったことでできない状況にございますけれども、繰越事業でありますので、そういったことを調べる中で早急に進めていきたいというふうに考えております。

福祉健康課長（中村さん） まず57ページの外出支援サービスについてお答えいたします。

支障はなかったかということですが、利用状況についてまずお答えいたします。

21年度、利用者は64人で、利用回数は117件でございました。昨年より減っている、当初予算より減っているということなんですが、利用者が20年度につきましては82人で、利用回数が276人ということで、利用者も減っております。

この事業につきましては、移動困難な方が医療機関または介護サービス提供事業所等へ移動するときに利用していただくというものでございまして、年々利用者、利用回数は少なくなっている傾向にございます。

福祉タクシーとの兼ね合いはということですが、福祉タクシーにつきましては、重度障害者の方の外出支援ということで、タクシーを利用していただく場合に利用券を交付して基本料金を無料にするという、補助をするというものなんですが、こちらは一応、重度障害者の方ということで、どこへ行かれるということも限定ありませんし、タクシーを使っていたときに利用ができるということで、こちらの方は利用回数も去年に比べて増えております。そういう状況でございます。

それから64ページの入所の措置費の関係でございますけれども、これにつきましては、単価は国の基準によって決まっております。1人減っているのにということですが、こちらの方の主要施策の成果及び実績報告書の書き方なんです、3月31日現在ということで、現在では昭和寮はどなたもいらっしゃらなかったんですが、30日までお1人いらっしゃいました。1人分の生活費につきましては、前年と比べて少なくはなりますが、ほぼ同額でございます。

ただ、増えている理由につきましては、例えば、はにしな寮ですが、はにしな寮にありましても介護サービスが受けられる特定施設ということで指定をされておまして、介護サービスを利用された場合の負担加算とか、今、はにしな寮も要介護認定、大分受けておられて認定をとられている方がいらっしゃいまして、その加算があります。それによって多少、事務費等増えてきております。以上でございます。

教育次長（塚田君） 134ページ、公民館学習事業の中で講座等の講師謝礼の中で、いろいろな講座を行っているけれども、アンケート調査の結果、どういうふうなことかというご質問でございますが、公民館の講座に関しましては、専門的な関係で継続的に毎年実施しているという事業であります。例えば文化講座でいいますと、13講座15教室ということで、これは例年もずっと行っていると。あと公開講座ということでリトミック教室、ガーデニング教室、席書大会、それから子どもの茶の湯教室というようなことで、これは例年決まっている事業の中で対応しているということでございます。

ご質問のありましたアンケート調査ということにつきましては、生涯学習事業の推進事業の中で「いつでも、どこでも、誰でも」というそういうキャッチフレーズの中で教養講座、専門講座というものを開催しております。教養講座にしては5講座、専門講座にしては昨年は31講座をやっているわけですが、これらにつきましては、すべてアンケートをとっております。これらに基づきまして翌年度どういう事業を実施していくのか、また、どういうものを新たに取り入れていくのか、そういうことを検討していくのがこちらの事業ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

1番（田中君） そういうアンケートは次の年度に生かされるかね。

教育次長（塚田君） 今お答えをいたしました、そのアンケートの結果によりまして翌年度へその事業を取り込んでいくのか、また、それを取りやめるのか、新しい、なお一層そこへ付加をした事業として取り入れていくのか、そういうことのためにすべての事業に対してアンケートをとっていると。

なおかつ生涯学習審議会あるいは社会教育委員会、または生涯学習審議会、こういうものがあります。そこらの方の意見を聞き、また、その会議の中で将来性・方向性を決めていくという方法をとっております。以上です。

勝手にやらないで議長を通してやるというご指示をいただきましたが、よろしくお願いいたします。

1番（田中君） 勝手にじゃなくて、答弁漏れじゃないかと思ったから言ったんですけれども。

今説明を受けまして大体わかったんですけれども、そうしますと、住民環境課長、50ページの住基のハード・ソフトの使用料、これはもうリースと同じということなんですか。5年契約で年々の契約料というのは多少減少していくけれども、実際にこれは何をやっているか、使用はいいと思います、ハードの使用は。ソフトなんかも使っているだけなんですか。保守管理というか、点検と書いてあるのに、点検というのは何か立ち会っているのかどうか、こういう価格についてはメーカーの言いなりということで5年間を契約するということになっちゃうんですね、随意契約で。その辺をもうちょっと説明できればお願いしたいと思います。

それから高齢者タクシーのこと、わかりました。重度障害者の方たちは増えているのに、高齢者が増えているのに外出支援サービスは減っているということなんですね。自由にもっと町内を歩けるような仕組みを、高齢化の中では何かちょっと違っているのかなと思っているんですけれども。これは今年21年度の予算のとき、前年よりも減っているんですけども、前年なんかは、さっきのお話だと、利用者は多かったのに予算では20万8千円ばかり、1割ばかり減っていたわけですね。20年度82人で276回の利用があったのに、21年度は減っていたということで、64人に117件だという。減ったから少なかったんじゃないかとかどうかというか、そういうことはないかとか。いわゆる予算がなくなっちゃっているから利用が減ったんじゃないかということはないですかということをお確かめさせてください。

それから高齢者の扶助費の、老人ホームの件わかりました。

最後の教育委員会の関係でございますけれども、私もいつもアンケートを出すんですけれども、一向に採用されたことがないんで、あえてこんなにやっているのにどうかということをお願いしました。

最後、環境課長に消防施設の緊急システム、これは非常にかっかりしたんですけれども、まずひとつ、国の経済対策で12月やれと言って、これは国の方からこういう施策が誘導されたのかどうかということですね。1年たってもやっていないということは、経済対策は何も現場で動いていないんだということ、しかもまだ完成しないものをそういう事業として取り組んだということに対して、国へはクレームなり要請なりをしているのかどうか。あるいは補助金はどうなっちゃっているのかどうか、その辺をわかったら説明を求めるところであります。

わかります。要は経済対策でありながら1年も放っておくということは経済対策になって

いないじゃないかと。そういうことで国がそういうことを誘導してきたのなら、国がもっと積極的にアクティブに働いて、そういうものが設置できるようにすべきじゃないかということ、そういうことを国にアクションしているのかどうか。それからまた、そういうものがまだ今現在できないということで、1年もたってできないのに、これは今年度中にはできるのかどうかという、その辺をちょっとわかっただら説明してください。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

最初に、システムの使用料の関係でありますけれども、主にハードの使用料ということで、戸籍システムについては戸籍あるいは除籍、改製原戸籍、そういったものの発行に係るシステムでございます。それから住民基本台帳については住民票の発行ということで、そういったシステム使用料ということでございますけれども、どうしても住民情報等の管理等の関係もございまして、こういった性格の使用料については、ある程度業者が限られてくるということで、先ほど長期契約というようなことで5カ年で長期計画もできるようになったというような中で、そういった契約方法をとっておりますけれども、契約更新の際には随意契約でやっておりますけれども、そういった契約方法のいかにかわらず、当然できるだけ安価ということで、契約更新の際には業者等との相談といたしますが、そういったこともやっているわけでありまして、どうしてもこういったシステムの性格上、業者が限られてくるということがございますけれども、見直しも含めて契約更新のときにそういったことを行っているということでございます。保守の関係につきましては、13節の方で保守委託ということで別途ございますけれども、使用料についてはそういったことでございます。

それから全国瞬時警報システム、これについては国の主導でこういったことが全国的に整備が進められたということでもありますけれども、国へ直接ということではなくて、私どもは県が取りまとめをしていますので、県の危機対策部の方に問い合わせ等をする中で事業も進めておりますけれども、一番の受信機という、そういったものがなかなか、通信衛星からの受信を受けると、それぞれの市町村役場で直接通信衛星から情報を得るわけですが、ちょっと機械の方の対応が遅れているということがございます。繰越事業でありますので、今年度中にはできるように県とも協議をする中で進めていきたいというふうに考えています。

福祉健康課長（中村さん） 外出支援サービスの関係ですけれども、当初予算を組むころ、去年の10月ごろから毎月の利用状況が減ってきておりましたので、減額をして予算を編成いたしました。以上でございます。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテーブル交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時41分～再開 午後3時51分）

議長（春日君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

町長から会議のため欠席するとの届出があり、これを許可してあります。

ほかにございますか。

4番（大森君） 町長不在ということで少し質問が甘くなるかということがありますが、時間も押していますので、早速質問いたします。

85ページ、款5項1目2の建設国保事務補助金ですが、この4万円について、昨年もお尋ねして一応、世帯数、人数についてはお聞きしているんですが、再度お尋ねして、そして数カ月前ですか、これについて不正があったという、登録者の不正があったというような新聞の記事がありました。これについて当町においては大丈夫なのかどうかということを確認したいというふうに思います。

2つ目に、89ページ、款6項1目3の農地銀行活動促進事業ということで、27万4,074円ですけれども、70件あまりが貸し付けられているということであるわけですが、これは俗に市民農園とか農地を持たない人が家庭菜園風にやられる農作業だというふうに思うわけですが、これについて栽培の指導だとか、あるいは消毒あるいはそういう栽培の、いつ種を蒔き、どんなふうにしていくかというような、こんなのは講習会なり指導というのはやられているのかどうかについてお尋ねいたします。

それから次に90ページの款6項1目3の辛味大根フォーラム、これについては全国からそれぞれの大根の特産をお持ちになって第1回が開かれたということで、次も行われるかなと思いましたが、これはちょっと中止のような状態で、町では今年度ねずみ大根祭りという形で実施されるわけですが、この辛味大根フォーラムを全国的に行っていくということで、その辺の展望といいますか、毎年地域を変えてやっていくとか、去年の取り組みの中で、そこまでの打ち合わせとか煮詰めていなかったのかどうか。なぜ今回取りやめになったのか、その見通しについて、甘さがあったんじゃないかと思うんですが、それについてお尋ねいたします。

それから4番目に、103ページの款8項2目1の町単補助事業、土木関係であります。いろいろな事情については要望を十分ご希望どおりなかなか工事できないということはあるわけですが、ひとつ大宮の水路改良が行われているわけですが、これについての住民との合意形成があったかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

次に、106ページの款8項2目4の昭和橋の改良事業であります。これが繰り越しになって22年度ということであるんですが、これはなぜ繰り越しになり、なかなかこれが工事が進まないのか。この原因について何が問題なのか、ご答弁願いたいというふうに思います。

それから、まちづくり交付金事業で、107ページですが、款8項3目2の前田川バイパスのバイパス路についてであります。これは地元の皆さんは非常に期待をしていたということであるわけですが、この間8月31日のゲリラ豪雨のときに実際にこれは生かされなかったといいますが、あそこの一帯にあふれて水浸しになったということがあります。本当に最小の被害ということでもありますので、これの構造的に何か問題があるんじゃないかということをお尋ねしますが、これについての構造なり対応はどうされていたのか、お尋ねします。

110ページの款8項5目1の駅の駐輪場の件でありますけれども、これは契約で両方の駅とも余裕があるわけですが、町民で毎日、通勤・通学しない方は時々利用されていると思うんですが、屋根のないところの自転車がほとんど、結構倒れているんですね。ご近所の皆さんが非常に駅前の大事な顔の部分でこういう状態はよくないんじゃないかと、あるいは立町の皆さんがあそこを掃除、お年寄りの皆さんが掃除していただいているんですが、景観上非常によくはないということで、調べましたら上田市なんかでは無料のところでも倒れないように若干設備をしているということもあります。やはり契約している人は屋根付でいいんですが、契約していない人は屋根までは別にしても倒れないように、そういう対応をやる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺についてどうお考えか、お尋ねします。以上です。

産業振興課長（宮崎君） 私から順次ご答弁させていただきます。

まず85ページの労務対策一般経費の中の建設国保事務費補助金に関するご質問でございますけれども、これについては長野県建設国保組合長埴支部へ補助金を出してございます。加入については39社、81名ということで、去年より1社増えてございます。町で大丈夫かという、不正がなかったかどうかという部分でございますが、そこまではちょっと把握はできておりませんが、大丈夫だというふうに、特にこれについて不正があったとか問題があったとかという、そういう連絡はいただいておりません。

次に89ページでございますが、農地銀行活動促進事業に関するご質問でございますが、これについて畑等借りている中で指導はあるかというようなことでございます。

これまでにについては具体的な、お問い合わせいただければ別ですけれども、お借りしたいということの中での貸借関係だけということでございます。

ただ、そこに月見区に関しましては、そのうち1区画、月見区に月見農園ということで1区画お貸ししてございますが、それについては、場合によったら区の中でご指導があるかもしれないということで、詳細は把握してございません。

それと90ページの辛味大根フォーラムに関しまして、第1回目は去年こういった大きなお金をかけて実施させていただいたけれども、2回目がないということで、事前に打ち合わ

せがしてなかったのかどうか、展望はどうだったのかという、そういうご質問でございますけれども、これについて大根フォーラム、当日もお聞きになったかどうかという部分はあるんですけども、地域の中でのご要望もいただきました。

ただ、私どもも続けていきたくはありますが、それぞれの産地が非常に小さいと。行政としてバックアップしているところは本当に数が少ないということで、いろいろお話もさせていただいたんですけども、現時点の中では、やりたくてもちょっと難しいというようなことで、ただ、この灯は絶やしてもらいたくないというようなお話をいただきました。そんなことで今年もフォーラムそのものは各地域からお越しいたいて、その旅費の手当だとかいろいろな部分での経費が大きいもんですから、それについてはできないんですけども、それぞれの地域にご協力をいたいて、大根だけご提供いたいて、その中で大根祭り、味比べ、そういう2日目にやったことについては今年もやっていきたいと。

県については、長野県の場合は去年の13地域のうち半分を長野県の産地から来ていただいているんですけども、それには県の普及センターもあるので県へもほかの地域の中で手を挙げていただけるように県としても支援してほしいというようなお願いはしております。以上でございます。

建設課長（荒川君） 103ページ、町単補助事業の中で大宮の水路、これは玉井商店さんの前から坂城神社に向かって水路のスラブのお話かと思っておりますけれども、区長さんを通じて地元要望という形で事業の方を進めさせていただいております。ちょっとお聞きをしている中では、今の時期はもちろんスラブで水路の上を道として利用ができるように蓋をうめてほしいというお話と、冬期間、除雪ですね、雪を掃いたときの処理する場所ということで一部蓋が開くような形で工事を進めてほしい、そのような要望をいただく中で現場の方も進めさせていただいているかと思っております。

続きまして、昭和橋の繰越事業の関係でございますけれども、これは国の地域活性化きめ細やかな臨時交付金ということで、これはいわゆる経済対策の一環といたしまして予算繰越の事業となっております。実際には千曲川、直轄河川の上の架橋の補修工事ということで建設省の方の協議もございましたり、基本的には水の少ない時期、渇水期の施工という形になるかと思っております。現在、これは設計もさることながら施工の時期等について、方法についても千曲川の河川事務所と打ち合わせをしております。また詳細につきましては、工事施工に関しては通行止め等の交通制御もかけていかなければならない、そんな案件になります。いずれにせよ、繰越予算という中で3月までには完成をさせなくてはいけないわけなんですけれども、これから渇水期に向けて早期に事業ができるように現在準備を進めているところであります。

それから107ページのまちづくり交付金、前田バイパス水路の関係でございますけれど

も、確かにご指摘いただきましたとおり、8月31日の局地的な豪雨の中では一部越水をしてしまったということがございます。ただ、あのときの雨量から申し上げますと、時間では21mmという役場の量計ではそういった雨量になってございますけれども、内容的には降り始めから30分間で16～17mmの降雨という状況でございました。

バイパス水路につきましては、確かにもちろん機能をしてございますし、入田川も流れが大変、従前に比べて三面張りで改修がされて大変よくなりました。ただ、その分一気に水が前よりも流れがよくて、かなり集まるようになったわけなんですけれども、一番坂城の国道下の樋管ですね、そこでは従前のおりの管の状況でございますので、一気に集まってはくるんですけれども、そこからは流れ切れない、はけない部分がございますので、前田のバイパス水路についても、あのような状況に一部なってしまったところでございます。もちろん降り始めから降雨の状況を確認をいたしまして、これは緊急的にでありますけれども、埴科用水の水門も開けまして、そちらの方に水も逃がし、バイパス水路、入田の水が樋管に飲み切れない部分を埴科用水の方に逃がして越水措置もとったわけですが、若干間に合わなかった部分がございます。以後ちょっと降雨の状況も見ながら管理については迅速な対応を心がけてまいりたいというふうに考えております。

110ページの駅の駐輪場の関係でございますけれども、屋根のないところで倒れている自転車があるというお話で、確かに見た目もよろしくございませぬし、様子を見ていますと、放置されているような自転車も中には見受けられるような状況でもございます。半面、登録をいただく駐輪場の方はまだまだ空きがございますので、一時的に駅を利用される方はよろしいんですけれども、通勤・通学等で年間を通してご利用いただける方には、極力屋根付であったり登録をいただいた駐輪場の方にまずご案内を申し上げていきたいと、そのように考えております。

8月のお盆前でございますけれども、テクノさかきでも実は駅の駐輪の状況が大変よろしくなくて点字ブロックの上に自転車がはみ出ている大変危険だと。そういった中で視覚障害の方の通行を妨げないように、点字ブロックから約60～70cm開けたところに白いラインを引いて駐輪の皆さんのマナー向上ということを呼びかけを行いました。

またテクノさかきの駅の前でも真ん前に自転車を乗り捨ててといたしますか、忙しく止めていかれる方が多うございまして、その箇所は駐輪のご遠慮ということで今、啓発を行っております。まずは屋根付の駐輪場、登録の駐輪場の場所が空いておりますので、極力そちらの方をご利用いただきたいと。

それから、またこれも呼びかけ、啓発を進めていきたいと考えておりますけれども、今少し余裕を持って駅の方に学生の皆さんもお運びをいただくように、そして秩序正しくと申しますか、公衆マナーという中では他の方の迷惑にならないように自転車をご利用いただく、

駅をご利用いただくというの、これから取り組んでまいらなければならない仕組みなのかなというふうに考えております。以上でございます。

4番（大森君） 建設国保のことについては不正の連絡はないということですが、それでもちょっと念のために調査はしていただきたいというふうに思います。

2番目に、89ページの農地銀行の件ですけれども、今度、直売所ができるということもあって、この間ちょっと農業をやっている方と話したんですが、そういう方々、とれると人に差し上げるので、それも断られるというぐらいとれてしまうと。できれば、そういうのが直売所で販売できて若干のお金になればいいかなというようなことをちょっと思っている方もいらっしゃるということで、農薬だとか、その辺の結構厳しさもありますけれども、そういうことをきちっと指導して、こういう規格内で、こういう農薬等で、こういうふうにならばとやれば直売所でも扱えるんだよというような、もしそういう方向ができればということで、そして植えつけ種類等についても、こういうのも、ああいうのもということで多くの方に参加していただいていくということの方が大事ではないかと。特に私は農家の方から結構、うちも非農家ですのでいただくんですが、少しはとってほしいというけれども、市場へ出せないものだから「いいよ、持っていけ、持っていけ」ということがあるんです。農家の方は非常にサービス精神がよくて自分たちのつくったのを差し上げるという形であるわけですが、それでも少し肥料代だとか農薬、そういう作業代にも少しなればいいかなというふうに思うんですが、そこまで考えた農地銀行の政策をつくっていったらどうかということをお考えですが、それについてどうお考えなのか、お尋ねします。

辛味大根について、やはり対応が甘かったといいますが、1回で打ち上げて終わっちゃったということだというふうに思うんですね。やはりもっと調査するなり、あるいはきちっと参加するところで始める前にそこまでの市場調査といいますが、今、大根の市場的なところは非常に小さいというようなことで、なかなかそれが政策として出てこないというようなお話ですけれども、そこまで持ち上げていくというのは、せっかく全国のフォーラムとして名前を挙げてやっているわけですから、1回きりで終わっちゃったと、アドバルーンで終わっちゃったということじゃなくて、やはりもう少しきちっと精査して、本当にこのまま続けられるかどうかということをお尋ねして今後の取り組みの中では考えていく必要があります。特に県内については、できれば前回参加されたところをお呼びして県内でもり上げていくという、せめてそこまで考えていく必要があるのではないかというふうに考えます。

103ページの大宮の町単工事の件ですけれども、区長と話して打ち合わせて現場で区長がこういうふうでいいよというふうにしたというんですね。ところが目の前で生活されている方が、これじゃ困るということで苦情が来るわけですよ。だから、いくら区長がよくても、そこで生活している人の生活上に困るかどうかについて、そこまでやはり気持ちを住

民の皆さんに心寄せるといふことが必要ではないかといふふうに思います。あれはああいう工法しかないんだよといふ、後でお聞きしましたけれども、そういうことを理解していただいていくといふことが説明責任として必要じゃないかといふふうに考えるわけです。だから、これからもいくらでもこういうことがあるわけですから、それについてそういう方向でやっていただきたいといふふうに思うんです。それについてのご決意をいただきたいといふふうに思います。

昭和橋については3月に完成させなきゃいけないということですので、ぜひ早急をお願いしたいといふふうに思います。

前田川の件ですけれども、結局、入田川がそういう状態だということであれば、またなりますね。夜でも降れば、あとどうするかということですが、もっと根本的にバイパスをちゃんと考える必要があるんじゃないかといふふうに思います。ある近所のお宅では資材置き場に水が入って自分で水かきをしているという状態になったり、あるお店では若干ドアから敷居がちょっと上だったので床までは入らなかったんですけども、下流の右側ですね、それがずっと水があふれたということですので、近所の人にはバイパスができたから大丈夫だと思って安心していたら「おー、来る、来る」ということで役場へも相当電話が行ったようですけども、そういう点ではもうちょっと改修するなり何なりちょっと検討してほしいと思います。私はバイパスの入口のところを見に行っただけですが、あそこの嵩をもう少し下げれば、もう少しよくなるんじゃないかなといふふうに。鉄道から出てすぐ左側へ流すようになっていきますけれども、その部分をもう少し段差を下げてやればもう少しいいのかなといふふうに、私も素人でわかりませんが、その辺のところも検討していく必要があるのではないかといふふうに思います。

駅の駐輪場の件ですけれども、上田市の駅の駐輪場では、ほとんど倒れていないということなんですよね。通勤・通学する方は当然ぎりぎり、どこも同じようなやり方で止めていくと思うんですが、倒れない方法のものをきちっと用意すれば倒れないわけですよ。だから、そういうものを、若干お金はかかるかもしれませんが、そういう道徳的なことだけじゃなくて、そういうふうに設備してあげることによって景観がよくなるということがあるわけですから、そこまで考えた今後の政策をつくってほしいといふふうに思います。以上です。答弁願います。

産業振興課長（宮崎君） まず農地銀行の件からご答弁させていただきます。

今日の副議長さんの一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、農業のすそ野をより広げるといふような意味合いも含めて、今70区画の農地銀行の貸出用の農園があるわけですけども、これについて数を増やすとともに、そこで今どんな形で進めていくか、農業支援センターにするのかどうするのかという、今考えていますが、そういう中で講習をしなが

ら、そこで親しんでいただくというような、そんなことで今、来年に向けて進めていければというふうに考えているところでございます。

次に、90ページの辛味大根フォーラムの関係で、今、対応が甘かったんじゃないかという、そういうご指摘をいただいているわけでございますけれども、私どもとすると、ねずみ大根をまず大きく発信していくというようなことで、私どもだけではということで持ち回りでできればという、それは2次的な部分での考えでありまして、そういう中で交流会のときに、ぜひ続けていくように地元で頑張ってくださいというようなお話もあったというようなことで、この灯を絶やさないようにというような部分もあって、祭りだけでも進めていきたいということで今年度も予算化をお願いして、これから事業を進めていくというようなことなんで、そこら辺については、この辺も想定の中であったという、そんなご理解をいただければありがたいと思います。

ただ、いずれにしても、全国のこういう地大根を発信する、それで地位が上がってきたというのは事実でございますので、そこら辺もご理解いただきたいと思います。以上です。

建設課長（荒川君） 大宮の町単工事につきまして、区長さんの意見だけでという今お話、ご指摘でございますけれども、この水路につきましては、継続という形で進めてきているところでございます。地域の要望の取りまとめ、これにつきましては区長を通じて行っているところでございますし、この水路につきましては、大宮の区の中でも要望順位1位という中で申請を頂戴し、順位づけをする中で継続の事業として取り組んでいるところでございます。

ただ、現場の整備の具合ですね、さっき申し上げた、多分除雪の際の対応のお話、ご指摘かと思うんですけれども、細かな箇所でございますたり、一定の区間でそういった場所を設けていく、こういったものは現場の中で取りまとめていたり、区長さんを介して事業の方も進めていきたいというふうに考えています。

それから107ページの前田のバイパス水路でございますけれども、先般の降雨は、正直申し上げて、先ほど30分で16～17mmの雨が降ったというふうに申し上げましたが、時間換算をいたしますと30mmを超える、本当に想定外の大変厳しい降雨であったというところでございます。それに対して職員も初期の段階で、豪雨の降り始め10分過ぎて、それぞれ河川の増水の警報ランプが付きまします。現場を確認をし、雨の中確認をし、それぞれ初動体制をとって土嚢を準備をしながら奔走をしたところでございます。先ほどの越水のお話につきましても、ポンプの手配をしたり土嚢を持っていたり、また填科用水に、ちょっと事後承諾になりますけれども、後先になりましたが、緊急的に用水の水門を開けて水処理を行った、そんな経過もあるということは1点ご理解をいただきたいと思います。

バイパス水路がすべて万全かということ、本当に想定外の降雨に対しては厳しい部分もございますけれども、あとは人の体制の中で降雨に備えたり、ちょっとリスクのあるところは事

前に土嚢等を用意をする等で当面对処してまいりたいというふうに考えております。

それから駐輪場の関係でございますけれども、景観上よろしくないというお話、外の方にも倒れないような自転車のもを設けられないかというご質問でございますが、やはり今、整備をしてある既存の駐輪場、空きがまだまだございます。坂城駅についても4割の空き、テクノさかきにいたっては6割くらい空いているという状況の中では、まずそちらをご利用いただく。その次に、そこがいっぱいになって次にどうするのかというのが次のお話になるのではなかろうかなと。

つけてもご利用いただいている皆さんのモラルにもお願いをしていかないと、こういう公共の場所の景観でございましたり、秩序ある空間というものが保てないのかなと。こういった問題につきましても、先ほどちょっと申し上げましたが、ラインを引いたり看板を設けたり、場合によっては、また指導も行いながら極力、月極・年間利用の登録の場所をご利用いただくように働きかけを行ってまいりたい、そんなふうに考えております。

8番（林さん） 福祉課の関係で3点ばかりお伺いいたします。

54ページ、項1目1社会福祉総務費の中の節で07賃金でお伺いいたします。

ここには賃金、こちらに計上されている金額だけですがけれども、去年の場合は臨時職員の賃金について103万7千円くらい計上されて実施されておりましたけれども、これは事務変更があったということで今年はないのかということをお聞きします。

それと60ページですがけれども、節20の扶助費ですがけれども、支援費のケアプラン等の作成事業委託1万2,300円がありますけれども、この内容、また、等の内容についてご説明をください。

それともうひとつ、78ページの乳幼児の健診事業についてお聞きいたします。

実績報告の方では59ページに大分詳しく出ておりますけれども、受診率が81%から96.1%、また乳幼児の健康診査、健康相談両方受診率が出ておりますけれども、受診をされなかった方がおりますけれども、そういう赤ちゃん、また幼児に対しては、どのようなケアをされているかということで質問いたします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

まず54ページの賃金でございますが、去年につきましては、この科目のところから産休・育休代替の職員分が1名おりました。その分でございます。今年は保健センターの方で、保健衛生費の方となっております。

それから41ページのケアプラン等作成委託料ということですが、これは障害者の自立支援法に基づくサービスのケアプランを作成してもらうものでございます。これは1件でございます。

78ページの乳幼児健診等で受診をされなかった方についての関係ですが、健康診査の場

合、3歳児健診が保健センターで扱っている最後の健診ということでございます。それぞれの月数によって健診は行われておりますけれども、そのときに何回も続けて健診に来られない方等につきましては、保健センターの方で電話をしたり、それから保育園の方へ確認をしたりしまして個別に対応しております。また3歳児、最後ということで一応勧奨の通知を差し上げております。以上でございます。

8番(林さん) 今、ケアプランについては1人のプランというお答えでしたけれども、こういうちょっと難しい専門的なことかもしれないんですけども、この1件ぐらいだったら担当の職員さんがそういうことはするということはできないのですか。やはり専門的なお仕事の途中でやっていただくということになるのでしょうか。その辺お答えください。

それと78ページの方ですけれども、来なかった人には電話で知らせたり、また保育園などでお話しして個別対応しているというんですけれども、勧奨はしていただくことはありがたいんですけれども、必ずそういう検査を受けてもらうようにすることを私は望むわけです。たとえ1人でも2人でも、そういう検査を受けられないまま大きくなって何らかの障害があるようなことになると、その子どもさんがとても不幸ですので、完璧にこのところはパスしていただくような追跡調査というか、対応を望んでいるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

福祉健康課長(中村さん) まず自立支援のケアプランの関係ですが、これにつきましては、特にどんなサービスをどういうふうに受けたいかという、困難な事例について、まずケアプランを作成する人が今、こちらの坂城町全体を見ましても、今お1人だけという中で、本当はもっと、例えば介護保険ですとケアサービスを受けるのにケアマネジャーがいて、いろいろなサービスを使うのに、どういうふうにやったらということで相談をする方がいらっしゃいますよね。それと同じような形になるんですが、今、自立支援の方、障害者につきましては、まだそこまでいっていませんで、困難なケースについて1件お願いしたということで、ほかにつきましては、今まで職員がどこのどんなところの施設に入所したりとか、生活する場はこの施設で、例えば就労する場合はこちらの施設でとか、日中の生活はこのサービスを使ってというような形で対応しております。

それから乳幼児健診の関係でございますが、その関係につきましては、3歳のときには本当に最後という、もちろんそれぞれの1歳児それぞれの健診のときに対応はしているんですが、3歳は本当に最後ということで、本当に漏れのないように保健センターの方で健診の日に来れない場合でも個別に対応をしているということでございます。よろしく願いいたします。

11番(円尾さん) 数字、字が小さくて、予算書を追うのが大変なので、せっかくつくっていただいた実績報告書の方で質問したいと思います。

まず49ページ、子ども手当が今年から支給開始、始まったんですけども、そのために21年度では準備を始めたわけですが、この子ども手当について申請という形になっているかと思うんですけども、漏れがないように申請できているのかどうか、その点確かめたいと思います。

51ページ、保育園総務費一般経費の中で今年度始まる前に、例えばリストラや何かで仕事がなくなったり、滞納があった場合は保育園を退園していただきますというような通知が出ていたわけですけども、この年度の中で、そういう対応があったかどうか。そういうことが起こったかどうか、その辺を確かめたいと思います。

それから52ページ、53ページですが、それぞれの保育園の職員数というのがここに記されていますが、この中で臨時職員は何人になるのか、数字を示していただきたいと思います。

もう1点は、104ページ、教育費の中で問題を抱える子ども等自立支援事業というのがこのところずっとやられているわけですけども、この中で子どもたちの状況、特に経済状況が悪くなっている中で、子どもたちの不安定な状況というのを心配するわけですけども、この事業を21年間やった中で、どんなことをやられたのか。それから不登校という形が今現在どういうふうになっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

子ども手当の関係でございますが、子ども手当につきましては、公務員の方につきましては町ではなくて、それぞれの職場の方から子ども手当ということになっております。ただ、町では把握ができないために全員の方に通知を差し上げて、公務員の方につきましては、そういうことで、こちらではないんですが、一応公務員であるということを出してくださいということをお願いしております。その中でまだ提出していただいていない方が何人いらっしゃいまして、9月末までに申請をしていただかないと4月から遡って子ども手当の支給はできませんので、すみません、日付はちょっと申し訳ないんですが、8月末ですか、もう1度こちらから同じように申請書を出していただいていない方に通知を差し上げて、出ていない方個人に通知を差し上げて申請をしていただくようにということで通知を差し上げてあります。

それから保育園総務費の関係ですが、議員さんのおっしゃるようなリストラの関係とか滞納している方、退所していただくという方は今までいらっしゃいませんでした。21年度いらっしゃいませんでした。

今、リストラに遭われた場合、失業されて職を探しているという方につきましては、ご家族のほかの方が保育をできる方がいらっしゃれば別ですが、お1人で今までですとリストラをされて仕事をしていないから保育できるのではないかということではなくて、失業されて

いる一定の期間につきましては、保育に欠ける、職を探しているということで、そういう対応をいたしております。以上でございます。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

臨時職員の数はそれぞれ何名かというご質問でございます。

南条保育園、52ページの職員数をご覧くださいと、園長1、主任保育士2、保育士13ございますけれども、臨時保育士が6名、プラス常勤的非常勤が1名でございます。7名の方が臨時保育士でございます。調理技手3名が1年の臨時職員でございます。

坂城保育園では、保育士の中の9名のうち4名が臨時保育士、そこに常勤的非常勤1名がございますので、5名臨時保育士でございます。調理技手2名が1年の臨時職員でございます。

村上保育園では、園長1、主任1、保育士5人のうち1名が臨時保育士でございます。調理技手2名が1年の臨時職員でございます。以上です。

教育次長（塚田君） 問題を抱える子ども等自立支援事業のご質問でございますが、これにつきましては、内容的には不登校児童の対応ということでございます。子どもたち、それからまた保護者の方が日ごろ悩んでいる問題につきまして、その状況に応じて大峰教室あるいは児童館、家庭相談員、そういう方々の協力を得ながら学校への復帰を目指すということでございます。坂城町相談支援推進協議会というものを大勢の方々の組織等を活用しまして一昨年に立ち上げ、いろいろな方々のご協力を得る中で、子どもたちが学校へ来れると、登校するような状況をつくり出すということで活動を行っている事業であります。現在、不登校の関係につきましては、小学校で全小学校のうち3名おりまして、そのうち2名につきましては家庭にいます。1名につきましては、学校へ来たり、大峰教室へ行ったりということでございます。それから、中学校につきましては8名おります。そのうち5名につきましては大峰教室へ通っており、3人につきましては30日以上欠席になっているという現状であります。以上です。

11番（円尾さん） 子ども手当について、9月30日が期限になっていますので、9月30日までに申請をすれば4月から遡って支給という形になるかと思うんですけれども、先ほどそんな話が出ましたが、それ以降でも支給対象にはなるんですけれども、まだ申請していない人たちに再度申請するように手続をしたという話がありました。できるだけ、その人たちがみんな申請できるように、子ども手当をもらっていただけるように、通知だけじゃなくて、やはり顔の見える対応をぜひしていただいて、その人たちが辞退するのであれば、それは仕方ないと思いますけれども、やはりきちんと事情をつかんでいくということが大切だろうと思うんですが、その辺について、もう時間もありませんよね、9月30日が期限ということですから。そういう形の中で、ぜひ対応をしていただきたいと思います。その辺につ

いて、もう1度お答えいただきたいと思います。

保育園の方では、いわゆるこの前のレッドカードというような形で出されたような形の退園者がなかったということはほっとするところですが、先ほどの臨時職員の問題を考えたときに、人数を聞きますと、保育士は半分以上が臨時、調理師に至っては全員臨時というような形がありまして、結局その中で保育士なんかも1クラスを持つと責任が重くなるし、正職員と一緒に保育をしていくわけで責任が果たしていかなければならないというようなこともありますし、それから正職員と臨時職員との、いわゆる心の葛藤などもあるんじゃないかと思うんですね。そういうところに関して、これを見直して行ってほしいと思うんですけども、そういう考えがあるかどうか。それと今の現状について、どのように理解しておいでになるか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから問題を抱える子どもたちの、これはずっとこのところ何年も続けられている補助事業ですけども、実際にまだ中学生で8名の方が、小学生3名の方がというような話がありました。学校に行けないということは、それぞれ理由があるかと思うんですけども、ここで坂城町相談支援推進協議会ですか、それを立ち上げてやっていたところで、この事業の効果というんでしょうか、これをやったことによって少しはこの問題が改善したというふうに考えられるかどうか。そして、もしそうでなければ、もう1度ほかのやり方も考えなければならぬんじゃないかと思うんですけども、その辺については、どうお考えでしょうか。

それから、やはり今、子どもの貧困ということが大きく言われていますけれども、経済的な中で両親とか、それから家庭の中の経済的なものを理由にして不登校になっているというようなことが、この町はどうかわかりませんが、ほかではよく報道されていますけれども、そんなところでの細かい配慮がされているのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 子ども手当について、通知だけでなく、対応をとということなんですが、通知をまず出しましたので、その結果によりまして電話等対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

臨時職員の職責について正職と同様に果たしていかなければならないということで、いろいろ心の葛藤があるのではないかとございまして、臨時保育士につきましては、雇用期間1年の最長3年まで雇用するということで雇用契約をお願いしております。当面この考え方に基づいて雇用をお願いしていく予定でございます。以上です。

教育次長（塚田君） 問題を抱える子等の事業でございますけれども、これにつきましては、やはり登校拒否児童の生徒の不安・悩み、そういうものを和らげ、また安心して過ごしながら、

自立性の心、社会性、それから学習意欲を育てると。集団生活の中で生活をしていくという、そういう適応性を促しながら社会の中へ、または学校の中へ復帰を援助していくということを主要な目的として行っているわけです。

そういう中で協議会が設立して効果的なものはあったのかということでございますが、やはりそういう多くの問題を抱える、悩み、さまざまな違った意味での悩みを抱える子どもたち、また保護者たちのそういう考えを聞く中で、情報交換をする中で、やはりそういう不安、そういうものを解消していくという、そういう状況は生まれてくるのではないかというふうに思います。現在、先ほども申しましたように、大峰教室の方には指導員1人と補助指導員が1人おりますが、大峰教室へ通う状況も、ここ何年か、8人のうち5人というようなことで、そういう状況が生まれてきております。こういうこともひとつの効果のあらわれではないかというふうに思うところであります。

いずれにしても、今の社会の中でいろいろな複雑な要因が、議員さんが言われましたように貧困とかいろいろな、いじめとか虐待とかいろいろさまざまなことによって登校拒否を起こすような状況が生まれております。そういうことにひとつずつ前向きに相談をしながら子どもたちが学校へ通える状況をつくっていくというのが趣旨ですので、それに向かっては一步一步進んでいるのではないかというふうに理解をしております。以上です。

議長（春日君） これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1 議会費、款2 総務費のうち項1 総務管理費中目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費、項3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中目9 上水道費、目1 0 合併処理浄化槽設置費、款5 労働費、款6 農林水産業費、款7 商工費、款8 土木費、款9 消防費のうち項1 消防費中目4 水防費、款1 1 災害復旧費、款1 2 公債費、款1 4 予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費、項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中目9 上水道費、目1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中目4 水防費を除く消防費、款1 0 教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

審議の途中ですが、ここでテーブル交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後4時52分～再開 午後5時02分）

議長（春日君） 再開いたします。

お諮りいたします。

日程第3、議案第33号から日程第9、議案第39号までの7議案、各特別会計決算案に

つきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

日程第3「議案第33号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定
について」

議長(春日君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

5番(山城君) 1点だけ答弁をお願いしたいと思います。

収入未済額が21年度54万円ぐらいあるわけですが、去年は……

議長(春日君) ページをお願いします。

5番(山城君) すみません、165ページでございます。

款1分担金及び負担金、項の負担金で、あと項の使用料及び手数料、目1使用料の件ですね。これは去年、21年度、54万円ほど収入未済金がございます。20年度は10万円弱でございますけれども、この理由について説明をお願いします。

それからもうひとつは、毎年、加入キャンペーンをやっておるわけですね。これについて効果はどうか。よろしくをお願いします。以上です。

まちづくり推進室長(塚田君) お答えいたします。

昨年、平成20年度の決算に比べまして、21年度の決算の収入未済額が約5倍ほどに膨らんでおります。この大きな理由といたしましては、やはり経済的な問題が多いかと思えます。今まででしたら払っていただいたケースのお宅でも、ちょっと待ってくれということで、そういう状況が多くございました。この8月末現在では、今現在、半額になっております。この47万8,550円の収入未済額は35名の方ですが、8月末現在で17名に今のところなっております。分納等の方法等で少しずつでも払っていただいていると、そういうような状況であります。

もうひとつ、加入キャンペーンなんですけど、こちらの方、加入の方は大変滞っております、少ないです。むしろないですね。なかなか新しく入れるということはなかなか今現在ないということでございまして、その辺ももうちょっと加入の関係で努力をしていきたいというふうに思います。以上です。

5番(山城君) 説明によりますと、去年は年間5件ということです。加入金は無料ということでございますけれども、やはり工事費の関係で躊躇されるんじゃないかなと思うんですが、この辺についての、別途となっておるんですけれども、これらについての何かお考えはあり

ますか。

まちづくり推進室長（塚田君） 工事費の関係でございますが、なかなかこういう状況でございます。とにかく入りやすいように、ちょっと工事費の方も何とか検討して安くするような、そういう方向で進めていきたいと思っております。以上です。

議長（春日君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4「議案第34号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

11番（円尾さん） 177ページと、それから監査委員の審査報告書の17ページに詳しく書いてありますので、そちらを見ながら質問したいと思っております。

職員の方の努力にもかかわらず、とうとう滞納額が1億円を超えました。非常に15億円の中の1億円ですから大変な額になってきたなという感じがしています。その中身について、少し説明いただければと思います。

それからもうひとつは、不納欠損についてですが、17ページの方では去年よりも人数が随分増えています。金額的には減っているんですけども、現年課税分も不納欠損しているわけですけども、それら不納欠損の内容についてお示しいただきたいと思っております。

もうひとつは、これは実績報告書の方の124ページ、国民健康保険について説明があるわけですけども、保険税未納者に対して21年度末現在で資格証を21人、短期証を105名となっておりますが、未交付、いわゆる窓口で預かっている数は幾つになりますでしょうか、お聞きします。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

収納率をちょっと参考までに申し上げますが、現年度分の医療につきましては、一般の部分でございますが、21年度93.24%、昨年が92.38%ということで、0.87ポイントアップしております。それから後期高齢者の部分でございますが、21年が93.23%、20年が92.70%ということで、0.53ポイントアップしております。介護につきましても同じく0.71ポイントアップしております。

大変厳しい状況だったのですが、不納欠損の理由でございますが、現年につきましては、2万3,100円不納欠損しておりますが、こちらの方につきましては、外国人の方の出国

があったということで、お1人分でございます。それから滞納繰越部分の不納欠損の主なものでございますが、やはり外国人の方の出国があったということで、こちらの方が26件、81万円、それから相続放棄がされたということで、2名の方、38万円、これが主なものでございます。以上でございます。

すみません、滞納の内容でございますが、一般会計のところでも申し上げましたけれども、やはり大変厳しい経済状況の中でありまして、収入が落ちたということで、どうしても納められないという方がやはり増えております。私どもでも分納誓約等していただいて、できるだけ納期限内で納めていただくように努めているわけでございますけれども、主な滞納の原因といたせば、やはり経済状況が一番大きいのではないかというふうに考えております。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

保険証の窓口交付、窓口で預かっている分ですが、21年度末現在で31件でございます。11番（円尾さん） それぞれお答えいただいたわけですが、経済状況が大変なことは百も承知ですし、ほかの税金もそうなんです、これが今度、滞納整理機構というような形に変わっていく中の国保もひとつの税金として入っていくわけですよ。そんな中で、やはりそれこそ顔の見える状況の中で、できるだけ払っていただくような努力というのがどうしても必要だと思うんですが、滞納した人たちに対して分納誓約というような形をされましたけれども、どのような対応を、分納誓約だけしていただくことができるのかどうかということもありますし、滞納している人たちの状況というのを全部つかんでいるのかどうか、その辺が気がかりなんですけれども、その点についてはどうでしょうか。特に収入未済の現年度新しく滞納になった人が何人くらいおいでになるのか、その辺のところは気になるところですので、ご答弁いただきたいと思います。

それから窓口交付が31件だということで、結局、資格はあるけれども、保険証を取りに来ていないという方だと思うんですよ。そういう中で、その人たちに対してどんな対応をされたんでしょうかね。31人、去年よりも10人くらい増えていますが、その中でやはり顔が見える、どうしてその人がそういう状況にあるのかということがきちんと把握されているのかどうか、その辺がやはり気になるところですけれども、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

収納対策推進幹（春日君） お答えいたします。

滞納者の方の状況をつかんでいるのかというようなご質問でございますが、納税相談、特に国保につきましては、保険証の有効期間が1年ということで、9月末、10月1日から9月末ということになっております。この切り替えにあわせて滞納されている方ほとんどに福祉健康課の方から相談の納税相談に来てくださいということで通知を差し上げまして、それ

に基づいて私ども担当、それから福祉健康課の担当が対応をしてお話をお聞きする中で分納相談、この方は分納がよいという話になれば、その方に応じた収入の状況、それから家族構成等で、その方が納付できる、私どもとすればたくさん納めていただきたいと思いますけれども、その方の状況等もお聞きする中で分納金額とか分納期間等を決定していくようにしております。

それから21年に新たに滞納になった世帯でございますが、19件、144万9,524円でございます。以上です。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

納税相談をやる中で対応をしております。先ほど31件、21年度末では31件でしたが、その後納税相談をやりまして、8月末現在では21件になっております。個々に来ていただく中で保険証の交付をしております。また相談に来られない方、町内に住所は置いてあるんだけど、実際にいらっしゃらないとかという方も中にはあります。そういう方を除いて町内にいらっしゃる方で滞納整理に伺ったりした中で状況を把握して、その中で保険証の交付等も状況に応じる中でやっております。以上でございます。

1番（田中君） ちょっと2点ほど、主にこっちの実績報告書の説明でちょっと説明をお願いしたいと思うんですけども、この事業概要、去年と同じようなことが書いてあるんですけども、長々と書いてあるんですけども、これを見ますと、第1点は、高齢化社会になっていくので、世帯数は減っているんですけども、被保険者数が増えているという、その辺がちょっとよくわからないんですけども、これはどういうふうに解釈すればいいのか。いわゆるサラリーマンをやめた人たちが今度は一般に入ってくるんですけども、そういうことにしても、高齢者世帯、平均で世帯数が減っているんですけども、被保険者数が増えているということがちょっと、どういうことかよくわからないんですけども。

もう1点は、収入の欄ですけども、保険税の収入済額がそれぞれ前年に比べて減っているんですね。私ちょっと調べたら、去年のここにある数字よりも700～800万円減っているんですけども、徴収率はそれぞれ0.4とか0.5とか上がっているんですけども、収入済額が減っているながら徴収率が上がっているというのはどういうふうに解釈したらいいのか、その2点ちょっと説明をお願いします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

世帯数は減って、被保険者数は増えているということでございますが、現実に国保の加入者の世帯数がこういう状況で、世帯数は減っておりまして、被保険者数は増えているという状況でございます。原因がどういうことということではなくて、こういう状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

収納対策推進幹（春日君） お答えいたします。

収入済額が減っているのに徴収率がアップしているのはどうしてかというご質問でございますが、やはり全体の収入が落ちているということで、調定額自体が下がっております。

ちょっと1例だけ申し上げますが、一般の医療、現年の医療で見ますと、調定額2億5,587万3,993円ということになっておりますが、昨年は2億6,367万9,951円ということで、780万円ぐらい減っております。

1番(田中君) 国保関係は非常に地方自治体の財政を圧迫している要因というか、これからはますます高齢化とともにになっていくわけですけれども、そういう中で1点目は、高齢世帯が減っているということは高齢世帯がなくなるから被保険者も減っているんじゃないかと思うんですけども、いわゆる課長は、これが実数だということなんですね。できたら、この解明を、ちょっとまたしていただければありがたいなと思います。

それからもうひとつは、確かにそういう高齢者で収入が減っている中で、20年度後半から21年にかけて不景気があったということで、調定額というか、収入が、収入は前年の収入に対して調定されるわけですよ。そうすると、調定が減っているわけですよ。調定も減っていて収入済額も減っているけれども、調定額の減りよりも納めていただいた収入額の方が多かったという、減り方が少なかったということで徴収率が上がったという解釈でいいんかね。そこだけちょっと確認だけ。

収納対策推進幹(春日君) おっしゃるとおりでございます。

議長(春日君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5「議案第35号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(春日君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(春日君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

日程第6「議案第36号 平成21年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(春日君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7「議案第37号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

日程第8「議案第38号 平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

1番（田中君） 介護保険の関係ですけれども、収入未済額が600万円ほどあるわけですが、この人たちは、いわゆる介護保険の給付サービスはどのような形で、何か影響はあるんですか。その辺がわかっていたら説明を。

福祉健康課長（中村さん） 滞納をしている場合、給付の制限はあるわけですが、現在、坂城町では今のところやっておりません。

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第9「議案第39号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

議長（春日君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2、議案第32号から日程第9、議案第39号までの8件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日14日から9月20日までの7日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって、明日14日から9月20日までの7日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

今回は9月21日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後5時29分)

9月21日本会議再開（第5日目）

- 1.出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------|---|--------|
| 町長 | 中 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 荒 | 荒川正朋君 |
| 教育次長 | 塚 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青 | 青木知之君 |
| 総務係長 | | |
| 総務課長補佐 | 柳 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | | |
| 企画政策課長補佐 | 山 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | | |
| 代表監査委員 | 三 | 三井幸雄君 |
- 4.職務のため出席した者
- | | | |
|--------|---|-------|
| 議会事務局長 | 吾 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金 | 金丸恵子君 |
- 5.開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 3 9 号 平成 2 1 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 4 0 号 坂城町さかき地場産直売所条例の制定について
- 第 1 1 議案第 4 1 号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 4 2 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 4 3 号 長野県地方税滞納整理機構の設置について
- 第 1 4 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 5 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 7 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 議案第 5 1 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 追加第 2 議案第 5 2 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加第 3 議案第 5 3 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について

追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 「請願・陳情について」

議長（春日君） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第 2 号 長野県地方税共同化に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手少数により）不採択」

議長（春日君） 日程第 2 「議案第 3 2 号」から日程第 9 「議案第 3 9 号」までの平成 21 年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る 9 月 13 日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について委員長から報告がなされております。

日程第 2 「議案第 3 2 号 平成 21 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る 9 月 13 日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第 3 2 号「平成 21 年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款 1 議会費、款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 1 0 合併処理浄化槽設置費、款 5 労働費、款 6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、款 1 1 災害復旧費、款 1 2 公債費、款 1 4 予備費の各事項について、9 月 14 日、15 日の 2 日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長の出席を得て説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課

長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求め、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

歳入（総務課）

町税未済額を減らすための対策は。

現年度分の未済額を減らすことを目標に取り組んだ。12月には3週間かけ特別臨戸徴収を行い、5月の出納閉鎖前には2週間かけ滞納整理を行った。滞納繰越分については、特に2週間にわたる県の併任職員の受け入れによる電話催促の実施、住民税の長野県への徴収委託等さまざまな取り組みを行ったが、徴収率は前年度を下回ってしまった。

収納推進対策会議の開催状況は。

12月と出納閉鎖後に開催している。特に福祉健康課とは介護保険料や国保税の関係もあるので、収納推進対策会議以外でも個々に連絡を取り合っている。

平成20年度に比べ、平成21年度は固定資産税が減額となっている理由は何か。

21年度は評価替えの年であり、それによる減額である。

主な不納欠損の内容は。

個人住民税で外国人の出国39名、154件、258万円である。

外国人の出国による未納を減らすための対策は。

外国人の出国は、再入国手続をした場合、2年半経過しないと入国管理局から通知が来ない。その間は所在がわからない状態になってしまう。追跡調査等を行い、所在を突き止め、催促・催告をしている。

法人町民税の均等割1から9号の件数は。前年度との比較は。

合計399件、3,728万5,900円である。20年度は3,980万9,300円で、平成21年度は減額となっている。

法人町民税の申告数の推移は。

平成19年度は404件、20年度、406件、21年度、399件である。

地方譲与税について、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税の内容は。

21年度より道路特定財源の一般財源化に伴い、地方揮発油譲与税が創設された。ただし、改正前に課税された特定財源分については地方道路譲与税として収入があった。

町債、臨時財政対策債の借入利率は。起債許可に伴う手続は。

地方債については実質公債比率が18%を超えており、許可団体として公債費負担適正化計画を提出し、実質公債費比率が18%以下に抑えられるよう、借入額、返済額等の償還計画を立て、県より許可を受け、借入を行っている。臨時財政対策債については、政府機関の財政融資により1.2%の利率にて借入、償還期限20年据え置き3年で借入をし

ている。

歳出

税償還金と還付加算金の金額は。

法人町民税の償還金57件、1億741万1千円、加算金は32社、285万円で、加算金の率は年4.5%である。

固定資産税評価基礎資料整備の内容は。

評価替えの準備のための整備費用である。21年度を初年度とし、3年間の業務委託をしている。21年度は基礎調査等多くの業務を実施したので増額となった。業者の選定は前回、課税資料として全市地番図を作成したため、この活用をすること、また、町の状況も承知している業者に随意契約することに決定した。

総務一般管理費委託料の電算委託料、職員採用試験についての内容は。

電算委託については、職員給与計算に係る委託である。職員採用試験の21年度の申し込みは、上級職13名、中級、保育士13名、計26名である。

業務管理一般経費、庁用車賃借料の減少の理由は。

庁用バスのリース代が平成20年2月に当初の5年リース期間が終了し、21年度以降は1年ごとの再リース契約となった。

定額給付金給付事業、未給付状況の内訳は。

21年2月1日を基準として住所地に申請書の送付を行ったが、返送された方が52件あった。

定額給付金を個人に給付された数は。

日本人1万6,284人の対象者に対し、1万6,215人に給付され、給付率は99.58%である。

衆議院議員選挙一般経費、職員時間外勤務手当の単価は。

市町村職員は一律1,813円である。

今後の公債費、町債の計画は。

起債残額については、平成17年度の76億円をピークに減少している。今後については、19年度から21年度に実施した補償金免除繰上償還の制度が3年間延長となるので、利率の高い起債は制度活用を図り、起債残額を減らしたい。また今後の事業推進にあたり、建設事業に係る新規の借入れの抑制に努めたい。

(会計室)

八十二銀行派出業務手数料の積算根拠は。

17年度後半から負担している。人件費の2分の1の負担を要求されているが、現在は要求額の4分の1を負担している。

日本振興銀行で初のペイオフが発動された。町の資金の管理体制は大丈夫か。

決算用預金と定期預金で管理している。決算用預金は無利子である。定期預金は町と土地開発公社が縁故債を借りている金額の中で預金をしている。そのほか国債を100円以下で購入し、運用している。

(企画政策課)

振興公社の経営で配当金が減額されているが、基金への繰入金が増額している。経営状況はどうか。

21年度は給付金650万円、入湯税714万円を納付した。施設の減価償却費相当額を町に納めるため、入館者の増、さらに経費削減に努め、収益確保を図るよう努力している。

地域づくり活動支援補助の内訳は。

区の30万円を上限として選考委員会で決定し、合計280万円を補助した。また団体に対しては、申請者の内容を精査して5万円を限度として4団体に合計15万円を補助した。

緊急雇用製造業調査の内容と方法は。

国の工業統計調査を行う際、同時に従業員が3人以下の製造業を対象として事業所数、従業員数、製造品出荷額等を調査した。製造品出荷額等で前年比約マイナス35%であった。

国際交流協会研修の内容は。

全協会員の募集し、行った海外視察研修である。職員研修2名を含め、総勢22名が参加し、視察先は広州市、参加者に対しては協会から1人3万円の補助を行った。

電子端末機器等の保守料や購入費などの額が適正なのか。外部の専門家などによりチェックできないか。

指定業者等選定委員会に諮り、審査の上契約している。システムの導入経過や経費の面から他の業者へ変えることは難しい。なるべく安価に抑えるよう交渉に努めている。外部の専門家にチェックさせることは費用対効果の面も含めて総合的に検討する必要があると考える。

購入先はどう決めているか。

見積入札を行い、決定し、町内企業から7台、町外企業から8台を購入した。

坂城男女共同みんなの会の会員数は。

現在は191名であり、前年度から5名減少した。発足時の会員数は213名である。

各区の女性区会議員の実態は。

22年度は昨年度より2名減り、10区で27名であったが、女性の登用については

徐々に意識されてきているようである。

各統計調査の調査員の状況と募集方法は。

工業統計及び輸出生産実態調査の調査員数は17名、農林業センサスは61名、経済センサスは13名、全国消費実態調査は2名で、合計93名のうち民間の採用は30名である。また全国消費実態調査以外は公募である。

農機具の利用状況は。

21年度の実績は、大型トラクターが年間102日間、小型トラクターが年間76日間貸し出ししている。

隣保館の事業内容は。

4つの講座を行っている。また交流フェスティバルやスマイルボウリング大会など地域住民の参加のイベントも開催している。

(産業振興課)

勤労者福祉センターへの360万円の管理費の内容と職員体制は。

勤労者共済会が指定管理者で、そちらに交付している。事務局長を含め職員3名と指導員1名、計4名である。

23年度からの運営はどうなるのか。

550万円の補助金が22年度で終了するので、人件費を縮減する方策を検討している。

中小企業人材確保推進事業の内容は。

テクノハート坂城協同組合で行う事業で、21年から3年間、厚生労働省からの補助金と町も補助する中でキャリアガイドや就職規則マニュアルといった社内規定を整備し、合同での就職説明会を開催した。また『技術者魂』という冊子をつくってテクノハートに加入している企業を紹介し、全国の大学に配布する事業を行った。

この事業についての町内企業の反応はどうか。

就職規則については従業員の身分の確立向上にもつながると考える。この事業はテクノハートの役員会の発案で立ち上げたものなので、尊重していきたい。補助金事業は3年で終わるが、これらによって企業の基盤が整って力がつくことを期待したい。

農業委員会委託料の農地台帳整備と緊急雇用土地データベース整備事業は、どのようにリンクしているのか。

農業委員会で管理している農地台帳システムの保守の委託で、これは通年のものである。緊急雇用土地データベース整備事業は緊急雇用の補助金で、農地台帳システム、旧台帳は建設課で管理している土地台帳間のエラーを補正する作業をした。今後、耕作放棄地解消のためのデータとして活用していく。

有害鳥獣駆除に対する猟友会からの要望は反映しているか。

役員会にも参加し、駆除員さんの意見も聞いている。駆除の費用も以前は8万9千円だったが、ハクビシンなどが増えたことで19年度から119万円に増額した経過もある。檻については21年度に町予算で4基、対策協議会の予算から4基購入した。

負担金を出している長土連というのはどういう団体か。また町が委託している事業は。

正式名称は長野県土地改良事業団体連合会で、市町村土地改良区等土地改良事業を実施している団体が集まって組織している。近年は公共工事の発注支援、新技術の検討などを行っている。国、県との調整機能があり、六ヶ郷用水については長土連が事業採択のノウハウを持つので委託している。町が委託している事業は農山漁村活性化支援交付金事業及び農地有効利用支援整備事業の実施設計業務である。民間では積算業務ができないため、随意契約をしている。

松くい虫防除対策事業で伐倒駆除に2,500万円支出しているが、効果は。

適時に伐倒駆除しないと効果は少ない。予算も厳しい中なので効果のある木を選別するよう、特に今年度から業者に強く指導していく。

緊急雇用林道作業道環境整備の場所は。選定の理由は。

和平から森に抜ける更埴坂城線、そこから分岐して葛尾に向かう北山線、五里ヶ峯作業道の側溝の清掃、草刈り等の事業である。林道15路線から利用頻度が高い箇所を選定した。定期的にパトロールし、側溝の詰まりなど現況把握した上での選定である。

森林環境整備委託と林業作業環境整備事業で、どれくらい緊急雇用したのか。

森林環境整備事業が3人で81日、延べ243人分、林業作業環境整備事業では3人で44日、延べ132人分である。

商工振興補助金の補助対象と件数、補助額の状況は。

全体で33件、1,120万円余を支出した。主な内訳としては、機械整備単独の整備に19件、714万円である。

まちづくり事業補助金200万円の内容は。

始めてから3年目で、以前は商工会経営改善普及及び普及事業費補助金と合わせて850万円を支出していた。商工会が経営指導等の事業にとどまらず、町民と一体となってイベント対応や相談事業をするよう求めるため、明確に200万円をまちづくり事業補助金として分けたものである。にぎわい秋祭りと同日開催のお客様大感謝祭、ばら祭り、辛味大根祭りの開催時に商工会青年部、女性部の出店経費などに支出した。

中小企業預託金による融資実績は。

21年度は町と県と合わせて全体193件、合計融資額が20億3千万円ほどの融資を行っている。件数で64件、融資額で8億3千万円ほどの前年度比増となっている。

報償費謝礼115万円の内容と実績は。

にぎわい秋祭りを商工会のお客様大感謝祭と同日開催で実施し、「アキットのマジックショー」と「ポケットモンスターのキャラクターショー」の公演を実施した。2,500人以上がご来場いただき、効果はあったものとする。

商工企画費のテクノセンターの建設補助金の返済はいつまで、残額は。

テクノセンター建設に係る借入は2本で、ともに中小企業高度化資金を使っている。返済期限は24年度と25年度である。残額はおよそ24年度までのものが4千万円、25年度までのものが7千万円である。

B・Iプラザの入室及び空室状況はどうか。

11室のうち3室が空室である。

鉄の展示館の業務委託、運営企画はどこで行い、報償費の内容は。

受け付けや清掃などは、まちづくり坂城に委託している。企画展については年に1回、懇話会において検討し、町が最終的に決定している。懇話会のメンバーは町内企業の代表や信大の准教授などである。今年で2回開催した。報償費の内容は、展示品の所有者への謝礼、講演会講師謝礼のほか、昨年は、お守り刀展として町長賞としての副賞があたる。

(建設課)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、設置基数が29基から32基に増えただけなのに前年比約600万円の増額はなぜか。

小網地区が下水道整備の見直し区域となり、合併浄化槽により下水道整備をすることになり、21年度から小網区へ上乗せで補助金を交付したためである。

小網地区地域活性化委員会補助金380万円の内容は。

21年度から一律に対応するため、20年度までに浄化槽を設置した過年度分の12名分の支出である。

交通安全施設整備事業の内容は。

カーブミラー、防護柵、路面の表示関係の31カ所の申請のうち23カ所で実施したものである。

除雪作業の委託料が214万円増額したが、財源の対応は。

毎年12月に補正をしている。21年度は降雪量が多かったため、除雪が37件で114万円、融雪剤散布が57件で167万円である。

南条小学校の東側の道路工事は、いつ完了するのか。

22年度に南条小学校側の擁壁を完成させ、産業道路の東側の歩道工事に一部取りかかる。完成は23年度の予定である。

21年度における繰越明許は。また工事が遅れた理由は。

工事費の関係で2,682万9千円である。工事予定箇所を上水道管が布設されており、

上田水道管理事務所による移設完了後の施工となったため、年度内完了ができず、繰越対応となった。

道路維持工事費が前年比480万円減額の理由は。

21年度は国の経済対策を受けて、水上線、若草橋南側の町道改良について、一般単独で予定していたものを特定財源事業として道路新設改良費へ振り替えたためである。

道路台帳等保守管理業務委託の内容は。

道路台帳整備関係162万円、町道に係る境界、未登記処理に係る測量委託が12件で222万円である。

水路しゅんせつ工事の内容は。

例年実施している箇所は坂端のサイフォン、坂城駅前と前田川の沈砂池である。21年度はタシマ電機横も実施した。構造的にバキュームの車を使わないと土砂の除去ができない箇所についての実施である。

まちづくり交付金前田川バイパス路事業について、目的が達成されていない。まだ改良の余地があるのか。

短期間に想定外の雨が降ると、入田川と合流して国道下の樋管の部分で飲み切れず越水してしまうという状況である。抜本的な話になると樋管の改修ということになる。土地改良区との連携を含め、水位の状況を見ながら迅速な措置がとれるよう仕組みを検討していきたい。

町営住宅使用料の未済額についての内容は。

件数は30件ほどである。期限に間に合わない方のほか、支払いに困って10カ月ほどの滞納が12件ある。

中之条町営住宅の空き部屋の状況と対策は。

現在3LDKが3戸、3DKが10戸空室である。現地案内を行ったり、ホームページにも掲載し、PRしている。

まちづくり交付金事業効果分析調査委託の発注先は適正か。調査項目と結果の公表は。

委託先は東京の(株)建設技術研究所である。業者の選定は県内の業者を含めた4社をノミネートし、プロポーザル方式を採用した。選考委員会で決定したものである。坂城駅前の歩行者数の増加、公共施設の集積率の向上、にぎわいとふれあいを創出する空間の提供という3つの指標に対する調査である。さらに地域の皆さんがまちづくりに参画してもらえよう、10月号広報に成果を公表する予定である。

坂都2号線の完成はいつか。

県の説明では23年度までの事業である。交差点改良と北側に向かったの街路の部分は今年度中に実施され、跨線橋の歩道拡幅工事もあわせて行われる。北側の横町通りとの交

差点付近は用地交渉中であり、23年度未完成の予定である。

ふるさと雇用と緊急雇用は、ほとんど委託であるが、どこか。

ふるさと雇用は、ばらの里の管理事業、びんぐしの里の環境整備事業で、2事業とも坂城町振興公社へ委託している。緊急雇用は、ばら祭り会場整備事業、千曲川水辺公園整備事業の2事業で、シルバー人材センターへ、オリジナルローズ普及事業については民間会社へ委託し、実施した。

ばら祭りを運営する中で、それぞれ立場によって待遇が違うことについて町民から不満が聞かれた。今後の対応は。

ばら祭りの来園者からの協力金を活用し、ボランティアの皆様の負担が大きくなるような運営のあり方を検討していきたい。

循環バス運行事業の委託の内容は。利用者は高齢者が多い中で乗降場所の要望に対する取り組みは。

委託料の半分は運転手の人件費が占める。その他はバスの維持管理費である。バス停の場所は基本的に陸運局の許認可の関係があり、当初決めた場所から移動できないことになっているが、利用者の声を聞きながら改善を図れるところはしていきたい。

(議会事務局)

政務調査費の収支報告書の閲覧請求はあったか。

担当は総務課だが、閲覧請求はなかった。

議員年金関連の新しい情報は入っているか。

今のところ聞いていない。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採択の結果、議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(春日君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(春日君) 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(中嶋君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台

帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中目10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中目4 水防費を除く消防費、款10 教育費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育次長、図書館長、子育て推進室長、各保育園長、保健センター所長、地域包括支援センター所長、学校給食センター所長及び各担当係長の出席を求めて所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告をいたします。

(住民環境課)

町職域防犯協力会及び千曲少年警察ボランティア協会の人数と活動内容は。

町職域防犯協力会は町内の飲食店や商店の事業主など45名が会員となり、防犯活動に努めていただいている。定期的な防犯パトロールを初め駅前花壇の整備などの環境美化にも取り組んでいただいている。千曲少年警察ボランティア協会は県警本部長から6名が委嘱されている。青少年を取り巻く有害環境の点検やスーパーやコンビニでの万引き等の状況の聞き取りなど、町、警察、学校と連携して青少年健全育成の活動にご尽力をいただいている。

工事請負費の防犯撤去工事について、力石バイパス関連のことだが、撤去後の影響は。

防犯灯の設置されていた場所が信号機のある交差点となることから、上平区長とも相談し、街灯も設置されるので影響はないという判断で撤去した。

防犯灯の設置は区の要望により設置可能か。

平成21年度から防犯灯設置要望は新設39カ所で、そのうち22カ所を実施した。限られた予算の中で優先順位を考慮し、できるだけ要望に応えられるよう対応している。

町内の犯罪状況は。

平成21年中の犯罪件数は97件で、前年比25件減少している。侵入盗、乗り物盗などの窃盗犯が78件、詐欺等の知能犯4件、器物破損等13件、暴行傷害の粗暴犯2件である。

点検商法など悪質商法の被害に遭わないようにする対策は。

消費生活センターにより有線放送、老人クラブ等での出前講座などを通じて啓発に努めている。住民の方から悪質商法や訪問販売等の情報をいただいた場合は警察へ情報を提供するとともに有線による緊急放送などで周知している。

消費生活指導員の役割は。

消費生活に関する意見や要望などを行政に反映させることを目的に29名を委嘱し、行

政と住民とのパイプ役としての活動や消費者の会が実施する事業へも参加していただいている。しかし、指導員と消費者の会の活動が重複している面があるので、精査をし、平成22年度は地区役員として4名を委嘱している。

犯罪件数が減少とのことだが、その理由は、努力した内容は、

警察によるパトロールの強化や防犯指導員による地区防犯パトロールの実施など地域を挙げての防犯意識の高まりが大きな要因と考えられる。

戸籍上存在している高齢者について問題となっているが、町の状況はどうか。

町の状況について調査したところ、100歳以上で50名、うち120歳以上で16名の所在のわからない高齢者の方が戸籍上存在していることが判明した。死亡の事実が確認できない高齢者の戸籍の消除については戸籍法により法務局の許可をとってから行うことになっており、先日、法務局より120歳以上の方の取り扱いについて事務処理通知が来たところである。法務局と相談しながら正確な事務手続を進めていきたいと考えている。

外国人の人数はどのような状況か。また国別はどうか。

9月1日現在でブラジル139人、中国136人、韓国25人、タイ20人、フィリピン10人ほか合計358人である。

雑排水浄化槽汚泥処理委託について年々減少しているが、設置戸数は、

公共下水道等への接続のために年々減少しているが、家庭雑排水の設置届出数はおおよそ1,600戸となっている。

網掛簡易水道の水質の検査状況は、

管理者である網掛水道組合から毎月報告をいただいております、検査項目はすべて適合範囲内である。

狂犬病予防注射の未実施の状況は。また咬傷事件等の発生と指導状況、放し飼いや糞の不始末など飼い主への指導は、

登録頭数のうち34頭が未実施となっている。咬傷事件や放し飼いについては、指導機関である保健所とともに個別に対応している。糞の不始末等については希望があれば禁止看板を交付している。平成21年度は前年度より多くの看板を交付している。飼い主のマナーについてさらに啓発をしていきたい。

消火栓設置の際に基準はあるか。設置にはどのくらいの費用がかかるか。また21年度の実績は、

消防法により半径120mの範囲内に1つの消防水利を設置することが定められている。消火栓設置については、消火栓本体で約30万円、消火栓1基を新設すると設置位置にもよるが、おおむね100万円の費用がかかる。平成21年度は中之条開畝地区で新設1件、入横尾地区で修繕1件それぞれ工事を実施し、新設工事102万円、修繕工事72万円の

工事負担金を上田水道管理事務所に対して支払っている。

(福祉健康課)

町の民生児童委員の年齢構成とその推薦方法は。また研修などは行うのか。

現在の民生児童委員は平成22年11月で任期満了になる。新しい民生児童委員には75歳未満の方をお願いしている。現在の民生児童委員の年齢構成については、時間的に余裕のある60歳代から70歳を少し出た方である。推薦方法は法律に基づき、町の民生委員推薦会、これは14名でございます。から候補者推薦書等を県へ提出し、審査会にて審査され、厚生労働大臣より委嘱される。推薦の際には地域の実情を知っている現職の民生児童委員や区長等にも協力をいただいている。委嘱後、前任者から福祉台帳の引き継ぎや新任者を対象とした研修を行う。

社会福祉協議会補助事業のヤングヒューマンネットワーク事業について、活動内容はどのようなになっているのか。また広域的連携はどのようなになっているのか。

当事業は結婚相談事業のことである。登録者は男性が23名、女性が3名である。坂城町と千曲市の社会福祉協議会が共催で結婚相談、スキルアップ講座、講演会、パーティー等を開催している。平成21年度は1組が婚姻成立をした。

更埴地区老人大学負担金について、老人大学の事業内容は。

町の受講生は20名、千曲市120名、4月に入学し、1年間、介護予防と健康計画、高齢者と家族仲間づくりなどさまざまな講座、野外研修、創作実技などが開催されている。

地域包括支援センター一般経費の介護予防ケアマネジメント業務委託について内容は何か。

要支援1、2の方に対し、ケアプランを作成するのが業務であるが、平成21年度は91ケースあった。このうち委託をしているのは40ケースほどであった。介護認定更新の際に要介護から要支援へ変更になった方については、今までの状況を承知しているので、引き続き要介護のケアプランを作成していた事業所に委託をしている。

施設入所待機者の現状はどうか。

在宅における特別養護老人ホームの入所待機者の数は、平成22年4月1日現在で31名で、前年度の39名から減少している。その要因としては、千曲市などへの入所施設の新設が考えられる。

(保育園)

課外保育児の配置状況は。

南条保育園は5歳児2名、4歳児1名、3歳児2名に加配をつけた。坂城保育園には5歳児4名、4歳児1名に加配をつけた。村上保育園は4歳児6名、3歳児1名に加配をつけた。

南条保育園の太陽光発電の現状は。

保育園で使用する総電気量の14%を太陽光発電で賄っている。昨年11月から売電の単価が上がったこともあり、太陽光発電は導入してよかったと思う。

最近では異常な高温であるが、エアコンの設置対策はどうなっているか。

南条保育園は新しいので、各保育園室にエアコンが設置されている。村上保育園は未満児保育室、交流室、事務室、給食室にクーラーがある。昼寝をクーラーのある部屋や風通しのよい部屋です。プールに2回入れている。水筒を持参してもらうなどを行っている。坂城保育園は外によしずを張る。風通しのよい部屋で過ごす。氷入りの水筒を持参してもらうなどしている。

食生活改善推進協議会委託料は料理教室に使われているのか。

食生活改善推進協議会は各地区に普及するための料理教室の実習や学習会を行う中で町の食育推進に協力いただいております、それに対して委託料を支払っている。

共同作業所料理講習会はどこで行っているのか。

地域活動支援センターで行っている。食生活改善推進協議会会員の皆さんの協力も得て行っている。

長野食品衛生協会坂城支部には何社参加し、どのような活動をしているのか。

106店が参加している。食品衛生思想の向上と食中毒防止のための活動をしており、夏と秋に会員内の巡回指導を行っている。また定期的に食品の検体や水質検査も行っている。

上田市小児初期救急センターについて、利用状況、利用率は。

坂城町民の利用状況は平成19年度は71人、平成20年度は61人、平成21年度は81人である。坂城町の利用割合は全体の5.03%で、運営市町村の中では上田市、東御市に次いで多く利用されている。開業は月曜日から土曜日までで、時間は20時から23時、また電話相談も19時から23時であり、緊急時に対応できるセンターとしての役割を果たしている。

結核レントゲン検診の受診率が低い。

該当する方には、個別通知で受診を促している。その他広報や有線を通じて受診を促している。一次検診を行い、受診しなかった人へは再度二次検診の案内通知を送っている。未受診の理由としては、高齢のため検診場所まで来られない入院施設入所等もあると思われる。

結核レントゲン検診の要精検者の受診結果表の見方は。

所見なしが9名、所見ありが30名。その内容は結核が0、陈旧性肺結核が5名、肺がんが3名、その他が22名です。受診したが、診断未確定が1名、未受診が5名、精検受

診前亡くなられた方が1名で、合計49名になります。

食育・学校給食センターができたが、親子の料理教室をセンターで行う計画はあるのか。

親を対象にした教室を本年度中に開催する予定である。保健センター、保育園、給食センターの管理栄養士の協力・連携により実施したいと考えている。

(教育文化課)

南条児童館の繁茂する木や不用品の処理はどうなったか。

植木については枝払いを実施した。不用品についても順次廃棄している。将来的には植木の伐採も検討したい。

小・中学校のホームページの更新が滞っているが。

児童生徒にもかかわらせながら外部講師の支援も受け、整備している。

国際交流村補助金の内容は。

外国人講師を招き、英語による自己紹介やグループ発表、ゲームや国紹介を通じてコミュニケーションを図ることを目的に実施している。

小学校の耐震診断の結果は。

耐震強度をあらわすIS値については、ほとんどの学校が基準となる0.7を下回っているため、耐震化の必要がある。

南条小学校は耐震補強より改築の方がよいのではないかと。

耐震改修補強と改築を対比させ、検討しているが、まずは耐震補強と考えている。

学校医、学校薬剤師の報酬が各校一律なのはなぜか。

学校医師会との協定による。

社会教育委員の人数と構成は。

7名の委員で学校長や家庭教育関係者で構成されている。

負担金及び交付金の内容は。

財団法人長野科学振興協会については16の支部で構成されており、科学の普及啓発に努めている。文化協会については47団体、約1,150名が加入している。婦人会は約50名で構成されており、千曲川坂城陣太鼓保存会では所有車の車検費用等に充てられている。

図書館ネットワークシステム事業は機能が果たされているのか。

図書の情報の提供等を受けているため、システムがないと図書館の運営は成り立たない。ネットワークの加盟は10館あり、相互で貸借ができ、有効に機能が果たされている。

寺浦遺跡発掘調査事業費の費用負担はどうか。

株式会社しまむらにて負担をしていただいた。

体育協会補助金の内容は。

17団体が加盟し、約800人の会員がいる。補助金は町の補助金交付要綱に基づいて事務局に交付している。

給食センターの太陽光発電設備の発電状況はどうか。

4月から8月までの状況であるが、電気料金の18.6%を賄っている。

アレルギー対応室の今後の活用はどのように考えているか。

現在、食物アレルギーの児童生徒は2名であるため、献立の食材明細表を学校に配布し、対応している。将来的には児童生徒の人数の状況にあわせて活用をしていきたい。

新センターの施設の見学、視察状況は。

4月から8月までに児童、保護者を初め26団体、246人が見学・視察に来ている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、挙手多数をもって原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は、議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

事務執行が町民が主人公の立場になっているか、内容が適切であったか、費用対効果などについて判断しました。

歳入総額は67億6,657万円、前年対比マイナス4.8%、3億4,344万8千円の減です。そのうち個人町民税は7億7,139万3千円、前年対比マイナス11.2%、9,716万4千円の減、法人町民税は1億7,399万5千円、前年対比マイナス62.5%、2億9,039万1千円という大幅な落ち込みです。収納プロジェクトや担当職員の必死の努力により収納率は上がってきていますが、これだけ大幅な落ち込みは景気の悪化の影響が出ていると思います。収入未済額も2億4,259万円あり、今後の懸念事項です。実質収支比率や公債費比率は改善されつつありますが、公債費負担比率は0.3ポイント悪化しています。経常収支比率も0.5ポイント悪化し、88.6%となり、黄色信号状態が続いています。財政力指数も単年度では0.146ポイント減になり、注意を要します。地方債も20年度より4,129万8千円増え、今後の返済が心配です。

歳出については、広く薄く出している団体補助金を見直し、町民生活の向上のために使うべきだと思います。町長は運営費の補助はしていないと答弁されましたが、運営費に補助したり使われているところもあります。予算・決算書とあわせ、使われ方を明確にするために議員への資料もきちんと提出すべきです。ばらまきでなく、町単工事や福祉の向上にまとまった予算をつけるべきだと思います。そして一日も早く例規集を町のホームページに掲載すべきです。

今年は30年に1度という異常気象で保育園や小・中学校の教室は30度以上の日が続き、大変な暑さでした。熱中症にならなかったのは保育士や学校の先生の配慮のおかげだと感謝しています。地球温暖化の影響で年々暑さが増してきています。体力のない保育園児には早急にクーラーの設置が必要です。小・中学校も国の環境衛生基準の28度以下にし、授業に集中するためにもクーラーの設置をする必要があると思います。県下では2%から3%しか学校にクーラーの設置がないからやらないのではなく、教育環境の整備で子どもの能力を十分に発揮できれば未来への大きな財産になります。町長の英断を期待します。

町長も学校の耐震化を早急に進めると答弁していますが、村上小学校の校舎の耐震化を早急に進め、南条小学校は改築も視野に入れた計画を要望します。

臨時保育士が正規保育士を上回っており、経験の積み重ねができず、今後の保育に影響が出るのが懸念されます。クラス担当は正規保育士にすべきです。

荒廃農地や農作物の鳥獣被害が広がっています。町民の意見を聞き、町民と力をあわせ耕作放棄地解消に取り組んでほしいと思います。ワイヤーメッシュの防護柵設置により鳥獣被害もなくなった実績報告もあります。坂城町でもぜひ取り組んでほしいと思います。

自律のまちを宣言しながら国や県の補助金がなければ何もできないようでは自律の意義も首長の能力も疑われます。医療費無料化の年齢引き上げも坂城町が県下で最下位になってしまいました。地方自治体の本旨は国の施策の足りないところを補完することであり、きめ細かな町民サービスを提供することだと思います。

お店がなくなり、買い物難民が出ています。町民が暮らしやすい町になることを願い、私の反対討論とします。

また、今議会総括質疑中、町長が他の会議に出席するために中途退席しました。本会議より大事な会議があるのでしょうか。これは議会軽視のあらわれだと思います。今後このようなことのないよう、一言申し添えます。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテーブル交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（柳澤君） 議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

国政においては、民主党代表選が行われ、菅代表が再選を果たし、内閣改造が行われました。急激な円高には一応の対策もなされましたが、長引く不況や雇用対策、ねじれ国会での対応など問題が山積しております。迅速に安定した国民生活の送れる社会が構築されることを願うものであります。

県内においても村井県政から阿部新知事にバトンタッチされました。地方分権の時代が進展する中であって、市町村とのよりよい信頼関係のもとに県内発展の施策展開を期待するものであります。

さて、平成21年度の国内の経済情勢は、深刻度を増す世界金融危機と世界同時不況の中で国内生産水準が低下し、雇用情勢や消費意欲に大きな影響を及ぼすなど極めて厳しい状況にありました。これらの諸情勢に対して、国においては21年度当初に国費15兆円の経済危機対策を行い、秋に発足した新政権では、第1次補正予算の執行見直しをする中で7兆円の追加の緊急経済対策が講じられ、一刻も早い景気の回復と安定が望まれたところであります。

こういった国政の状況下にあつての当町の21年度の一般会計歳入歳出決算ですが、歳入は大変厳しい状態でありました。自主財源の最たる町税については、景気後退の長期化による影響が個人においても企業においてもはっきりとあらわれ、前年度と比較すると個人町民税はマイナス11.2%、法人町民税はマイナス62.5%という大幅な落ち込みとなりました。固定資産税につきましても評価替えが実施され、マイナス3.9%というように町税のほとんどの費目で減少し、町税全体ではマイナス15.2%、4億5,500万円の減少という非常に厳しいものとなっています。町税については厳しい経済情勢のもと、納める住民も賦課徴収する担当職員も大変ですが、行政サービスを行うのに不可欠なものです。収納未済額が年々増加傾向にあります。財源の確保、負担の公平の観点からも、その改善に引き続き努められるよう強く要望する次第であります。

町税の落ち込みを反映し、地方交付税については84.4%、4億4,400万円の大幅な増加となっていますが、地方交付税制度においては昨年度、国の事業仕分けで抜本的見直しが指定されておりますので、今後の動向に留意が必要と考えるところであります。

国庫支出金につきましては、前年度対比では減額の歳入でしたが、経済危機対策関係の有利な補助金、交付金を的確に組み入れ、特定財源を有効に活用し、一般財源の支出を抑えた努力が伺えます。

繰入金につきましては、食育・学校給食センター建設に伴う文教施設整備基金から、また財源不足を補てんするため、財政調整基金などからの繰り入れが行われましたが、基金繰入

金は前年度と比較してマイナス23.5%と抑制されています。今後の厳しい財政運営を見据え、特定目的基金の造成、運用につきましても適正な取り扱いをお願い申し上げます。

一方、歳出であります。

第4次長期総合計画の後期5カ年計画、また実施計画に沿って多様化する町民ニーズを的確に把握するとともに、機をとらえた財源の確保にも尽力され、公共事業の展開がなされました。21年度は5カ年計画で取り組まれたまちづくり交付金事業が最終年度を迎え、学校給食の提供と食の安全さを啓発できる食育・学校給食センターの建設、前田川バイパス水路などが完了しました。

また未来を担う子どもたちの教育環境面では南条小学校、村上小学校の耐震診断を実施し、坂城小学校体育館と南校舎の耐震補強改修工事に着手、また小・中学校に電子黒板、大型デジタルテレビ、パソコンなどを整え、校内LANを構築する等情報環境の整備に取り組みがなされました。

このほか継続事業の南条小学校東側のA01号線は、でき上がりの形が見えてまいりましたし、下水道事業なども大幅に事業費が拡大し、整備が進められたところであり、生活基盤の整備、教育環境の充実や町民福祉の向上に努めてこられました。

また第18回ばらサミットの開催は、ばらの町坂城をPRする機会となり、「全国辛味大根フォーラム」では特産品であるねずみ大根の知名度アップの取り組みがなされました。自治区が主体的に取り組んでいる地域づくり活動支援事業、埼玉工業大学との産学官連携、刀匠の町を発信する鉄の展示館におけるお守り刀展など町の特色を生かした事業が行われました。

このほか全国的な規模では緊急経済対策として、定額給付金や子育て応援特別手当の支給や新型インフルエンザ予防接種対応、妊婦一般健診の14回健診などにも取り組みがされました。少子高齢社会を迎えて高齢者の所在不明の報道や子育て支援対策として子ども手当のあり方も論議がなされており、福祉を取り巻く情勢も変動が想定されるところですが、サービスの低下を招くことのないよう、きめ細かな取り組みをお願いするものであります。

以上、21年度に取り組まれたハード面・ソフト面について触れましたが、財政指標においては財政力指数が0.849から0.808へ下降、経常収支比率については88.1%から88.6%へと0.5ポイント上昇しています。人件費の抑制など継続した行財政改革の取り組みがなされておりますが、さらなる経常的経費の削減、行財政の効率化へ一層の努力をお願い申し上げます。

財政健全化法により実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標が公表されました。当町は、いずれの指標においても早期健全化基準を下回り、指標も改善されておりますが、今後の起債残高等に留意するとともに、行財政運営の透明化、町民への説明責任といった視点での取り組みをお願いする次第であります。

「ものづくりとやすらぎのまち」をテーマとした第4次長期総合計画が最終年度を迎え、現在、第5次長期総合計画の策定作業が本格化しているところであります。10年先を展望したとき、取り組むべき課題は産業の振興、少子高齢化、環境型社会の構築など申し上げ出すと尽きないわけですが、多面的発想を取り入れた的確な見通しによる自律の坂城町の総合計画ができることを期待申し上げ、総体的な見地から議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成をいたします。

以上で賛成討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番（大森君） 議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場より討論いたします。

民主党政権のこの1年は、これまでの構造改革の政治から抜け出すことが国民から期待を受けていました。しかし、沖縄の普天間基地の移設の問題、後期高齢者医療制度廃止の先送りの問題、派遣切りの問題、政治と金の問題など国民の期待に応えることができず、鳩山内閣はわずか8カ月の短命で終わりました。後を引き継いだ菅政権の民主党は、さきの参議院選挙では大きく後退することになりました。第2次菅政権の組閣も終わり、動き出しましたが、経済対策など喫緊の課題に早い対応を願うものであります。

当町の決算の状況であります。21年度一般会計決算額は、歳入総額が67億6,657万290円で、前年対比4.8%減の3億4,344万8,745円のマイナスとなりました。歳出総額は66億9,185万3,274円で、対前年度比1.0%減の6,674万3,658円のマイナスとなりました。歳入歳出差引残高は7,471万7,016円で、前年度との比較では2億7,670万5,087円減の決算状況となりました。財政構造をあらわす指標である経常収支比率が88.6%で、前年度対比0.5ポイント増となり、依然として高い比率となっております。財政力指数は0.808ポイント、単年度では0.727で厳しい経済状況の中でありながら、町村では県下で4番目の位置にあります。公債費比率は12.1ポイントで、前年度より0.9ポイントの減少、実質公債費比率は3年平均で18.5ポイント、0.8ポイントの減となりました。将来負担を減らしていくことは大変重要なことだと評価したいと思います。

次に、歳入についてであります。

町税全体で前年度対比15.2%の減、4億5,546万8千円のマイナスとなりました。町民税については、前年度対比29.1%の減となり、個人町民税は企業の雇用調整や失業、派遣切りなどのため、個人所得が減少してマイナス11.2%、法人町民税では一昨年からの世界同時不況の影響で62.5%の大幅な減となりました。工業の町坂城においては、

これまでにない企業の大変な状況となったわけであります。安定財源である固定資産税は3.9%の減となりました。町税の滞納額は現年課税分で4,442万1,575円、過年度分が1億9,817万109円で、2億4,259万1,684円となり、20年度比1,316万9,564円の増となりました。

年々増加傾向が加速しております。町民の生活の厳しさが数字の上にも見えています。職員の収納への努力は特別期間を設けて取り組んでいるなど評価するところではありますが、払えるのに払わない人、払うことが困難な人、このようなことを見極めて滞納整理に努めていただきたいと思います。新しい人が滞納にならないよう、引き続き心がけていただきたいと思います。

21年度の自主財源の減少で財政運営が心配されましたけれども、地方交付税が前年度対比84.4%増で、県下最高の倍率配分となりました。

次に、歳出についてであります。

大変厳しい財政状況で、福祉関係の予算を現状維持したことを評価するところでもあります。特に新規事業として上田市小児初期救急事業への負担金83万1千円、妊産婦健診が5回から14回へと回数を増やしたこと、第3子の出産祝金を増額したことなどであります。

次に、まちづくり交付金事業であります。3年間の事業で総工事費13億7千万円の大事業でした。今年度は中之条団地の取付道路を初め、ふれあい公園の整備や前田川バイパスの道路整備事業等が実施され、すべての事業が予定どおり終了いたしました。特に前田川バイパスについて、ゲリラ豪雨時の対策としてバイパス路先の入田川、埴科用水への改修について早急な対応を求めるものであります。

老朽化した給食センターを食育・学校給食センターとして改修し、耐震基準や学校給食衛生管理基準に基づいた建物を建設しました。安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供できるようになったわけであります。そして食育としての役割を担っているわけですが、町民の健康づくりにもつながることを期待するところでもあります。また太陽光発電設備を設置し、子どもたちが環境に関心を持つような施設ができたことは非常に喜ばしいことでもあります。また太陽光発電設置への補助につながったのではないかと思います。

次に緊急雇用対策事業であります。十分な制度とは言えませんでした。雇用の創出に寄与できたと、このように考えます。

次に、同和問題についてであります。

残された問題点について解決に向けた方向が見えてきていることは大変な努力をされていることは認めるところであります。運動団体への補助金は年々減額してはいますが、210万円はほかの団体との比較でも大きな額であります。自治体が特定の団体に補助金を出すべきではなく、公平・公正施策の執行にも人権を守る上でもやめるべきだと考えます。既に特

別法が終了し、国や県でも終結しているわけであります。県下でも終了している自治体が増えていきます。期限を切って終結していくべきだと考えます。

次に、まちづくり推進事業の地域づくり活動支援事業では、14区4団体に支援し、活用されました。現代社会で人と人とのつながりが希薄になる中、自治区が地域の文化、スポーツ、伝統芸能などを取り組むことで住民参加の地域づくりに大きな役割を果たしております。

次に、保育園についてであります。

クラス数が31に対し、常勤的非常勤と臨時採用の職員が45%のクラス担当となっております。臨時職員の力量についての問題ではなく、不安定雇用での責任を持つことに精神的にも大変ではないかと心配するところであります。十分な配慮を求めるものであります。

第18回のばらサミットとばら祭りについてであります。

ばらサミットの開催は、ばらの町坂城を全国に宣伝する機会となり、第4回ばら祭りに来園者の増加につながりました。特に薔薇人の会の皆さんのバラ公園づくりで献身的な努力があります。感謝をするところであります。

「全国辛味大根フォーラム」開催事業についてであります。

辛味大根を地域資源として活用し、ブランド化に向けて取り組んでいる全国13の産地が集まり、取り組み状況の交流が行われました。またマスコミなどにも取り上げられ、ねずみ大根の知名度を高めることにもなりました。今後おしぼりうどんが食べられるお店を増やすことや、ねずみ大根焼酎を初めとした商品開発、ねずみ大根の保存方法の研究など進め、より一層のブランド化に取り組んでいただきたいと思います。

次に、遊休荒廃農地であります。

全国的に問題になっております遊休荒廃農地で実態調査が20年度から行われました。解消できるところから取り組みが始まりつつあります。支援センターを中心に坂城町の農業のあり方も含めて取り組みを望むものであります。

教育関係であります。

子どもの安全・安心な学校生活が送れるよう、3小学校の耐震化事業に着手しました。坂城小学校では工事を実施しております。南条小学校と村上小学校では耐震2次診断を実施しました。対策を評価するとともに早い時点での完成を求めるものであります。

問題をかかえる子ども等自立支援事業であります。この事業が取り組まれ、不登校対策について関係者による町相談支援推進協議会を設置し、事業展開がされております。保護者の経済不況などによりまして子どもの貧困が心配されております。きめ細やかな対応を引き続きお願いするところであります。

イベント運営について。

町民祭り坂城どんどん、工業団地祭り、ばら祭りやその他の各種いろいろなイベントにつ

いて、町がかかわらなければ準備・運営がスムーズにいかないことはよくわかるわけですが、担当課の職員全員を導入することは控えるべきであります。イベントの企画・運営は町も加わりながら町民に委ねる方向で取り組むことが必要ではないでしょうか。そうすることがまちづくり、地域づくりの人材育成につながるのではないかと考えます。

以上、前進面を評価し、改善点を申し上げ、議案第32号「平成21年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」総合的に評価して賛成討論といたします。

議長（春日君） ほかにございませんか。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（春日君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3「議案第33号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第33号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、まちづくり推進係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

加入率が58.3%と減少している。広報機能として重要な役割を果たしていることから、その対策は、

使用料を減額改定した。また4月から6月に加入金を無料にするキャンペーンを行った。今後の耐用年数を考えると、これまでと同様の加入金でよいかという検討も必要である。有線放送をどうするかについては、昨年、職員による研究会で議論してきた。地デジやケーブルテレビによるお知らせを行っている他市町村の状況を視察し、さまざまな角度から研究していきたい。

企画委員の構成は、

男性4名、女性3名であるが、7月で任期が切れるため、これから新たな委員を委嘱していく。

収入未済額の増加の理由は、

不況によるリストラ等で使用料が払えない方が増え、収入未済額が増えた。支払いが困難というケースが多く、苦慮している。

滞納しても休止にならないのか。

有線が唯一の連絡手段という高齢者もあり、なかなか休止することができないのが現状である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

日程第4「議案第34号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 国民健康保険特別会計審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第34号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

保険料の収入未済額について、医療、介護、支援金別の人数、件数、金額は。

医療一般は387名、5,265件、7,310万614円。医療退職分は35名、486件、656万8,187円であり、介護一般分は245名、3,405件、1,041万322円。介護退職分は31名、425件、140万4,650円となっている。支援金一般分は279名、2,285件、866万4,408円。支援金退職分は25名、231件、80万9,781円となっており、合計で405名、5,630件、1億86万7,962円となっている。

滞納が増えているが、収入未済額への対応はどうしているか。

平成21年は現年度分の収納率を上げることを中心に厳しい経済状況も憂慮し、12月と出納閉鎖前に特別臨戸、夜間、滞納整理を行い、現年分については前年を上回る収納率を確保した。収納率について、現年度分で21年度が93.11%、20年度が92.71%で、プラス0.4ポイント、滞納繰越分は21年度は20.84%、20年が23.84%

で、マイナス2.44ポイントであった。

保険税の軽減世帯の人数と金額は。

医療分は6割軽減が435世帯、637名で、均等割の減額は649万7千円、平等割の減額は414万1千円であり、4割軽減については100世帯、222名で、平均割の減額が150万9千円、平等割の減額が59万5千円となっている。支援金分については6割軽減が435世帯、637名で、均等割の減額が225万4千円、平等割の減額が143万7千円であり、4割軽減については100世帯、222名で、均等割の減額が52万3千円、用途割の減額が20万6千円となっている。介護分については6割軽減が182世帯、199名、均等割の減額が72万8千円、平等割の減額が66万6千円であり、4割軽減については41世帯、55名で、均等割の減額が13万4千円、平等割の減額が10万円となっている。

県内における町の医療費の実態はどうか。

国保全体の1人当たりの医療費は29万9,121円で、県内で高い方から17番目である。

町全体に占める国保の加入率と県内で医療費の高いところと低いところはどこか。

坂城町の町民全体に対する国保加入率は27.3%となっている。平成21年度の1人当たりの医療費について、一番高いところは麻績村、一番低いところは南牧村となっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第34号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」挙手多数により原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 私は、議案第34号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

21年度は新型インフルエンザが流行して大変心配されましたが、大事にならず、国保会計へも大きな影響がなかったことに本当によかったなと思っています。被保険者の加入状況を見ますと、65歳以上の高齢者が昨年対比1.5%増加して高齢化が進んでいる状況がここからもよくわかります。それに伴い、医療費が総額10億6,849万8,436円であ

り、昨年より2.4%増加しており、この傾向は今後も続くと考えられます。1人当たりの医療費は29万9,121円で、昨年に続き、県下17番目の高位に位置します。昨年度から始まった特定健診の受診率は39.2%で、初年度より下がりました。既に病院にかかっている人も多く、健診を受けない状況もありますが、予防と早期発見が何よりも求められています。人間ドック補助を受けた人は324件で、昨年より36件増加しています。ドックへの補助金を増額して、より多くの人を受けられる体制をつくっていただきたいと思います。被保険者にとって元気に過ごせることは何よりですが、国保会計にとっては医療費の削減につながる健診ですから、受診率の引き上げに一層の努力を願うものです。

歳入の中心である国保税は、滞納が1億円の大台に乗ってしまいました。現年分の滞納は担当職員の努力で減っていることは評価するところですが、調定額が5億879万4,474円に対して、収入未済額が1億86万7,962円になり、約20%を占め、国保会計を困難にしています。滞納の個々の事情を把握して支払いを求め、必要であれば減免措置を使うなど、きめ細かな対応をしていただきたいと思います。

滞納者に対するペナルティは昨年とほぼ同比率ですが、納税相談の効果もあってか、短期保険証の交付が増えています。未交付の解決のために、もう少し配慮をしていただきたいと思います。医療機関にかかりづらい資格証の発行はやめるべきです。今までも何度もお願いしてきましたが、一向に解決されません。隣の千曲市は資格証を比較的多く交付していたのですが、来年度から廃止することを議会答弁で明らかにしました。結果として、資格証の発行は近隣の上小更埴地区では坂城町だけになりました。人権にかかわる問題です。再検討を強く求めるものです。

国保税の負担を軽くするために一般会計からの繰り入れを行う自治体が増えてきています。ご案内のように社会保険には社会的扶養部分の一翼を担う事業主負担があります。国保にはありませんので、ほかの医療保険の倍以上の負担率になっています。保険者である町として何らかの施策展開を強く求めるものです。

以上、議案第34号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対し、討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） 私は、議案第34号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。しかしながら、加入者の高齢化や医療の高度化などにより医療費は年々増大し、いかに健全な財政運営の確保に努めていくかが今後の重要な課題であると考えます。

また、昨今の経済状況の急激な変動による収納環境の悪化や医療制度改正による財政構成の変化に加え、後期高齢者医療制度への拠出負担金の増加も国保財政を圧迫する要因となっております。

このような状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に際しましても、急激な経済状況の変動により厳しい状況が続いておりますが、個別相談、納税相談、夜間や年間を通しまして滞納整理など税収の確保には常に大変なご苦勞をいただいているところでもございます。

一方、歳出でございますが、保険給付費の支払額は10億6,900万円余と前年より2.4%増加するなど、増加の傾向は依然として続いております。

このように増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして、平成20年度から実施されました特定健診、特定保健指導においては、メタボリックシンドロームに着目した疾病の重度化の未然防止や健康づくりの推進、ジェネリック医薬品の普及促進など中長期的な医療費の抑制に対する事業を展開されておりまして、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思うわけでございます。

今後も後期高齢者医療制度の廃止など相次ぐ大きな医療制度改革に伴い、国民健康保険を取り巻く環境は依然として不透明な部分が多く、安定した制度運営の見通しが懸念されるところではございますが、引き続き被保険者の負担の公平を図る観点から国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いいたしまして、私は、議案第34号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5「議案第35号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第35号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別

会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

貸付金未済額が2,700万円あまりある。回収の見込みは。

平成21年度末現在、6名が滞納。そのうち1名は少しずつの返済がある。残りの5名に関しては難しい状況である。5名の未済額の合計金額は約2,500万円である。

全国的に相当な未済額となっているが、最終的に国が責任をとって対処するということはあるのか。

近隣市でも坂城以上の未済額をかかえているところもあると聞いている。国の制度であり、県を通じて対応策を要望していく。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

日程第6「議案第36号 平成21年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 老人保健特別会計審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第36号「平成21年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

歳出で医療費が支出されているのに、歳入で国庫支出金の収入がないのはなぜか。

本特別会計では平成20年3月までの老人保健分の医療費過誤分もしくは月遅れ請求分の精算を行っているが、平成21年度は医療費の返還分が給付分を上回ったため、国庫支出金の収入はなかった。

諸支出金の償還金利子及び割引料が1,337万3千円と高額だが、内容は何か。

平成20年度分の国庫負担金の精算による返還金であり、交付年度の翌年度に実績に応じて精算されるものである。平成20年度については年度途中で実績に応じて交付額を見

直す変更交付申請の手続がなかったことから金額が大きくなっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略し、挙手による採決の結果、議案第36号「平成21年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することを決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

日程第7「議案第37号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

工事請負費について、翌年度繰越額が4億8千万円余ある。なぜか。

21年度については、国の経済政策により大型補正が認められ、通年ベースで約3億円の事業費に対して約3倍の9億3千万円余の事業規模となった。国の補正予算計上や交付金等の事務手続を経て事業化を図ったが、設計の取得や上水道の移設などにより年度内の施工に間に合わない約4億円を繰越対応としたものである。

繰越額分の工事についての発注状況は。

繰越事業については、ほぼ発注済みで、9月下旬から10月上旬にかけ、地元説明会を行い、工事を進めていく予定である。

前年の繰越工事と今年度分の工事ができるということによいか。

今年度の実質的な事業費は、21年度の繰越費で約4億円、22年度の約3億円の合計、約7億円の事業規模で、この中には県水の水道管移設工事の補償経費等も含まれている額である。

流域下水道の負担金が前年度決算額に対し、21年度は約2千万円近く減額となり、1,678万円となったが、なぜか。

21年度については、千曲川流域下水道上流処理区の下水处理施設の建設工事の負担金が減となったものである。坂城町は千曲川流域下水道上流処理区アクアパル千曲に流入をしているが、ここの整備は平成3年度から実施されている。現在は、ほぼ施設整備が完了したため、負担金が最低の水準となっている時期であるためである。

下水道工事の1千万円から5千万円の入札された状況を見ると、落札率が低い、なぜか。

全体的に公共事業が減少傾向にある中で、受注機会の獲得や競争も厳しい背景があり、工期短縮及び受注機会の確保等を図り、工事の分割発注及び1抜け方式を採用しており、入札時期等の状況により低い落札率になったためである。

同じ下水道の工事でも落札率に大きな違いがあるのはなぜか。

設計工事費は、長野県の基準により下水道公社で設計しており、基準にのっとり適正な積算がされている。発注時期、建設会社の工事の保有量、市場の工事の受注状況が少ないようなときなどは低い落札率となる傾向があるのである。また住宅地内の道路状況により交通制限のしやすさや発生する土質の状況、掘削の深さなどにより工事施工が容易か否かの判断は工事箇所ごとに条件も異なり、落札率にも影響していると考ええる。

極端に落札額が低いと工事が適正に施工されているのかが心配だが、どうか。

落札額が低い低入札では、一定の基準以下については落札額について、すぐに落札を決定することなく、入札のその場で設計内訳書の提出を求めたり、場合によっては入札を保留し、後日の調査で設計内訳書の内容の精査、項目ごとの見積内容を確認、使用材料、下請の状況等の確認を行い、施工ができることの確認をした上で落札を決定している。

低入札の影響で下請業者に影響が出ていないか。

施工においては届出書類、協議書類等により確認している。引き続き適正な執行に努めていく。

収入未済額の内容は。その対策は。

使用料滞納者、計47人、294件。受益者負担金、計90人、99件である。建設課職員全体での年末に向けての取り組みを行うことも考えており、特に現年度分の滞納を出さないよう努めたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

議長（春日君） 審議の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

日程第8「議案第38号 平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(春日君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(中嶋君) 介護保険特別会計審査報告をさせていただきます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

普通徴収保険料の滞納者の内訳は。

現年度課税普通徴収分の滞納者は50名、328件で、滞納繰越分については77名、1,387件となっている。

介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金があるが、事業所の処遇改善は進んでいるか。

平成21年度に介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬の改定があったが、町の基金は、介護報酬が上昇したことで被保険者の介護保険料が急激に上昇しないように軽減するために、国の施策により交付を受けたものを積み立てて、毎年取り崩して介護給付費に補てんしているものであり、事業所に直接助成するものではない。事業所の処遇改善を支援する制度は、事業所からの申請により県の基金を財源として行われており、交付を受けた事業所はスタッフの処遇改善に充てている。

寝たきり老人等介護者交流事業の内容と配食サービス事業の実績は。

寝たきり老人等介護者交流事業は社会福祉協議会に委託しており、介護者の交流の場を設けてリフレッシュしてもらったり、介護の技術向上等を図っている。配食サービス事業は利用者が年々増加しており、平成21年度は343名、4,643食の利用があった。配食サービスに参加している業者は、平成21年度は3業者であったが、現在は2業者で行っている。

徘徊高齢者検索システムとはどんなものか。

重度の認知症により徘徊行動が強い方に携帯していただき、万一居場所がわからなくなってしまったときにパソコンや携帯電話から居場所を探ることができるシステムであり、

現在2名の方が利用している。

介護保険の住宅改修に基準はあるか。

申請いただける限度額は20万円となっており、そのうち自己負担分の1割を差し引いた9割を支給する。対象となる工事は手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止、引き戸の取り替え、洋式便所の取り替えなどである。

町の福祉事業で上限70万円までの住宅改修ができるが、それと介護保険の住宅改修の兼ね合いはどうなっているか。

1割の自己負担があるのは介護保険と同様である。介護保険でできない部分の工事などに使用することも可能。要介護3、4、5で寝たきりの在宅の方、もしくは障害手帳の1、2級所有者が対象で、所得制限もある。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」挙手多数により原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は、議案第38号「平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

介護保険料が値上げされたこともあり、保険料は2,500万円ほど増えています。一方、サービスの見直しがされ、家事援助が受けづらくなり、援助によって自立できていた人が援助がなくなり、自立できなくなっています。介護認定以上のサービスは全額自己負担になり、とても高額になります。特に障害者は自立支援法により負担が増え、自立とはほど遠い状況になっています。

21年9月に鳩山内閣の長妻厚生労働大臣は、問題の多い障害者自立支援法は廃止すると明言しましたが、実行に至っていません。障害者が自立して生きていくには介助が必要ですが、働くことができない重度障害者や障害者年金だけの収入では十分なサービスが受けられません。介護施設や介護事業者も介護保険の見直しにより減収になり、採算がとれないところも出ています。政府は、できるだけ福祉予算を削るため介護保険を見直し、サービスを受けにくいように改悪しています。

介護の必要な人が必要な介護を受けられてこそ本当の介護保険だと思います。保険料だけ

取られ、必要なサービスを制限されるような介護保険制度は間違っています。施設も少なく、待機者も多い特養や老健施設をもっと増やすべきです。介護施設やヘルパーさんが仕事に見合う収入になるように国はもっと福祉予算を増やすべきです。誰もが安心して利用できる介護保険になることを願い、私の反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） 私は、議案第38号「平成21年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者などが、できる限り自立して暮らせるよう、平成12年度に介護保険制度が創設され、ちょうど今年で10年が経過いたします。この間、地域包括支援センターの開設を初め認知症デイサービスセンター、グループホームの新設などサービス基盤の充実が図られております。

坂城町におきましても、高齢者の数は上昇を続け、65歳以上の高齢者人口は3月末現在、4,541人で、人口に占める割合は28.8%となっております。これは1年前と比較いたしますと、0.9ポイントの上昇となっております。制度の浸透や高齢化によるサービス利用者増などに伴い、年々保険給付が伸びる中、65歳以上の町民の皆さんが負担される介護保険料については県内9番目に低く抑えられており、高齢者に対する負担について、できる限りの配慮がされておられます。

一方、歳出における保険給付費は前年度対比プラス4.2%と制度開始以来上昇の傾向が続いておりまして、今後も高齢化の進行に伴い、さらなる増加が見込まれるところでございます。

そのような状況の中、地域包括支援センターにおいても高齢者が支援や介護が必要となった場合に、それ以上状態が悪化しないよう、ケアサポートする介護予防事業を初め、要支援や要介護状態になることをできるだけ防ぐ地域支援事業につきましても、さまざまなメニューによりご尽力をいただいているところであります。高齢者が増加する中で、ますます介護保険制度の重要性が高まる中、後期高齢者医療制度、さらには社会保障制度全般におきまして、先行きが不透明な状況にはありますが、高齢者の負担へ十分配慮される中、さらなるサービスの充実を図られますようお願いをいたしまして私の賛成討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9「議案第39号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

広域連合への納付金と保険料の収入額の差が大きいが、理由は何か。

広域連合への納付金は、保険料に加えて保険料軽減分に相当する県と町からの補充、保険基盤安定繰入金を合算して納付しているためである。

給付については後期高齢者医療広域連合が行っているが、給付実績や医療費等について情報提供はなされているか。また町の1人当たりの医療費や、どんな病気で医療を受ける人が多いか。

給付状況等については毎月情報提供を受けている。平成21年度の1人当たりの医療費は81万9,967円と県内で高い方から4番目という状況であり、病気の内容は、入院については悪性新生物（がん）、神経疾患が、外来では循環器系の疾病が県平均と比べて高い状況である。人工透析などの特定疾病の割合も県平均より高くなっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略し、挙手による採決の結果、議案第39号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」挙手多数により原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は、議案第39号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の認定について」反対の立場で討論します。

歳入は前年度よりも1,081万3千円多い1億4,352万3,426円、保険料も737万3千円増えています。坂城町の75歳以上は2,361人、65歳から74歳までの重度障害者は93人、合計2,454人がこの保険に加入しています。収入のない人からも保険料を徴収するため、滞納者を生み出しています。医療費がかさむ75歳以上の高齢者を別の保険にし、応益負担を強いるなど制度の欠陥は明らかです。一日も早く後期高齢者医療制度は廃止すべきです。そして年を重ねてもお金を気にせず安心して医療が受けられる医療保険制度にすることを要望し、反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第10「議案第40号 坂城町さかき地場産直売所条例の制定について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） ちょっとお聞きしますが、さかき地場産直売所運営審議会は農業4団体を中心にした組合ということだと思いますけれども、そこに委託するということで、もし赤字になったときは、どのように考えているのでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

赤字になったとき、どうするのかということですが、町としても、ある程度の支援はしていきたいと考えておりますが、ただ、やはり中身を見せていただいて、いろいろな対応ができればと思います。組合とはいえ、やはり民間の団体の中で、もちろん町の意向とすれば農業支援策ということもありますので、その兼ね合いを見ながら引き続き支援はしてまいりたいと思いますけれども、やはり自分たちで、ある程度プラスになるように努力していただかなければいけないという部分もありますので、その辺はケース・バイ・ケースで対応できればと思っています。以上です。

6番（入日さん） 特に冬場は非常に特に作物というか、直売できる品物が少なくなると言うんですよね。先ほどしばらくの間は面倒見なければいけないだろうというようなことが答弁されましたけれども、それぞれお～い原木会とか、そういうところにそれぞれ支援はしている

わけで、それとはまた別に直売所に新たに出すという二重の支援みたいな感じも受けるんですけども、その辺について、それから冬場の、いわゆるおやきとかそういう加工品も売れるようにするということですが、そういう冬場の品薄のときの対応が、ほかのところからも取り寄せてというような話もありましたけれども、やはり2次的な加工品や何かを増やさない限り、なかなか採算がとれるようにはならない。いわゆる産直の野菜だけでは採算がとれるようにならない。ほとんどの産直のところでもそういうデータが出ていますし、そういう点で、きちっと農業4団体がそこまできちっと考えたり、あるいは先進地だとか、そういうところを視察に行ってノウハウを学んできているのか、その辺はどうでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 幾つかご質問をいただいたわけですが、まず最後の質問からでございますけれども、ノウハウ等については専門的なところへ行ってそれぞれ勉強してきていただいております。

それと各団体へも補助をやっていて二重にならないのかというようなことでございますけれども、今それぞれの団体の中でそれを生かして、それぞれが極めてプラスになるような、そういうことで補助を出しておりますが、今回については直売所ということの中で、それプラスそこへ経営とは別に参画して、要は出荷をしてくれる方というのは別にこれは広く町民から募集しております、これについても今50弱ぐらいですけれども、もう少し広げて、できれば4倍とかそういうところへ広げていきたいと。遊休農地対策等が進む中で、さらに広げていければというのが私どもが今後この直売所に期待するところでありますので、ですから、それについては二重ということについては考えておりません。

それともう1点、赤字という部分で、赤字補てんというよりも、今回も補正でお願いしてございますけれども、事前にこの部分でというような助成の仕方を今お願いしていききたいと、補正予算でお願いしたいということで上程してございます。特に設備的なもの、今の人数ではなくて、もう少し大勢になったときに、どういうシステムが要するのかというところで、私どもとしてこれだけは入れていきたいという部分がありますので、その部分については補助等についても考えているわけございまして、何でもかんでもというようなことは今考えておりません。以上であります。

1番（田中君） 坂城町直売所の条例ということで、設置と委託だけの短い条例なんですけれども、実際にこういう直売所を運営するとなると、まず経営なり運営というか、運営の基本的なコンセプトというか、基本方針とか、あるいは例えば出荷者の負担をどうするとか、あるいは端境期における営業部や夏場と同じように1週間ずっとやるのか、そういう、いわゆる運営基準というか、運営要綱みたいな、そういうのは別には内規としてつくるんですか。そういうものをつくった場合は一般の、この条例集には載って一般の町民もそういうことがわかるようになっているかどうか、その辺だけちょっと聞かせてください。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

それについては条例とかそういうことではなくて、内規としてオープンの時間ですとか出荷の決まりだとか、そういうものについては定める予定でございます。これについては広く、少なくとも出荷される方あるいはお店、直売所についてはオープンの時間もあるので、今ほぼ固まってはいますけれども、それについては、どういう形でお知らせするのか、基本的には書面や何かでは公表できるわけですが、そんなことで、いずれにしても運営をしていく中では公になってまいりますので、明確にしていきたいと。もっともそれがなくなかなか、今日は休みで何かというようなことではお客さんも定着しないので、それについては決まり等をつくって対応させていただきたいと思います。

それと冬場の端境期の話でございます。

いろいろな考え方がありまして、そのために応援、組織として町内の食品の製造業の皆さんにもサポートしていただくということになっております。ところによっては、姉妹都市や何かの関係あるところについては、そういうところと連携あるいは地域との連携の中で冬場そういうところから農産物を仕入れているという、いろいろなケースがあります。

ただ、そこら辺は最終的には直売の会の皆さんに、運営の会の皆さんにお任せするんですけれども、私とすると、何でもかんでもどこからでもいいから仕入れるということになってくると、この地場産の直売所としての意味も場合によっては欠けてしまうと。かといって、そんなことを言ったら全然経営にならないじゃないかという声もあります。ですから、その辺についてはバランスを考えながら、自主的に会の皆さんへお願いするんですけれども、お話し合いをさせていただいて決めていきたいというふうに思います。以上です。

1番（田中君） 内規を定める、当然だと思うんですけれども、それが来月10月に開店ということなんですけれども、もう素案的にはでき上がっているということでもよろしいわけですね。

一応コンセプトとして2つちょっと確認したいんですけれども、1つは、あそこは国道18号線沿いなんですけれども、メインのユーザーというか消費者を、購買者を一見の通過者を、いわゆる旅行とか観光とかの通過者をターゲットにするのか、あるいは地域の地元の人たちの地元産を使ってもらおうよということ、そういうものをターゲットとするかという、そういうことについてどうお考えかということをもまず1点。

それともうひとつは、冬場なんかは加工品というようなことなんですけれども、それぞれ町内の食品関係製造の人たちは、それぞれ自分のところでも売っているんですけれども、そういう中で地場産直売所ということであれば、やはりそういうものにこだわるということが必要じゃないかと思うんですね。

というのは、この間、総務産業常任委員会で7月に山ノ内の直売所を見に行っただけなんですけれども、ここは原則は、やはり地元のを売るということで、町以外でつくったものを売

った場合は、いわゆる会員を除名しているんですね。その事例がもう1件、中野のものを持ってきて売ったということがわかって、その人は除名されているということなんですけれども、そういうところまではこだわれないかと思うんですけれども、その辺についてもどう考えているか、その2点だけちょっと説明をお願いします。

産業振興課長（宮崎君） まず直売所のコンセプトでございますけれども、これについては地場産直売所を通じて地元農産物等の地産地消を推進し、生産者及び消費者との交流、生産販売の拠点づくり及び産業活性化を図ることを目的とするということと定めてございます。そんなことからして、基本的には、やはり地産地消ということですから、地域の皆さんにもお買い上げをいただくと。ただ、やはりそれだけではなくて国道18号線という立地もありますので、他地域からそこへ訪れる方については拒む必要がないので、そういうこともしていきたいということで、やはり地産地消という部分もございますので、やはり地元の方たちに愛されないと、なかなか進まないのではないかというふうに考えております。

それと今の直売所の、地元の産品以外の方については、出した方は除名というようなこととございますが、私ども農産物そのものについては基本的には地場のものというふうに考えております。

ただ、他地域からここへ出荷される方、これについても拒んでいるわけではなくて、ただ、仕入れについては3%高く払っていただくというような、そんな取り組みでございますが、今言ったように、やはり売るからには安全・安心、安心というか、身元のしっかりしたものでないと売れないという部分もありますので、そこら辺は今私が、いい、悪いじゃなくて、それは直売の会の方で判断していただきながら、いずれにしても安心・安全なものを提供できるような形で今、会の方でも先般も講習会でそんな勉強もさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

1番（田中君） 大体お考えになっていることはわかったんですけれども、ちなみに山ノ内町は、去年1年間で約9,300万円ほど売り上げているんですけれども、あそこは温泉地もあるし、上に志賀高原もあるので、90%は、いわゆる観光客を相手にしているんですね。地元の人たちは少ないと。しかもそういう中で冬場はやはり端境期で出荷もないので、土・日・月の3日間だけやっているんですよね。あとは休んでいるんだそうですけれども。

一応先進地も勉強されるということでございますので、もうオープン1カ月でございますので、しかも秋の一番野菜、果物等の出荷の多いときなので、立ち上がりの盛況を期待しておりますので、よろしくどうぞ。

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11「議案第41号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第12「議案第42号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第13「議案第43号 長野県地方税滞納整理機構の設置について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 全協の説明の中でこの機構には2億円かかると。それで県や各自治体から職員を出してもらおうということでしたけれども、その職員17名が直接県下の滞納者に集金するわけではないと思うんですが、そうすると、新たに集金者を雇うということだと思わすよね。そうすると個人情報などが漏れはしないかとか、守られるのか。それから今、市町村職員の着服問題が多くなっていますが、そういう着服などの被害が出たときに損害などはどんなふう考えているのか。多分損害保険に入るとは思わすですけども、そういう保険料もかなり高いと思わすですけども、その辺のことはどのように考えているんでしょうか。

総務課長（宮下君） これは一部事務組合ということでありまして、県職員と市町村からの派遣される職員で17名という形になります。このほかの職員を雇って、中に若干臨時的な職員の事務的な処理分という部分では入るかと思いますが、徴収にあたりまして別建ての職員を雇ったり、他の民間団体に委託をしたりしてお出しするようなことはございませんので、個人情報が増えるというような形のものはないというふうに考えております。

また着服の被害という形ではありますが、これにつきましては広域連合としてきちっとした対応をとっていただくという形になりますので、その分の保険料等含める中での運営費という形で2億何千万円というものを想定し、それに合わせた形の中での割り振りの中で負担金というものが定められております。

6番（入日さん） 各市町村の職員が実際に実務にあたるので大丈夫だということで少しは安心

したんですけれども、それにしても各一自治体の負担金が5万円で、頼むと1件当たり16万8千円ですか、それだけ今まで収納プロジェクトのなかなか納税されなかった人に何回も訪ねたりとか、町の職員が収納にすごく苦慮していたことはわかるんですけれども、そういう1段階置くということに対して、これだけの費用を出して、果たしてそれだけの効果があるのかという不安というか、ただお金を出しっぱなしで、いわゆる16万8千円払っても徴収できないこともあるわけですよ。だから費用対効果という面では、かえって余計な費用がかかるのではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

総務課長（宮下君） 職員が回っていてもなかなか取れなかったり、それから差し押さえ等となりますと法的な手続等ありまして、専門的な対応というのがなかなかできないという状況の中では、今回こういった広域連合という形の中で、そういった専門的な分野という部分につきまして対応できていくというふうに考えております。

また1件当たりにつきましては16万6千円を予定しております。均等割ということで5万円、市町村につきましては5万円を負担すると。件数におきまして16万6千円を掛けるという形でありますので、町の場合につきましては、149万4千円、9件ということで申請をしてございます。プラス5万円ということでありまして、55万円弱という形になるかと思えます。また、あくまでも試算でございます。一般質問の中でもご答弁させていただきましたが、あくまでも試算でありますので、それが入るか、入らないかは別問題になるかと思えますが、移管1件当たり200万円といたしました場合、町の場合は約700万円から1,800万円の効果が見込まれるという試算が出ております。

4番（大森君） 今回、県下全域で、こういうものに組織して一般的に悪質滞納者ということでの評価でやられてくるわけですが、坂城町は200万円以上の滞納で9人分ということであるわけですが、この間の町民の生活状況を見ていまして、住宅ローンだとかいろいろある点で、それはそちらで払っていかねばいけなくて。かといって、今度は税金の方も当然払わねばいけなくて、その辺のところはなかなか見づらいということがありうというふうに思うわけです。こういう点で中小企業の経営も非常に大変な状態になっている。借り入れした点を払っていかねばいけなくてとあわせて当然、町民税や、あるいは国保税を払っていくという中で、負担が非常に大きくなってきているわけですね。

個々の滞納者に対して自治体は、今までもそうですが、個々に対応して具体的な手を差し伸べてくるということができたわけですが、ところが、これがこの機構に移管された方々の対応についてどのようになるのか。町が実際にこれを徴収している中でのいろいろな生活部分があった場合には、やはり福祉行政あるいは他の部署とも連携して生活や経営支援等いろいろなサポートができると思うんですが、そういうサポートができなくなるのではないかとこのように心配するわけですが、その辺についてどのように考えているのか、

お尋ねいたします。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

機構に移管する前に移管予告ということで、坂城町9件ということなんですけれども、その何倍かの件数に対して、まず移管予告をさせていただきます。移管予告をする中で納付をしていただく方、それから相談に来ていただく方等それぞれあると思うんですが、基本的には私ども、今まで滞納者の方とお行き会いする中でお話をいろいろお聞きする中で対応してきたわけなんですけれども、移管予告をした中で、これは移管しなければだめかなというような判断をとっていきたいと思っております。

事案の移管基準という、対応というのを機構の方で定めておりますが、それをもとに町の方の移管をどんなふうにしていったらいいかということで今、検討中でございます。以上です。

4番（大森君） ひとつは呼び出しをして分納なり何なりの対応で、これからこつこつと滞納分を納めていくということになれば、ひとつは脅しのようなものを使って、そういう滞納整理をしていこうというふうに見えるわけなんですけれども、やはりこれも本当は精神的にはやるべきことではないというふうに思うわけですが、先ほどの、これが機構の方へ移管された場合に、やはりきちっと滞納整理するためには差し押さえ等が現実にかかるわけですね。それについてフォローができるのかどうか。全部お金に替えられてしまうということで、その人の財産自身でも、あるいは生活する上でも、あるいは経営されている方であれば経営基盤をなくしてしまうということで、本当に死活の問題につながるということがあるわけです。そういうところのフォローができるかどうか、この点が明確じゃないということで非常に心配なんです。先ほどその点についてご回答がないもんですから、答弁の方をひとつよろしくお願いします。

総務課長（宮下君） まず、基本的には納税の義務という形の中で納税をしていただいている方との不公平感というものはやはり取り除かなければならない。税の公平性という形の中で税の信頼性を高めなければならぬという形の中で、こういった組織、機構をつくっていくわけでありませう。

そういった中で移管いたします案件の基本的な考え方につきましては、高額滞納事案ですとか、分納誓約をしても守っていただけない、滞納が累積している、催告に応じないものだとか、資産があったもの等収入がある場合につきましては、そういった中で移管をさせていただくという形になろうかと思っております。

そういった中で、先ほど答弁がありました。今後どのような形の中で移管をしていくのかという部分につきまして、十分検討してまいりたいというふうに考えます。なかなか町になりますと、そういった部分の法的な措置等ができない部分等ありますので、そういった部

分につきましては肅々と対応していくという形になろうかと思えます。

町につきましては、今後とも地方税法に基づき、町といたしましても、その中では研修等も実施されるということでもありますので、徴収法等に基づきまして厳格な対応をする中で、また広域連合、県と協力して未収金の解消に努めてまいりたいと考えております。

11番（円尾さん） それぞれ今、答弁いただいた中で、200万円以上の、坂城町では9件を予定しているという話でしたんですけれども、いわゆる移管予告をした中で選んでいくということが今の基準になってくるかと思うんですけれども、既に9件という予定をしているわけなんですけれども、じゃあ、この9件を選んでいく基準は一体何なんだろうと。基準が幾つかあると思うんですけれども、その基準についてお示しいただきたいと思えます。

それから1件について16万6千円の負担金があるというお話でしたけれども、これは解決するまで、その事案を持っていってもらえるのかどうか。それとも、この16万6千円でお願ひしたのが期限があるのかどうか、その辺をもう1回お聞きします。

もう1点は、やはり先ほどもちょっと触れられていましたけれども、課税情報というのは大変個人的なプライベートなものが多いわけですね。勤務先であったり資産であったりということがありますので、今は町がそれをしっかりと情報として持っているんですけれども、これを広域連合へ伝えるということで情報が漏れていくのではないかと、その情報を漏れるということが大変心配されるんですけれども、情報の流出をしていくということに対して、どんな手当てをされているのか、その辺についてお尋ねします。

収納対策推進幹（春日君） お答えいたします。

移管の基準ということでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、広域連合の方で大口困難案件の移管基準を設定してございます。それに基づいて移管する案件を選定していくわけでございますけれども、まず1点としては、大口あるいは整理困難案件ということで、滞納額が累積している事案、それから高額滞納事案、それから滞納処分が必要な事案ということで、催告とか呼び出しに応じない方ですね。それから、あと時効の関係で早期の対応が必要な事案、それから坂城だけでなく県内に、ほかのところでも滞納されているというような広域的な財産調査が必要な事案ですとか、あとそれぞれの市町村にとって整理困難な事案というような事案が示されております。

それから2点目の事案が解決できる期間ですね、一応1年ということで、各案件1年で整理を終了させるというふうになっております。ですから、1年で整理ができなかったものについては、もう1度町の方へ戻ってくる可能性があります。それについては、また再度移管することも可能ですけれども、基本的には1件当たりの負担金が発生するというものであります。

それからあと個人情報の関係でございますけれども、こちらの方は法的な滞納処分の手続

が機構の方に移管いたします。当然守秘義務もございますので、それに違反すれば罰則も適用されるということでもありますので、私ども通常の公務員と同じ扱いでおられると思います。以上でございます。

1 1 番（円尾さん） 基準は広域連合から示されたものがあって、それに沿って決めていくんだというお話でしたけれども、その中で9件というのを選んできたということに対して、まだ移管予告もしていないわけですよ。もう済んでいるわけではないですよ。それなのに、なぜ9件という形になったのか、その辺がちょっと理解に苦しむところですけども。それと同時に9件という中には生活の困窮と思われる世帯というのが入っているのかどうか、その辺どのようにされているのかをお願いします。

それから1年間の有効期限ですよという話でしたけれども、実際には戻ってきたときに、解決されなくて戻ってきたときに再度移管していくというのは大変難しいだろうと思うんです、内容的に考えても。そうなったときに町がどうするかというのが一番のところなんですけれども、最終的には不納欠損というような形になってしまうんじゃないかということをお大変心配するわけですけども、その辺はどういう対応をしようと考えていらっしゃるのかお聞きします。

もうひとつ、情報の流出という点には、もちろん守秘義務なんていうことは当然のことなんですけれども、町から情報が出ていくということで、もし情報がほかへ流出していく、移管されることなんか広域連合が集金する人たちに対して移管していくという場面も出てくるかと思うんですよ。そうなったときに、情報が漏れたときに一体どこが責任を持つのか。広域連合なのか、町なのか、その辺についてはどのようにお考えになっていますか。

総務課長（宮下君） 9件につきましては、町として、今この中では基本的な部分では、この件数的なものでお願いしていきたいというふうに考えています。例えば、もう今現段階で、例えば400人、500人という形がいらっしゃるという形の中では、それを少しずつ減らしていくという形の中では、当面の部分、負担の部分も考えながら1件当たり16万6千円かかるという形の中では件数的な部分も考えながらっております。1年間、機構の方で処理できるといいますか、予定をしている件数が1千件という形の中では、町とすれば移管をさせていく件数的なものは、この程度のものかなという形の中では算出をいたしました。今現段階でこの案件という形では決まっているものではございません。

それから解決できない場合につきましてはどうするのかという形になるかと思えます。それにつきましては、法に基づきまして必要なものについては不納欠損なり何なりの対応をしていかざるを得ないだろうというふうに考えています。

また先ほども答弁しましたが、もう1回かけるということは可能ですけれども、基本的な、例えば財産も何もないというような形の中で処理のしようがないという形の中で戻ってくる

とすれば、そういった形の対応をとって整理を図っていくという形になろうかと思えます。

それから情報が町から広域連合にお渡しするという事で徴収権をお渡しするという形になります。当然そこにはそういった情報を持ってついていくわけです。そこで問題が発生した、情報が流出したという形になれば、当然それは広域のところで責任をとっていただくというふうに考えております。

今この9件の中に生活困窮者があるかという形ですが、今現段階でお話ししましたとおり、この9件を今、特定してございません。

それと例えば地方税法に基づきましても、例えば給料を差し押さえるという形でも給料満額といいますか、給料を全額差し押さえることはできません。その人の生活する部分につきましても、当然残さなければならぬという状況になっておりますので、そういった部分につきましても、当然さっきも申しましたのは大型困難案件という形の中で考えていきますので、それぞれ町の中でも検討させていただきまして、それに見合う分を移管できていったらというふうに考えております。

1 1番(円尾さん) 大体中身がわかってきたわけですがけれども、その中で、まだ9件の中身はわかっていないんだというお話でしたけれども、その中で一般質問の中では徴収に結びつく事案を考えているんだという答弁がありました。こういう形で徴収に結びつく事案ということになったら、今の職員の中で徴収ができないものなのか、その辺をもう1度答弁願いたいと思えます。

情報の流出については、本当に慎重にやっていただかなければ一番困ることですので、その辺は再度、慎重にしてくださいということを要望しておきたいと思えます。

総務課長(宮下君) 最終的に徴収できるものという部分の答えではないんです。納めていただけのあるものなら、この段階で町で完全に納めていただけるわけですから、そういったものにつきましては当然、町の職員が行って、お話を聞いてやっている案件につきましては町で対応していきます。そういった中では、例えば分納誓約をいただいても納めていただけない、例えば出てきてくださいと言っても来ていただけない、お話に乗っていただけない、そういう方につきましては移管をしていくという形であります。

当然、慎重にというお話でありますけれども、私どももこれから移管をしていく案件につきましても、それがふさわしいのかどうかという部分につきましては、もちろんさっきも答弁にありましたが、それよりも何倍かのものを、こういう形で移行させますよという形のものをお出しするような状況になろうかと思えます。そういった中で、また反応等当然あるわけなので、その中でいかに納めていただくかという形の中で移管件数につきましては検討をさせていただきたいというふうに考えております。

1 1番(田中君) ちょっと3点ほどお伺いしますけれども、まずひとつ、もともと地方税の場合、

特に小規模市町村の場合は、あまりにも住民と直接接しているということで、なかなか徴収の面で制約なり課題があるということをご指摘が昔からあって、そして今度はこういうことで広域的に、しかも専門的にやられるということで、非常にこの制度に期待をしているわけでございますけれども、そういう中で一応さっきの答弁の中で、滞納整理機構へ移すリストアップの基準は県がつくると、広域連合でつくって、それを町としては、ある程度運用できるようなという答弁だったと思うんですけれども、そういう町がリストアップするときに、県の基準をある程度町にかみ砕いて状況なりを把握して、踏まえてできるのかどうか。そういう町として、やはり滞納者に対する配慮というか、そういう心遣いは多少できるのかどうか、ちょっとその辺をまず1点お伺いします。

それからもう1点でございますけれども、これは1件16万円の手数料を払うということでございますけれども、例えばうちの場合の未済額なんか見ると、その人が複数件持っているわけですね、1人で。それはすべて对人的に1件当たりというのは対人なのかどうか。1人、例えばAさんという人が5件、6件と滞納を持っていた場合は、すべて6件がそのAさんの滞納整理の対象になるのかどうかということですね、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

それともうひとつは、こんなこと、今考えることはないかと思うんですけれども、不納欠損、例えば亡くなられたとか、そういうようなことで年度途中で、申請はしたと、県へ移管したと、そうしておいて、その人が不幸にしまった状況が起きて不納欠損になっちゃった場合、そういう場合は手数料なんかはどうなるのか。そういう考えもつめておられるかどうか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

先ほど来基準のお話は申し上げましたけれども、機構の方で、こんな基準で上げてくださいますということになっておりまして、実際、上げる、上げないを決定するのは町の方ということでございますので、そういう部分も考慮に入れていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の1件当たりというのはどんな基準かというご質問でございますが、これにつきましては、お1人当たりということで、この方が、例えば50件あれば50件分まとめてお1人ということで16万6千円ということになります。

それから執行停止、不納欠損の関係でございますが、機構の方の基準の中にも市町村で判断に迷うような、あまり滞納整理が進まなくて相続関係等もいろいろ複雑になっている部分について、機構の方で第三者的な立場で判断をしてくださるという部分もございます。ですから、こちらの方でぜひ上げた中で、どうしてもこれは執行停止、不納欠損をしていかなければならないという事例も出る可能性はございます。以上でございます。

1番（田中君） いずれにせよ税の公平・公正という観点から、特に私はやはり課税対象になる

ということは、そこに所得なり、あるいは財産なりがあったということが事実でございますので、ただ、昨今のように急激な世界的な不況等にあつて非常に事業等が制約が、大きな試練なり制約を受けたというようなことがあるので、そういう点はしっかりと把握して判断していただきたいと思うんですけれども、いずれにせよ、私はやはり町税というものは、ある程度あまり近くない、住民の人たちと近くないところでやるのがやはりよりベターだと思いますので、この制度に期待しておりますので、ひとつ初年度から、来年4月から成果の上がるように町としても取り組んでいただきたいなということを要望しておきます。

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 私は、議案第43号「長野県地方税滞納整理機構の設置について」反対の立場から討論をいたします。

地方税共同化は、年々増大する税の未収や滞納解決強化のために滞納整理機構として長野県と市町村で連合を立ち上げるものですが、全国では茨城県を皮切りに、形態の違いはありますが、36の都道府県で取り組みが始まっています。自主財源としての地方税の滞納解決は大事なことでありますし、国民の責務としてもすべてを否定するものではありません。しかし、なぜ、このような状況になったのか背景をしっかりと踏まえる上で徴収に取り組む必要があると思います。

課税の対象があるから当然だという意見も聞かれますが、提案理由の説明でも触れられましたが、滞納の増加した大きな原因には税制の変更があつたわけです。2007年度に町県民税の税率が700万円以上は13%、200万円から700万円は10%、200万円以下は5%あつたものを一律10%に統一され、高額所得者は税率を引き下げました。低所得者に対しては税率を2倍に引き上げられました。また、その前年には合計所得が125万円以下の65歳以上の高齢者に対して非課税措置を廃止しました。税の公平性ということであれば、低所得者に負担が重くなる不公平税制こそ正していくべきものだと考えます。そのため地方税の滞納額が増えた背景には税源移譲による住民税の増額が大きいわけです。その結果は全協のときに配付された資料でも明らかです。その上経済不況による経営の悪化、雇用破壊という生活環境の悪化があり、ここ10年は個人所得が減少しています。払いたくても払えない状況があるわけです。

税の徴収にあつて担当の職員の日々の努力は評価するところですが、滞納者に粘り強く、きめ細かに対応し、生活環境の支援もあわせて納税者として責任を持てる道をつくり出し、自治体としての役割が必要だと思います。広域化や共同化は、この原点を崩すものにならないか危惧するところですが。広域連合の職員は税金を取るだけが仕事ですから、事業が継続で

きなくても破産しても、取った後の町民には関知しない立場になります。町民は納税というだけでなく、町政全般にさまざまな立場から協力・共同しています。町民と役場の距離を遠くするものではないかと思えます。

以上申し上げたとおり、地方税滞納機構の設立にあたって坂城町が参加することは慎重にすべきだと考えます。

よって、議案に反対の討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

1番（田中君） 私は、長野県滞納整理機構の設立に賛成する立場から討論を行います。

毎年のことでありますけれども、決算議会をやりますと、未済額がどうだとか、今年の場合は2億4,200万円ほどあるわけですね。前年よりも1,500万円ほど増えているわけです。そのほかに国民健康保険税もあります。そういうものをどうするんだ、どうするんだという議会は責めますけれども、実際には、これは今、日本がすべてこれだけ大きな債務、借金をかかえて、しかも税収も高齢化に伴う、あるいはまた経済の仕組みが世界的な、グローバルな経済の仕組みが中国や東南アジアやインドの方へシフトしている。そういう中で生産年齢人口も高齢化して少なくなって活力がなくなる。そういう中で、一方で高齢化あるいは少子化ということで福祉を初めとした行政需要、ニーズがどんどん増えている。それをやはり国民が等しく負担する、応分な負担をしていくという、この制度が国のあり方の原点であるわけでございます。

そういう中で、やはり今回のこの目的であります、前から指摘されている地方税というのは、住民に直結している地方自治体、特に小規模の自治体ほど住民と接しているという立場で、なかなか回収なり徴収ができないという、そういう制約・制限があったわけでございます。それを今回、県的なレベルで機構をつくって、そこで回収専門する。これは何も、今日も説明を聞いていても、ベニスの商人じゃなくて、みんな身ぐるみ剥いでいくんじゃなくて、やはりそれぞれの状況を把握した中で取れるものは取っていく、分納なり、そういう形で回収できるものを回収していくというやり方ですから、これは当然これからの地方自治体なり、あるいは国のあり方の中にも当然そういう考えを生かされていかなければいけないのではないかと私は思います。

そういうことを考えますと、今回、県的なレベルで、しかも事務所は千曲市に1カ所だという、非常に事務的な経費も少なく抑えて効率性、費用対効果を上げようとしている回収機構の設立に私は町として参加するのは当然だと思ひまして、賛成の立場で討論するものであります。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(春日君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時41分~再開 午後2時52分)

議長(春日君) 再開いたします。

日程第14「議案第44号 平成22年度坂城町一般会計補正予算(第2号)について」

議長(春日君) これより質疑に入ります。

6番(入日さん) 7ページ目の6企画費で、太陽光発電システム設置補助金75万円増額になっていますが、たしか当初予算では10件分見ていたと思うんですが、それ以上に多分増やしたと思うんですが、それは何件分見越しているのでしょうか。

それから10ページの民生費の中の4心身障害者福祉費で特定疾患見舞金7万2千円増えています。これは新たに特定疾患が増えたということでしょうか。

それから13ページの款6農林水産業費の目2で里山環境整備委託27万8千円、これは委託料ですが、どこを整備する予定でしょうか。

それから、その下の目3の林道事業費、林道補修工事110万円、この林道はどこの補修をする予定でしょうか。

企画政策課長(片桐君) お答えいたします。

当初予算では最高限度額7万5千円で10件分です。本年度ご要望が多かったものですから、もう10件分75万円、7万5千円掛ける10件分で75万円を補正をお願いするものであります。

福祉健康課長(中村さん) 特定疾患の見舞金ですが、当初70人分を予算計上いたしまして、6人新たに特定疾患が増えましたので、6人分、7万2千円を今回補正でお願いしたものでございます。

産業振興課長(宮崎君) 13ページの里山環境整備事業についてでございますが、これについてはアカマツの枯損木を中心に村上地区を中心に伐倒するというようなことでございます。

次の林道の補修でございますが、これにつきましては、7月、8月の豪雨被害に遭ったところの対策工事をしたいということございまして、どこかということございまして、林道網掛線、籠岩線、小網の作業道、大久保作業道、平沢線、あと更埴坂城線と不動建線とい

うようなことで、内容とすれば側溝が詰まっている部分であったり、法面の土砂崩落、これを片づけたりというような対応でございます。以上です。

6番（入日さん） 7ページの太陽光は10件分増えたと。現在、何件分の申請があるのでしょうか。何件分その補助を出したのか。

それから13ページの里山整備、村上地区のアカマツの枯れた木を伐倒という話だと思えますけれども、これは委託は森林組合なのでしょうか。それともシルバーなんでしょうか。

企画政策課長（片桐君） 8月末現在までの状況であります。最高限度額7万5千円の補助をお出しした方が1件、それ以外は5kW以下ですので、4万円、5万円台という方がいます。

8月末現在ですが、13件で72万9千円支出してございます。現在お申し出が、お問い合わせがある方で4名ほどの方が補助金のご要望があるということで、今後まだ増えてくるんだらうなというようなことで、最高限度額7万5千円の10件分を予算でお願いしているということでもあります。

産業振興課長（宮崎君） お答えします。

里山環境整備委託につきましては、長野森林組合へ委託の予定でございます。

4番（大森君） 16ページ、款10項4の目3図書館費で、説明で07001臨時職員、これは46万2千円減額になっていますが、この内容についてご説明ください。

教育次長（塚田君） 臨時職員の減額の関係ですが、そのひとつ上の01011に図書館長という項目で補正を今回お願いしております。館長につきましては、今まで諸般の都合によりまして2日半というような状況で勤務いただいていたんですが、10月からは全日勤務いただけるという状況になりましたもので、それにつきまして今回補正いただいて、それに対する臨時職員をお願いしていた関係で今回そちらの臨時職員の関係を減額させていただいたということでございます。以上です。

4番（大森君） 減額が職員1人減らしたのか、それとも全体でこの費用を賃金として全体として下げたのか、その辺のところはちょっとはっきりしないんですが、それについてご答弁願いたいと思います。

常勤になって当たり前で、臨時の職員の方の給料なり、あるいは人員を減らすという意味だと思うんですが、この対応について私ちょっと納得できないんですけれども、先ほど質問した点について説明願います。

教育次長（塚田君） 館長が全日来れなかった分について臨時職員として雇っていた方がいたということで、その方の分を今回減らしたと。おわかりになりますか。館長さんが今まで週に2日半という形の中でお勤めをいただいていたと。本来ですと5日間来ていただかなければいけない、5日間来ることによって通常の業務ができるという中で、2日半分が足りないということで、その2日半について臨時職員をお願いしてきたと。今度は10月から館長さん

が週に5日間来れるようになったということで、今までその分に臨時としてお願いしていた方をかわりに減額させていただいて館長さんが来るということでございます。

4番(大森君) 遠回しじゃなくて、1人おやめになっていただいたとか何かそういうような対応なのかどうか、もうちょっと明確にお願いしたいと思います。臨時職員の方の全体の給料を下げたのか、それとも誰かおやめになっていただいたかという、そういう点について聞いているわけです。

教育次長(塚田君) 端的に言いますと、さっきからも申し上げているんですが、1人おやめになっていただいたということでございます。

1番(田中君) それでは何点かお聞きしますけれども、まず3ページの歳入でございますけれども、地方交付税が今年度当初予算でも増えている、倍近く。80%以上たしか増えていたと思うんですけれども、今回また3億6千万円も補正するんですけれども、これは内示というか、国の方から、総務省の方から内示か何かあったんですか。それとも地方財政計画あるいは基準財政収入や支出の関係からこういうことが期待されるということの予想なのか、ちょっとその説明、簡単をお願いします。

それから5ページと6ページの関係でございますけれども、5ページの款17の繰入金でございますけれども、財政調整基金を3億9千万円、交付税も増えているということで、4億2,200万円減額しているわけなんですけれども、の中の財政調整基金の繰り入れを約4億円減らすことができているわけなんです。その下の6ページの臨時財政対策債は、これは国が後で大分面倒見てくれるということなんですけれども、これが2億2千万円ほど増額してあるんですが、私どもとすれば新たな借金するんなら基金からの繰り入れを減らすのがいいんじゃないかと思うんですけれども、こういう仕組みというのは町独自の考えでやられているのかどうかということなんです。

なぜかという、臨時財政対策債は交付税の先食いと言われているわけございまして、これをどんどん食っていっちゃうと交付税そのものが増えない限りは普通交付税の方へしわ寄せが来るのではないかという懸念があるんですけれども、その辺をどういうふうにお考えなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから支出の関係で2点ほどお願いします。

14ページでございますけれども、8款の2目の道路維持費の関係でございます。道路維持費530万円なんですけれども、測量設計委託が60万円あって、道路維持工事が470万円ということなんです。これは同一物件ということで、今年設計して工事まで間に合うということでもいいのかどうか。できたら、差し支えなければ場所を、どんな工事なのかをちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから16ページでございます。

教育費の関係でございますが、2目の事務局費で、すみません、説明があったかもしれませんが、私ちょっとメモしてなくて、25001説明の文教施設整備基金5千万円ということで、これは去年は食育・学校給食センターや何かに出したので、交付税なんかが来たということで財源があったので貯金をするというでいいのかどうか。ちょっとその説明をお願いします。

財政係長（柳澤君） それでは歳入に関しまして、まずお答えしてまいります。

交付税の伸びという部分の予算化という部分であります。この部分につきましては、普通交付税の算定結果が終わりまして伸びがおおむね確定したという状況でございます、今回の補正計上をさせていただいているところでございます。

それから臨時財政対策債でございます。

この部分に関しまして、国の地方財政計画の方針によりまして交付税とともに臨時財政対策債を借り入れるというような方針でございますので、これにつきましても今回借入れを起こしてまいりたいというような考え方でございます。

それから繰入金の方でございます。

地方交付税が財源として交付をされました。財源不足ということで財政調整基金から繰り入れを行っていたところでありますけれども、その分の手当てができましたので、この部分に関しましては基金の方に戻入れをするというような手続をとりたいということで計上させていただきました。

それから歳出の部分でございます。

文教施設整備基金への積み立てという部分であります。交付税の算定、それから臨時財政対策債という部分の算定をいたしました。今後の町の事業展開を考えたときに、学校施設の耐震化等々が想定をされるというような状況になっております。そのような観点で文教施設整備基金の方に積立金を行ったというようなところでございます。以上です。

建設課長（荒川君） 14ページ、道路維持一般経費の関係でございますけれども、道路維持工事につきましては、2件の工事を予定をしております。

まず1カ所は、林道平沢線の入口、土井の入1号溜池の上段になりますけれども、その町道の下部分が法面がちょっと、水路が崩落をしております、その補修ということでございます。

それとあともう1カ所、北日名の横尾根地区というところで崖上法面の崩落の危険防止ということの対策でございます。

また測量設計であります、さきに申し上げた水路の関係で用地の測量、それから水路の勾配を測量していく経費ということで60万円を見積もっております。

1番（田中君） 非常に国が財政が厳しい、しかしギリシャのように、よその国から借りている

のではないから大丈夫だなんていう面も言われているんですけども、非常に財政が厳しい中で、今回我が町にとっては税収の落ち込み分といいますか、異常ぐらいに感じるんですけども、交付税や何かが増えたということで、貯金へも回せられたという、あるいは基金の取り崩しも少なく済んだというようなことで非常に好ましい状況だなど。補正を見ていると何か不景気じゃないんじゃないかというような思いもするんですけども、執行にあたっては、より適切に費用対効果を考えてやっていただくことを要望しておきます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第15「議案第45号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第16「議案第46号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第17「議案第47号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第18「議案第48号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第19「議案第49号 平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

日程第20「議案第50号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第51号 坂城町教育委員会委員の任命について」から追加日程第3「議案第53号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(春日君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(中沢君) 提案説明をいたします。

議案第51号「坂城町教育委員会委員の任命について」でございます。

本案につきましては、平成14年10月1日以来、町の教育行政にご尽力いただきました山城たか恵委員の任期が、この9月30日で満了となります。その後任といたしまして、見識が高く、地域の信望も厚く、また地元企業の経験を生かしてのものづくりのまちへの支援や人材養成への対応などから山城修二氏が適任と存じ、委員を任命したく議会の同意をお願いするものでございます。

なお任期は平成22年10月1日から26年9月30日の4年間です。

次に、議案第52号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございます。

本案につきましては、9月30日をもって中澤恵子委員の3年間の任期が満了するにあたり、引き続いて地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期は平成22年10月1日から3年間でございます。

次に、議案第53号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」でございます。

本案につきましては、坂城町、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置しております千曲市坂城町等公平委員会委員について、本年11月20日をもって北島幸子委員の任期が満了しますので、引き続いて経験豊かで人格識見ともすぐれております同氏を再任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(春日君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時22分~再開 午後3時29分)

議長(春日君) 再開いたします。

追加日程第1「議案第51号 坂城町教育委員会委員の任命について」

議長(春日君) これより質疑に入ります。

6番(入日さん) 山城さん自体についてどうこう言うつもりはないんですけども、今年の9

月に町の振興公社の囑託になって、特産品等ブランド開発ということでやっていただいています。それで非常に今、振興公社も入館者が減って経営が苦しくなっていますし、特産品、ブランド開発のねずみ大根焼酎とか、化粧水ですか、そういうものが開発されてきてはいるんですが、いわゆる味ロッジと結びついた特産品の開発だとか、やはりその辺にも、もうちょっと力を注いでもらいたいと思うんですね。特に味ロッジを中心にしたところは本当に特産品のブランド化をしていかないと、これからもおんぶに抱っこ状態になってしまうということで、売る先の開発だとか、そういうことを本当に力を入れていかなければならないと思うんです。そういう意味では、そちらの方に力を注いでもらいたいと。町で教育委員会と二股をかけられるぐらいの、そんな仕事の内容なんでしょうか。また山城さん以外に適任者がいなかったのか、非常にその点が私は不思議に思うんですけれども、その辺について答弁をお願いします。

町長（中沢君） お話のありましたように、山城氏は有能な方で、各般にわたってお力添えをいただいております。教育委員は非常勤でございまして、そして地方公務員法に基づく職員は兼務することはできませんけれども、民間の方は、かえってよりよいいろいろな対応ができるということでもあろうかと思えます。振興公社も期限付の囑託でもございますので、この際、お忙しいけれども、いろいろ各般にわたってやっていただきたいということをお願いしたいということでございます。以上でございます。

6番（入日さん） 町でもいろいろな塾を開いている人もいますし、不登校の問題などにも取り組んでいる人がいるわけですね。そういう人たちが、なかなか教育委員に推薦されてこないというのが私自身非常に不思議なんですけれども、先ほど町長が振興公社は囑託なので期限付だと。この囑託の期間は、じゃあ、いつまでなんですか。それ以後は教育委員会の方に専念できるということですか。

町長（中沢君） たまたま現在、そういう立場にいるということを申し上げたまででございます。そしてまた、山城氏は村上のご出身ということで、教育委員会も、でき得れば各地域に1人ということの中で何人かの候補者の中で最適ということで選任をお願いした次第でございます。以上です。

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）同意」

追加日程第2「議案第52号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

追加日程第3「議案第53号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（春日君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成22年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月1日に開会され、本日までの21日間の長きにわたり、審議をいただきました。提案いたしました平成21年度一般会計・特別会計決算の認定、条例の制定と一部改正、広域連合の設置、平成22年度一般会計・特別会計補正予算、人事案件等について原案どおりご決定賜り、ありがとうございました。

さて、この14日に行われました民主党代表選挙は、党员・サポーター票を獲得した菅首相が再選いたしました。円高や雇用対策、景気対策の早急な補正予算対応と来年度予算編成など国民が期待する課題が山積されており、ねじれ国会の行く末も懸念されるところでありますが、一日も早い経済回復を願うものでございます。

1金融機関につき、1預金者が元本1千万円までと、その利息の預金債権が預金保険法によって保険の対象になるというペイオフが10日初めて発動されました。日本振興銀行は定額預金のみの特種な銀行ということで金融庁が判断いたしましたということですが、実際にペイオフが発動されたということに今後の影響がないのか、心配するところでございます。

さて、招集あいさつでも申し上げましたが、町が交流議定書を締結している復旦大学日本研究センターから創立20周年の記念式典の招待を受けていることにあわせ、町内企業の現地視察などを含めて、今週末から4日間の日程で坂城国際産業研究推進協議会の竹内会長を団長に20名が訪中いたします。報道によると中国国内で反日的な行動が見られるということですが、交流、友好、安全の視点から弾力的に対応してまいりたいと考えております。

条例審議をいただきましたさかき地場産直売所は、来月中旬の完成を目指して建設工事が

進められておりますが、より多くの皆さんに出荷会員として登録をお願いし、安全で安心な農作物等が提供できますよう期待しているところでございます。

昨年の「全国辛味大根フォーラム」を受けて、11月13日土曜日にJAちくまの農業祭と連携しまして、ねずみ大根祭りを開催いたします。昨年参加いただいた産地の辛味大根を取り寄せてイベントを計画しております。

上田坂城バイパスは現在、国と県により交差点改良等の工事が進められておりますが、鼠橋以北の早期事業化に向けて思いを込めた啓発看板を設置いたしました。町といたしましても道路の利用者に必要性を訴えるとともに、中央要望活動を強力に働きかけてまいりたいと存じます。

坂城の子どもたちが郷土の歴史を学び、村上義清に思いを馳せ、郷土愛を育む事業として10月23日に開催されます信州大学の笹本正治教授による信濃村上氏シンポジウムにあわせ、翌24日の日曜日には地元育成会の協力により小学生によるのろしりレーを計画しております。

スポーツの秋、文化の秋でございます。町民運動会、青少年ウォークラリー、町文化祭、第10回を迎えるシネマフェスタなどいろいろとイベントが目白押しでございます。議員各位におかれましても、お体に留意され、活躍されんことを祈念申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

議長（春日君） これにて平成22年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後3時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 中山間地直接支払事業について</p> <p>イ. 交付金の対象地域と用途内容は</p> <p>ロ. 獣害対策に町の助成を上乗せ出来ないか</p> <p>ハ. 役員の負担が重い委託出来ないか</p> <p>2. 農産物直売所について</p> <p>イ. 直売所の管理運営は</p> <p>ロ. 町内の同業の直売所への影響と連携は</p> <p>ハ. 経営の見込みと町の負担は</p> <p>ニ. 集客に対する具体案は</p> <p>ホ. 端境期の運営は</p> <p>ヘ. 千曲川さかきパーキングでの計画は</p> <p>3. 定住自立圏構想について</p> <p>イ. 上田市と協定は</p> <p>ロ. 財政措置は</p>	<p>3 番 塚田 忠</p>	<p>町 長 産業振興課長 企画政策課長</p>
2	<p>1. 生活関連の課題対策の取り組みについて</p> <p>イ. 高齢者に優しい町づくりへ</p> <p>ロ. 空家・空地対策を</p> <p>ハ. 鼠団地の県営住宅跡地の活用は</p> <p>ニ. 長期総合計画へ町民の意見は</p> <p>2. 平成21年度決算について</p> <p>イ. 支出節減の取り組みは</p> <p>ロ. 事業評価への取り組みは</p>	<p>1 番 田中邦義</p>	<p>町 長 産業振興課長 建設課長 企画政策課長 福祉健康課長</p>
3	<p>1. 超高齢社会のなかで</p> <p>イ. 手厚い支援の町に</p> <p>ロ. 核家族化への支えとして</p> <p>2. 滞納整理業務共同化について</p> <p>イ. 組織体制と検討内容は</p> <p>ロ. 町の基本的な考えは</p> <p>3. 民具の保存振興について</p> <p>イ. 町民の生活文化の掘り起こしを</p>	<p>5 番 山城賢一</p>	<p>町 長 福祉健康課長 総務課長 教育次長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 学校等の耐震化について イ. 耐震化の完了は ロ. 遅れている理由は ハ. 公共施設への取り組みは 2. 高齢者の所在確認について イ. 町の実態は ロ. 人口の登録について 3. 町職員の地区担当連絡員制の運用について イ. 制度の活用は	8 番 林 春江	町 長 教 育 次 長 住 民 環 境 課 長
5	1. 平成21年度公共工事入札・契約の施行について イ. 指名競争入札について ロ. 随意契約について ハ. 公共工事発注と落札状況について 2. 地籍調査の進捗状況について イ. 地籍調査済み区域の実施経過について ロ. 今後の調査事業の見通しについて	9 番 宮 島 祐 夫	町 長 企 画 政 策 課 長 建 設 課 長
6	1. 保育制度はどうか イ. 「子ども・子育て新システム」について 2. 中心市街地の活性化について イ. 町は何ができるか 3. 有害鳥獣の被害対策は その2 イ. 被害防止対策は	4 番 大 森 茂 彦	町 長 福 祉 健 康 課 長 産 業 振 興 課 長
7	1. 保育園、学校の暑さ対策は イ. 冷房の設置を 2. 鳥獣被害について イ. 農作物被害に対する施策は ロ. 駆除対策と猟友会への助成について 3. 補助金について イ. 予算書、決算書が提出されているか ロ. どのように使われているのか把握しているか	6 番 入 日 時 子	町 長 子 育 て 推 進 室 長 教 育 次 長 産 業 振 興 課 長 総 務 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 第5次長期総合計画について イ. まちづくりの基本理念は ロ. 意見の反映は ハ. 国土利用計画は 2. 防災について イ. 災害見舞金支給制度の見直しを ロ. 防災計画のその後は	11番 円尾美津子	町 長 企画政策課長 福祉健康課長 住民環境課長
9	1. 増え続ける児童虐待について イ. 町の現状と防止策は ロ. 「こんにちは 赤ちゃん事業」の状況は 2. 定住自立圏構想の推進について イ. 具体的な取組みについて 3. 葛尾組合の財政状況について イ. メンテナンスコスト増大と今後の見通しについて 4. 買い物弱者に支援を イ. サービスの検討を	7 番 安島ふみ子	町 長 子育て推進室長 福祉健康課長 企画政策課長 産業振興課長
10	1. 自然とともに自立の構想を イ. 太陽光、風力、水力活用へ挑戦を ロ. 森林整備で鳥獣被害対策を ハ. 穀類・野菜等の自給自足態勢を ニ. 町外の風をもう少し感じてみたい 2. 小網、鼠橋通りの安心安全を イ. 小網地区の上水道普及推進は ロ. 鼠マレット場への出入り安全策を 3. 予想外の状況に機敏な対応を イ. 熱中症防止にどんな対応をしたか	13番 柳澤 澄	町 長 産業振興課長 建設課長 福祉健康課長